

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
76

2018.9

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 私と法制度整備支援 和歌山弁護士会弁護士 波床 昌則

特集

【新プロジェクト】

8 [ミャンマー] ミャンマー法整備支援プロジェクト ～フェーズ1の回顧とフェーズ2の課題～
JICA長期派遣専門家(チーフアドバイザー) 野瀬 憲範
20 [ラオス] 「法の支配発展促進プロジェクト」が開始! ～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～
JICA長期派遣専門家 伊藤 淳

寄稿

33 [連載] プノンペンの平日(4) ～カンボジア法整備支援の日常～ JICA長期派遣専門家 内山 淳

外国法制・実務

42 [ベトナム] ベトナム弁護士及びベトナム弁護士連合会の概要 JICA長期派遣専門家 枝川 充志
50 [カンボジア] カンボジアの司法 ～ Contribution of Law ～ JICA長期派遣専門家 内山 淳
60 [ラオス] 民事訴訟法(2012年改正)(1) 元JICA長期派遣専門家 石岡 修
126 [中国] 中国立法法の改正について(3) JICA長期派遣専門家 白出 博之

活動報告

【会合】

159 法整備支援へのいざない 国際協力部教官 前田 澄子

【海外出張】

168 [ネパール] 仮釈放・保護観察・量刑ワークショップ 国際協力部教官 梅本 友美

【国際研修・共同研究】

171 [ベトナム] 第60回法整備支援研修 国際協力部教官 鈴木 一子

178 [ミャンマー] 法・司法制度整備支援プロジェクト第13回本邦研修 国際協力部教官 岩井 具之

【講義・講演】

191 国際協力専門官 阿部 愛子

【研修等実施履歴】

192 国際協力専門官 阿部 愛子

【活動予定】

194 国際協力専門官 阿部 愛子

論考

196 法整備支援の「木も見て森も見る」 国際協力部教官 鈴木 一子

専門官の眼

215 主任国際協力専門官 松波 宏幸

各国プロジェクトオフィスから

218 元ベトナム長期派遣専門家 塚原 正典
カンボジア長期派遣専門家 内山 淳
ラオス長期派遣専門家 佐竹 亮
ミャンマー長期派遣専門家 野瀬 憲範
インドネシア長期派遣専門家 石神 有吾

編集後記

221 国際協力専門官 阿部 愛子

私と法制度整備支援

和歌山弁護士会弁護士

波床昌則

第1 はじめに

私は、法務省法務総合研究所国際協力部からご依頼をいただいて、2014年11月以降、東南アジア諸国の法制度整備支援の仕事に携わらせていただいている。ミャンマーとネパール関係のセミナーに参加させていただいた後、2015年8月以降は現在に至るまで、ラオス関係のセミナーに継続的に参加させていただいている。

しかし、私と海外法制度整備支援の関わりは、それが初めてではなく、2013年12月から2016年7月にかけて台湾関係の仕事にも携わった。

法制度整備支援として、台湾でどのようなことが求められているのか、紹介させていただくことも、この分野にご関心をお持ちの方々にとって意味があると思われるので、東南アジア諸国に対する私の関わりについて述べさせていただく前に、台湾のことについても触れさせていただきたい（なお、台湾に関する箇所は、以前に私が「台湾観審員制度管見」と題して、和歌山弁護士会会報87号に発表したものである。）。

第2 台湾

1. 観審員制度

刑事裁判における国民参加の潮流は、世界的にみて加速しつつあるように思われる。最近、韓国でも陪審制度が導入されたし、日本でも裁判員制度が施行されている。台湾でも、司法院（日本でいえば、最高裁事務総局のような組織）から立法院に観審員制度法案が提出され、立法化の動きがある。

台湾の刑事裁判は、当事者主義構造ではなく、職権主義構造が基本となっている。起訴状一本主義ではなく、捜査段階の資料は起訴と同時に一件記録として裁判官のもとに全部送付される。ただし、伝聞証拠法則も同時に採用されており、公判審理の前提として、当事者が裁判官の面前で一件記録中の資料を証拠とするかどうか意見交換を行う準備手続が前置されている。実際に準備手続を垣間見たところでは、裁判官が一件記録中の資料について次々と弁護人に対し証拠意見を求め、書記官がその意見を逐語的に調書に録取しているようであった。

観審員制度法案は、とりあえずこのような刑事裁判の基本構造や手続はそのままにして、5名の国民に公判審理への立会を求め、勧告的な意見を聴く（したがって、現法案では、観審員には評決権が与えられていない）仕組みを作ろうとする法案である。

私は、司法院（頼浩敏院長）から招聘を受けて、3回にわたって訪台し、日本の裁判員制度の現状と課題について講演をしたり、他の国の学者や実務家と一緒に、国民の司

法参加の在り方に関するシンポジウムに参加し意見交換をさせていただいたりする貴重な機会を得た。

2. 司法院，裁判所，法務省及び大学院での講演

2013年12月2日(月)午後6時50分関西国際空港発の日航機で台湾に赴いた。私にとって台湾は初めての訪問先であり，台湾島の上空で飛行機の窓から台北市の街明かりが見えたときには軽い緊張を覚えたのをいまだに思い出す。桃園国際空港に着くと，時差の関係で現地時間では午後9時過ぎであったが，人が非常に多くて入国手続に殊のほか手間取った。やっと通過してキャリーバッグを引っ張りながら歩いて行くと，林裕順中央警察大学教授とその門下生の皆さんが私を出迎えてくれた。

林教授は，訪台前からメールでやり取りをしていた刑事法学者であり，日本の一橋大学に留学経験を有し，裁判員制度も研究をされていて刑事裁判における国民参加制度に造詣が深い方である。当夜は，林教授の車で台北市のダウンタウンまで案内を受け，午後11時頃アンバサダー・ホテルにチェックインした。

翌日(二日目)午後には司法院で講演を行った。内容は，「日本の裁判員裁判における公判前整理手続の現状について」であり，聴衆は，司法院に出向している裁判官及び各地の高等法院・地方法院の刑事事件担当裁判官らであった。司会を担当された蘇永欽副院長が初めに私のことを丁寧に紹介してくれ，恐縮したことを覚えている。聴衆の皆さんは，自国の裁判の制度設計の在り方という視点から日本の裁判員制度に対して強い関心を抱いておられるようで，熱心に聴講されていた。また私がかつて執筆した裁判員制度に関する日本語論文を読んでおられた方もいて，質問も数多く出され，予定時間をかなりオーバーして講演を終了した。

三日目は，午前中に台北市から台湾南部にある嘉義市まで新幹線で移動した。台湾の新幹線は，日本のシステムを採用したもので，車輛のフォルムも，乗り心地・スピード感も，日本の新幹線とほぼ同様であった。午後には，嘉義地方法院で前日同様の講演を行った。嘉義地方法院は，法令により観審員制度の模擬裁判を実施することが許されている庁の一つであり，やはり日本の裁判員制度に対する関心の高さがうかがえた。

四日目は法務省で検察官らとの座談会，五日目は午前には台北市の士林地方法院での講演，午後には台北大学院での講演を行った。検察官は，観審員制度に対する不安を抱いている人が多く，私に対する質問も批判的なトーンのものが多かったように思われる。大学院では，院生らがみずみずしい感覚で国民の司法参加制度をとらえている様子が分かり，若い人の柔軟性を強く感じた。

最終日(12月7日土曜日)は，午前8時40分(現地時間)桃園国際空港発の日航

機で台湾を離れ、午後零時過ぎに関西国際空港に無事に帰ってきた。

以上のような日程で、各地で講演や座談会等を行った関係で、フリーの時間はあまり取れず、いろいろ見物できなかつたのは少し心残りであった。それでも、講演の合間に司法院の職員の方が台北市内を案内してくれたので市内の雰囲気はよく体感できた。また、時間を盗んで一人で外出し、地下鉄と路線バスを乗り継いで故宮博物院にも足をのびした。台湾ではバス停で待っていても来たバスに右手を挙げなければ、バスがバス停を素通りしてしまう。そのような体験をしたのも愉快的なことであった。

台湾の人たちは、アジアの中では反日感情が比較的穏やかであり、日本の制度や文化に対する関心も、他のアジア諸国とはやや趣きを異にしているように感じた。

3. 司法院副院長らの来日の際に裁判員裁判の傍聴に随行

司法院の蘇副院長が団長となって、総勢19名の裁判官や検察官が、2014年6月23日（月）から同月27日（金）までの日程で来日した。一行の来日の目的は、裁判員裁判の傍聴であった。

台湾の法曹は、日本の裁判員制度のことは読んだり聞いたりして知っていても、実際に裁判を傍聴した経験をもつ人は少なく、今回の来日の目的は、何よりも裁判員裁判を実際に見てみたいというものであった。

一行は、月曜日の午後、台北市の松山空港を発って羽田空港に到着し、品川プリンスホテルにチェックインし、翌日から、最高裁を表敬訪問したり、千葉地方裁判所に赴き裁判員裁判を傍聴したり、東京大学を訪問したりして、予定されていた日程を精力的にこなした。

私は、一行に随行し、最高裁では千葉勝美最高裁判事との座談会に同席し、また千葉地方裁判所では裁判員裁判と一緒に傍聴し、休憩時間には裁判所に予めお願いして借りていた会議室で、手続の流れや事件の進行について皆さんに補足説明を行った。一行は、裁判員裁判を実際に傍聴して、より一層興味を覚えたようであった。

4. 国際シンポジウムへの参加

2014年7月14日（月）から同月18日（金）までの日程で、司法院が国際シンポジウム「各国における国民参与制度について」を開催した。

参加国は、アメリカ、フランス、韓国及び日本の4か国であり、アメリカからは学者が1名、フランスからは学者と実務家が各1名、韓国からは学者と実務家が各1名、日本からは私が参加した。

初日（月曜日）と二日目（火曜日）は、台湾の法官学院（日本の司法研修所のような機関）の大講堂を使って、4か国が順番に自国における国民の司法参加制度の概要を講演した。私は、裁判員選任手続と公判審理手続に重点を置きながら日本の裁判員制度を紹介した。

三日目（水曜日）と四日目（木曜日）は、観審員制度の模擬裁判が実際に行われている基隆地方法院に二日にわたって赴き、各国からの参加者とともに一緒に模擬観審員選任手続と模擬公判審理手続を傍聴した。模擬裁判の素材となったのは、殺意の有無や防衛行為の成否等が争点となる比較的難しい実際に起こった事件であった。

五日目（金曜日）は、再び法官学院の大講堂で、各国からの参加者が模擬裁判を傍聴して感じた事柄を順次発表した。

私は、公判審理が書面中心の審理になり過ぎていること、評議で観審員が市民的感觉から鋭い視点を提供しているのに、裁判長がその視点を十分に汲み上げられなかったこと等を指摘し、かなり辛口の意見を述べた。また、模擬観審員も参加した懇親会の席でも再び意見を求められたので、模擬観審員は誠実で能力も高く、台湾の観審員制度も日本の裁判員制度同様、成功する基盤があると思うとの感想を述べた。

この訪台の期間中には、司法院の職員の方に台湾北部の観光地である淡水地区に連れて行ってもらい、海辺のレストランで台湾ビールを片手に美しい日の入りを眺めることができた。故宮博物院にも他の参加国のメンバーと一緒に連れて行ってもらい、前年12月の訪台の際には見るができなかった翡翠の白菜石と肉形石をじっくりと鑑賞することもできた。また、夜市で有名な市内の屋台にも連れてもらい、地元の食べ物にも舌鼓を打った。

7月19日（土曜日）、宿泊先のシェラトングランデホテルをチェックアウトし、午後零時5分（現地時間）桃園国際空港発の日航機に搭乗して離台し、午後3時45分関西国際空港に到着した。

5. おわりに

その後も、私は、2016年6月には台湾の法官学院から招聘されて、若い裁判官に「刑事事実認定」の講義を行い、同年7月には、再び司法院関係者や法曹実務家が訪日したので、さいたま地方裁判所で裁判員裁判を傍聴する際にアテンドした。

私は、常日頃から、外国に対する法制度整備支援は、真の国際協力といって良い仕事であると確信している。その意味で、台湾の観審員制度の整備にいささかなりとも関わることができたのは、大変光栄なことであった。

もっとも、その後、台湾の国内政治が混迷したため、同制度の立法化が予断を許さない状況になっていることは残念である。

第3 東南アジア諸国

1. ミャンマーとネパール

私は、裁判所に奉職していたときに、司法研修所に刑事裁判教官として勤務したことがあり、54期から57期修習生を担当した。そのご縁で、かつて54期修習生として私の担当クラスに配属されていた横幕孝介教官（当時、法務総合研究所国際協力部勤務）

から、2014年半ば頃にお声掛けいただき、東南アジア諸国の法制度整備支援の仕事に携わらせていただくことになった。

私が最初に関わらせていただいたのは、ミャンマーであった。2014年11月と2015年11月の2回にわたり、大阪（法務総合研究所）と東京（法務省赤レンガ棟）で刑事事実認定に関する講義を行ったが、その間、2015年4月7日（火）から11日（土）にかけてミャンマーに渡航し、首都ヤンゴンで法曹実務家に対して刑事事実認定に関する講義を行った。ミャンマーには、事実認定に関する文献や判例集はなく、インドから輸入された証拠法に関する基本書の簡潔な記載をミャンマーの刑法典の各条文の注記として引用するようなものがあるだけであったが、例えば、盗品の近接所持の理論についても、要旨、「盗品を近接所持している者は窃盗罪の犯人であるか、あるいは犯罪的財産着服罪の犯人であることが推認される」と記載されているなど、いささか不正確な内容が散見された。

ミャンマーに渡航の際には、関西国際空港午前11時30分発のタイ国際航空便に搭乗し、バンコクを経由して、午後6時45分ヤンゴンに到着した。私は、飛行機で渡航する際には、可能な限り窓側に席を確保するようにしている。バンコクからヤンゴンに向かうときには、飛行機の窓から見えるバンコクの市街地は、沿線道路や民家等の灯りが明るくともっていたのに、ヤンゴンでは、沿線道路の灯りもぼつぼつとしており、街の灯りも全体的にかなり少なかった。ヤンゴンの研修施設で日中講義をしていたときも、ばちんという音とともに扇風機が止まり、しばらくしてからまた扇風機が回りだすといったふうであった。日本で停電することがほとんどない生活を送っている我々にとっては、電力の安定供給は当たり前のように思っているところがあるが、世界的にみれば、そうとはいえないということを実感させられた。

ヤンゴンの市街地を自動車で走ると、汚れた小川沿いにバラックのような建物が続いている光景が見られ、ミャンマーはアジア最後のフロンティアといわれるのも納得できた。しかし、街中には若い人が多くてエネルギーが溢れており、道行く人々の顔を見ても暗さはあまり感じさせなかった。また、現地の人々は、時間があれば、寺院に赴いて膝を付いている姿があちらこちらで見られ、バガンの遺跡も、人々が一代限りで築いた富をそのままにせず、寄進した結果、仏塔があれだけできたと聞いた。おそらく、貨幣経済に毒され、飽くなき物質的繁栄を求めがちな我々より、足るということを知り、敬虔な生活を送っているミャンマーの人々の方が、精神的には豊かな生活を送っているのではないかと思う。この感覚は、朝早くから托鉢に回る僧に玄関先で施しをする姿が至るところで見られるラオスの人々に対しても、同様に抱くところである。

ネパールの法制度整備支援では、2014年12月に東京（JICA等）で、裁判の進行管理事務に関して講義を行うなどした。日本で書記官が中心となって裁判の進行を

管理するためにいろいろな試みがなされていることを紹介したが、どれだけネパールの実務に参考になったかは心もとないものが残った。ネパール側の実情をもっと理解したうえで、有益な情報提供とアドバイスに努めたいという悔いを残したままセッションを終了したが、ほどなくネパール本国で大地震が起こり、その思いが実現できなかったのが誠に残念であった。

2. ラオス

ラオスに対する法制度整備支援の関係では、私は、2015年11月、2017年1月及び同年12月の3回にわたっての本邦研修と、2016年3月、同年12月、2017年5月、2018年2月及び同年6月の5回にわたっての現地セミナーに関わらせていただいた。私にとってラオスは法制度整備支援の関係では最も濃密に接することができた国である。

ラオスでは国立司法研修所が3年ほど前にできたばかりである。現時点での課題は、大学、司法研修所及び実務の三段階の教育課程において、法曹養成の一貫性をどのようにして保つべきかという点にある。そこで、ラオス国立大学、司法研修所、最高人民裁判所、最高人民検察院、弁護士会の関係者は、一つのグループを作って、三段階の各課程の教育目的と内容を整理し、継続教育を目指すことをまず合意した。

次に、教材開発に取り掛かり、日本の司法研修所で白表紙記録が教材として有効活用されていることを参考にしながら、ラオスの実際の裁判記録を基にして民事関係と刑事関係の二つの模擬事件記録を作成する作業に着手した。

私は、主に刑事関係の模擬事件記録作成に対する助言を行ったが、作業を拝見していると、初めて模擬事件記録を作り上げることに對するラオスの担当者の方々の戸惑いを強く感じた。日本では、司法研修所で白表紙記録を作る上での手順やノウハウが連綿と伝承されているので、現段階で、ラオスで作ろうとしている模擬事件記録のようなものを作ることはさほど苦労しないのであるが、ラオスでは、第一号の模擬事件記録作成ということで悪戦苦闘されていたようであった。例えば、模擬事件記録に作り上げるに適切な実際の事件記録の選定に始まり、当該事件記録の点検と整理、証拠目録の作成、仮名処理、記録の加工修正といった作業が順次行われたが、その一つ一つの作業の中で疑問となる点や引っ掛かる点が噴出して、なかなか作業が前に進まないことがあった。

私を含め日本側からは、模擬事件記録の作成は、あくまで法曹教育に使用する教材とする目的で行うものであるので、教育効果が上がるように作ることが肝要であるということをいろいろな段階で助言して、作業を継続していただいた。そのような作業を積み重ねるうち、ラオスの方々にも、模擬事件記録作成の基本的なスタンスについては、ご理解いただけたのではないかと考えている。

ともかく模擬事件記録の第一号は、民事関係も刑事関係も2018年3月に完成した。同年6月には、国立司法研修所で修習生に対して、模擬事件記録を教材として使った教官による授業が試行的に行われた。国立司法研修所の教育手法として、修習生が教官の講義を受講するというスタイルの座学ではなく、修習生と教官との間で模擬事件記録を使って質疑応答を行う双方向性のソクラティック・メソッドが本格的に導入されるきっかけができたことは、誠に喜ばしいことである。

今後は、教育目的に応じて、模擬事件記録の第二号以降の新作を作成する作業を続けることに加え、模擬事件記録を使った教育効果を最大化するための教授法を研究し広めていくことが課題になると考えられる。

私は、現地セミナーに5回参加させていただき、首都ビエンチャンに滞在中はサラナ・ブティック・ホテルという比較的小さいホテルを定宿にしているが、ホテルスタッフは皆さん親切で快適に過ごせている。

何回目の渡航のときであったかは忘れたが、朝、こじんまりとしたレストランで朝食を取っていると、隣の席から年配のご夫婦が日本語で会話しているのが聞こえてきた。私は、失礼を顧みずにご夫婦に話し掛けたところ、ご夫婦は、ご主人のご両親が戦前にラオスに住んで商売をなさっていたとのことであった。ご夫婦は、亡くなられたご両親を偲んでラオスに来られ、その後ラオス各地を回られるご予定であった。

ラオスは、今でこそ、日本にとって遠い国で旅行者もそれほど見られないが（その証拠に、日本の旅行代理店のパンフレットを見ても、ラオスのものはほとんどない）、かつては日本にとって身近な国であったのかも知れない。しかし、最近では、ビエンチャンの市街にも日本企業の進出が徐々に増えつつあるように思われる。法制度整備支援の関係でも、できるだけ我々が力を尽くすことによって、ラオスと日本との交流を発展させ、戦前とは違ったかたちで相互の国民の理解を深める一助となれば、これに勝る国際貢献はないと思う。

特集

【新プロジェクト】

ミャンマー法整備支援プロジェクト ～フェーズ1の回顧とフェーズ2の課題～

JICA長期派遣専門家（チーフアドバイザー）

野瀬 憲 範

1. はじめに

ミャンマー法整備支援プロジェクトは、2018年6月1日からフェーズ2に切り替わった。今般、当プロジェクトが、フェーズ2に切り替わった機会を捉まえて、フェーズ1の振り返りと、フェーズ2の概要について紹介をせよとの依頼を受けたものである。

小官は、大学等で日本を含む法整備支援の歴史や背景等を学んだことはなく、学術的な専門性を背景にしてミャンマーの法整備支援を考察する能力はない。

また、フェーズ1の振り返りについては、独立行政法人国際協力機構（JICA）本部において、終了時評価を行ったところである。

そうした中で、小官が、得手勝手に、フェーズ1を振り返り、フェーズ2の課題や展望について記載することは、法整備支援の研究者、あるいは、黎明期からこれに関わっておられた諸先輩方から論難されるかもしれないし、また、終了時評価とは異なる視点で記載することになるのではないかと思い、躊躇を覚えるところである。

他方、小官は、2014年4月に法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）教官に着任して以降、現在まで、ほぼ一貫して当プロジェクトに関わってきており、これまで書面等で明示的に記載されていないこと、例えば、小官が感じたこと、あるいは、前任者や関係者から「なんとなく伝わっている事実（あるいは事実らしきもの）」を記載することで、後任者や当プロジェクト関係者にそうした「事実」等を共有することは幾何でも意味があるのではないかと考え、また、他のプロジェクト関係者にとってみれば、もって他山の石としていただけるのではないかと考え、本稿を記載することにしたものである。

なお、小官が専門家としてアサインされて以降に関わったJICAの活動については契約上、保秘が要請されるため、本稿は、オープンな情報もしくはICD教官として勤務していた時期に得た情報などに基づいて記載している。

もとより本稿は私見である。

2. プロジェクト開始前

本プロジェクト開始前の時期について、小官は、国際協力の分野に関与しておらず、以下の事項は、着任後に関係者から聞いたことなどを元に記載した。

(1) プロジェクト開始のきっかけ

我が国は、ミャンマーが2011年3月に軍事政権から民政移管を果たしたことに呼

応し、2003年以降基本的に見合わせていた新規経済協力案件について、2011年11月以降に支援を開始し、2012年4月21日に行われた日ミャンマー首脳会談後に発出した共同プレスステートメントにおいて、従前の経済協力方針¹を見直し、「ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けて、急速に進む同国の幅広い分野における改革努力を後押しするため、引き続き改革努力の進捗を見守りつつ、民主化と国民和解、経済改革の配当を広範な国民が実感できるよう、以下の分野を中心に支援を実施する。」として、国民の生活向上のための支援（少数民族や貧困層支援、農業開発、地域開発を含む。）、経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む。）、持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援を表明した。

法整備支援は、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援（民主化推進のための支援を含む。）」の中の「制度整備・運用能力向上（行政手続の透明性・効率性向上、法制度運用能力の向上等）の支援」に含まれるものである。

こうした動きに対応して、ICDにおいては、2012年4月に、大学教授を講師とした勉強会、2012年6月には、財務省財務総合研究所が行っていたミャンマー証券取引法令策定支援にオブザーバー参加する形で国際協力部教官及び専門官がミャンマーに出張²するなどして、JICAが行う法整備支援プロジェクト実現に向けた動きが加速していった。

（2）共同招へいと実施機関

本プロジェクト開始³前に、慶應義塾大学が最高裁判所（最高裁）長官⁴を、JICAが法務長官⁵を招へいした際、ICDは、それぞれに招へいに協力⁶し、それら招へい中のディスカッションを通じて将来のプロジェクトのデザイン等を協議している。

プロジェクト組成の初期段階においては、憲法裁判所を実施機関に加えることも検討対象になったと聞いているが、議会（人民代表院、民族代表院）に設置された委員会の法的性質（連邦レベルか否か）を巡って議会と見解が対立し、憲法裁判所のメンバーが2012年9月に辞任したことに伴い、具体的な協議に至ることはなかったとの由である。

¹ 我が国はミャンマーに対し、民主化及び人権状況の改善を見守りつつ、民衆が直接恩恵を受ける基礎生活分野の案件を中心にケース・バイ・ケースで検討の上、支援を実施。

² なお、出張旅費は法務省負担である。

³ 開始時期については、「3.（1）参照」

⁴ 2012年11月24日（土）～同年12月2日（日）（移動日を含む。）

⁵ 2013年6月8日（土）～同月16日（日）（移動日を含む）

⁶ 共同招へい。なお、法務長官招へいについては、国際民商事法センター（ICCLC）も共同招へいである。

3. フェーズ1の開始

(1) フェーズ1の開始とプロジェクト期間

JICAは、2013年8月、最高裁と法務長官府との間で、R/D⁷を締結し、法務長官府との間で、同年11月20日から、最高裁判所との間で、2014年1月7日から、同プロジェクトフェーズ1が開始された。プロジェクト開始年月が両機関でずれた理由は、最高裁との間ではプロジェクト開始時期について「専門家の着任後から3年⁸」とされている一方、法務長官府との間では「R/D締結から90日後⁹」とされていることに起因する。この結果、終期がずれることになっていたが、後に述べる中間レビューが行われた際にR/Dを改正するM/M¹⁰を締結し、その結果、終期のずれが是正されることになった。

(2) フェーズ1のプロジェクト目標

フェーズ1のプロジェクト目標とオーバーオールゴールは、以下のとおりである。

【オーバーオールゴール】

Rule of Law, Democracy and Sustainable Economic Growth are promoted by the development of laws and regulations corresponding to social and economic situation in Myanmar as well as international standards and appropriate implementation of such rules.

【プロジェクト目標】

To improve institutional and human resource capacity of Myanmar legal, judicial and relevant authorities to develop and implement laws in response to the needs of the time.

(3) ストラテジックプラン等

カウンターパート機関である最高裁及び法務長官府ともに、3年ないし5年のストラテジックプランを作成している。3年ないし5年間に行う目標を、5つの「Strategic Action Areas/ Strategic Objective」に分けた上、各「Strategic Objective」を「Strategic initiative」に分けた上でプライオリティ付けをし「Time-line」と「Responsible Persons」が記載されるという構成になっている。

アクションプランも基本的には同じ構造で、「Strategic initiative」の下に「Actions」が設けられており、「Responsible Persons」も同様に設けられている。この Responsible Persons 欄には、最高裁／法務長官府の部署とともに、協力をする各ドナーも記載されている。

ストラテジックプランやアクションプラン作成は、国連開発計画（UNDP）等がサ

⁷ Record of Discussion

⁸ Duration of the Project will be three (3) years from the date when the first Japanese expert(s) for the Project arrive in Myanmar.

⁹ Starting date of the project shall be after 90 days of the signing date of the record of discussion. なおPDMのProject Periodについては、理由は不明であるが、“From November 22, 2013”との記載がある。

¹⁰ Minutes of Meeting

ポートしており、このストラテジックプランが発表された2014年12月当時、JICAプロジェクトは、ストラテジックプランについてやや否定的な見方をしていたのではないかとかがわれる。その当時、日本側関係者に対して、①作成のイニシアティブには、UNDPが、計画策定過程においては、USAIDが協力したこと、②その内容については、階層間の論理性に問題があると思われること、③当プロジェクトの活動に関わる部分についても誤った記載が散見されることなどを報告していることから、ストラテジックプランに対する当時の反応が垣間見える。

この当時発表されたストラテジックプランは、現在「2018-2022」のストラテジックプランに移行しており、同ストラテジックプランもUNDP等が支援して作成したものである。

現在では、最高裁及び法務長官府とも両長官の認可をそれぞれ得たストラテジックプランに沿って活動していくことを重視していることが判明しているため、「階層間の論理性」などは問題とせず、このプランの存在を前提に、このプランが発表される前に行われるステークホルダーズミーティングなどで、JICAとしては、JICAのできること、将来的に行いたい活動を主張し、それを同プランに反映されるようにしている。

(4) 中間レビュー

2015年7月、中間レビューを行った。同レビューを行った理由は、①R/Dにその旨の記載があること、②プロジェクト開始から、約1年9月が経過してミャンマー側実施機関の業務実態に即してPDMの指標等を変更することに目的があったが、それらと併せて、③プロジェクト期間を延長することについて、大使館を含めた日本側関係者と協議し、プロジェクトの方向性を説明してその理解を得るという点にあったと記憶している。

当時、日本側関係者は、社会経済を下支えする司法インフラにフォーカスする当プロジェクトに一定の意義があることを認めつつも、進出企業のためにもなるプロジェクトであることを求めていた。また、プロジェクト期間が終了するというだけの理由で、フェーズ2への移行あるいはフェーズ1の延長を当然に認めるわけではない、という立場をとっていたと思われる。JICAあるいは当プロジェクトに協力するICDとしては、3年間のプロジェクト期間終了後も、プロジェクトを継続したいとの意向で一致していたため、大使館を含む日本側関係者と協議して、その関心事を把握するとともに、当方の方向性を説明してその理解を得ることも中間レビューの重要な一つの目的であったと理解している。

なお、フェーズ1の延長か、フェーズ2への移行かということに関して言うと、ミャンマー側の行政手続に時間を要することから、プロジェクト延長の方向が模索された。具体的には、ミャンマーは、年央採択が認められている国であるが、関係機関から要請書の提出を受け、タスクフォースで検討し、採択通報した後、R/Dの協議を行って、専門家の派遣手続をすすめることを考えると、残り約1年3月では間に合わないとして、

延長の方向を模索することにしたものである。

延長の可否については、中間レビューの際の説明が功を奏したのか、2015年8月ないし9月、大使館を交えたテレビ会議の際に、延長の方針についての大使館了解が得られた。

こうした協議の後、実施機関とも合意してフェーズ1が、2018年5月末まで延長されることになったわけであるが、この結果、上記3.(1)で記載した最高裁、法務長官府、それぞれの間で合意されたR/D上のプロジェクト終了時期にずれがあるという点も解消された。

おって、延長期間が1年半となったのは、当時のJICA関係者から「プロジェクトの延長期間は、最大で現行プロジェクト期間の半分しか認められない。」と説明を受けたことが理由であるが、後に確認したところ、必ずしもそうした縛りはないとのことであった。

(5) フェーズ1の本邦研修

フェーズ1の期間中に行った本邦研修は、合計12回であり、テーマ等は、以下のとおりである。

第1回(2014年5月)	法・司法制度一般
第2回(2014年11月)	研修制度
第3回(2015年3月)	立法過程
第4回(2015年6月)	会社法
第5回(2015年11月)	研修制度
第6回(2016年2月)	知財裁判制度関連
第7回(2016年6月)	倒産法
第8回(2016年11月)	調停・民事訴訟
第9回(2017年2月)	倒産法
第10回(2017年6月)	ビジネス関連法
第11回(2017年11月)	知財裁判制度
第12回(2018年3月)	新しいタイプの証拠

カウンターパート機関である最高裁及び法務長官府職員を中心に合計167人が参加した。この中で、特筆すべき試みは、2つである。1つは、テーマによっては、カウンターパート機関のみならず関連する機関にも声がけした点である。例えば、第6回の研修には、警察、科学技術省(当時)、税関からも職員が参加した。1つは、第7回本邦研修以降、必ず国会議員も研修員に加えることにしている点である。法律あるいは制度構築に関与しようとする場合、国会議員をインボルブしてその理解を得ることは、当地においては極めて重要であり、その点に着目したことは、グッドプラクティスではないかと考えている。

(6) 会社法

当プロジェクトの活動として、会社法の起草そのものを行うことが含まれていると捉えられている節がないでもないが、これは不正確である。会社法の起草それ自体を担当する省庁は計画財務省投資企業管理局（DICA）であり、当プロジェクトのカウンターパート機関ではない。会社法起草支援のスキームは、貧困削減基金を用いてアジア開発銀行（ADB）に出資し、ADBがコンサルタントを雇上してドラフトを作成し、DICAの起草を援助するというスキームであると承知している。当プロジェクトのカウンターパート機関である法務長官府が法案の審査を行う権限があることから、審査支援を通じて、会社法案にコメントをするというスキームであり、当初から、当プロジェクトは、会社法案起草そのものを目指していたわけではない。

もっとも、プロジェクト開始前の2012年12月時点では、当地に出張したICD幹部が、①法務長官府の役割が極めて大きく、②法律の起草過程における法務長官府の権限と責任は法律上も事実上も強大であり、他の官庁や最高裁を圧倒している旨報告している。当地で勤務している小官が、当地の省庁間バランスについて言及するのはいかがかとも思うが、少なくとも、小官は、法務長官府の権限と責任が「他の官庁を圧倒している」と感じたことはない。誤解を恐れずに言えば、上記報告はややミスリーディングではなかったかと思われ、こうした誤解に基づいて、何らかの機会に、関係者がその旨対外的に説明したことにより、「プロジェクトが会社法起草を行っている。」という誤解が生じたのではないかと考えられるところである。

もっとも、プロジェクトにおいても、法務長官府等との間で、約20回のワーキンググループ活動や調査団を派遣しての協議を行い、また、法案に対するパブリックコメント等にコメントをするなどして上記審査スキームを通じた支援を行っている。

上記活動は、職員の能力向上には役立ったかもしれないが、当該コメント自体は、ほぼ反映されることはなかったと理解している。

(7) 倒産法

最高裁から、倒産法についての支援要請を受け、当プロジェクトでは、2015年8月から、倒産法についての支援をすることとなった。当時の報告によると、同年8月27日に「進め方を議論するための会合」を開いたとのことである。同報告によると、JICAのみならず最高裁も、当初は、会社法に含まれる企業倒産までは支援の射程に入れておらず、個人及びパートナーシップの倒産をターゲットにしていたようである。いずれのころから判然としなが企業倒産までその射程に入り、2015年11月ころには、ADBも同分野の支援について関心を有していることが判明し、また、翌2016年6月ころまでの間、最高裁、JICA、ADBの間で、支援についてのデマケーションの調整がなされた¹¹が不調に終わり、このころになると、企業倒産も対象とした起草

¹¹ たとえば、2016年5月20日に三者会合が開かれている。

支援自体が求められていた。

A D Bからは、企業倒産についてはA D Bが、個人倒産についてはJ I C Aが起草支援をするという案も提示された。しかし、進出企業の支援としての法整備が重視される傾向の中で、企業倒産にJ I C Aが関与しないという選択はしづらく、結局、J I C A、A D Bともに会社倒産、個人倒産を含めてドラフトをすることになったが、最終的にはA D Bドラフトが採用されることになった。

最高裁は、2018年5月に行われた倒産法ドラフトに関するステークホルダーズミーティングにおいて、J I C AのWG及び本邦研修でのインプットに対して謝意を表しはしたが、起草活動は、法案が採用されなかったという意味では、今後の活動に教訓を与えてくれる。支援活動を開始した時点で、時代に即応した倒産法を素早く起草しなければならないというプレッシャーが最高裁にはあったわけであるが、そうした最高裁を取り巻く状況を正確に把握できていたか、専門家に出来ることには限りがあるので必要があれば法律事務所などを雇上して起草をする、あるいは予算措置を講じるべきではなかったか、などの点については自戒／反省を含め今後の参考になると思われる。

また、後付けではあるが、起草のデマケーションについての最高裁の考えを適切にキャッチし、最高裁が企業倒産についてはA D Bに任せたいとの意向を持っていることが分かった時点で、個人倒産をJ I C Aが行うという方針に転換することも考えられた。個人倒産も、マイクロファイナンス規制などに関連があるので、ミャンマーサイドのみならず、日本サイドにとっても意味のある支援となったのではないかと思われるところである。

(8) 知財裁判制度、調停等

上記(6)、(7)に比して、標記活動は、順調に推移していると思われる。順調な活動は、ことさら本稿に記載せずともプロジェクトの成果として残ることになると思われるので詳細は記載しないが、これら活動に共通している要因は以下のとおりである。

まず、①カウンターパート機関から協力要請があった際¹²に、先方のニーズを的確に把握したこと、②アドバイザーグループのメンバーや弁護士知財ネットの方々¹³、日本国内の研究者や実務家の皆さまの御協力を得て、また、J I C A予算を逐次投入することなく、協力初期段階では、現地セミナーや本邦研修を比較的短期間に集中して行ったこと、また、その後も、③アドバイザーグループを少人数かつフラットな構成にして、アドバイザーグループや協力していただいている先生方との意見交換及び意見集約を容易にしたこと、④セミナーとWGとうまく連動させてセミナーでのゴールを明確にしたこと、などが順調に推移している理由ではないかと考えている。

¹² 知財裁判制度については2015年9月ないし10月ころ

¹³ 知財裁判制度に関する協力についての記載である。

(9) ガイドライン作り，教科書作り

標記活動も，順調に推移していると思われる。法務長官府との間では，ジョイントベンチャーアグリーメントとリースアグリーメントに関する契約審査ガイドラインを，最高裁との間では経済関係法令に関する教科書作りを行っている。ガイドラインや教科書の巻頭に長官等からのレコメンデーションを掲載することで，デファクトスタンダードとなることを目指している。

これら活動は，それぞれ異なる当地日系法律事務所と有償の業務委託契約を締結した上で，その協力を得て行ったものである。こうした活動が順調に推移している要因は，①そもそもミャンマー側の関心が高い事項であること，②法律事務所とは契約がベースとなっているので，資料作成や成果品の遅延等がないこと，③法律事務所は，こうした分野の経験が豊富で，経験に裏打ちされた適切な資料等を作成できること，などがあげられる。なお，後者の教科書作りの協力については，法務省訟務局の協力も得ている。

こうした協力については，伝統的な技術移転の考え方との間で，あるいは，専門家の業務とのデマケーションの観点から，様々な意見があると承知している。ただ，当プロジェクトとしては，①先方の求めるものをより早く届けることができること，②より専門性が高く経験が豊富な弁護士の方先生方に依頼する方が，より適切なものを作成できること，③同じスピードと品質のものを専門家のみでできる場合は格別，そうでない場合，専門家にかかるコストと比して割安であること，④プロジェクト目標にあるとおり，経済関係法令についてコミットする必要があること，などの点から，かかる取組に意義のあるものであると考えている。

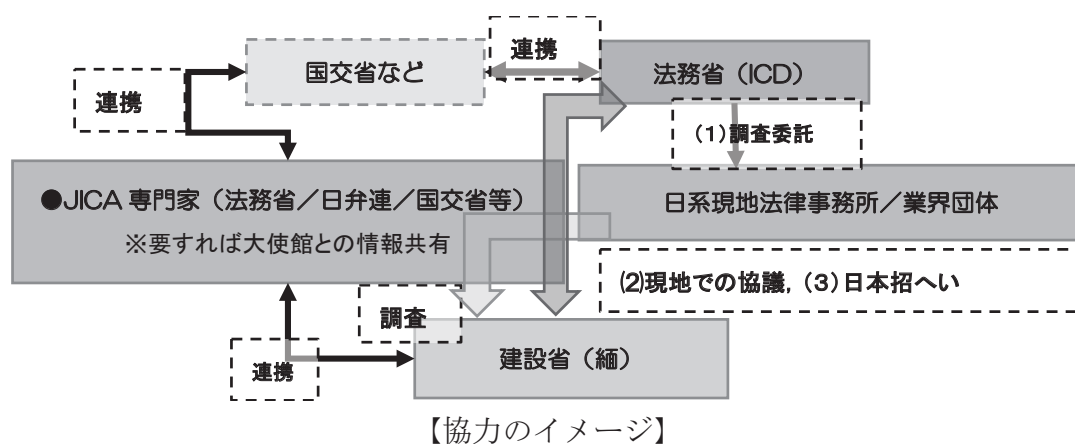
(10) 土地に関する活動

プロジェクトのメインの活動ではないが，付随する活動の一つとして土地に関する共同研究がある。本研究は，ICDの予算を用いて行うものであり，①日本からの出張をして当方関係機関との協議，②ミャンマー側関係機関の招へい，③法律事務所や日本の業界団体への調査委託，の3つを組合せ「土地共同研究」として行うものである。

本研究は，当地法律事務所から示唆を得て，当プロジェクトにおいてスキーム等を構築し，2017年4月，当時のICD部長の出張時に建設省を訪問して協議し，本共同研究を行うことにつきアドレフベースで合意がなされたものである。本活動には，国土交通省から派遣されたJICA専門家にも協力をしていただいている。

本共同研究を当プロジェクトのメインの活動として行わない理由は，カウンターパート機関がプロジェクトスキームからずれること，土地はセンシティブな問題を含んでおり，JICAの活動として正面から行うことを必ずしもよしとしない日本人関係者がいることなどが理由である。他方で，当プロジェクトがこれに関わる理由は，土地法制やその運用は進出企業にとっても重要であるし，他のプロジェクトが始める際の基本情報にもなるし，また，こうした基礎調査への協力も法務省と連携する当プロジェクトの責務であると考えからである。

なお、本年度（2018年度）は、日本土地家屋調査士会連合会に調査委託をする予定であると聞いている。



4. フェーズ2移行に向けた経緯

フェーズ1について延長がなされたものの、JICA担当部署や国際協力部としては、4年半でプロジェクトを終了させることなく、フェーズ2へと移行しプロジェクト活動を継続することが検討された。前記のとおり手続に時間を要することから、R/D署名を遅くとも、フェーズ1終了の8か月前の2017年10月に終えること、そのためには、前年（2016年）8月のタスクフォースで承認され、2017年1-3月ころの採択通報手続に乗せる必要があった¹⁴。

延長協議を通じて大使館の方向性は理解できていたので、タスクフォースにあたっては、フェーズ2が、ミャンマーのみならず、日本企業にとって裨益するという点について理解を得る必要があった。

もっともこれは、単に大使館の意向というのみならず、日本全体の方針でもあったと理解している。すなわち、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」では「TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化」の中で「海外展開先における産業人材育成や法制度整備支援及びビジネス環境の整備を行う」旨、「日本再興戦略」では「『戦略的な人材育成の実施』の中で、海外展開先における法制度整備支援等のビジネス環境整備を推進する」旨、「インフラシステム輸出戦略」では「インフラ海外展開のための法制度等ビジネス環境整備」の中で「法制度整備支援（基本法・特別法・事業関連法の立法支援、制度の運用に従事する専門家の人材育成支援）等を実施する」旨記載されてることからも、ビジネス環境整備に資する法整備支援が、少なくともビジネス環境整備に資する法整備支援であると対外的に説明できることが求められていたと思われる。

実際、フェーズ2に向けたタスクフォースにおいても、当初要請書案に対して、「5 法務長官府において、経済関連法令の整備に際しては、日本側提案による知見が法令に盛り

¹⁴ なお、根拠等について確認したわけではないが、ミャンマーにおいては、年央採択が許容されているが、徐々に、一括採択の方向に収斂しているとのことである。

込まれ、日本企業を含む外国投資に適した環境が整備される。」との項目が追加されることになった。

5. フェーズ2の目的等

こうした経緯を受け、フェーズ2のプロジェクト目標等は、以下のとおり、フェーズ1に比して、経済関係法令の整備との部分を強調した内容となっている。

【オーバーオールゴール】

The rule of law in the legal, judicial and related sectors in Myanmar is strengthened and thereby sustainable economic growth is promoted.

【プロジェクト目標】

To improve legal infrastructure, which contribute to the establishment of market economy and promotion of foreign investment, and thereby enhance the capacity of institutions as well as officials on the legal, judicial and related sectors..

6. 課題

フェーズ1、フェーズ2に関わらず、プロジェクトの課題、ないし、プロジェクト運営にあたって留意すべき事項として感じることは以下の点である。

まず、ミャンマー法曹の、コモンローに対する憧憬、コモンロー国であるとの矜持についてである。ミャンマーは、独立後英国法の国内における効力を否定し、また判例それ自体が法源とされていないなど伝統的なコモンロー法体系かどうかについては議論があるところであるが、ミャンマー法曹一般のマインドとして、ミャンマーはコモンロー国であり、コモンロー法体系をシビルロー法体系よりも上位の法体系であると考えてコモンロー国の法律や専門家の意見を重視する傾向がある。

また、Public Awareness であるとか Public Access であるとか、ある種抽象的・観念的な、あるいは神学論争的なトピックにおいては、圧倒的にUNや欧米系ドナーの力が強く、JICAプロジェクト単独では対応できないのが現状である。小官は、ガイドラインであるとか regulation であるとか、教科書であるとか、より運用面に接着した協力の方が日本の力が発揮できるし、進出企業への裨益という要請にも応えられるのではないかと考えている。

2点目としては、ミャンマーでは、“Strategic Plan（戦略計画）”などを策定し、「〇〇年度までに△△を完成させる」と目標を立てている場合もあり、ある程度のスピード感が求められているという点である。仮に完成品が目標期限までにできない場合であっても、まずは、その目標にあわせて成果物を作成し、その後修正していくという方法が評価されることがあると感じる。

成果品の作成過程についても、WGなどで議論をしてインプットし、案を先方が作るというやり方よりも、当方が作成した案に基づいて議論をして、修正案を当方が提示して議

論を続けていくというやり方が好まれるように感じる。

3点目として、倒産法起草支援の経緯を見ても分かるとおおり、ドナー間で、支援分野に「競争」がある。〇〇法の支援、と言った大きなレベルで、一旦「競争」が始まると、現地ではほぼ調整は不可能である。単にやり方が外国法のコピーであるなどと批判するだけでなく、ドナーがいかなる計画に基づいて当該法令を支援しているのか、当該ドナーとの間に融資条件があるのかなどについて情報収集のフォローとともに日本国内における調整や支援がより必要がある。

4点目は、専門的知識を持った方に対する対応である。「オールジャパンでの支援」などとして研究者の方、実務家などに協力していただく機会が多いのではないかと思われ、当プロジェクトも日本国内の研究者や実務家の方のみならず、当地の日系法律事務所の協力を得ている。一部日本側関係者の中には、「言われてみればそのとおおり」という専門的知識はタダであり、そうした専門的知識に対価を払うことに対する抵抗が強いと思われる。小官としては、「オールジャパン」との美名の元に、その実、彼らの専門的知識をいのように利用しているだけではないか、専門性に対するリスペクトが低いのではないかと感じることがある。専門的知識の提供に対しては、有償の業務委託契約を結ぶなどして、対価をきちんと支払うことが重要ではないかと思うところである。

5点目は、他に耳目を集めるプロジェクトや計画がある中で、日本国内で影響力がある方々や企業関係者に、地味な当プロジェクトの意義をどのように説明し、認識・認知してもらうかという点に、より気を配るべきである。

また、上記記載の骨太の方針などもそうであるが、関係者はその他の政府間の合意文書などに法整備支援について読み込める記載がされるよう働きかけるべきであるし、その動向にも十分注意を払う必要がある。例えば、2016年11月に発表された「日本・ミャンマー協力プログラム」には、「Ⅰ 地方の農業と農村インフラの発展 Ⅱ 国民が広く享受する教育の充実と産業政策に呼応した雇用創出 Ⅲ 都市部の製造業集積・産業振興 Ⅳ 地方と都市を結ぶ運輸インフラ整備 Ⅴ 産業発展を可能とするエネルギー協力 Ⅵ 都市開発・都市交通 Ⅶ 金融制度整備支援（政策金融／民間金融）Ⅷ 国民をつなぐツールとしての通信・放送・郵便 Ⅸ 国民生活に直結する保健医療分野の改善」と9つのコンポーネントからなっているが、一見すると法整備がどこに位置づけられるのか、そもそも含まれているのかすら不明である。「Ⅲ都市部の製造業集積・産業振興」の中に、「2 予見可能で効率的なビジネス環境・制度基盤整備」があり、その中で、「専門家派遣や日緬共同イニシアティブの官民対話を通じて、ビジネス・投資 環境関連法制の基準・運用の明確化、手続きの迅速化等、重複するルール of 簡素化等に向け協力する。また、知的財産制度整備に向けた協力を行うとともに、流通分野におけるビジネス環境の制度基盤を整備し、ミャンマーの流通近代化を後押しする。さらに、繊維・素形材等の有望産業の振興について政策対話等を通じて日本の知見を共有する。」との記載があり、ここでようやく法整備支援プロジェクト関連の記号も読み込めるのであるが、それはあくまでも「Ⅲ都市部の製造業集積・産業振興」のための法整備であると読むのが素直である。

当プロジェクトは政府方針に沿って、ビジネス環境整備に重点を置いているものの、本プログラム案についての協議があった段階で、日本国内での担当者が、当プロジェクトと関連する形で打ち込むことができなかつたのかと思う次第である。有り体に言ってしまうと、こうした文書に記載がある方が、プロジェクト活動の意義が説明しやすいのであるから、少しでも関連付けできるようにICDを含む関連部署の情報共有を強化し、連携して対応していただきたいと思うところである。

7. 最後に

冒頭にも記載したが、本稿は、前任者や関係者から「なんとなく伝わっている事実（あるいは事実らしきもの）」を記載することを目的としており、特定の個人を論難するつもりもないし、これまでプロジェクトに関わってきた人を非難するつもりもない。当プロジェクトの最大の成果は何かと問われると、(PDM上の成果とは異なる成果であるが)カウンターパート機関のみならず国会議員などとの人のつながりであると思われる。例えば、弁護士専門家が帰朝するに際して、当時の国会副議長が自宅招宴をして送別をしてくれるなどの人間関係を築いている。それに対して、当地における個別専門家の例であるが、関係者間で当地の手續に要する期間をうまく共有できていなかった結果、前任者と後任者の間が何か月も空いて、後任者はオフィスの掃除から業務を始め、人間関係もまったく引き継がれないという事例があるとのことである。こうした事例を聞くにつけ、当プロジェクトは人のつながりがうまく継承されていると思う。こうしたアセットを有効に活かしつつ、オリンピックのモットーに例えるならば「より（活動を）速く、より（質を）高く、より（コミットを）強く」プロジェクトを前進させていければと考えるところである。

ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」が開始！ ～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～

JICA長期派遣専門家

伊藤 淳

1 はじめに

ラオスでは、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の技術協力事業の一環として、2010年7月から2014年7月までの間、法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1（以下、単に「フェーズ1」という。）が、2014年7月から2018年7月までの間、法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2（以下、単に「フェーズ2」という。）がそれぞれ実施され、関係機関の協力を得て、多くの成果を挙げた。そしてこれらに引き続き、同月11日から、「法の支配発展促進プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）が開始された。

小職は、2017年7月1日に、フェーズ2の長期専門家としてラオスに派遣されて活動し、フェーズ2終了後は引き続き、本プロジェクトの長期専門家（チーフアドバイザー）として活動している。

小職は、上記の通りフェーズ2及び本プロジェクトにおける専門家として活動をする中で、本プロジェクトの形成過程にも深く関わってきたことから、本稿では、フェーズ1及びフェーズ2を通じての成果と課題を振り返るとともに、本プロジェクトの形成過程、今後目指す目標や成果等についても報告したい。

なお、フェーズ1及びフェーズ2については、本誌44号「特集：ラオス法整備支援プロジェクト開始」及び本誌61号「ラオス法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2が開始！—基礎能力向上から実務能力向上へ—」に掲載されているので、その詳細は同特集を参照されたい。

また、本稿における意見にわたる部分は小職の私見であり、小職の所属機関（法務省）やJICAの公式見解ではない。

2 フェーズ2の成果及び残された課題

(1) フェーズ2の概要—目標や活動等

フェーズ2の詳細は前記記事を、また、概要は脚注を参照されたい¹。

¹ 法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2の概要
実施期間 2014年7月～2018年7月（4年間）
実施機関 司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院，ラオス国立大学
長期専門家 4名（検事，弁護士，業務調整）
日本側協力機関 法務省，日本弁護士連合会，アドバイザーグループ

フェーズ2に先立つフェーズ1開始時、ラオスでは、十分な法理論に基づかない立法、これに基づく行政及び司法が行われており、また、法理論の理解が不十分、かつ、法理論と実務上の問題の関連付けもほとんど行われていない法学教育・研修が行われていた。そこで、フェーズ1は、これらの課題を解決するために、法理論を踏まえた法学教育・研修の実施及び実務の改善を行うための前提となる法司法分野の人材、組織の基礎的な能力を向上させることを目標として各種活動を実施した。具体的には、実施4機関から選ばれたメンバーが、民法・民事訴訟法・刑事訴訟法の3つの各SWG（サブワーキンググループ）にそれぞれ分かれ（2012年から民法典起草SWGも加わった）、各法律の法理論と実務を調査・研究し、その結果をまとめた「モデル教材」を作成し、これを普及する活動を行った。フェーズ1についてはモデル教材の普及活動の遅れなどの問題はあったものの、活動内容、実施体制などを含めてラオス側の評価が非常に高く、早くからプロジェクトの継続を望む声があったこともあり、プロジェクト期間中から後継プロジェクトの詳細計画策定調査を実施するなどして準備を進めた結果、フェーズ1終了の翌日からフェーズ2が開始した。

フェーズ2を一言で言うと、フェーズ1により得られた成果、すなわち、法司法分野の人材及び組織の基礎的な能力の向上を踏まえて、実務における具体的な課題の解決に取り組む能力を向上させるというもので、具体的には、法務・司法機関、法学教育機関及びその所属職員・教員の①法令の起草、②法令の運用・執行、③法学教育・法曹養成研修、継続的研修、④法令の普及・理解促進の改善に取り組む能力の向上を目標とするプロジェクトであった。そして、フェーズ2では、同目標達成のために、民法典起草・民事経済法・刑事法・教育研修改善の各SWGが設置され、実施4機関だけでなくそれ以外の機関²からもメンバーが集まり、上記①から④の活動を実施した。

(2) フェーズ2の成果と課題

フェーズ2でも、各SWGは多数回に及ぶ会合や、リトリートと呼ばれる郊外合宿、アドバイザーグループの先生方とのテレビ会議、先生方をラオスにお招きして実施する現地セミナー、SWGメンバーが日本を訪問して研修を受ける本邦研修などの機会を積極的に利用し、ラオスだけでなく日本等諸外国の民法、民事経済分野の関連法（経済紛争解決法及び労働法）、刑事訴訟法、法曹養成制度の調査・研究を進め、民法典の起草、民法典の条文の趣旨や背景等を明らかにする「リサーチペーパー」の作成、民事経済分野や刑事分野の実務参考書である「経済紛争解決法ハンドブック」、「労働法ハンドブック」、「捜査段階Q&A集」、「捜査段階Q&A集（改訂版）」の作成、法学教育機関・法曹養成等研修機関（ラオス国立大学法学部、国立司法研修所（「National Institute of Justice」。以下「NIJ」という。）、各実務機関の研修所）における教育・研修カリキュラムの見直し及び改善、さらには、法学教育・法曹養成における模擬裁判や事実認定起案のための演習教材である「模擬事件記録教材（民事・刑事）」の作成を行い、これら

² 国民議会、外務省、工業商業省、治安維持省、ラオス弁護士会、労働社会福祉省等

の成果物を普及するための普及セミナー、模擬講義等を行った。



【フェーズ2の主な成果物】

フェーズ2では、フェーズ1の時と異なり終了時評価を行うための調査は実施されていない。もっとも、平成30年7月6日に実施されたフェーズ2における最終のJCCミーティングで、ラオス側及び日本側双方で、4年間の活動の振り返りを行った。各SWGの活動について、民法典起草活動は、平成29年5月に国会で審議されたものの再審議となったことから、フェーズ2の期間中に成立させることはできず³、これに伴い「リサーチペーパー」も完成させることができなかったものの、それ以外の活動は、単に上記のような各成果物が完成したことにとどまらず、その過程での調査・議論・執筆・普及作業等を通じて、各SWGのメンバー（ラオスの法務・司法機関、法学教育機関及びその所属職員・教員）の法令起草、法令執行・運用、法学教育・法曹養成等研修、法律の理解促進に取り組む各能力が高まったことが確認された。

その一方で、問題点として、大きく2点が指摘された。1つは、メンバーの参加率の問題で、もう1つは選定されたメンバー自体の適切性の問題であった。一つ目の問題は、フェーズ1の時から継続して言われたことであるが、一部のメンバーについては参加率が低く、その原因としてはメンバー自身のモチベーションが低い場合や所属機関の上司のプロジェクト活動に対する理解の低さなどが挙げられ、その結果、プロジェクト活動が停滞することもあったことが指摘された⁴。また、二つ目の問題は、例えば、民事経済法SWGが労働法ハンドブックを作成する際、労働法が実施機関の所管法令ではない(所

³ もっとも、フェーズ2期間中の平成30年6月18日、民法典草案が政府に再提出されている。この後、政府内での検討を経て、同年8月頃に国会に提出され、国会内の委員会での検討を行い、同年10月又は11月の本会議での協議を経て、本年度中に成立する見込み。

⁴ 一方で、フェーズ2では、出席率を向上させるために、各グループで出席簿制度を導入したり、出席率の悪いメンバーについては所属機関の上司にその点を報告して出席を促すなどの工夫もし、フェーズ1に比べて出席率はやや向上した。

管庁は労働社会福祉省) ことから、メンバーの大半が労働法に関する専門的知識や経験を有しておらず⁵、ハンドブックの内容が実務参考書として必ずしも十分とは言えないものとなったことや、さらには、刑事法SWGのメンバーの中に刑事訴訟法起草や改正に深く関与したメンバーがいなかったことから、フェーズ2のプロジェクト活動期間中の2017年に刑事訴訟法改正が行われた際、プロジェクト活動の中で明らかになった刑事訴訟法の立法上の問題点等の成果を実際の刑事訴訟法改正の際に活かすことができなかった(プロジェクト活動を通じた調査・研究により明らかとなった、不明瞭な内容の条文や実務の現状を必ずしも考慮していない条文などの様々な規定上の問題点を条文改正に反映させることができなかった。) ことなどが指摘された。

そして、このような問題点を踏まえて、今後に向けて、何点かの提言がなされた。まず、次期プロジェクト(本プロジェクト)との関係では、フェーズ1及びフェーズ2と異なり、1度選ばれたメンバーがプロジェクト期間中変わらずにメンバーとして活動するのではなく、活動内容や参加率や貢献度に応じて、メンバーの入れ替えやメンバー全ての交替(メンバーの選び直し)を行うことを考慮すべきことが提案された。また、プロジェクトの運営方法として、これまで同様に4機関及び関係機関が協働し、プロジェクト及びJICA本部並びにJICAラオス事務所等の関係機関と協力して活動に及んでいくことに加えて、プロジェクト活動で問題が生じた場合には、日本側とラオス側で情報共有をしつつも問題に対する最終判断はラオス側で行うこと⁶が提案された。

また、次期プロジェクトとは別に、フェーズ2の成果を今後もラオスの法司法界に波及させていくための方法(成果の持続性)も議論され、作成したハンドブック等の成果物を実務機関や教育研修機関で持続的に利用すること、教育研修のカリキュラム改善を継続的に行うこと、本邦研修やワークショップの参加者はこれらの機会に得た知見を参加していない者に伝えていくこと、実施4機関及び関係機関において、プロジェクト参加者(SWGメンバー)が組織内で活躍する場を設けること、プロジェクト参加者が日々の業務においてプロジェクトの成果の普及をより意識することなどが提案された。

そして、これらの提案はいずれも上記最終JCCミーティングにおいて、JCC全員の了解を得た上で、了承された。

⁵ この点を補うため、民事経済法SWGは、新たに労働社会福祉省や労働組合出身者をメンバーに迎え入れて活動を行った。

⁶ 発言者の意図を正確に確認したものではないが、例えば、出席率の問題等に端を発し、プロジェクト活動の進捗に遅れが生じたり、SWG内の雰囲気の問題が生じた場合などに、ラオス側及び日本側(プロジェクト)で密に情報共有して解決に向けた協議をしつつも最終的にはラオス側において結論を出すという意味と理解しており、ラオス側の本プロジェクトに対する高いオーナーシップの現れと評価している。



【フェーズ2の最終JCCミーティング時の写真】

3 本プロジェクトの形成過程と目指す目標と成果

(1) 本プロジェクトの形成過程

前述の問題点及びその対応策，成果の持続性に関する議論の状況等からも明らかなように，ラオス側のフェーズ2に対する評価も非常に高く，早い段階から，フェーズ2後のプロジェクト継続を望む声がラオス側から上がっていた。

平成28年8月にラオス政府から日本政府に対して本プロジェクトの正式な支援要請が行われ，この要請の際は採択留保となったものの，平成29年8月に再度支援要請が行われ，外務省は，平成29年10月までに平成30年度に実施する新規技術協力案件として本プロジェクトを採択した。

そして，これに基づき，平成29年末及び平成30年1月の2回にわたり，ラオス現地において本プロジェクトの詳細計画策定調査が実施され，平成30年3月末までに，JICAと実施4機関との間で，本プロジェクトの事業内容，実施体制及び日本側・ラオス側が講じる措置等から構成される合意議事録（「Record of Discussion」）が締結された。なお，本プロジェクトにおいてもフェーズ2の実施体制の枠組みを踏襲し，①関係4機関とJICAが協議してSWGメンバーを選定し，②SWGは，Liaison Unit（LU）の調整，Management Committee（MC）の管理，Joint Coordination Committee（JCC）の監督の下で活動を行い，③SWGは，民事法，刑事法，教育研修改善の各活動に応じて，3～4つのグループが設定されることとなった。

(2) 本プロジェクトの概要⁷（別紙1の「Project Design Matrix」参照）

本プロジェクトは，これまで8年間実施してきたフェーズ1及びフェーズ2の成果，

⁷ 法の支配発展促進プロジェクトの概要

実施期間	2018年7月～2023年7月（5年間）
実施機関	司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院，ラオス国立大学
長期専門家	4名（検事，弁護士，業務調整）
日本側協力機関	法務省，日本弁護士連合会，アドバイザーグループ

すなわち、ラオスの法司法分野の中核人材（SWGメンバー）が蓄積した法的能力⁸をより高めた上でさらに、SWGメンバー以外の法司法分野の人材にも広めることを目的とするものである。より具体的に言うと、

ラオスの法・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論の構築研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善の各能力を身に付け、研究成果を同分野の関係者に共有するとともに持続的な活動実施体制を具体化し、法学教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を養成する能力を身に付けることが目標とされた。

そして、この目標を達成するために、本プロジェクトでは、以下の3つの成果、すなわち

- ① 民法及び民事訴訟法に関する法理論の研究が行われ、その研究結果が取りまとめられると共に、それが法律実務家及び研究者に共有される
- ② 刑事法分野に関する法理論研究と実務上の問題点の分析・検討が行われ、それを基にした執務参考資料が作成されるとともに、刑事手続を適切に運用するために活用され、実務家の法令等の理解が促進される
- ③ 法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修が相互に連携し、一貫性のあるカリキュラムが整備されるとともに、効果的な教材と教授方法が研究され、活用されることを目指すこととなった。

上記プロジェクト目標及び成果を具体的にどのような方法で達成するか、すなわち、プロジェクト活動の詳細は、現在、ラオス側とプロジェクトにおいて協議中である。



【本プロジェクトのRD締結時の写真】

⁸ 法令起草，法令執行・運用，法学教育，法曹養成等研修，法律の理解促進に関する能力

4 さいごに

最後に、本プロジェクト実施に当たり、専門家チーム⁹が現在考えていることを少しだけ述べたい。

これまでのラオスプロジェクト¹⁰は、法理論を踏まえた法学教育・研修の実施及び各実務の改善をするためにその前提となるラオスの法司法分野の人的・組織的能力の向上（基礎的能力から実務的能力の向上まで）を目標とし、法理論と実務を調査研究し、結果を「モデル教材」や「執務参考資料」等にまとめ、さらには教育現場で用いる「模擬事件記録教材」を作成してきた。このように、作成過程での議論等を通じた人材育成重視の活動を進めた結果、ラオス側が主体性をもってその能力を向上させ、ラオス側から日本側への信頼も高まったと考えている。

一方で、ラオス側の主体性を尊重した前述の活動を行ってきた結果、個々の活動のペースが緩やかとなり、SWGメンバーによる教材や執務参考資料等の作成に力点が置かれた結果、前記の通り、フェーズ2の最終JCCでも指摘されたが、プロジェクト成果物の質（内容）が必ずしも担保されず、プロジェクトにより獲得した成果をSWGメンバー以外にまで広く浸透させるまでにも至らなかったと言える¹¹。

そこで、専門家チームは、本プロジェクトでは、これまでのプロジェクトによりラオス側と強固な信頼関係が築かれたという前提に立ち、さらにラオスの法司法改革を促進するため、ラオス側の主体性を尊重しつつも、活動の有効性、効率性及び獲得した成果の広がり等を意識したプロジェクト運営を試みたいと考えている（別紙2の本プロジェクトのイメージ図参照）。

専門家チームは、本プロジェクト運営において、具体的に以下の3点についてこれまでのラオスプロジェクトにおける活動とは異なる新たな試みとして取り組みたいと考えており、現在、ラオス側と協議中である¹²。すなわち

- ① SWGのメンバー選定について、活動の有効性及び効率性の観点から、本プロジェクトでは、活動の内容及び期限を決め、その活動に適したSWGメンバーをその都度選定することにしたい¹³

⁹ 平成30年（2018年）7月11日現在。伊藤淳（検事。筆者）、入江克典（弁護士）、佐竹亮（弁護士）、川村仁（業務調整）の4名が専門家として活動。

¹⁰ フェーズ1及びフェーズ2を指す。

¹¹ 「世界を変える日本式『法づくり』途上国とともに歩む法整備支援」第3章「全ては人を育てるためにーラオス」144頁乃至183頁参照（独立行政法人国際協力機構，編集協力：株式会社文化工房，文藝春秋企画出版部）

¹² フェーズ2活動期間中の平成30年5月14日，同年6月27日のMC会議で協議し，その協議結果を踏まえて，同年7月6日の最終JCC会議でも協議した。

¹³ 例えば，民事法グループの活動について，開始から3年間（2018年7月から2021年7月）を登記登録制度の調査・研究，次の2年間（2021年7月から2023年7月）を判決執行に関する調査・研究とするなど決めて，それぞれの活動内容にふさわしいメンバーをその都度選定することなどを想定している。これに対し，刑事法グループや教育研究改善グループの活動については，詳細な活動内容が確定した段階で最終的に決まるものと認識しているが，これまでと同様に，同じメンバーで5年間活動を行っていくことも想定している。

- ② 各SWGの活動の比重（予算配分, SWGメンバー数, 専門家の配置等）について、これまでは基本的に平等とする建前であったが、本プロジェクトでは、活動の有効性及びインパクト等の観点を考慮し、必ずしもすべてのSWGの活動の比重を平等にするのではなく、活動内容や活動量に応じて差を設けることにしたい¹⁴
- ③ SWGの活動の連携について、活動成果の波及の観点から、これまで各SWGの活動の横のつながり（相互の連携）はあまり意識されていなかったが、本プロジェクトでは、プロジェクト活動の持続性の点からも、活動相互の連携を意識したい。例えば、民事法SWG及び刑事法SWGがそれぞれの活動でまとめた成果について、教育研修改善SWGがその活動（教育・研修）を通じて、法律実務家を目指す学生、修習生、法司法機関職員等に共有できるように3つのグループの活動が連携するようになりたい。また、同じ観点から、民事法SWG及び刑事法SWGも、それぞれの活動の成果を、カウンターパート機関及び関連機関の職員に共有するとともに、立法や実務改善に活かす観点から国会や関連機関に提言することを意識して活動するようになりたい

以上の3点について、専門家チームとしては、本プロジェクトの実施に当たり、ラオス側と十分に協議した上で取り組んでいきたいと考えている。

繰り返し述べてきたが、本プロジェクトは、フェーズ1及び2の活動を土台にして、その成果をより多くの人に広めていくというものである。このような非常に意義のある活動に取り組むことができるのは、これまでフェーズ1及びフェーズ2のプロジェクトにおいて真摯に取り組まれたラオス側の皆様、支援に協力してくださった日本側の関係機関・関係者の皆様のおかげである。ラオス側・日本側の強固な信頼関係の上に成り立つ本プロジェクトに関わることは重責であるが、後を託された現在の専門家チームもラオス側の皆様と協力し、信頼関係をさらに発展させ、これにより、文字通り、ラオスにおける法の支配の発展促進の一助となることができたら望外の幸せである。

¹⁴ 現時点では、民事法グループ及び教育研究改善グループの活動数及び量が、刑事法グループよりも多くなることが想定されている。

Project Design Matrix

Version 0
Dated 26, Jan, 2018

Project Title: The project for promoting development and strengthening of the rule of law in the legal sector of Lao P.D.R

Implementing Agency: Ministry of Justice, People's Supreme Court, Office of the Supreme People's Prosecutor and National University of Laos

Target Group: Officials and Lecturers under Ministry of Justice, People's Supreme Court, Office of the Supreme People's Prosecutor and National University of Laos

Period of Project: July 2018-July 2023 (5 years)

Project Site: Vientiane Capital and other areas in Lao.P.D.R.

Model Site: N/A

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption	Achievement	Remarks
<p>Overall Goal</p> <p>Development of legal theories, implementation and enforcement of laws based on the developed legal theories and improvement of laws and practices are sustainably carried out in legal and judicial institutions and also in educational institutions of legal and judicial sector, and legal practitioners and researchers of quality are continuously trained and produced effectively with collaboration among these institutions and organizations.</p> <p>ラオスの法務・司法関係機関、法学教育機関において、法理論研究、同理論に基づく運用・執行、法令・実務の改善が持続自発的に行われるとともに、機関相互の連携による効果的な人材育成が持続的に行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> Activities such as below are carried out in sustainable manner; Studies and discussions on legal theories Implementation and enforcement of laws based on the developed legal theories Improvement of laws and practices Development of teaching materials and instruction guidelines Implementation of TOTs using materials above <p>以下の活動が持続可能な方法で実施される</p> <ul style="list-style-type: none"> 法理論に関する研究と議論 研究された法理論に基づいた法律の運用と執行 法律と実務の改善 教材や指導要領の開発 上記の材料を用いたTOTの実施 <ul style="list-style-type: none"> Legal education and training for prospective legal professionals and continuous training are carried out based on the curriculum reviewed by the Project. 将来の法律実務家のための法学教育・研修、継続研修が、プロジェクトによるカリキュラム調査に基づいて実施される。 	<ul style="list-style-type: none"> Interviews with Lao counterparts and JICA experts Teaching materials and instruction guidelines Curriculum used for legal education and training for prospective legal professionals and continuous training ラオス側カウンターパート機関とJICA 専門家に対するインタビュー 教材と指導要領 法学教育および将来の法曹実務家養成のための研修に使用されるカリキュラム 			
<p>Project Purpose</p> <p>The core human resources of legal and judicial sector acquire abilities to study legal theories, to implement and enforce basic laws based on legal theories and to improve laws and practices, share outcomes of the study with relevant officials of the sector and plan sustainable structures to continue these activities by themselves, and the trainers and lecturers of legal education and training sector acquire abilities to train legal practitioners of high quality.</p> <p>ラオスの法・司法分野の中核人材が、基本法令の法理論の構築研究、同理論に基づく運用・執行、法令及び実務の改善の各能力を身に付け、研究成果を同分野の関係者に共有するとともに持続的な活動実施体制を具体化し、法学教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を養成する能力を身に付ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> More than 80% (including minimum 10% of women) of the SWG members acquire the ability to study legal theories of civil laws, to implement and to improve civil laws and practices. SWGメンバーの80%以上（女性の最低10%を含む）が、民法の法理論を研究し、民法および実務を執行し、改善する能力を取得する。 More than 80% (including minimum 10% of women) of the SWG members acquire the ability to study legal theories of criminal laws, to implement and to improve criminal laws. SWGメンバーの80%以上（女性の最低10%を含む）が、刑事法の理論を研究し、執行し、改善する能力を習得する。 Plan for sustainable structures to continue activities by themselves is clarified. 継続的活動を可能とする持続的体制のための計画を明らかにする。 More than 80% (including minimum 10% of women) of the SWG members acquire the ability to train legal practitioners of high quality. SWGメンバーの80%以上（女性の最低10%を含む）が、質の高い法律実務家を育成するための能力を獲得する。 	<ul style="list-style-type: none"> Attendance rate of the SWGs members for SWGs activities Annual Questionnaires for the SWGs members on SWGs activities Interviews with Lao counterparts and JICA experts Record of discussions on the activities of the SWGs Plan for sustainable structures to continue activities by themselves Questionnaires for students and trainees for legal education and trainings Monitoring Sheet of the Project SWGメンバーの活動への出席率 SWGの活動に関する年次アンケート ラオス側カウンターパート機関とJICAの専門家に対するインタビュー SWGの活動に関する議事録 自立した持続可能な活動を可能とする体制づくりの計画 法学教育及び法曹養成教育を受けた学生及び研修生に対するアンケート プロジェクトのモニタリングシート 	<p>No big changes made on roles of each counterpart organizations</p> <p>各カウンターパート機関の役割に大きな変更がない。</p>		
<p>Outputs</p> <p>[Output1] Researches on legal theories concerning civil laws and the civil procedure law are conducted by the Sub Working Group (SWG) on Civil Laws, results of the researches are compiled to documents and materials, and those results are shared among legal practitioners and researchers.</p> <p>民法及び民事訴訟法に関する法理論の研究が行われ、その研究結果が取りまとめられるとともに、それが法律実務家及び研究者に共有される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 Documents such as below are newly compiled or revised; Research Paper on the new Civil Code Case studies on civil laws Reference materials on civil laws <p>1-1 以下のような冊子を新しく作成または改訂する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新民法に関するリサーチペーパー 民法に関する事例集 民法に関する執務参考資料 <p>1-2 Documents mentioned in the above 1-1 are distributed for use to all the relevant institutions of both central and all the zones (Khet) level.</p> <p>1-2 上記1-1に記載された冊子は、中央および地区（ケット）の関連機関すべてに対し、利用のために配布される</p>	<ul style="list-style-type: none"> Documents made on civil laws by the Project Record of the activities of the Project Recommendations for development or improvement of laws and procedures Interviews with Lao counterparts and JICA experts Monitoring Sheet of the Project プロジェクトにより作成された民法に関する資料 プロジェクト活動の記録 法律・手続の整備・改善に関する提言 ラオス側カウンターパート機関とJICAの専門家に対するインタビュー プロジェクトのモニタリングシート 			

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumption	Achievement	Remarks
	<p>1-3 Seminars on the new Civil Code and seminars on reference materials on civil laws are organized and minimum 300 of judges and assistant judges, 300 of prosecutors and assistant prosecutors and 100 of lawyers (including minimum 10% of women) are participated in those seminars.</p> <p>1-3 新民法に関するセミナーと民法の執務参考資料に関するセミナーが開催され、これらのセミナーに最低300名の裁判官と裁判官補、300名の検察官と検察官補、100名の弁護士（最低10%の女性を含む）が参加する。</p> <p>1-4 At least 1 recommendation is made for development or improvement of laws and procedures.</p> <p>1-4 法改正および手続改善のために少なくとも1回の提言が行われる。</p>				
<p>[Output 2] Researches on legal theories and analysis on practical issues concerning the criminal laws are conducted, and reference materials based on the researches and analysis are prepared and utilized for proper implementation of criminal procedure and for enhancement of understanding of the laws by practitioners.</p> <p>刑事法分野法理論研究と実務上の問題点の分析・検討が行われ、それを基にした執務参考資料が作成されるとともに、刑事手続を適切に運用するために活用され、実務家の法令等の理解が促進される</p>	<p>2-1 Document below is compiled; - Reference materials on the Criminal Procedure Law</p> <p>2-1 以下の冊子が作成される。 - 刑事訴訟法に関する執務参考資料</p> <p>2-2 Documents mentioned in the above 2-1 are distributed for use to all the relevant institutions of both central and all the zones (Khet) level.</p> <p>2-2 上記2-1に記載された冊子は、中央および地区（ケット）の関連機関すべてに対し、利用のために配布される</p> <p>2-3 seminars are organized to disseminate the results of activities of SWG on Criminal Law and minimum 300 of judges and assistant judges, 300 of prosecutors and assistant prosecutors and 100 of lawyers (including minimum 10% of women) are participated in those seminars.</p> <p>2-3 刑事法SWGの活動結果を普及するためのセミナーが開催され、最低300名の裁判官と裁判官補、300名の検察官と検察官補、100名の弁護士（最低10%の女性を含む）がそのセミナーに参加する。</p> <p>2-4 At least 1 recommendation is made to improve procedure and practice related to criminal laws.</p> <p>2-4 刑事法に関する実務及び手続を改善するために少なくとも1回の提言が行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Reference materials on the Criminal Procedure Law • Record of the activities of the Project • Recommendations for development or improvement of laws and procedures • Interviews with Lao counterparts and JICA experts • Monitoring Sheet of the Project • 刑事訴訟法に関する執務参考資料 • プロジェクト活動の記録 • 法律・手続の整備・改善に関する提言 • ラオス側カウンターパート機関とJICAの専門家に対するインタビュー • プロジェクトのモニタリングシート 			
<p>[Output 3] Legal education, training for prospective legal professionals and continuous training are properly coordinated to develop consistent curricula, effective teaching materials and teaching methods are developed and utilized.</p> <p>法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修が相互に連携し、一貫性のあるカリキュラムが整備されるとともに、効果的な教材と教授方法が研究され、活用される。</p>	<p>3-1 More than 1 teaching material and instruction guideline are newly developed by the SWG for Improvement of Education/Training and used in institutions of legal education, training for prospective legal professionals and continuous training.</p> <p>3-1 教育改善SWGが教材と指導要領を1つ以上開発し、法学教育、継続教育機関で使用される。</p> <p>3-2 Materials developed by the SWG of Civil Laws and of the Criminal Law are modified to be used as teaching materials in the legal educational and training institutions.</p> <p>3-2 民事法SWGおよび刑事法SWGによって作成された資料が、法学教育、法曹養成教育の教材として使用するために修正される。</p> <p>3-3 TOTs on the materials developed by the SWGs of the Project are organized for the relevant legal educational counterparts and minimum 50 % of the lecturers and the trainers (including minimum 10% of women) are participated in the TOTs.</p> <p>3-3 本プロジェクトの各SWGが開発した資料に基づくTOTが、関係する法学教育のカウンターパートのために実施され、教師及び講師の50%以上が同TOTに参加する（最低10%の女性を含む）。</p> <p>3-4 Review of the curriculum of all the relevant legal educational counterparts is conducted annually.</p> <p>3-4 すべての関係する法学教育のカウンターパートのカリキュラムの見直しが毎年行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Teaching materials and instruction guidelines • Curriculum used for legal education and training for prospective legal professionals and continuous training • Record of the activities of the Project • Interviews with Lao counterparts and JICA experts • Monitoring Sheet of the Project • 教材と指導要領 • 法学教育および将来の法曹実務家養成のための研修に使用されるカリキュラム • プロジェクト活動の記録 • ラオス側カウンターパート機関とJICAの専門家に対するインタビュー • プロジェクトのモニタリングシート 			

Activities	Inputs		Important Assumption
	The Japanese Side	The Laos Side	
<p>1-1) SWG on Civil Laws finalizes a draft of the new Civil Code by making necessary corrections after Diet deliberation. SWG on Civil Laws finalizes Research Papers on the new Civil Code.</p> <p>民事法SWGが、民法草案の国会審議を踏まえて、必要な法案修正を行い最終化する。成立後の民法典についてリサーチペーパーを作成する。</p> <p>1-2) SWG on the Civil Code studies legal theories mainly on issues raised in drafting process of the new Civil Code, such as the major principles and their exceptions, the coverage of each provision, consistent explanation among provisions and application examples of the provisions. SWG on Civil Laws prepares necessary reference materials based on the results for understanding and implementation of the new Civil Code, or revises the reference materials developed in the previous phases of the Project.</p> <p>民事法SWGが、民法典起草において抽出された論点を中心に、新民法典の趣旨、主要な原理とその例外、各規程の適用範囲と条文相互の整合的な解釈、適用事例を研究する。研究結果を踏まえて、新民法典の理解・運用に必要な参考資料を作成し、あるいは、これまでのプロジェクトで作成した参考資料を改訂する。</p> <p>1-3) Seminars and lectures on the new Civil Code are conducted mainly for legal practitioners, utilizing reference materials newly created and revised, and results of the studies conducted during drafting and preparation of reference materials.</p> <p>これまで作成された参考資料や新たに作成・改定される参考資料、及び民法草案作成やこれらの参考資料作成過程における研究結果を活用しつつ、主に実務家を対象として新民法典に関するセミナーや講義を行う。</p> <p>1-4) SWG on Civil Laws conducts researches on current situation of implementation and enforcement of laws in civil sector, issues necessary for ensuring effectiveness and consistency among laws.</p> <p>民事法SWGが、民事法に関する運用や執行状況、法令間の整合性確保、実効性確保等のために必要な項目を調査する。</p> <p>1-5) Based on the results of 1-4, SWG on Civil Laws (1) prepares reference materials for issues which can be handled by explanation of the existing laws, and (2) makes recommendations for issues which require amendments of laws and development or improvement of laws and procedures.</p> <p>民事法SWGが、1-4結果をもとに、①現行法の運用で対応可能なものについて執務参考資料を作成し、②法改正や関連法制度の整備・改善に向けた提言をとりまとめる。</p> <p>1-6) SWG on Civil Laws considers to build structure for sustainable implementation of the project activities.</p> <p>民事法SWGが、プロジェクト活動が持続的に実施される体制について検討する。</p> <p>2-1) SWG on Criminal Laws analyzes and studies legal theories and practices, and prepares reference materials that contribute to due criminal procedures.</p> <p>刑事法SWGが、法理論及び実務を分析・研究し、適正な刑事手続きに資する執務参考資料を作成する。</p> <p>2-2) Using the reference materials developed in the previous phases of the Project and the activities in 2-1, SWG on Criminal Laws conducts seminars and lectures in collaboration with relevant organizations such as investigative agencies and the Lao Bar Association.</p> <p>刑事法SWGが、これまでのプロジェクトおよび2-1で作成した執務参考資料を活用して、捜査機関や弁護士会等の関係機関とも協力しつつ、セミナーや講義を行う。</p>	<p>(1) Long-term Experts</p> <p>(2) Short-term Experts</p> <p>(3) Trainings in Japan</p> <p>(4) Project activity cost</p> <p>(5) Advisory group(s)</p>	<p>(1) Counterpart Personnel - Project Director - Project Manager - Members of the SWG</p> <p>1) Civil Laws 2) Criminal Laws 3) Improvement of Education/Training</p> <p>(1) CP 機関 - プロジェクトディレクター - プロジェクトマネージャ - SWGのメンバー</p> <p>1) 民事法 2) 刑事法 3) 教育研修改善</p> <p>(2) Facilities and Equipment - Place for workshops and seminars - Project Office for Long-term Experts and their assistants</p> <p>(2) 施設および設備 - ワークショップやセミナーの場 - 長期専門家及びそのアシスタントのためのプロジェクトオフィス</p> <p>(3) Local Cost - Costs of custom clearance, domestic transportation, storage and installation for equipment provided by JICA - Maintenance costs for facility and equipment</p> <p>(3) 現地コスト - JICAが提供する設備の通関、国内輸送、保管、設置費用 - 施設および設備のメンテナンス費用</p>	<p>• There will not be wholesale personnel change.</p> <p>• Appropriate workload adjustment is made for Working Group members.</p> <p>• 大規模な人事異動がない</p> <p>• ワーキンググループメンバーに対し過度の作業負担がかからないよう調整される（業務負担が適正である。）。</p>

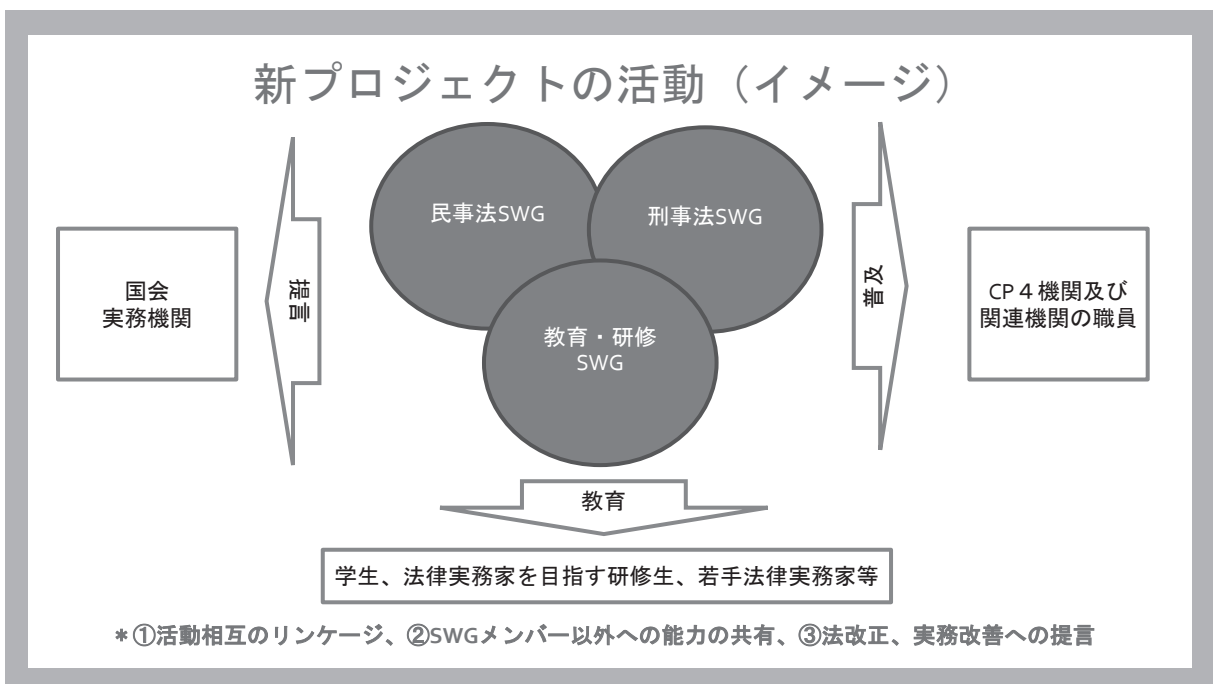
Activities	Inputs		Important Assumption
	The Japanese Side	The Laos Side	
<p>2-3) To improve the legal system and practical problems arisen through preparations of reference materials and dissemination seminars, SWG on Criminal Laws make action plans of the SWG and recommendations to the relevant organizations.</p> <p>刑事法SWGが、これまでの執務参考資料作成および普及活動を通じて抽出した法制度及び実務上の問題点を改善するため、刑事法SWGの活動計画や関係機関への提言を取りまとめる。</p> <p>2-4) SWG on Criminal Laws shares the results of 2-3 with the relevant organizations and implements the action plans of the SWG.</p> <p>刑事法SWGが、2-3の結果について、関係機関と共有し、刑事法SWGの活動計画を実行する。</p> <p>2-5) SWG on Criminal Laws considers to build structure for sustainable implementation of the project activities</p> <p>刑事法SWGが、プロジェクト活動が持続的に実施される体制について検討する。</p> <p>3-1) SWG for Improvement of Education/ Training conducts researches on current state of curriculum and education/training activities while considering collaboration and division of roles among legal education, training for prospective legal professionals and continuous training, and clarifies the purpose of each subject and points to be improved.</p> <p>教育・研修改善SWGが、法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修の連携と役割分担に配慮しながら、カリキュラムと教育・研修活動の現状を調査し、各科目の目的を明らかにするとともに、改善点を抽出する。</p> <p>3-2) Based on the results of 3-1, SWG for Improvement of Education/Training develops effective model teaching materials, in collaboration with activities of SWG on Civil Laws and SWG on Criminal Laws, based on researches on legal theories and analysis of practices.</p> <p>教育研修改善SWGが、3-1の結果を踏まえ、民事法SWG、刑事法SWGの活動と連携しつつ、法理論の研究と実務の分析を踏まえた効果的なモデル教材を作成する。</p> <p>3-3) SWG for Improvement of Education/ Training prepares instruction guidelines for the model teaching materials developed in 3-2.</p> <p>教育研修改善SWGが、3-2で作成された教材について、指導要領を作成する。</p> <p>3-4) SWG for Improvement of Education/ Training distributes the teaching materials and instruction guidelines developed by the SWG to the relevant organizations including the local ones, and conducts TOT based on the teaching materials.</p> <p>教育研修改善SWGが、作成した教材や指導要領を、地方を含めた関係機関に配布し、同教材等に基づきTOTを行う。</p> <p>3-5) Based on the activities from 3-1 to 3-4, the curriculum of each educational institution is reviewed annually and is amended as necessary.</p> <p>(各教育機関において) 教育研修改善SWGの3-1～3-4までの活動を踏まえ、毎年、各教育機関のカリキュラムの見直しが行われ、必要に応じて改善が図られる。</p> <p>3-6) SWG for Improvement of Education/ Training considers to build structure for sustainable implementation of the project activities.</p> <p>プロジェクト活動が持続的に実施される体制を教育・研修改善SWGが検討する。</p>			<p>Pre-Conditions</p> <ul style="list-style-type: none"> Competent members of each SWG are selected and actively participate in the Project activities. 有能なメンバーが、各SWGに選出され、プロジェクト活動に積極的に参加する。 <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;"><Issues and countermeasures></p>

Tentative Plan of Operation

Version 0
Dated 26, January, 2018

Project Title: The project for promoting development and strengthening of the rule of law in the legal sector of Lao P.D.R								Monitoring																				
Inputs	Year	1st Year				2nd Year				3rd Year				4th Year				5th Year				6th Year				Remarks	Issue	Solution
		I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV			
Experts	Plan																											
	Actual																											
Training in Japan	Plan																											
	Actual																											
Activities	Year	1st Year				2nd Year				3rd Year				4th Year				5th Year				6th Year				Responsible Organization	Achievements	Issue & Countermeasures
	Sub-Activities	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV			
Output 1:																												
1.1	Plan																											
	Actual																											
1.2	Plan																											
	Actual																											
1.3	Plan																											
	Actual																											
1.4	Plan																											
	Actual																											
1.5	Plan																											
	Actual																											
1.6	Plan																											
	Actual																											
Output 2:																												
2.1	Plan																											
	Actual																											
2.2	Plan																											
	Actual																											
2.3	Plan																											
	Actual																											
2.4	Plan																											
	Actual																											
2.5	Plan																											
	Actual																											
Output 3:																												
3.1	Plan																											
	Actual																											
3.2	Plan																											
	Actual																											
3.3	Plan																											
	Actual																											
3.4	Plan																											
	Actual																											
3.5	Plan																											
	Actual																											
3.6	Plan																											
	Actual																											
Duration / Phasing																												

Monitoring Plan	Year	1st Year				2nd Year				3rd Year				4th Year				5th Year				6th Year				Remarks	Issue	Solution
		I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV							
Monitoring																												
Joint Coordinating Committee	Plan																											
	Actual																											
Submission of Monitoring Sheet	Plan																											
	Actual																											
Monitoring Mission from Japan	Plan																											
	Actual																											
Joint Monitoring	Plan																											
	Actual																											
Post Monitoring	Plan																											
	Actual																											
Reports/Documents																												
Project Completion Report	Plan																											
	Actual																											



プノンペンの平日（４） ～カンボジア法整備支援の日常～

JICA長期派遣専門家

内山 淳

【目次】

- 1 平日の朝
- 2 平日の午前
- 3 平日の昼休み（以上，2017年12月号）
- 4 平日の午後
- 5 平日の夜（以上，2018年3月号）
- 6 平日の特別行事
 - （１）プノンペンにて（以上，2018年6月号）
 - （２）プノンペンを離れて（以上，本号）
- 7 番外編「プノンペンの休日」

前回は、プノンペンでの「特別な平日」をお伝えしました。今回は、同じく「特別な平日」の様子ですが、少しプノンペンを離れてみたいと思います。法整備支援の非日常は、別世界です。最初は躊躇してしまうことがあっても、最後には病みつきになることがありますので、ご注意ください。

6 平日の特別行事

（２）プノンペンを離れて

地方に行く

プロジェクトの活動は、基本的に、プノンペンで行いますので、仕事上で他の州に行く機会はほとんどありません。

しかし、私は、赴任前から、カンボジアにいる間に全ての州を訪ねてみよう、密かに企んでいました。せっかくカンボジアに来たのに、プノンペンしか知らないのでは、もったいないですから。

そんな思いをひた隠しながら（？）、カンボジア全土の裁判所を訪問して現地の実情を調査するという企画を立てたわけですが、幸いなことに、その企画を実現することができました。これからお伝えする内容は、この全国の裁判所を訪問して現地調査をしたときに体験したことが中心です。

各地の裁判所では、多くの裁判官と会って、裁判所に関する基本的な情報を教えてもらったり、実務上の問題点を聞いたりしました。この現地調査で得た法的な情報について

ては、別稿¹に譲りますので、ここでは、別の視点から現地調査の様子をご紹介します。

カンボジアには、全部で24州と1都があります。国土の広さは、日本の約半分です。しかし、新幹線のような高速鉄道はありません。最近では、プノンペンと地方都市とをつなぐ鉄道が何路線か開通しましたが、まだまだ長距離移動の定番手段とは言えません。ですから、基本的な移動手段は、車です。

そのため、私たちも小型のバンを手配し、毎日5～6時間ほど車に揺られて、各地を転々と移動しました。1回当たりの日程は3泊4日くらいで、約2か月間をかけて各地を巡りました。結果的に、私は、日本の全都道府県よりも先に、カンボジアの全州を制覇してしまいました。

これだけ聞くと、何だか楽しい旅行の繰り返しのように思われるかもしれませんが、道中は、なかなかハードなのです。

最初は物珍しい田園風景も、数時間続くと睡魔を呼びます。うたた寝をして、ふと目を覚まして、既視感に見舞われるような風景が続き、目的地まではまだまだ道半ば。移動途中の休憩はガソリンスタンドでのトイレ休憩くらいですが、トイレでは、虫が飛び交い、ずいぶん前から溜められているように見える桶の水で手を洗うことがあるなど、お世辞にも衛生的とは言えません。

セミナーやワーキング・グループに出席するため、各州から首都プノンペンまで出張してくる人もいるのですが、今回、その大変さを身をもって知りました。プノンペンまでは、最も遠い州都からだと、車で片道約8時間半。多くの州都からでも、約5時間です。ですから、一往復するだけでも、シリーズ物のハリウッド映画を全編見ることができそうです。

さて、やっとの思いでたどり着いた目的地でも、安心はできません。各地での宿泊先は、カンボジアの地方都市では平均的な価格、1泊15ドル程度のホテル（ゲストハウス？）です。

部屋選びは、温水シャワーがあるどうかを確かめるところから始まりますが（！）、トイレットペーパーがないなどは序の口です。室内の照明が壊れている、シャワーの水圧が低い、排水口が詰まっている、室内が臭い、室内に虫が住んでいる、ベッドに寝転がるとシーツに触れた肌がむず痒くなるなど、様々なバリエーションで私たちを驚かせてくれました。日本のホテルならクレーム殺到ですが、「所変われば」というべきでしょうか、ホテルのスタッフに伝えても、「何で気になるの？」と言わんばかりの顔です。

もちろん、日本円で1泊1500～1600円ですから、贅沢は言えませんが、もう少し「健康で文化的な最低限度の生活」を営めるホテル環境を希望したいところです。

¹ 「カンボジアの司法～始審裁判所～」(『ICDNEWS』2017年12月号)を参照。

さあ、宿が決まれば、気を取りなおして、空腹を満たしましょう。各地での楽しみと言えば、「食事」を挙げる人がいるかもしれません。

カンボジアでも、各地にはローカル食堂がありますが、シェムリアップのような国際観光都市を除けば、日本食はおろか、欧米の料理を提供するお店も見当たりません。でも、ローカル食堂のクメール料理は、素朴な味ですが、意外とクセになるおいしさです。

もともと、衛生的にはかなり疑問が残りますが、どうやら私の胃腸は繊細にできていないようで、整腸剤に助けを求めることはありませんでした。

もう1つの楽しみとして「観光」を挙げる人がいるかもしれません。

私たちは、あくまでも仕事での訪問ですから「観光」はしませんでした。次の州へ移動するときの空き時間を利用して、各地の特徴的な場所（「観光名所」とも呼びますが…）を「現地視察」しました。記念写真ではなく、「現場写真」でその様子を少しご紹介します。



【プレア・ヴィヒア寺院遺跡からの眺め】

この寺院は、カンボジア北部のプレア・ヴィヒア州にあり、タイと国境を接しています。早速、法律的な話をすると、この寺院については、タイとの間で領有権問題がありました。1962年、国際司法裁判所によって、カンボジアの領有権が認められましたが、2008年、カンボジアで2番目の世界遺産に登録されると、寺院周辺でタイとカンボジアの軍隊が銃撃戦を繰り返すなどして、多くの死傷者を出しました。

今でも、カンボジアの軍関係者が寺院内に常駐して、タイ側を監視しています。そんな緊迫感をよそに、眼下には、カンボジア国土の大半を占める広大で美しい平原が広がっています。



【サンボー・プレイ・クック遺跡】

この遺跡は、カンボジア中部のコンポン・トム州にあり、つい最近、2017年に、カンボジアで3番目の世界遺産に登録されました。アンコール・ワット遺跡よりも古い時代のものと言われています。

私たちが訪れたときは、まだ登録前でしたので、観光客はほとんどおらず、のんびりとした時間が流れていました。しかし、登録後は、多くの観光客が訪れて賑わっているとのこと。「世界遺産」ブランドは効果絶大です。遺跡に宿る神々にとっては、一夜にして有名になってしまったわけですが、急増した訪問者を見て何を思うのでしょうか。



【シェムリアップのパブ・ストリート】

日本でも有名なアンコール・ワット遺跡群は、カンボジア中部のシェムリアップ州にあります。1992年、カンボジアで最初の世界遺産に登録されました。歴史を物語る石造りの巨大寺院遺跡は、カンボジアを象徴する建造物で、カンボジア国旗にも図柄が取り入れられています。

その一方で、遺跡から車でしばらく走ると、市内中心部の繁華街にたどり着きます。多くの外国人観光客がビールを片手にくつろげる（騒げる？）「パブ・ストリート」などが有名です。世俗と神秘が共存する街です。



【ベトナム国境の街・バベット】



【タイ国境の街・ポイペト】

カンボジアは、タイやベトナムなどと国境を接していますが、幹線道路が国境を越える地域では、独特の街並みができあがっています。

例えば、ベトナム国境のバベット、タイ国境のポイペトなどは、その典型です。

どちらの街にもカジノが立ち並び、外国人しか入店できないことになっています（実際には、カンボジア人を店内で見掛けますが…）。また、多くの人が日常的に国境を越えて買出しに出かけ、大きなコンテナを積んだトラックも所狭しと行き交っています。ここに立つと、陸路貿易の要衝だということを実感します。海に囲まれた日本に住んでいた私にとっては、とても興味深い光景でした。

ところで、更に興味深いのは、通貨です。

私は、飲み物を買おうと思ってポイペトの街中にあるコンビニに立ち寄ったのですが、レジでは、ドルかバーツ（隣国タイの通貨）しか使えず、リエル（カンボジアの通貨）での支払いを拒まれてしまいました。カンボジア国内なのに自国の通貨が通用しないというのは、何とも不思議な体験でした。



【ストウン・トラエン州の瀑布】

国境といえば、カンボジアは、北部でラオスとも接しています。東南アジアを縦断する大河メコン川がラオス国境で瀑布となっていて、圧倒的な水量と音量で、見る者を魅了します。カンボジアの知られざる一面かもしれません。この豊かな自然を残しておきたいところですが、すでに周辺地域のリゾート開発が始まりつつあります。「投資にご興味がある方は、ぜひ私にご一報を。」という悪魔の誘惑に駆られてしまいそうなくらい風光明媚な場所です。



【プノンペン市内の高層ビル】



【高層ビルからのプノンペン市内の眺め】

首都プノンペンでは、マンションや商業ビルなどの高層ビルが高さを競うかのように林立していますが、これは、カンボジアの本当に極めて限られた一面です。写真でご覧いただいたように、カンボジアには様々な風景があります。

また、写真では紹介しきれませんでした。この他にも、カンボジアには、「これぞカンボジア！」と私が勝手に思っている印象的な景色が数多くあります。

「砂煙が立ち上がる赤土の直線道路」

「透き通った波が打ち寄せる白い砂浜」

「背の高いサトウヤシが点在する田園地帯」

などなどです。郷愁に浸る懐古趣味があるわけではありませんが、見ていると純粹に美しいと感じます。

さて、長々とガイドブックのような説明をしてきましたが、いかがだったでしょうか？
カンボジアへ旅行したくなりましたか？

…とお尋ねしたいわけではなく、各地を訪問するといっても、日本とはかなり様子が違うことをお伝えしたかったのですが、実感していただけたでしょうか？

もちろん、日本と様子が違うのは、道中や街並みだけではありません。

私たちは、各州に1つずつある始審裁判所（日本でいう地方裁判所に相当します。）を訪問しました。訪問先では、裁判所の所長を始めとして、裁判官や検察官、書記官の方々などが総出で出迎えてくれて、私たちの様々な質問にも快く答えてくれました。

さらに、法廷などの施設も見せてくれましたが、少し驚いたのは、「会議室」です。

予算や建物の大きさなどの都合で、会議室がない裁判所も多いのです。そのため、法廷の机やいすを移動させて、急遽、「会議室」に模様替えしてくれました。日本とは違って、いすが固定式ではないためにできる荒業ですが、「法廷は厳粛なもの」という固定観念に囚われている私にとっては、天動説が地動説になるくらいのコペルニクスの転回が必要な瞬間でした。

各地の裁判所の皆さんは、日本の法律家がめったに来ない（初めて来た？）からなのか、私たちの質問に答えるだけでは物足りないようで、逆に、裁判官からいろいろと質問が飛び出しました。コペルニクスでも予想できないような方向から「ボール」が飛んでくるので、イチロー並みの守備力が必要です。

延長戦を避けるべく、「そろそろ、次の州へ移動しなければいけないので…。」と方便を使い（？）、やっと質問攻めから解放される…いや、質問に答えないのに後ろ髪を引かれる思いで、裁判所を去ることもしばしば。

とはいえ、裁判所で話を聞けば聞くほど、（日本では当たり前の前提となっているインフラが十分に整備されていないことなどもあって）法的な問題以前の苦勞が多いことも分かりました。

各州内では公共交通機関がほとんど発達していないので、裁判所職員が書類を当事者に届けるのに一苦勞。

雨季になると未舗装の道はぬかるむので、当事者も裁判所職員も移動するのに一苦勞。

多くの州では弁護士がほとんどいないので、当事者は訴状を作るのに一苦勞。

裁判所は各州の州都に1か所しかないので、当事者は裁判所に行くのに一苦勞。

…挙げ始めたらきりがないくらいの「一苦勞」の数々です。

各地の様子は、事前にある程度聞いていたのですが、寄せ集めの情報で構成していた

私のイメージと比べて、実際の様子は、ずいぶんと異なっていました。正に「百聞は一見に如かず」です。

各地を訪問する現地調査は、「宝の山」の発掘作業に近いかもしれませんが。何が埋まっているのか分からないけれども、とにかく掘り始めてみれば、思いもよらない「原石」に巡り会えます。誰も知らなかった情報や初めての体験といった「原石」をしっかりと磨き上げれば、プロジェクト活動にとっての「宝石」を手に入れることができます。プロジェクト・オフィスには、そんなたくさんの「宝石」が保管されています。

もっとも、この「宝石」は、非売品ですので、現地専門家が一獲千金の夢を見ることは難しそうです。

国外に行く

あまり機会は多くありませんが、現地専門家は、カンボジア国外へ出張することもあります。

日本を知るには、日本の「外から眺める」とよく分かる場合がありますが、カンボジアも同じだと思います。他の国々の様子を知れば、それをカンボジアに反映させることができます。気付かなかった視点、他国での模範例（グッド・プラクティス）を活用すれば、よりよいプロジェクトになるはずです。

実際、隣国ベトナムに各国の現地専門家が集まり、それぞれのプロジェクトについての情報を持ち寄って話し合う機会がありました。どこの国のプロジェクトでも同じ悩みを抱えているんだなと思うような「法整備支援あるある」から、画期的で興味深い取組まで、多種多様な話題に花が咲きました。

この他にも、国外出張としては、「本邦研修」があります。これは、プロジェクトのワーキング・グループに所属するメンバーが、約2週間、日本に行って、日本の実務などを実際に見聞きして学ぶという研修ですが²、担当の現地専門家も同行します。

私は、この赴任中には本邦研修に同行していませんが、ICD教官だった頃に、本邦研修を受け入れる日本側の担当をしていました。メンバーは、お互いに熱心に議論したり、訪問先で次々と質問したりして、カンボジアを「外から眺める」ことで様々なヒントを持ち帰っていきました。

法整備支援の魅力の1つは、当たり前だと思っていた自分の世界を「外から眺める」ことによって、その世界の良さも悪さも再発見できることかもしれません。

さて、2回にわたって、「特別な平日」をお伝えしましたが、いかがだったでしょうか？今回は、「平日」というよりも「休日」ではないかというお叱りの声が聞こえてきそうですが、特別な平日の雰囲気但至少でも堪能していただけたとしたら、うれしい限りです。

² 本邦研修については、『ICDNEWS』バックナンバーを参照。デジタル版は、ICDホームページに掲載。http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html

今回は、いよいよ最終回です。番外編として、私たちの本当の(?) 休日を「プノンペン
の休日」と題してお伝えします。

どうぞお楽しみに。

(つづく)

ベトナム弁護士及びベトナム弁護士連合会の概要

JICA長期派遣専門家，弁護士

枝川 充志¹

1 はじめに

2009年5月に設立されたベトナム弁護士連合会（Vietnam Bar Federation²，以下「VBF」という。）は来年，設立10周年を迎える。設立当初，約5300人だったとされる弁護士数は，後述のとおり既に1万人を超え，この9年で倍増した。

JICAは，VBF設立以前から設立に係る支援を実施し，設立後も累次のプロジェクト活動を通じVBFの組織強化等の支援を行ってきている。そしてこの間，日本弁護士連合会による継続的協力³を得てきた。

設立前から継続的な支援を行ってきたVBFが設立10周年を迎えるのを機に，本稿ではまず，ベトナム弁護士及びVBFの概要についてご紹介していきたい。そして今後，現在のJICAの取組み（ベトナム弁護士職務倫理規定の改訂等）やこれまでの活動，さらにベトナム弁護士の実情についても適宜ご紹介していきたい。

2 ベトナム弁護士について

(1) 沿革⁴

ア もともとベトナムでの弁護士制度はフランス植民地時代に遡る。弁護士は，1930年までフランス人に限定されていた。

ベトナムでの弁護士誕生は，1930年，フランス植民地政府がハノイとサイゴン（現ホーチミン）に弁護士会を設立，法学士を取得し，法律事務所で5年間研修したベトナム人に法廷活動の参加を認める Ordinance を制定したことに端を発している。

1945年の独立宣言後，「ベトナム民主共和国」は新政権の方針に合致しない活動を排除して弁護士会の存続を認めた。そして当時，弁護士会の主たる役割は刑事事件での被告人の弁護権を保障することであった。

しかしフランス植民地時代からの弁護士はわずかであったため弁護士不在の時代が続いた。このため，刑事事件において一定の手続きと条件下で裁判官を弁護人として

¹ 「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト（2015年4月1日～2020年3月31日），以下「本プロジェクト」という。」派遣専門家，2018年4月1日に着任。

² ベトナム語では，LIÊN ĐOÀN LUẬT SƯ VIỆT NAM (LĐLSVINAM)。VBFのホームページ（越語）は，<http://liendoanluatsu.org.vn/web/home>

³ 日弁連とVBFは，2013年11月25日に友好協定を締結している。その概要は「海外レポート 日本弁護士連合会とベトナム弁護士連合会の友好協定締結」（木本真理子弁護士（元JICAベトナム長期派遣専門家），日弁連「自由と正義2014年4月号」74頁～75頁）。

⁴ フランス植民地時代から沿革は，「ヴィエトナムの弁護士制度について」（柳原克哉JICAベトナム長期派遣専門家（当時），ICDNEWS第2号（2002.3）156頁～157頁）を参照した。

活動させる制度や、大衆組織のメンバーが刑事裁判その他の司法手続きの対象となった場合に、その大衆組織から「人民弁護士」を選任する制度など、様々な制度が制定された。

イ インドシナ戦争や南北分断、ベトナム戦争等、その後の1976年の南北統一によるベトナム社会主義共和国の成立を経て、主要都市で新たに弁護士会が設立され、再び各単位会レベルでの活動が活発化する。

そして1986年のドイモイ政策以降、弁護士の役割に対する重要性が認識され、1987年には国会常務委員会によって弁護士会に関する Ordinance が制定された。さらに2001年には再び同委員会による Ordinance が制定され、弁護士制度が整備されてきた。

ウ 以上のような経過を経て、2006年には「弁護士法」⁵が制定された。

同法は2012年に改正されるが、その内容は「第1章 総則」「第2章 弁護士」「第3章 弁護士業務」「第4章 報酬及び経費、労働契約に基づく給与」「第5章 弁護士の社会・職業組織」「第6章 外国弁護士営業組織の業務、ベトナムにおける外国人弁護士」「第7章 弁護士業務の管理」「第8章 違反の処理、紛争解決」「第9章 施行条項」、全94条からなっている。

そして弁護士法に基づき、2009年になってようやく統一弁護士組織であるVBFが設立され今日に至っている。

(2) 弁護士の意義と弁護士の数

ア ベトナムにおいて「弁護士」とは、弁護士法の規定に従った実務の基準及び条件（弁護士法10条「弁護士の基準」、同11条「弁護士業務を行う条件」）を十分に備えた者を指し、個人、機関・組織の要求に従い、法律サービスを提供する者をいう（同2条）。

このように規定される弁護士は、ベトナムには現在1万2569人存在する（2018年6月末現在⁶）。

ベトナムの2017年人口が約9370万人⁷であることを踏まえると、弁護士1人当たりに対する人口は単純計算して7455人となる⁸（なお、2001年時点で弁護士数は1471人⁹、2014年2月時点で8265人、弁護士1人あたり1万95

⁵ 弁護士法の訳出については、<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/index.html> 掲示の「弁護士法（改正反映版）」に依った。

⁶ 2018年7月14日、Đỗ Ngọc Thịnh（以下、「ティン」）VBF会長からの聞き取り。クアン国家主席のVBF訪問（2018年7月10日）にあわせ6月末時点のものを集計したとの由。

⁷ ベトナム人口は、日本外務省HP「ベトナム社会主義共和国基礎データ」に基づく。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html#section1>（2018年8月1日閲覧）

⁸ 日本人口2018年2月1日現在1億2660万9千人（総務省統計局確定値）を踏まえ、概算で約1億2660万人とし、2018年3月末日の弁護士数約4万人（同年3月末日現在4万66人、日弁連「自由と正義」2018年6月号、124頁）を基に単純計算すると、日本では弁護士1人あたり人口は3165人となる。

⁹ 前掲注4、158頁

5人との報告がある¹⁰。)

このうち男女比については現在、約65%が男性、約35%が女性となっている¹¹。

また弁護士の多くはハノイ市、ホーチミン市に集中している。これは弁護士全体の約2/3を占め、これら弁護士の多くは企業法務を扱っているとされている。他方で、残りの61か所（各省、中央直轄市¹²）に約1/3の弁護士が存在し、200名以上の弁護士会は5か所、100名以上は10か所、残りは100名未満とされている¹³。

さらに、全体のうち約2000人は元裁判官、元検察官¹⁴などの別の職業から弁護士業に就いたものが占めているとされる¹⁵。

イ なおベトナム政府は、2011年7月5日付首相決定(1072号/QD-TTG)による「2020年までの弁護士発展戦略」において、2020年までに弁護士の数を1万8000人から2万人、弁護士1人当たり人口を4500人とすることをターゲットとしている。しかしその達成は現状では容易ではない¹⁶。

(3) 弁護士資格

ア ベトナムで弁護士資格を得るには「祖国に忠実なベトナム国民で、憲法及び法律を遵守し、良好な道徳性質を有し、法学士資格を取得し、弁護士専門業務の研修を受け、弁護士実務の研修期間を終了し、弁護士業務を行うために十分な健康状態にある者」でなければならない（弁護士法10条）。

イ 具体的には、

- ①法学士を取得していること（同12条1項）
- ②「弁護士業務研修施設」（司法省管轄の司法学院）にて「弁護士業務研修」を12か月受け、これを修了すること（同2項、修了試験あり）。
- ③「弁護士営業組織」（後述）で12か月間、「弁護士実務修習」を行うこと（同14条1項）。
- ④その上で、VBFが行う弁護士実務修習結果の「評価試験」（同15条）に合格しなければならない。なお、試験科目は法律試験（180分）、倫理試験（90分）、

¹⁰ 前掲注3, 74頁脚注参照。

¹¹ 2018年7月30日、ティンVBF会長の発言。なお、2017年3月末日現在、日本における女性弁護士の比率は18.4%（日弁連「2017年版弁護士白書」30頁）。なお、ハノイ市、ホーチミン市には女性の弁護士クラブがある旨が紹介されている（2016年4月21日付、VBFホームページ記事）。

¹² ベトナムには現在、5つの中央直轄市（ハノイ市、ハイフォン市、ダナン市、ホーチミン市、カンター市）と58の省がある。

¹³ 2018年1月9日、JICA中間レビュー調査団によるVBFからの聞き取り。

¹⁴ 元裁判官や元検察官、元捜査官等は、弁護士業務研修（弁護士法13条）や弁護士実務修習（弁護士法16条）が免除される。

¹⁵ 前掲注13。

¹⁶ 現状からすれば達成困難と思われるところ、ティンVBF会長はそれを認めた上で、2020年までに弁護士総数1万5000人～1万6000人を旨したいとの由（2018年6月29日における聞き取り）。

口頭試験の3種類の試験からなる¹⁷。

⑤同試験に合格した者は地方弁護士会に対し弁護士免許交付申請をし、司法大臣の弁護士免許交付決定を経て（同17条）、晴れて弁護士の資格を得ることになる。

ウ その上で弁護士が弁護士業務を実施するためには、弁護士会に入会しなければならない。弁護士会に入会すると弁護士カードが交付される（同20条）。

エ このようにして弁護士になった暁には、弁護士は次のような権利・義務を負う。

すなわち権利については、①弁護士業務を行う権利の保障、②顧客の代理業務、③弁護士業務の形態、組織形態の選定、④全領土における弁護士業務の実施、⑤外国における弁護士業、⑥その他法律に定める権利からなる（同21条1項）。

これに対し義務については、①弁護士法5条に定める弁護士業務の実施原則の遵守¹⁸、②訴訟執行機関に関係する内規及び規則の厳格な遵守、業務を行う際に接触する訴訟執行人への協力・尊重、③訴訟執行機関から要請される事件についての十分かつ適時の訴訟参加、④法律扶助の実施、⑤専門知識・業務に関する義務的研修への参加¹⁹、⑥弁護士法に定める他の義務からなっている（同21条2項）。

（4）弁護士の業務形態

ア 弁護士の業務形態としては、①「弁護士営業組織（弁護士事務所、法律会社）」を設立又はその設立に参加する、又は「弁護士営業組織」との労働契約に基づいて業務を行う方法と、②「個人資格」で業務を行う方法がある（弁護士法23条）。

イ 具体的には、第一に「弁護士営業組織」とは、「弁護士事務所」又は「法律会社」を設立する形態を指す（同32条）。

「弁護士事務所」は個人事務所を経営する方式であり、「事務所代表であるとともに、事務所の全ての義務について自己の全財産により責任を負わなければならない。事務所代表者とは、事務所の法的代表者である」（同33条1項）。

「法律会社」は合名法律会社及び有限責任法律会社²⁰の形態をとる（同34条）。定款の作成が必要である（同35条2項b）。また「弁護士事務所」は「法律会社」へ変更することができる（デクレ²¹15条）。

なお、以上のような「弁護士営業組織」を設立するためには、実務経験を積む観点から、少なくとも2年間、「弁護士営業組織」との労働契約に基づき業務を行って

¹⁷ 2018年6月末に実施された2018年第1回評価試験では、813人が受験し647人が合格した。試験結果は、氏名・生年月日・関係弁護士会・各試験のスコア・合否が一覧となって公表される。

¹⁸ 弁護士法第5条「弁護士業務の原則」として「1 憲法及び法律の遵守、2 ベトナム弁護士職務倫理規定の遵守、3 独立、誠実及び客観的事実の尊重、4 顧客の最善の権利及び正当な利益を保護するために正当な手段を用いること、5 弁護士業務活動について法律上の責任を負うこと」を定める。

¹⁹ 司法省通達10号/2014/TT-BTPによれば、すべての弁護士は、年間2営業日（16時間）の研修に参加しなければならない（同8条）。義務違反には懲戒措置がある（同15条）。

²⁰ ここでの訳語は「弁護士法の一部条項及び施行方法の詳細規定に関するデクレ」（123号/2013/ND-CP）の「第2章 弁護士営業組織」に依った。

https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_40.pdf

²¹ 前掲注20のデクレを指す。

るか、又は弁護士法に従い、機関・組織との労働契約に基づき「個人資格」（後述）での業務を行っていないなければならない（同32条3項a）。

ウ 第二に「個人資格」で業務を行う方法とは、「弁護士営業組織」ではない機関・組織との労働契約に基づいて業務を行う方法をいう（同49条1項）。

3 ベトナム弁護士連合会（VBF）の概要と課題

（1）沿革

ア 以上のような弁護士を統率する機関として前述したVBFがある²²。

VBFは、2009年5月、2006年弁護士法に基づきベトナム全国の弁護士及び各単位弁護士会を構成員とする強制加入団体として設立した。VBFは法人格を有する（弁護士法64条1項）。

2012年の弁護士法改正により、管理規則の制定権を有する等、VBFの自律性を高める内容の法改正がなされている（同6条等）。

またVBFは定款を定めている。これは上記VBF設立を受けて弁護士法67条に基づき2009年5月に発効した。その後、2015年8月の司法大臣決定を受けて改正定款が発効し、現在に至る。

定款上、VBFはその会員である弁護士・弁護士会を代表し、それらの権利、合法的利益を擁護すること主たる目的としている（同67条2項a、定款1条）。

イ 他方でVBFは、政府及び司法省の管理下にある（同83条）。

その上で司法省は、弁護士及び弁護士業務の国家管理機関として政府に対して責任を負う。具体的には、弁護士業の開発戦略の策定や弁護士研修施設の設立認可、養成プログラムの枠組みの作成、義務研修制度の枠組みの作成、国際協力に係る国家管理等を行っている（同83条2項）。

（2）組織概要²³

VBFの組織概要は以下のとおりとなっている。

ア 意思決定機関

●全国弁護士代表大会（定款5条、6条）

- ・VBFの最高指導機関。
- ・5年に1回、全国弁護士評議会によって招集される（次回は2020年4月の予定）。
- ・大会に出席する代表は、全国弁護士評議会委員その他。

↓

●全国弁護士評議会（定款5条2項、7条）、95人

- ・全国弁護士代表大会が開催されていない期間のVBFの指導機関。

²² ベトナムには法曹関係者からなる Vietnam Lawyers' Association（ベトナム法律家協会）という組織があるが、VBFとは別組織である。2018年7月10日、同協会とVBFは協力協定を締結。

²³ 訳語については、「ベトナム六法」<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/>中にある「ベトナム弁護士連合会定款」（2009年版）に従った。

- ・任期5年。
- ・63の単位弁護士の会長に加えて、全国弁護士代表大会で選出された委員。

↓

●常任委員会（定款5条3項，8条），21人

- ・全国弁護士代表大会が開催されていない期間のVBFの運営機関。
- ・全国弁護士評議会会員で、同会から選出された委員。会長，副会長を含む。最大で21名との規定がある。

↓

●会長，副会長（定款9条）

- ・会長は1名，全国代表大会により，常任委員会委員の中から選出。任期5年。
- ・副会長は全国弁護士評議会によって常任委員会から選出される。定款上定員の定めはないが，現在4名。

イ 業務補助機関（定款5条4項，12条，13条，14条）

（ア）また，VBFの業務補助機関として「事務局・代表機関」がある。具体的には，

①VBF事務局（定款12条1項），②ホーチミン市ベトナム弁護士連合会代表機関（同12条2項）がある。

（イ）さらに委員会（同13条）として，①弁護士の権利利益擁護委員会，②養成，強化委員会，③監察委員会，④経済，財政委員会，⑤表彰，規律違反処分委員会，⑥国際関係委員会，⑦法律作成及び法律援助委員会が存在する。

（ウ）また，VBF直属機関（同12条，14条）として，①弁護士職養成学校（同14条1項）²⁴，②ベトナム国際商事弁護士クラブ（同14条2項），③法令相談センター（同14条3項），④弁護士雑誌²⁵（同14条4項）がある。

ウ 会費及び財源

（ア）弁護士会への「加入費用」（定款37条2項）は300万ドン（≒1万5000円），また弁護士会の「会費」（定款37条3項）は年額240万ドン（≒1万2000円）となっている。これは全国一律で，単位弁護士会の会費とVBFの会費双方を含む額である。

なお，VBFの納付額は，単位弁護士会の規模によって異なる。

年間240万ドンのうち，単位弁護士会の構成メンバーが50名以下の場合，当該単位会の弁護士はVBFへ240万ドンのうち10%を納付，51名以上100名以下の場合20%，101名以上だと50%を納付することになっている。納付方法は3か月に一度単位弁護士会に納付する等の方法がある。

（イ）VBFの財源は，①会費，②弁護士，弁護士営業組織の自主的資金提供，③VBF活動からの収入，④国家の援助，国内外の個人・組織の援助，⑤その他の合法的収入（定款35条1項）からなる。

²⁴ 現時点で司法省大臣の設立決定（123号／2013／ND-CP，2条4項）がないため未設立。

²⁵ VBFは月刊誌「LUẬT SƯ VIỆT NAM」（Vietnam lawyer Magazine）を発行している（越語）。

このうち、主な財源は会費収入である。政府からの司法改革関連予算の拠出はあるが、管理機関である司法省からの補助金等は特に受けていないとのことである²⁶。

(3) 単位弁護士会

ア 現在、ベトナムのすべての省及び中央直轄市（総数63）に弁護士会がある。単位弁護士会の設立には3人以上の弁護士が必要とされている（弁護士法60条2項）。弁護士会もまた法人格を有する（同条1項）

一般的にその設立はVBFよりも古く、1987年時点で30省（または直轄市）に設立されていた。最後に設立されたのは、人口が最も少ない省とされるベトナム北西部のライチャウ省であり、2013年7月に設立した。

イ 単位弁護士会はVBFにより監督されているが、省人民委員会の監督下にもある（同83条4項）。単位弁護士会もそれぞれ定款を定めていたが、前記VBF定款の発効により、各弁護士会の定款は効力を失った（定款49条2項）。

ウ 財源については前述の会費が中心となる。しかし会費収入だけでは十分な運営経費が賅えず、省人民委員会から補助を受けている単位弁護士会もある。

(4) 課題²⁷

VBFの設立により、中央レベルでの立法過程への関与（刑訴法改正への立法提言など）、裁判所・検察院等の訴訟機関との窓口的役割、各地方単位弁護士会の問題の吸い上げ・対処による弁護士会の底上げ、全国各地での研修の展開による弁護士能力向上、倫理規定の整備による弁護士への信頼向上への取組など、その設立には大きな意義が認められると考える。他方で課題も多い。

ア 人的課題

VBFでは人的課題として、大要、弁護士間の知識（スキル、倫理等を含む。）のギャップ、地域間のギャップ、年齢のギャップといった問題を抱えている。

(ア) 「知識のギャップ」については、上述したとおり、現在1万2000人を超える弁護士のうち約2000人が義務研修を免除される前職退職者で占められている。そのため、これら弁護士に知識やスキル、さらに依頼者との関係等の倫理面での知見が十分でないという問題が指摘されている。

(イ) また「地域間のギャップ」は、大都市と地方の弁護士数の格差が大きいという点が指摘できる。前述のとおりハノイ市とホーチミン市だけで全体の弁護士数の約2/3を占め、残りの61か所の省・中央直轄市で約1/3を占めている。そのため、地方での弁護士へのアクセスは容易ではないとの実態がある。

(ウ) さらに「年齢のギャップ」については、地方の弁護士会では、若手（20～30代）とベテラン（60～70代、とはいえ前職退職後に弁護士となるため弁護士歴

²⁶ 2018年7月30日、ティンVBF会長からの聞き取り。

²⁷ ここでの課題の記述は、2018年1月9日のJICA中間レビュー調査団によるVBFからの聞き取りや、ティンVBF会長からの随時の聞き取り、歴代専門家の報告（簡易ながらも記して謝意に代えたい。）、筆者が着任してからの協力活動、活動におけるアンケート結果などを基にしている。引き続きどのような課題があるかは精査していきたい。

は若手とそれほど変わらない。)が多くを占めている。中堅層が少なく、また若手とベテランを比較しても、ベテランの数が相対的に多い。そのため30人程度の弁護士会ではその存続が危ぶまれている。

イ 組織上の課題

また組織上の課題として、VBF自体(会員の関与、財源)、VBFと各単位弁護士会との関係、訴訟機関(裁判所、検察院、公安省)との関係がある。

(ア) VBF自体の課題としては何より財源確保である。前述のとおり会費収入を主な財源としているところ、会費の未納が相当程度あると言われている。しかし地方単位弁護士会よりは、多くの弁護士がいるハノイ市やホーチミン市の弁護士会からの会費の回収率が低いとされている。

また定款上、VBFの会長・副会長等の任期は5年になっている。しかし弁護士業の他に、5年間、弁護士会の活動に専従する弁護士は稀少という問題を抱えている。これは“自営業”ゆえに発生する問題である。そのため弁護士によるVBFへの関与が低いという問題が指摘されている。

(イ) 各単位会との関係については、弁護士法の改正による制度的手当、定期的な研修やサーベイを地方で実施することで強化されつつあると思われる。

しかし前記の会費の未納や倫理規定上問題視される弁護士への対処(懲戒処分)が、弁護士法上、一義的に各弁護士会に委ねられており、かならずしも十分な対応が取られていない点が課題となっている。

(ウ) さらに、訴訟機関との関係については、刑事訴訟手続きにおいて特に問題となっている。

刑事訴訟法に規定があるものの、訴訟機関との関係において法律どおりの運用がなされていない手続き等がある(たとえば、2015年刑事訴訟法60条2項i号にある被疑者による証拠の閲覧・記録他)。奥が深い問題であるため本稿では詳細を省くが、訴訟機関との間で法律に則った手続きが実現できるような取組がVBFに期待されている。

ウ まとめ

以上の課題の中には、JICAの技術協力プロジェクトによって対処できるものとそうでないものがある。

その中でも対処できるものとして現在、日弁連の協力を得ながら職務倫理規定の研修や改訂への協力、定款改訂等組織再編への協力を行っている。また訴訟機関との関係についても、刑事訴訟手続きについて最高人民裁判所及び最高人民検察院との三者間で共同活動を行うことになっている。

これらについてはあらためて別の機会にご紹介していきたい。

(本稿のうち意見に渉る部分は私見であり、筆者の所属する団体や本プロジェクトの見解でないことを申し添える。)

カンボジアの司法 ～ Contribution of Law ～

J I C A 長期派遣専門家

内 山 淳

1 はじめに

これまで、前提となる司法制度や各種法令等を紹介しつつ、カンボジアで現実に問題となっている事象を取り上げて、司法の実情をお伝えしてきた。また、始審裁判所に関する実務的な基礎データを紹介しながら、裁判所について概観した。

今号のテーマは、「Contribution of Law」¹(以下「COL」という。)である。日本は、カンボジアに対し、20年以上にわたって法整備支援を実施してきたが、特に、独立行政法人国際協力機構(JICA)の技術協力プロジェクト(以下「プロジェクト」という。)を中心として、カンボジア民法及び民事訴訟法の起草を支援し、その後、司法分野での人材育成、カンボジア民法及び民事訴訟法の普及、民事裁判実務の運用改善など、様々な視点から支援を続けてきた。そのような中で、プロジェクトとしての成果だけではなく、プロジェクトの外でも、波及的に有形無形の良い効果が生じている。殊に、最近の顕著な例として、自主的な勉強会の団体であるCOLを挙げるができる。

このCOLの活動は、カンボジアの司法の現在を知る上で、非常に重要と考えたので、取り上げる次第である。²

2 COLの概要について

(1) 名称

COLは、プロジェクトに参加したカンボジアの弁護士が、民法等をより正確に学び、より多くの人に広めるために立ち上げた自主的な勉強会の団体であり、主にカンボジアの大学生や若手弁護士を対象にして、民法等の理解を深める活動をしている。正に、プロジェクトの理想的な発展型の1つといえる。

COLの正式な名称は、日本語に訳すと「法への貢献」である。立ち上げた弁護士にこの名前に込めた想いを聞くと、「クメール語の『ヴィ・ピアック』(貢献)は、誰かに物をあげるという意味で、現金などの見返りを受けずに何かをするという意味合いがある。私たちが目指す活動と目標に沿っている。個人的な名前を冠したくなかった。将来は、私たちとは違う人が指導するかもしれないので、一般的な言葉を選んだ。」と語ってくれた。

¹ クメール語(カンボジア語)名は、「វិភាគច្បាប់」(ヴィ・ピアック・ティアン・チュバップ)で、意味は英語名と同じ。

² COLについては、イブ・ポリー(Mr. Iv Poly) 弁護士、テップ・ボパル(Ms. Tep Bophal) 弁護士から、詳細に御教示いただいた。本文中の「聞き取り日現在」とは、2018年6月4日現在を意味する。

なお、COLについては、『世界を変える日本式「法づくり」 途上国とともに歩む法整備支援』(独立行政法人国際協力機構, 文藝春秋企画出版部, 2018年)の286ページ以下でも紹介されている。

後述のとおり，COLの活動は，正にカンボジアの司法への「貢献」であり，手弁当で見返りを求めずに行うという活動内容を象徴する名称である。

(2) ロゴ

COLのロゴは，以下のとおりである。



【COLのロゴ】³

ロゴのイメージは，家の「扉」と本の「表紙」を合わせたものである。COLに参加するメンバーにとっては，「扉」を開け，「表紙」をめくることで，法を学ぶことができるという想いが込められている。

もう少し詳しく見ると，本の綴じしろに相当する部分（左端）は濃い青色であり，カンボジア民法や民事訴訟法の「条文」の本（JICA支援）の表紙の色と同じである。また，その他の部分はややくすんだピンク色であり，COLを立ち上げた弁護士が，最初にプロジェクトに関わったときに作った「要件事実」の本（JICA支援）の表紙の色と同じである。このように，日本とのつながりを強く意識した色使いになっている。

中心の丸は，金色で，扉の取っ手を表している。右上から始まる白色の折れ線が，民法等の複雑さを表しており，金色の取っ手はそのゴールであり，たどり着いた者の将来が輝くことを象徴している。

(3) 目的

COLが掲げるテーマは，「みんなのために一緒に知識を増やす」⁴である。自己犠牲的な意味合いを含み，「法への貢献」という名にふさわしいといえる。

COLの活動の大きな目的は，i) 民法等についての知識を共有すること，ii) 民法等についての資料を作成することである。それらの実践例として，i) については，通常の勉強会に加え，セミナーの開催，フェイスブックでの情報共有など，ii) については，講義レジュメ集の出版，解説ビデオのフェイスブック掲載などを挙げることができる。

³ カラー版は，COLの公式フェイスブック <https://www.facebook.com/contributionoflaws/> 等を参照。

⁴ クメール語では，「រួមគ្នាបង្កើនចំណេះដឹងដើម្បីទាំងអស់គ្នា」（ルオムクニア・ボンカウン・チョムネダン・ダウンバイ・テアングオッホクニア）。

(4) 創設者

創設者は、プロジェクトのワーキング・グループのメンバーのイブ・ポリー弁護士⁵及びテップ・ボパル弁護士⁶である。両名は、夫婦で、プノンペン市内において「JC Law」⁷という法律事務所を経営している。

両名とも、2009年頃から日本の法整備支援に関わり、2012年以降は、JICAの民法・民事訴訟法普及プロジェクトや民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトにおいて、ワーキング・グループのメンバーになっている。

(5) 法的地位

COLは、法人やNGOではなく、法律事務所「JC Law」の活動の一環という位置付けである。「JC Law」の活動は2種類あり、i) 法律サービスの提供（法律相談、契約書作成、訴訟など）、ii) 法曹の人材育成である。

このiiの活動に名前を付けたのがCOLである。したがって、法的には、法人格を備えた団体としては存在しておらず、あくまでも法律事務所の活動の1つに名前を付けただけである。ただ、ボパル弁護士は、「今や、本体のJC Lawよりも、COLの方が知名度が高い。」と自嘲気味に笑いながら話してくれた。

(6) 略史

2015年3月28日、設立。

同日、初のセミナーを開催。

- ・テーマは、養子縁組。参加者は、約50名。
- ・ボパル弁護士は、以前から、フェイスブックなどで法律的なコメントを投稿していたが、コメントを読んだ学生などから、もっと深く理解したいという要望があり、これがCOLを立ち上げようと考えた一因。この初回のセミナーで予想外に人気が出たため、その後、合計20回以上のセミナーを実施。

2016年1月16日、正式なプログラムを開始。

同日、開始式を開催。

- ・来賓は、カンボジア弁護士会（BAKC）会長、弁護士養成校（LTC）校長、司法省次官等。
- ・長期コース（第1期生）のプログラムが開始。初回授業は、同月23日。

2016年5月25日、公式フェイスブックのページを開設。

- ・フォロワーは、約3万人（聞き取り日現在）。以前は、フェイスブックで個人同士のグループを作って情報共有。しかし、閲覧できる人が限られるため、活動内容をより広く知ってもらうなどの目的で、新たにCOLのページを開設。

⁵ 2008年、弁護士養成校卒業。同年、弁護士登録。

⁶ 2007年、弁護士養成校卒業。同年、弁護士登録。

⁷ 2013年、ボパル弁護士と日本人の弁護士（元・長期派遣専門家）が設立。2017年、現在地に移転。以後は、ポリー弁護士とボパル弁護士が経営。詳細は、公式フェイスブック <https://www.facebook.com/pages/biz/JC-Law-766242660226472/> を参照。

2017年10月3日、カンボジア弁護士会との合意書の署名式を開催。

- ・カンボジア弁護士会と合意したことで、COLの活動を弁護士全体に広める正当性を獲得。
- ・カンボジア弁護士会からの金銭支援は、セミナー開催費用の半額程度。合意書に基づき、セミナーを3回（聞き取り日現在）実施。
- ・参加者は、セミナーに出席すれば、参加証明書を手に入れ可能。

(7) 資金

運営資金の原資は、寄付等による。開始当初のセミナーでは、参加者1人当たり5ドルを徴収したが、その後は、プロジェクトのワーキング・グループのメンバー（弁護士）等から基金を募り、その基金から拠出することにした。それでも不足する場合には、ポリリー弁護士やボパール弁護士が私費で補填している。

現在、授業については、受講者1人当たり月額3ドル（会場レンタル代などに充当）を徴収しているが、経済的に苦しい学生などについては、事実上免除している。

近時、カンボジア弁護士会長（当時）から私費での多額の寄付があり、セミナーや授業の運営費、卒業証書やロゴ入りシャツの作成費等をまかなっている。また、カンボジア弁護士会との合意書の署名後は、セミナーについて、開催経費の約半額を同会が負担してくれている。

3 COLの勉強会について

勉強会は、大きく2種類あり、「授業」と「セミナー」に分かれる。

(1) 授業

ア 授業のコース

「民法コース」と「民事訴訟法コース」がある。

(ア) 民法コース

当初は、「長期コース」と「短期コース」に分かれていたが、第3期生から、長期・短期の区別をなくし、1つのコースのみに統一した。各コースの詳細は、後掲のとおりである。既習者も未習者も参加できる。

講師は、ボパール弁護士とポリリー弁護士が中心であるが、その他にも、随時、プロジェクトの元ワーキング・グループのメンバー（カンボジア人弁護士）、プロジェクト・スタッフ、JICA長期派遣専門家等が、特定のテーマごとに依頼を受けて、講義を担当している。

問題点としては、短期コースでは、開催場所がコーヒーショップ（店内の個室等）であるため、毎回、コーヒー等を買う必要があり、学生には負担であること、店内があまり広くなく、授業をするのに十分なスペースがないことなどが挙げられる。

また、短期コースは、期間が約6か月間と比較的短く、コース終了時でも民法の理解が不十分な者もいたため、4か月間延長した。延長期間中は、第1期生（長期コース）が講師を務めるなどした。

長期コースでは、第1期生と第2期生には、入会のため、筆記試験と口述試験を実施していたが、第3期生以降は、入会の試験を実施しないことにした。その理由として、1つは、試験準備（出題文等の決定、試験会場の手配、採点等）に費用と時間がかかることである。もう1つは、COLへの入会の機会を増やすことである。試験を実施すると、ほぼ学生しか受験せず、多くの若手弁護士、弁護士補助及び裁判官補助は、受験を差し控える傾向がある（不合格になると不名誉だと考えているため）ので、これを回避するためには、入会試験を実施しない方がよいとのことである。

《長期コース》 第1期生、第2期生

期間：1年間

第1期生 2016年1月16日から2017年2月24日

第2期生 2017年2月24日から2018年3月2日

場所：プノンペン国際大学（PPIU）

時間：土曜、午後2時から午後5時

人数：20人（第1期）、36人（第2期）

《短期コース》 第1期生のみ

期間：6か月間

第1期生 2016年8月27日から2017年2月24日

場所：プノンペン市内のカフェ

時間：水曜及び金曜、正午から午後1時30分

人数：20人

《統一後のコース》 第3期生から

期間：1～2年間

第3期生 2018年3月4日から（終期末定）

場所：プノンペン国際大学（PPIU）

時間：水曜及び木曜、正午から午後1時30分

人数：52人

(イ) 民事訴訟法コース

講師は、ボパル弁護士とポリー弁護士である。民法コースのように、長期・短期コースの区別はない。

第3回コースは、弁護士向けの実務的な内容（訴状の書き方等）であり、受講対象者が学生ではなく、弁護士のみであるため、有料化してCOLの運営費を一定程度まかなう予定である。また、授業への出席率70%以上を受験資格にして、卒業試験を実施し、卒業証書を発行する予定である。

《民事訴訟法コース》

期間：約1か月間（約30時間）

第1回コース 2017年8月

第2回コース 2017年11月から12月

第3回コース 2018年8月（予定，聞き取り日現在）

場所：プノンペン国際大学（PPIU）

時間：火曜及び木曜，午前11時30分から午後1時30分

人数：各25人（第3回コースは30人）

イ 受講生

全コースを通じた受講生の内訳としては，約8割は大学生，残りは若手弁護士である。学生は，王立法律経済大学（RULE）⁸の在籍者が最多であるが，パニャサストラ大学⁹，メコン大学¹⁰，ノートン大学¹¹等の著名な大学からも幅広く参加している。

受講者は，プノンペン在住者だけでなく，プノンペン周辺州を始め，遠方も含む各地（コンボンスプー州，バットンバン州，シハヌークビル州，コックン州等）から集まっている。経済的に厳しい人も豊かな人もおり，少数民族（モンドルキリ州）の受講生もいる。

女性の割合は，比較的高い。例えば，長期コースでの女性は，第1期生20人中5人（25%），第2期生36人中10人（27.7%），第3期生52人中28人（53.8%）である。

ウ 授業の内容

（ア）カリキュラム

各コースのカリキュラムの一例は，後掲のとおりである。

運営上の問題点としては，ボパール弁護士やポリー弁護士以外には常勤の講師がいないことである。また，ボパール弁護士とポリー弁護士は，プロジェクトのワーキング・グループ活動の準備や会合出席，自らの法律事務所の経営や依頼業務への対応なども行う必要があるため，COLの継続的かつ安定的な運営のためには，講師の確保が喫緊の課題とのことである。

《民法（長期コース）》

条文数が多いこと，受講生の理解度に応じて進捗を変えたことなどから，当初のカリキュラム通りには進まず，実際には，以下ようになった。

第1期生：民法の基本的な考え方，物権編（占有権等），債務編（契約違反の損害賠償等），各種契約・不法行為編（不法行為等）等，適宜，重要な分野を取り上げた。

第2期生：条文順に従った。民法の基本的な考え方，自然人，物権まで。

第3期生：条文順に従う。債務以降（予定，聞き取り日現在）

⁸ プノンペン市内にある国立大学。1949年，法・政治・経済に関する国家機関として設立。2003年に大学化。<http://www.rule.edu.kh/docsxv/>

⁹ プノンペン市内にある私立大学。1997年設立。<http://www.puc.edu.kh/>

¹⁰ プノンペン市内にある私立大学。2003年設立。<http://www.mekong.edu.kh/>

¹¹ プノンペン市内にあるカンボジア初の私立大学。1996年設立。<http://www.norton-u.com/>

《民事訴訟法コース》

概ねカリキュラム通りに進んだ。具体的には、以下のようになった。

第1回，第2回：管轄，当事者，代理人，訴訟費用，訴えの種類，訴状の記載事項，各種要件事実

第3回：訴状の書き方等（予定，聞き取り日現在）

(イ) 授業の様子

カンボジアの大学での法学の授業は，一般的には，条文を読んで意味を確認するだけのものが多く，条文背後にある法理や体系的な理解について学ぶ機会はほとんどないという¹²。また，教員（特に，年配者）の中には，民法（2007年成立，2011年適用）や民事訴訟法（2006年成立，2007年適用）についての知識が乏しい者もあり，旧法（契約及びその他の責任に関する政令38号等）の内容を前提とした授業をしている者もいるという。

このような現状を踏まえ，COLでは，体系的な理解や具体的な事例に応じた理解などを重視しており，単に条文を読んで意味を確認するだけの授業はしていない。講師から受講生に質問し，受講生も講師に質問するという双方向性を重視している。

講師は，スライドを映写して説明する形式を採っており，このスライドは，そのまま資料として使える程度に，きちんと内容が整理されている上，視覚的にも分かりやすい内容となっている¹³。

ほとんどの受講生は，JICAが作成した民法や民事訴訟法の条文本（青色表紙）を持参しており，授業中には，随時，条文を確認していた。また，講師は，適宜，受講生の一人に条文を音読させ，全員で条文の内容を確認するなどして，条文への意識付けに気を配っていた。



【講義風景（ボパール弁護士）】

¹² 筆者は，プノンペン市内の大学で法学の授業を傍聴したことがあるが，その際，教員は，条文を読んで，その文言の意味や具体例を説明しているだけであり，条文の趣旨や体系的な理解につながる説明はほとんどなかった。

¹³ 資料は，前掲COL公式フェイスブックのほか，一部は，プロジェクトのホームページにも掲載中。
<https://www.jica.go.jp/project/english/cambodia/025/materials/index.html>



【講義風景（ポリリー弁護士）】

(2) セミナー

これまでに23回（聞き取り日現在）開催している。主に、土曜又は日曜（午前8時30分頃から午後5時頃まで）に開催しており、カンボジア弁護士会との合意書署名後は、同会支援のセミナーという位置付けになっている。

参加者は、プノンペン在住の弁護士、弁護士養成校学生、公証人養成校学生などで、各回100名余である。

講師は、ポリリー弁護士、ボパール弁護士、JICA長期派遣専門家等で、資料の翻訳及び当日の通訳は、プロジェクト・スタッフが担当している。

テーマは、前回の参加者のアンケートを踏まえて決定している。例えば、「物権と債権の違い」、「相続と遺贈の違い」、「連帯債務」、「第三者異議」、「契約解除」などであり、理解が難しい分野や実務上でよく問題となる分野が多い。

セミナーでは、質疑応答の時間を多くとっており、終日の講義では、午前と午後にそれぞれ1時間以上を充てている。質疑応答については、日本でのセミナーとは異なっており、特徴的である。参加者は、講義途中でも遠慮なく随時質問し、質疑応答の間でも様々な質問が飛び交うが、当日のテーマから脱線することも多い。

セミナーの手伝いは、COLの学生が担当しており、休憩時間に提供されるクメール伝統菓子等は学生の手作りである。カンボジアで行われる終日のセミナーでは、朝食代わりの軽食、ランチ、数回のコーヒブレイクでの飲み物と菓子類などを用意するのが一般的である。その内容も、セミナーの評判につながるとのことである。元々は、食事等を提供することをセミナー参加への動機付けとして利用していた面もあったようであるが、現在、参加者は、相応の生活力がある中間層の上位又は富裕層に属することが多いので、このような習慣を見直す時期が遅かれ早かれ来るように思われる。

(3) その他

COLでは、通常の授業やセミナーとは異なる特別なものとして、後掲のとおり、女性によるスピーチ・コンテスト「Women Legal Contest」（第1回）を企画した。

このコンテストの出場者は、女性のみであり、3月8日の国際女性の日（祝日）にちなんで開催された。

運営上の問題点としては、発表者の学生に対し、担当テーマについて予め講師が教えるなど事前準備の負担が大きいこと、会場レンタル代などの費用が高く、私費で補填するなど経済的な負担も大きいことなどがある。次回以降の継続的な開催のためには、改善すべき課題が多いとのことである。

日時：2018年3月2日

場所：カンボジア日本人材開発センター（CJCC）

来賓：カンボジア弁護士会現会長，同会前会長，司法省次官

審査員：弁護士2名（男女1名ずつ），裁判官2名（男女1名ずつ）

※いずれもプロジェクトの元又は現ワーキング・グループのメンバー

発表者：大学生9名（COLメンバー以外が2名），全て女性

発表方法：1人10分間で，自作のスライド等に基づき，発表。

※名目はスピーチだが，実際には，民法の特定の分野を分かりやすく説明するというプレゼンテーション。

発表後，5分間，審査員からの質問に答える。

発表内容：予め与えられた民法に関する分野（1人1テーマ）

※今回は，1）遺言取消し，2）認知，3）遺言の方式，4）用益権，5）失踪宣告，6）制限行為者による契約の取消し，7）物権変動（成立，効果，対抗要件），8）不動産の相続（相続人が外国人の場合），9）売買契約の成立。

4 COLの成果について

（1）成果品

主な成果品は，講義レジュメ本の出版，講義ビデオの掲載¹⁴である（いずれもクメール語）。

講義レジュメ本については，3種類あり，2015年，2016年，2017年にそれぞれ出版し，配布している。今後も，毎年，出版する予定である。

講義ビデオについては，全10種類を予定（聞き取り日現在）しており，すでに婚約，完全養子縁組，普通養子縁組，夫婦財産制，離婚，内縁，親族間の扶養等に関するものがフェイスブックのページに掲載されている。2017年8月から約1か月に1種類の割合で掲載しており，再生回数は，多いもので約2万回である。今後も，随時，掲載する予定である。

（2）人材育成

受講生については，単純計算で，これまで約100名を育成したことになる。

セミナーについては，約200名がリピーターとして，ほぼ毎回，参加している。

卒業生の進路の一例は，以下のとおりであるが，良好な実績である。いずれも相応に

¹⁴ 前記の公式フェイスブックに掲載。

難しい試験であり、全体の合格者数も多くないが、COL卒業生の占める割合は、決して低くない。

	裁判官試験 ¹⁵ 合格者数	弁護士試験 ¹⁶ 合格者数	他の試験 ¹⁷ の 合格者数
長期コース 第1期生 (20人)	5	2	書記官：1 公証人：2
長期コース 第2期生 (36人)	3	4	書記官：6 ※公証人は募集なし
短期コース (20人)	2	1	—

(単位：人) ※長期コース第3期生：卒業未了。

5 おわりに

以上のように、COLに焦点を当てて、カンボジアの司法の実情を垣間見た。具体的なイメージを持ってもらえるように、あえて本筋から離れた情報も記載した。法整備支援は永遠に続くものではなく、いつかは支援が終わり、カンボジアの法曹が自立することを想定している。カンボジアの内戦の歴史を踏まえると、人材が育つまでには長い時間がかかり、決して一足飛びには進展しないが、COLのような地道な活動が少しずつ増えることで、やがて大きな変化につながるはずである。

今回紹介したCOL以外でも、そのような地道な活動は存在している。元ワーキング・グループのメンバーの裁判官の中には、週に何度か、朝、気心の知れた裁判官仲間とコーヒーショップに集まり、実務上の問題などについて話し合っている者もあり、所長を務める裁判所で、職員向けの勉強会を開催する者もいる。波及的効果は、着実に広がっている。

¹⁵ 裁判官検察官養成校の入学試験。合格者数は、毎回55名程度。

¹⁶ 弁護士養成校の入学試験。合格者数は、毎回40～50名程度。

¹⁷ 書記官養成校、公証人養成校等の各入学試験。合格者数は、毎回80～110名程度（書記官）、毎回15～20名程度（公証人）。

ラオス民事訴訟法（2012年改正）（1）

元ラオス法律人材育成強化プロジェクト専門家（2010年～2017年）

弁護士 石岡 修

【目次】

はじめに ～和訳にあたって

第I編 総則

第II編 民事訴訟手続の基本原則

第III編 訴訟手続における裁判所の権限及び責務

第1章 訴訟手続における各審級の人民裁判所の権限及び責務

第2章 民事部の管轄

第3章 労働部の管轄

第4章 商事部の管轄

第5章 家事部の管轄

第6章 少年部の管轄

第IV編 訴訟手続の主体

第1章 訴訟手続に責任を負う者

第2章 人民検察院において訴訟手続に責任を負う者

第V編 訴訟手続への参加

第1章 訴訟手続に参加する者

第2章 訴訟手続における代理人

第VI編 事件における証拠

第VII編 裁判所の強制措置

第1章 請求を保全するための強制措置

第2章 緊急の一時的強制措置

第VIII編 召喚状及びその他の裁判書類の発行、送付及び告知

第IX編 預入金及び裁判費用

[以上今回掲載]

第X編 第一審裁判所における訴訟手続

第1章 裁判所に対する訴え及び非訟申立

第2章 検討のための訴状の受理

第3章 共同の訴え

第4章 事件記録の調査

第5章 当事者間の調停

第6章	第一審裁判所における尋問手続の準備
第XI編	期日
第1章	第一審の法廷における尋問に関する一般原則
第2章	開廷手続
第3章	弁論
第4章	密室での検討及び判決言渡
第XII編	控訴審裁判所における訴訟手続
第1章	第一審の裁判に対する控訴申立及び異議申立の権利
第2章	控訴審裁判所における事件の検討
第3章	控訴審裁判所における尋問手続
第XIII編	破棄審裁判所における訴訟手続
第1章	裁判所の判決に対する破棄申立及び異議申立の権利
第2章	破棄審裁判所における事件の検討手続
第XIV編	判決の執行
第XV編	再審
第XVI編	民事非訟申立がある場合の手続
第1章	民事非訟申立に関する一般原則
第2章	行為無能力であることの認定を求める申立
第3章	失踪又は死亡の宣告を求める申立
第4章	土地登記証の紛失の確認を求める申立
第5章	債務者が逃亡した場合に裁判所に判決を求める申立
第XVII編	民事訴訟手続に関する国際協力
第XVIII編	最終条項

はじめに ～和訳にあたって

ラオスの民事訴訟法を日本語に訳すということの意義を考えるうえで忘れられない出来事がある。2011年1月25日のJICAネットセミナー（日ラ双方が出席して行われるテレビ会議）のときのことである。それは、現在まで続くJICAのラオス法律人材育成強化プロジェクトの、フェーズ1が始まって間もない頃で、民事訴訟法サブ・ワーキンググループが初めて日本のアドバイザーグループの先生方と意見交換をする機会であった。会議の後に、ご出席いただいていたICDの山下輝年部長（当時）から、ラオス側資料の日本語訳で使われていた「公判」という言葉について、「民事で『公判』はおかしいよ」とご指摘があった。ごもっともなご指摘であるが、同時に答えのない問題を宿題に出されたようにも感じた。このラオ語「パスムサーン」（脚注7参照）は刑事訴訟でも用いられており、そちらでは概ね「公判」と訳されてきた。ラオスでは民事と刑事の「パスムサー

ン」に質的、概念的な違いがあるとは思われておらず、その意識が同じ言葉となって表れている。民事でこの言葉を何と訳すかは難しい問題で、その後も幾度となく訳者の方々から相談された。法律を知れば知るほど、また日ラの法制度に詳しくなればなるほど悩ましくなる言葉である。

山下部長は、周知のとおり、日本によるラオス法整備支援の草創期に現地調査などで活躍された方であるから、ラオスの民事、刑事両方の手続の概要は勿論、ラオスの民事における法廷での手続と刑事におけるそれが、手続や概念において近似することなどもご存じだったのであろう。もしかするとラオ語も多少理解されていたかもしれない。いずれにせよ、山下部長の「パスムサーン」に対する態度は、こういった背景事情を理解されていると考えてもなお首肯するに足る、法律を訳すうえでの王道と言っても良い一つの考え方を反映している。すなわち、「日本語にしたときに完結する」、あるいは「日本語で読んで無理なく理解できる」ように訳す、という考え方である。そこでは、個々の翻訳作業において、時に大局的な見地から大胆な変換を行うことが求められ、そのため訳者に両国の法律に関する深い理解が求められることは言うまでもなく、個々の翻訳作業においても実質的な価値判断が必要となる。しかし、如何に優秀な頭脳であっても完全に日本語に訳すことが不可能であることは論を待たない。例えば上記の「パスムサーン」であれば、「期日」と訳すと、日本語としては違和感なく読めるかもしれない。しかし、他方で、ラオスにおいてこの概念が民事刑事共通のものとして受け止められているということや、刑事で捜査に対応するものとして公判があるように、民事においても裁判官の職権による非公開の事前調査（184条以下。脚注8参照）に対応するものとして「パスムサーン」があるといったニュアンスは表現されない。表現されないだけでなく、その点について問題意識を与える契機が永久に失われる。読み手は基本的に日本における「期日」と同様の概念として「パスムサーン」を受け取る。一般に、諸外国のドナーを見ていても感じることであるが、高名な方々に関与してもらうがために、資料や情報を整えすぎて、結局ラオス側の意識とかけ離れた情報提供がなされ、噛み合わない議論が続くことがある。これは、上記の翻訳に関する考え方の延長線上にある、避けがたい落とし穴のように感じられる。

この対極に想定できるのが「できる限り直訳する」という考え方である。一つ目の考え方が、翻訳上、本来的に避けがたい意味やニュアンスのギャップを訳者の下で解消しようとするのに対し、この二つ目の考え方は、それを読み手に委ねようとする考え方と言える。しかし、この態度にも限界があるのは容易に理解できる。読み手において噛み砕くことを期待するため、限られた人にしか意味を見いだせない文章となる。私自身の経験でも、英訳されたラオ語の文章を読んで全く意味がわからず驚き、原文にあたってみたところ本当にそのとおり書かれてあり二度驚いたということが何度もある。主語がなかったり、述語がなかったり、書かれざる主語が途中から変わっていたりする。ラオ語であればまだしも、それを外国語に直訳した際の違和感は相当のものである。

この問題に結論はない。山下部長の何気ない一言は私に問題意識を植え付け、それは任期を終えるまで解決することはなかった。いずれの考え方にも問題がある。現実には、読み手や状況に合わせて、両者の中間のどこかが選択されるであろう。私はそのようにしていた。しかしそれは抽象的な意味での真の翻訳からはほど遠い、次善の策に過ぎない。別の見方をすると、これは、多様な文化が相互の接触によってこそ発展していくという、法整備支援のダイナミズムの核心そのものに関わるのであって、翻訳はその最前線であるからこそ、完全な解がないのは当たり前で、むしろそこで悩み続けることこそが法整備支援の意義であるとも言えるかもしれない。そうであれば、答えがないとはいえ、少なくとも、美しい翻訳で問題意識を葬り続けることは法整備支援においては背理なのではないか。

本訳は、このような結論のない問題に対する一つの可能性を提示したいという動機に基づいている。すなわち、訳すうえで悩ましい点を、背景を含めてできる限り多く脚注の形で記載した。それにより、本文を読んで違和感なく読める部分についても、問題意識だけは将来に向けて残すことができるのではないかと考えた。その意味では脚注に本質がある。本改正民事訴訟法は、2012年に施行され、すでに6年が経過し、今国会（2016年から2020年）中に改正が見込まれている。また、現時点では日本のビジネス界においても重要性が高いとは言いがたいかもしれない。それでも、本訳の脚注に記載した事情は、問題意識を将来に継承するという一点において、学術面でも実務的な翻訳においても、本法の改正後であってもなお意味を持ちうるのではないかと期待している。両国の相互理解の一助となれば幸いである。



ラオス人民民主共和国
平和 独立 民主 調和 繁栄

国民議会

第13号/NA

ヴィエンチャン首都, 2012年7月4日

民事訴訟法（改正）

第I編 総則

第1条（改訂） 目的

この法律は、民事、商事、家事、少年及び労働に関する紛争及び請求を、事実に則し、また法律及び正義に照らして詳細且つ正確に解決し、もって社会経済体制を維持し、国家、組織及び企業の財産を保護し、社会及び当事者の法律上の権利及び利益を保護し、法律違反の減少、撲滅を促進し、法律を厳格に尊重、遵守する為の訓練を提供し、社会経済体制を発展させる役割を担うべく、原則、規制及び手段を明確にするものである。

第2条（改訂） 民事訴訟

民事事件とは、物、金員、金又は知的財産などの財産的關係及び名前、氏、尊厳などの非財産的な人的關係を巡る紛争である。

民事訴訟とは、規則法律に従い、民事、商事、家事、少年、労働、その他の紛争に関する訴え及び非訟申立¹を審理²し、解決するために、裁判所及び手続参加者が行う活動である。

¹ 「非訟申立」＝「ガーンホーンコー」。直訳は「請求」「申立」等であるが、ここでは、2012年民事訴訟法改正によって訴えに併存するものとして新たに導入された裁判申立類型を指している。一方当事者のみの参加によって手続が行われる点に特徴がある。語句の一般的な用法と区別するため、意味からこの訳語を宛てている。但し、訴訟構造上、一般的な手続に対する特殊の手続であることや、その定義において「紛争（コーカッニェーン）になっていない」と定義していることから（3条2号）、日本などにおける非訟手続に近い面がある一方で、厳密には必ずしも争訟性がないわけではなく、例えば不合理に出頭を拒む者に対する債権の回収なども含まれる（350条参照）。その意味では、この訳における「非訟」は、いわば形式的観点から二当事者が対立する手続形態をとらないという意味に過ぎない。

他方、本法の中には、同じ「ホーンコー」を使っているが、この厳密な手続を指すわけではない場合もあり、その場合は一般的な用法に従って「申し立てる」「求める」等の訳を充てている。

² 「審理」＝「ピチャーラナー」。「検討する」という意味の日常語であり、本訳では文脈に応じて「審理」又は「検討」の訳を宛てている。

民事訴訟には商事、家事、少年及び労働事件がある。

第3条（改訂） 定義

この法律で以下使用される用語は、次のように定義される。

1. 訴えとは、民事、商事、家事、少年及び労働事件に関する紛争を審理し、解決することを裁判所に求める申立である
2. 非訟申立とは、紛争になっていない問題について審理し、認定、確認又は宣告³を行うことを裁判所に求める申立であり、例えば失踪の認定、土地登記証紛失の確認又は死亡の宣告などである
3. 反論⁴とは、開廷前の手続段階において、一方当事者が他方当事者の請求⁵又は証拠に対して行う説明である
4. 弁論⁶とは、法廷において⁷、一方当事者が他方当事者の請求又は証拠に対して行う説明である
5. 取調べ⁸とは、裁判所が開廷前に行う質問又は証言の取得である

³ 「認定」＝「ハップフー」，「確認」＝「ヤンユーン」，「宣告」＝「パガート」。厳密な違いがあつて使い分けられている訳ではなく、意味としては、ほとんど違いがないと思われる。非訟事件の類型において、失踪については「ハップフー」が、土地登記証については「ヤンユーン」が、死亡宣告については「パガート」が用いられる。但し徹底はしていない。便宜的に上記訳語を使い分けているに過ぎない。

⁴ 「反論」＝「トーニェーン」。次号「トーティヤン」と対になる概念。違いは場面が異なる点にある。

⁵ 「請求」＝「コーサヌー」。日本の民事訴訟法学で使われる厳密な意味での「請求」ではない。それに該当する概念は、ラオスには明確には存在しない。ここで「請求」と訳した語は、一般的に「求めていること」という意味の言葉である。

⁶ 「弁論」＝「トーティヤン」。前号「トーニェーン」と対になる概念。なおこの語は法廷での審理において、最終的に当事者が行う意見陳述の意味でも用いられる（237条）。

⁷ 「法廷において」＝「ナイティーパスムサーン」。「ナイ」＝in, 「ティー」は場所を表す言葉。「パスムサーン」は直訳すると「裁判会議」であるが、意味としては法廷における審理手続（一般的な意味では開廷から閉廷までであろうが、厳密には複数の意見があり、検察の意見陳述や判決言渡を「パスムサーン」に含めないという考えも強い）を指す。本訳では、「パスムサーン」を「期日」と訳し、「ティー」がつく場合など、場所としての概念であることが明確である場合は「法廷」と訳している。

⁸ 「取調べ」＝「ソープスワン」。刑事では捜査を意味する。元々は警察による捜査を「スープスワン」、検察による捜査を「ソープスワン」、裁判所による法廷での捜査（すなわち証拠調べ）を「タイスワン」と呼んだようであるが、現在では警察による捜査の中でも、嫌疑が一定のレベルを超えない段階を「スープスワン」、それ以降を「ソープスワン」と呼び、検察段階における捜査は「ソープスワン」がよく用いられるという。しかし、多くの場面では「スープスワンソープスワン」とつなげて捜査を意味する言葉として用いられるようになってきている（以上、ヴィエンヴィライ国立大学法政治学部長、裁判官、検察職員ほかへの聞き取りによる）。民事における「ソープスワン」はかなり限定された意味で用いられ、刑事とは異なるものであるが、同じ言葉を使っており、類似の発想が背景にある（あった）ことに注意が必要である。

日本語としては違和感があり、「調査」等の訳をあてることも考えられるが、「調査」にあたる言葉としては他に「コンクワー」があり、一般的な意味の「調査」を意味するとともに、担当裁判官が改訂前に行う特定の手続（184条以下参照）を指す意味でも用いられる重要な語であることから、区別するのが望ましく、また現にラオ語上、刑事と同じ言葉であることから、敢えて「取調べ」の訳語を使用する。

6. 証言⁹とは、当事者及び関係者に対する証言録取によって得られる情報である
7. 尋問¹⁰とは、法廷において合議体によってなされる質問である
8. 裁判¹¹とは、裁判文書であって、命令、決定、第一審判決又は上訴審判決がある
9. 命令¹²とは、訴訟手続上の裁判所の裁判の一つであり、例えば、[一時的]押収又は[仮]差押命令、事件の却下命令、裁判所の調停調書の執行命令などがある
10. 決定¹³とは、訴訟手続上の裁判所の裁判の一つであり、例えば裁判所又は裁判部の権限（管轄）に関する決定、検討のための事件受理の拒否[に関する決定]、死刑判決[に関する決定]などがある
11. 第一審判決¹⁴とは、第一審判決裁判所による裁判の一つである
12. 上訴審判決¹⁵とは、控訴審又は破棄審判決裁判所による裁判の一つである
13. 控訴¹⁶とは、第一審裁判所の命令、決定又は判決に対して控訴を求める申立を予約し又は申立書を提出することである

⁹「証言」＝「カムハイガーン」。この「ハイガーン」は日本における証言より広い。すなわち「証人（パニャーン）」となれない者の供述も「ハイガーン」となりうる（80条2項参照）。その意味では「供述」と訳す余地もあるが、まさに「証言」そのものを指す場合も多く、その方が中心的な用法であるように思われることから、本訳では基本的に「証言」としている。証人たり得ない者の供述について「証言」の言葉を使うのは日本語として抵抗があるが、ラオ語が同じ言葉であることを重視した。なお、「カム（書）」をめぐる問題については脚注11及び12参照。

¹⁰「尋問」＝「タイスワン」。狭義には裁判所による法廷での聞き取り（尋問）を指し、広義にはその手続き全体（期日に近い）を指す。儀式的形式的な重要性を含んだニュアンスがあり、例えば「タイスワンこそが訴訟の中心、核心である」「全てはタイスワンのために行われる」などと言われ、日本の「口頭弁論」のような重要性のニュアンスがある。この点を考慮すると訳すのが難しいが、本訳では「尋問」又は「尋問手続」と訳している。なお、タイスワンを中心に据えるのは糾問的、職権主義的な訴訟構造によれば自然である。

¹¹「裁判」＝「カムトクロン」。直訳は「合意書」である。定義から明らかなように、「カムトクロン」には、法律用語として、命令等の各種形式を包含するいわゆる「裁判」の意味があるが、法律関係者の間でも十分浸透しているとは言いがたい。「トクロン」は通常「合意」「賛成」といった意味で使われる。「カム」は文書の意味であるが、形骸化している。これは、歴史的に、命令や裁判といったものの本質が媒体としての紙にあると考えられていたことによるようであり、現在でも裁判や命令だけでなく、訴え、答弁といった多くの訴訟行為が「カム」を付けて表現される。現在でも、法律行為や訴訟行為の本質が紙にあるという考えは司法界に根強い。

¹²「命令」＝「カムサン」。日本における命令とは異なり、一定の重要性の低い事項に関する裁判である。決定との間に主体の違いはない。「カム」がついているので、忠実に訳すると「命令書」であるが、抽象的な概念としての「命令」に近い場合が多い。もっとも、「命令＝カムサン」の本質が書面という物体にあるという意見もラオス人の間で根強い。

¹³「決定」＝「カムシーカート」。日本における決定とは異なり、命令よりは重要性が高い事項に関する裁判である。命令との間に主体の違いはない。なお、「カム（書）」をめぐる問題については脚注11及び12参照。

¹⁴「第一審判決」＝「カムタッシン」。一般に「判決」にあたるラオ語は「カムタッシン」とされているが、厳密にはこの語は上訴審判決を含まないので注意が必要である。なお、「カム（書）」をめぐる問題については脚注11及び12参照。

¹⁵「上訴審判決」＝「カムピパークサー」。控訴審以上の判決は第一審判決と区別してこの語が用いられる。控訴審、破棄審に加え、1990年民訴訟で存在した監督審の判決（同法76条）や再審における判断（319条）も「ピパークサー」が使われる。なお、「カム（書）」をめぐる問題については脚注11及び12参照。

¹⁶「控訴」＝「ガンコーウトーン」。定義の中に出てくる「申立の予約」が日本における控訴そのものにあたり、「控訴申立書の提出」は日本における控訴理由書の提出にあたる。後者を中心に控訴が把握されてきたところ、本改正によって前者が新たに導入された。

- 1 4. 控訴申立書¹⁷とは、当事者又は第三者¹⁸が、第一審裁判所の命令、決定又は判決に対して満足しない理由を述べる申立書である
- 1 5. 破棄申立¹⁹とは、控訴審裁判所の命令、決定又は判決に対して破棄を求める申立を予約し又は申立書を提出することである
- 1 6. 破棄申立書²⁰とは、当事者又は第三者が、控訴審裁判所の命令、決定又は判決に対して満足しない法律上の理由を述べる申立書である
- 1 7. 確定判決²¹とは、控訴申立、破棄申立若しくは検察による異議申立をされず、又は期間経過後に控訴申立、破棄申立若しくは検察による異議申立をされた第一審判決及び上訴審判決並びにこの法律に定めるところに従ってなされた破棄審判決である
- 1 8. 物の[一時的]押収²²とは、裁判所の命令によって、事件に関係する動産を持ってきて証拠物²³とすることである
- 1 9. 物の[仮]差押え²⁴とは、裁判所の命令によって、事件に関係する動産又は不動産について、売買、譲渡、移転、交換、質入れ、担保提供、付合²⁵、修理、棄損変更及びその他を禁止することであり、銀行の預金通帳に対するものを含む
- 2 0. 移動の制限²⁶とは、裁判所の命令によって、当事者に特定の地域から出入りすることを禁じ又は出国を禁じることである

¹⁷「控訴申立書」＝「カムホーンコーウトーン」。

¹⁸「第三者」＝「ブッコンティーサーム」。直訳すると第三者であるが、意味としては利害関係者のみを指す。同語句の定義（75条）参照。法令や司法界において頻繁に用いられる。意味から「利害関係者」と訳する余地もあるが、問題意識を残す意味で直訳している。

¹⁹「破棄申立」＝「ガンコーロップラーン」。予約と申立の関係については脚注16参照。

²⁰「破棄申立書」＝「カムホーンコーロップラーン」。

²¹「確定判決」＝「カムタッシンティーサイダイニャンデッカート」。「ティー」は関係代名詞。「サイダイニャンデッカート」は「絶対的（確定的）に使うこと（執行）ができる」という意味の説明的な句であるが、これ自体が「確定」にあたるテクニカルタームとして確立している。なお、定義の中で、「控訴申立、破棄申立若しくは検察による異議申立をされず、又は期間経過後に控訴申立、破棄申立若しくは検察による異議申立をされた」は「第一審判決又は上訴審判決」のみにかかる（ラオ語上は語順の関係で明確）。

²²「物の[一時的]押収」＝「ガンニュッサップ」。「ニュッ」と次号の「アーニャット」は対になる概念で、それぞれ「押収」「差押え」と訳しているが、日本におけるこれらとは完全には一致しない。最高人民裁判所局長及び地域人民裁判所（高等裁判所）副所長らの説明によると、「ニュッ」は動かせる物を対象とし、保全のために占有を移転する（通常は警察等の管理下に移転する）のに対し、「アーニャット」は動かせない物を対象とし、それ故に、保全のために占有移転以外の方法をとらざるを得ない点に違いがあるということである。

²³「証拠物」＝「コーンガン」。証拠は一般に「ラクターン」である。「コーンガン」は物に限られ、凶器や現場で発見された物などを指す。なお物証は別に「ラクターンワットゥ」という言葉がある（98条1号参照）。

²⁴「物の[仮]差押え」＝「ガンアニャッサップ」。脚注22参照。

²⁵「付合」＝「トートゥーム」。言葉の意味からして付合を指すと思われるが、民法典（未成立）の起草において添付の概念を整理した際、付合に当たる言葉として今後は「スワムトー」を使うこととされた。

²⁶「移動の制限」＝「ガンジャムガットボーリウエン」。「移動の制限」と訳したが、直訳は「地域の限定」といった意味。

- 2 1. 召喚状²⁷とは、原告、被告、第三者及びその他の参加者を裁判所に呼び出す裁判所の書状である
- 2 2. 招聘状²⁸とは、各人民検察院²⁹、組織又は企業の代表者を招聘して裁判所の事件手続に参加させる裁判所の書状である
- 2 3. その他の裁判書類とは、訴訟手続に関係する書類であって、例えば、連行状、期日の記録³⁰、証言録取記録³¹などである
- 2 4. 当事者の情報とは、原告及び被告の名前、氏、年齢、職業及び住所である
- 2 5. 包括的³²とは、訴訟手続において、原告の訴え、被告の答弁又は反訴にかかる証拠及び第三者にかかる証拠を全て検討しなければならないことをいう
- 2 6. 完全³³とは、事件に関係する出来事の全ての情報、証拠が収集されることをいう
- 2 7. 客観的³⁴とは、訴訟手続が、情報、証拠、法及び正義に基づいていなければならないことをいう

第4条（新設） 民事訴訟手続に関する政策

国は、事件の審理、判決が適正且つ公正に行われるべく、政策を決定し、規則を定め、訴訟手続に使う人員、車両及び機材のための予算を確保し、もって民事訴訟手続の諸活動に向けた便宜のための条件を整える。

国は、人民に法律を知らしめ、理解させ、その普及及び教育訓練を促進し、もって人民が司法制度にアクセスする前提条件を為すとともに、訴訟手続の中で当事者がその権利行使及び義務履行を適正に行うようにさせる。

²⁷ 「召喚状」＝「マーイヒヤック」。次号「マーイスーン」と対になる概念であり、前者は命令のニュアンスを伴い、後者は依頼のニュアンスを伴う。本号及び次号の定義から明らかなように、当事者には前者を、検察などには後者を使う。実質的な意味は「招聘」「召喚」「呼び出し」といった意味であり近似する。

²⁸ 「招聘状」＝「マーイスーン」。脚注27参照。

²⁹ 原文では「人民検察院…の代表者」となっており「各」にあたるラオ語はない。しかし、ここで「人民検察院…の代表者」というのは、検察院全体の代表者ではなく、各単位組織、すなわち例えば「ヴィエンチャン首都第Ⅲ地区検察院」「ルアンパバン県検察院」といったレベルの代表者を指すため、本訳では、この意味で「人民検察」というときは「各人民検察」と「各」を挿入している。これに対し、検察院全体を指す場合は「最高人民検察院」という言葉が用いられる。

なお、この「代表者」は常に長を指すわけではなく、その事件を担当し、組織を代表して出廷する各職員を意味する。各検察院の長を指す場合は「長」という言葉が用いられる。

³⁰ 「期日の記録」＝「ボツバントウックパスムサーン」。「ボツバントウック」は「記録」。日本の期日調書に相当する。「パスムサーン」については脚注7参照。

³¹ 「ボツバントウックカムハイガーン」。直訳は「証言調書」「証言記録」であるが、意味するものは証言録取の状況を証言内容とともに記録した書面であり、日時、同席者等が記載される。

³² 「包括的」＝「ホープダーン」。「ホープダーン」は「一般的」「普遍的」などとも訳され、「あらゆる角度から」という意味。厳密には形容詞又は副詞。次号「コプトウワン」、次々号「パーワウイサイ」と合わせ民事訴訟の最も基本的且つ中心的な世界観を示す。

³³ 「完全」＝「コプトウワン」。厳密には「完全に」という意味の形容詞。脚注32参照。

³⁴ 「客観的」＝「パーワウイサイ」。厳密には形容詞。脚注32参照。

第5条（新設） 保護

裁判官，その他の裁判所職員に加え，訴訟手続に参加する者は，法令によって，自身の又は家族の生命，健康，名誉尊厳，財産に対する脅威から保護されなければならない。

第6条（新設） この法律の適用範囲

この法律は，ラオス人民民主共和国の領土内におけるラオス国民，外国人，永住外国人³⁵及び無国籍者の紛争，ラオス人民民主共和国の領土外におけるラオス国民同士の紛争並びにラオス人民民主共和国の司法制度に則って解決することを契約で定めた外国人同士の紛争に係る民事，商事，家事，少年及び労働事件の手続に適用する

第7条（新設） 国際協力

国は，ラオス人民民主共和国が締結，加盟する二国間³⁶及び多国間条約に従って経験，情報³⁷，技術を交換して裁判官の知識，能力を向上させることを通じて，民事訴訟手続の分野において外国，地域及び国際社会との関係，協力を促進する。

第Ⅱ編

民事訴訟手続の基本原則

第8条（新設） 民事訴訟手続の基本原則

民事訴訟手続は以下の基本原則に従って行われなければならない。

- －事件の審理判決における裁判所の権限と責務
- －法及び裁判所の前における当事者の平等
- －反論及び弁論
- －合議体による事件審理
- －裁判官の独立
- －訴訟手続で使用される言語
- －法廷における尋問手続

³⁵「永住外国人」＝「コンターンダーオ」。ラオス国内に定住する外国人のこと。近隣国からの移住者であって，未だラオス国籍を得られていないが，「コンターンダーオ」としての身分証明証を与えられている者を指す。通常は，そもそも元の国で国民として把握されていないなど，容易に戻ることでできない者のようなものである。長期間経過後，ラオス国籍を与えるのが一般的なようである。適当な訳がないため，暫定的にこの訳をあてている。

³⁶「二国間条約」＝「サンニャーサーゴン」。「サンニャー」は「契約」。直訳は「国際契約」であるが，文脈から二国間条約ではないかと思われる。

³⁷「情報」＝「コームーンカーオサーン」。「コームーン」はデータなどの情報，「カーオ」はニュースなどの情報を意味する。しかし，一般に「コームーンカーオサーン」は一語であらゆる情報を含む意味として使われるようである。

- －同一事件の審理に参加することの禁止
- －包括的，完全，客観的な訴訟手続
- －調停
- －回避及び忌避の申立
- －訴状又は非訟申立書にかかる審理の範囲

第9条（改訂） 事件の審理判決における裁判所の権限と責務

厳格に法律を尊重しつつ事件を審理し判決を行う権限は，人民裁判所のみが有する。

この法律の165条に規定する事由があるときは，裁判所は調停を行い又は情報，証拠を収集，精査，吟味及び評価³⁸したうえで審理判決を行う責務を有する。

第10条（改訂） 法及び裁判所の前における当事者の平等

民事訴訟手続は，ラオス人，外国人，永住外国人及び無国籍者に対して，性別，人種，民族，社会的経済的地位，言語，教育水準，職業，信条，居住地及びその他の要因にかかわらず，法及び裁判所の前において平等に行われなければならない³⁹。

人民裁判所は，事件の判決が事実と法に照らし適正なものとなることを確保すべく，ラオス人，外国人，永住外国人及び無国籍者が，とりわけ事件当事者が，裁判所に対して包括的且つ完全に情報，証拠を申し出，提出することで，訴訟遂行の平等を実現するように便宜を図る。

第11条（新設） 反論及び弁論

訴訟手続中，裁判所は，両当事者に対して，自らの主張⁴⁰について意見を述べ，説明を行い又は他方当事者の証拠に対して反論することを保証しなければならない。

合議体による尋問手続において，[合議体は]当事者が証拠を申し出，自身の証拠について説明し又は相手方の証拠に対して弁論することを保証しなければならない。

³⁸ 「吟味及び評価」＝「サンサーレティーラーカー」。「ティーラーカー」は「評価」であるが、「サンサー」も秤にかけて重みを見極めるようなニュアンスであり、「評価」とも訳せる。両者を併せて「評価」一語に訳することも可能であるが，ここでは「サンサー」に「吟味」の訳を充てている。118条，192条等も同様。

³⁹ ラオ語の原文を忠実に訳すと，「民事訴訟手続は，…に関わらずラオス人，外国人，永住外国人，無国籍者の平等に基づき行われなければならない」となり，「ラオス人，外国人，永住外国人，無国籍者」という四者の間の平等のみを問題にしているかのようにも読める。しかしそれでは「…に関わらず」という部分と整合しないこと及びラオ語自体が文法，語彙両面で柔軟であることなどを考慮し，本条がより広い意味での平等を指すものと推測して訳している。

⁴⁰ 「主張」＝「コーガーオアーン」。ラオスには，日本やドイツにおけるような意味での「主張」という訴訟上の概念はない。「コーガーオアーン」はまさに「述べること」「訴えること」「主張すること」といった意味。

第12条（改訂） 合議体による事件審理

最高人民裁判所⁴¹，地域人民裁判所⁴²，県，首都人民裁判所⁴³並びに地区人民裁判所⁴⁴の合議体は，3名の裁判官で構成し，うち1名が裁判長，残りの2名が陪席⁴⁵となる。

合議体は事件の審理判決において公平でなくてはならない。

合議体の合意は多数決によらなければならない。

第13条（改訂） 裁判官の独立

事件の尋問手続及び判決の宣告において，裁判官は独立し，法律のみに従ってこれを行う。

第14条（改訂） 訴訟手続で使用される言語

訴訟手続にはラオ語を使用する。

訴訟手続の参加者でラオ語に通じない者は，通訳を通じて母語又は第三国語を使用する権利を有する。

第15条（改訂） 法廷における尋問手続

尋問手続は公開で行われなければならない。但し，国家又は社会の秘密に係る事件，例えば夫婦の私生活に影響するような家族関係，少年事件などは，非公開で行わなければならない。

判決の言い渡しは，事件を問わず，公開で行わなければならない。

第16条（改訂） 同一事件の審理に参加することの禁止

事件の審理判決に一度加わった裁判官が，当該事件について，二度目として再び審理判決に加わることは，審級を問わず禁止される。但し，法律に別段の定めがある場合又は上訴審判決が指示する場合はこの限りでない。

第17条（改訂） 包括的，完全，客観的な訴訟手続

裁判所は，事件に係る情報，証拠が包括的，完全且つ客観的に収集され，事件に関

⁴¹ 日本の最高裁判所に相当する。

⁴² 日本の高等裁判所に相当する。

⁴³ 日本の地方裁判所に相当する。

⁴⁴ 日本の簡易裁判所に相当する。旧法等で「郡（人民）裁判所」と訳されているものがあるが，これとは異なる。「郡（ムーアン）」はラオスの行政上，県の下，村の上にあたる行政区域であり，英語では「district」，日本語では「郡」と訳される。かつて簡易裁判所にあたる裁判所は各郡に置かれていたが（群裁判所），2009年の裁判所法改正に伴い，複数の群裁判所を統合して「ケット」裁判所を創設した。この「ケット」（英語では「area」と訳されることが多い）を「地区」と訳している。

⁴⁵ 「陪席」＝「カナ」。一般的な言葉で，（平の）委員，構成員，メンバーといった意味で使われる。「陪席」の訳語を充てているが，これにあたるテクニカルタームがあるわけではない。

する出来事及び争点が明確⁴⁶となり、判決が適正且つ公正なものとなることを確実にするために、法に定められた各種措置⁴⁷を執らなければならない。

裁判所は、訴訟を遂行し、証拠を提出するうえでの当事者の権利義務を告知し、当事者が法律の定めるところに従って行動するよう指導しなければならない。

第18条（新設） 調停⁴⁸

裁判所は、訴訟手続のいかなる段階及び審級においても、両当事者が平和的に合意に達することのできる条件及び方法を模索し、当事者間の調停を試みる義務及び責任を有する。

第19条（改訂） 回避及び忌避の申立

裁判官、各人民検察院の長若しくはその委任を受けた者、書記官、鑑定人又は通訳であつて、当事者のいずれかと親戚である者、利益を共有する者又は紛争を抱える者は、当該訴訟手続から離脱すべく回避を求めなければならない。これらの者が回避しないときは、当事者は、その者を訴訟手続から排除すべく忌避を求める権利を有する。

第20条（新設） 訴状又は非訟申立書にかかる審理の範囲

裁判部⁴⁹は、原告、被告又は第三者の訴え、反訴又は非訟申立を審理しなければならない。原告、被告又は第三者が訴え、反訴し又は非訟申立をしない事項については、裁判部は審理判決を行うことはできない。但し、国家、社会及び少年の利益に関する事件はこの限りでない。

⁴⁶ 「明確」＝「ミークワームジェーンカーオサジェン」。「クワームジェーンカーオ」は透明性、「(クワーム)サジェン」は明確性。直訳は「透明性と明確性をもち」となる。しかしラオ語上類語を重ねるのが修辞として美しいとされること及び文脈から、本訳では端的に「明確」と訳した。

⁴⁷ 「措置」＝「マータガン」。言葉の意味は「措置」「手段」等であるが、民事訴訟において日本における民事保全類似の一時的措置を指すテクニカルタームとして使われる（121条以下）。このテクニカルタームは正式には「マータガンコーンサーン」（「コーンサーン」＝「裁判所の」）というが、「コーンサーン」を省略することも少なくない。ここではいずれか明確ではないが、「コーンサーン」がないこと及び文脈から、一般的な意味の「措置」ではないかと思われる。

⁴⁸ 「調停」＝「ガンガイキヤ」。ラオスの制度上、調停と和解は区別されない。ADRたる調停（170条1項1号、2号など）も、裁判手続の中で随時行われる和解も、同じ言葉（ガイキヤ）が使われる。ここでは和解の意味である。それぞれ「調停」「和解」と訳し分ける余地もあるが、その場合、裁判外を含めあらゆる和解調停を同じラオ語で表現しているという実情からは乖離する。本訳では原語に忠実に、裁判上の和解に相当する「ガイキヤ」も、それ以外の調停等に該当する「ガイキヤ」も、いずれも「調停」と訳している。

⁴⁹ 「裁判部」＝「カナサーン」。一般に、「裁判部（民事部、商事部等）」は「カナサーン」、「合議体」は「カナサーンタッシン」であるが、後者は法律でも省略されて「カナサーン」と記載されることが少なくない。本条は「カナサーン」が使われており、いずれともとれる。本条が処分権主義を定めていることからすると、後者のようにも思われるが、ラオスの裁判組織（裁判部が一定の責任を負っていると考えられる）及び訴訟の仕組み（事件は当初裁判部に帰属するというべきであり、それを裁判部が担当裁判官に調査させ、また合議体を任命して法廷での審理を行わせる）を前提とすると、ここで、検討することを制限されているのは合議体ではなく裁判部であると考えるのが妥当なように思われる。

第Ⅲ編

訴訟手続における裁判所の権限及び責務

第1章

訴訟手続における各審級の人民裁判所の権限及び責務

第21条（新設） 地区人民裁判所の権限及び責務

地区人民裁判所は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 事件において、主として⁵⁰当事者を教育⁵¹し、調停すること
2. 第一審として事件を審理し第一審判決を行うこと
 - － 訴額のある民事事件、労働事件及び夫婦の共有財産、負債が関係する夫婦関係については、300,000,000 Kip を超えてはならない
 - － 商事事件及び少年事件以外の訴額のない事件
 - － 法律が定めるその他の事件
3. 第一審として命令、決定又は第一審判決を出すこと
4. 自らの管轄にある事件⁵²が、重要性が高く、特別に難しいと思われた場合⁵³に、その裁判所長⁵⁴の許可を得て、県、首都人民裁判所に送致すること
5. 命令、決定及び第一審判決であって確定したものは事件記録とともに、また仮執行命令付第一審判決⁵⁵はそのまま、これらを判決執行ユニット⁵⁶に送付すること

⁵⁰ 「主として」＝「ペントントー」。「主として」と訳しているが、「教育和解において主要な役割を果たす」という意味ではなく、「判決により専断的に事件に結論を出すことよりも、教育を通じて当事者を和解させることの方が、（とりわけ地区レベルの）裁判所にとって主要な仕事である」ということを言いたいように読める。

⁵¹ 「スクサーオブホム」。「スクサー」は学習や教育、「オブホム」は訓練を意味する。「スクサーオブホム」として（政治的に）よく使われ、「教育」「教化」「啓蒙」といった意味を持つ。共産党が国を指導する社会主義国特有のニュアンスを伴う。単純な「教育」とは若干ニュアンスが異なることに注意が必要。

⁵² 「事件」＝「サムヌワンカディー」。本来「事件」は「カディー」であり、「サムヌワンカディー」は「事件記録」。ラオスでは書類に主眼を置いた概念形成が為されていることが少なくないため、時に書面がその背後にある観念的な行為そのものを指している場合がある（例えば「契約書がない」＝「契約がない」、「訴状を却下する」＝「訴えを却下する」、「判決書を取り消す」＝「判決を取り消す」等。「カム」という語に関する脚注11及び12も参照。）。ここで「事件記録」というのは、事件そのものを指す。

⁵³ 「重要性が高く」と「特別に難しい」の間にある接続詞は「レ」＝「and」。厳密に訳すと「且つ」であるが、次条5号は「ルー」＝「or」を使っており、整合しない。ラオスでは一般に「且つ」と「又は」の使い分けが法文上の技術として浸透しておらず、「and」と「or」が、響きのふさわしさでいわば文学的に選択されている場面が少なくない。ここでも深い意味はないと判断して緩やかに訳している。なお、実情としては、日本などと同じ理解で使う者もいるため混乱がある。

⁵⁴ 文言からは、ラオ語の語順もあり（「県、首都人民裁判所」が「その裁判所長」より前にくる）、送致主体の地区人民裁判所の所長を指すのか、客体の県、首都人民裁判所の所長を指すのか明らかでない。しかし、実務上は地区人民裁判所（送致主体）の所長が許可を出すという（最高裁技官及び首都裁判所裁判官）。

⁵⁵ 「仮執行命令付第一審判決」＝「カムタッシンハイパティバットパーン」。251条参照。

⁵⁶ 「判決執行ユニット」＝「ヌワイガーンジャットンパティバットカムタッシンコーンサーン」。判決執行は司法省の管轄であり裁判所ではない。各地に小規模で下位の「ヌワイガーン」又はより大きな規模で上位の「ホーンガーン」があり、それぞれ「ユニット」及び「局」と訳している。ここは前者。後者は次条5号など。

6. 命令、決定及び第一審判決を、審査のために上級裁判所及び地区検察院に送付すること並びに周知、履行のために関係機関に送付すること

第22条（新設） 県、首都人民裁判所の権限及び責務

県、首都人民裁判所は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 訴額が300,000,000 Kip を超える事件及び地区人民裁判所の管轄にない事件を第一審として審理、判決すること
2. 訴訟手続に関して命令、決定を出すこと
3. 事件において当事者を教育し、調停すること
4. 命令、決定及び事件であって地区人民裁判所が判決を行い、当事者から控訴され又は地区若しくは県、首都人民検察院の長が異議を申し立てたものについて、控訴審として審理、上訴審判決を行うこと
5. 裁判官会議⁵⁷の決定に従い、重要性が高く、特別に難しいと思われる事件⁵⁸を地区人民裁判所から受けとって第一審として自ら審理、第一審判決を行うこと
6. 確定した命令、決定、第一審判決及び上訴審判決で確定したものは事件記録とともに、また仮執行命令付第一審判決若しくは上訴審判決はそのまま、これらを判決執行局又はユニット⁵⁹に送付すること
7. 命令、決定、第一審判決及び上訴審判決を、審査のために上級裁判所及び県、首都検察院に送付すること並びに周知、履行のために関係機関に送付すること
8. 外国の裁判又は仲裁判断について、その承認を検討、判決すること
9. その他法律で定める事件

第23条（新設） 地域人民裁判所の権限及び責務

地域人民裁判所は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 県、首都人民裁判所の命令、決定及び第一審判決であって、当事者から控訴され又は県、首都若しくは地域人民検察院の長が異議を申し立てたものについて、控訴審として審理を行うこと
2. 県、首都人民裁判所の命令、決定及び上訴審判決であって、当事者から破棄申立⁶⁰され又は控訴審に対応する県、首都又は地域検察院の長が異議を申し立てたものについて、法律に従って破棄審として審理を行うこと

⁵⁷ 「裁判官会議」＝「カナパターン」。各裁判部の長で構成する機関であり、最高人民裁判所を除く各裁判所に存在する。所長、副所長、各裁判部の長に適宜裁判官を交えて構成される。（人民裁判所法（2009）33条ほか）。1990年民事訴訟法においては監督審及び再審を判断する機関であり、2004年改正、本改正を経て役割を減らしているものの、歴史的に重要な機関である。

⁵⁸ 「重要性が高く」と「特別に難しい」の間にある接続詞は「ルー」＝「or」。前条と整合しない。脚注53参照。

⁵⁹ 脚注56参照。

⁶⁰ 「破棄申立」＝「コーロップラーン」。破棄審は日本の上告審に相当する。

3. 訴訟手続に関して命令，決定を出すこと
4. 控訴審の命令，決定又は上訴審判決であって確定したものを，判決執行局に送付させるべく，事件記録とともに県，首都裁判所に送付すること
5. 破棄審の命令，決定又は上訴審判決を当事者に読み聞かせ，その後，事件記録及び仮執行命令付上訴審判決⁶¹を判決執行局又はユニットに送付させるべく地区裁判所に送付すること
6. 命令，決定及び上訴審判決を，審査のために最高人民裁判所，地域検察院に送付すること及び周知，履行のために関係機関に送付すること

第24条（新設） 最高人民裁判所の権限及び責務

最高人民裁判所は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 地域人民裁判所の命令，決定及び上訴審判決であって，当事者から破棄申立され又は最高人民検察院の長が異議を申し立てたものについて，法律に従って破棄審として審理を行うこと
2. 確定した裁判所の命令，決定，第一審判決及び上訴審判決について，最高検察院の再審申立に応じて再審の審理を行うこと
3. 訴訟手続に関して命令，決定を出すこと

第25条（改訂） 土地管轄⁶²

出来事若しくは紛争の生じた地，主要な財産の所在する地又は被告が所在し若しくは住所とする地の人民裁判所が判決を行う管轄を有する。

第26条（改訂） 裁判管轄を巡る争い

事件の審理を行う管轄について，裁判所の間で，いずれかの裁判所に事件の審理を行う管轄がある又はないとして争いがあるときは，訴状を受理した人民裁判所は，最高人民裁判所に対して，当該管轄に関して検討，決定を行うよう申し出る。

⁶¹ 「仮執行命令付上訴審判決」＝「カムピパークサーハイパティバッパーン」。「パーン」は「一時的」という意味であり，上記以外の理解は難しい。他方，この「上訴審判決」は本文から破棄審判決であると思われるが，そうであれば即時確定し，仮執行命令が付される理由はない。「パーン」が誤記であれば，「記録及び判決を執行のため…送付する」と読むことができる。また，むしろ仮執行について言及が必要なのは前号のように思われる。

⁶² 「土地管轄」＝「シットアムナートターンダーンブーンティーン」。「シットアムナート」は一般的に「権限」という意味で使われる。管轄の概念は諸外国と比べて十分明確とは言えないが，それに近いものをこの言葉を用いて表現していることから，本訳では「管轄」と訳している。ここは直訳すると「地域に基づく権限」というような意味になる。

第27条（改訂） 裁判部の管轄⁶³を巡る争い

事件の審理を行う管轄について、裁判部の間で争いがあるときは、当該人民裁判所の所長が当該管轄に関して検討、決定を行い、しかる後に当該事件を取り消して事件係属簿⁶⁴から抜き出し、併せて、当該事件を移動して新たな裁判部で事件係属させる。

第28条（新設） 他の裁判所に手続をさせるための事件の移送

いずれかの人民裁判所で訴訟手続を開始した後に、当該事件が自身の管轄にないことが分かったときは、当該裁判所は、決定によって、法令に定めるところにより当該事件の手続を行う管轄のある他の裁判所に当該事件を移送し、併せて、当事者に通知して知らせ、当該事件を取り消して事件係属簿から抜き出し、しかる後に、管轄のある裁判所に、訴訟費用及び預入金を事件記録とともに送付する。

事件の移送を受けた裁判所がこれを受け入れて審理しないときは、事件を移送した裁判所は、決定を出すよう最高人民裁判所の長官に申し出る。

第29条（新設） 訴額のない事件

訴額のない事件とは、民事関係の事件であって、訴えの価額を特定することができないもの、例えば父であることの認知に関する事件、契約の解除又は取消しの申立、土地登記証紛失の確認、土地及び建物からの退去請求などである。

訴額のない事件は、商事事件及び少年事件を除き、地区裁判所の管轄とする。

第30条（新設） 事件の審理判決の期間制限

事件の調査及び判決は、以下の期間内に手続及び検討を完了しなければならない。

1. 第一審は、裁判官が事件記録を受け取った日から9ヶ月の期間内
2. 控訴審は、裁判官が事件記録を受け取った日から4ヶ月の期間内
3. 破棄審は、裁判官が事件記録を受け取った日から3ヶ月、再審については2ヶ月の期間内

⁶³ 日本であれば配点の問題に過ぎないが、ラオスでは裁判部の間の棲み分けも土地管轄や事物管轄と同じ言葉を使い、両者を質的に異なるものとは考えない。

⁶⁴ 「事件係属簿」＝「バンシーガーコンフオーン」。「バンシー」は帳簿や目録を意味する。「コンフオーン」は、直訳は「訴えを上げる」という意味であるが、テクニカルワードであり、訴状と答弁書が適正に提出された段階で、事件記録の作成とほぼ同時に裁判所によって為される訴訟上の重要な区切りの一つである。訴状の受理（ハップカムホーンフオーン）とは区別される。「コンフオーン」は具体的には「事件票（バンシーカディー）」を「事件係属簿（バンシーガーコンフオーン）」に挿入することで為される。実際は帳簿を見開きにした2ページに跨がって、上から横線を引いていって、その線と線の間に必要な情報を記載しており、この横線で区切られた各事件の部分をその事件の「事件票」と呼んでいるようであるが、地域によって異なる可能性がある。

なお「ブンコンフオーン」という言葉もある（79条）。「ブン」は「本」であるが、「バンシーガーコンフオーン」と「ブンコンフオーン」が同じものであるか否かは不明。言葉から想像されるのは同じものであり、また、筆者が調査を行った裁判部にはコンフオーンを記録した帳面は一つしかなかったことから、同じものを指しているのではないかと想像する。

上記期間内に審理，判決を完了できない場合は，その事件を担当する裁判官は，調査及び判決の期間延長命令を検討，発出してもらおうべく，その裁判所の所長に申し出るものとするが，その延長期間は，その裁判所の裁判官会議で事件が難解複雑であると判断された場合を除いて，3ヶ月を超えることができない。

訴訟手続の停止及び延期は事件の調査期間に含めない。

第2章 民事部の管轄

第31条（改訂） 訴えの審理に関する民事部の管轄

民事部は以下の事件について審理判決を行う管轄を有する。

1. 所有権及び遺産に関する紛争
2. この法律の37条に規定する商事の紛争を除く，民事法律関係に関する紛争
3. 損害賠償の請求に関する紛争
4. 行政関係に関する紛争

第32条 行政事件

刑事上の違法行為にあたらぬ行政関係に関する事件であって，裁判所が審理，判決するものは以下のとおりである。

1. 選挙人名簿の記載上の誤りに関する事件であって，選挙委員会が解決できないもの
2. 行政組織の公務員の行為であって，罰金，所得税の不適切な徴収及びその他に関する事件
3. 不適切な財産の没収に関する事件
4. その他の行政上の誤りに関する事件

第33条（新設） 非訟申立の審理に関する民事部の管轄

民事部は以下に関して審理判決を行う管轄を有する。

1. 財産又は遺産の管理人について裁判所に検討，任命を求める非訟申立
2. 土地登記証紛失の確認について裁判所に審理，判決を求める非訟申立
3. 財産の収容を求める非訟申立，例えば所有者のない物，遺失物の拾得，高価な物又は考古物の発見など
4. 民事事件に関する外国の判決又は仲裁判断について裁判所に検討，承認を求める非訟申立
5. その他の民事事件に関する非訟申立

第3章 労働部の管轄

第34条 労働事件

労働に関する事件は、労働管理当局⁶⁵又は労働に関する紛争解決委員会が解決できないときのみ、裁判所が審理判決を行うものであり、以下がある。

1. 労働契約に関する紛争
2. 違法な労働契約の解除に起因する補償金⁶⁶に関する紛争
3. 労働事故又は職業上の疾病に起因する損害賠償の請求に関する紛争
4. 労働者の月給又は賃金⁶⁷に関する紛争
5. 労働に関するその他の紛争

第35条（新設） 労働に関する紛争解決

労働者と使用者の間の法律上の又は利益に関する紛争は、労働法⁶⁸、労働組合法⁶⁹、各作業場⁷⁰の内部規則及び労働規則に従って、両当事者又は代理人が参加して適正に検討、解決する。

両当事者が全体について又は一部について合意に達することができたときは、記録を作成し、両当事者と証人が承諾、周知のために署名し、しかる後に、署名した日から5日以内に当該記録を履行のために対応するレベル⁷¹の労働組合、労働管理当局に送付する。

労働者及び使用者が記録に従って履行しないときは、労働法に従って、労働管理当局に対して解決を求める権利を有する。

労働管理当局が、15日以内に解決することができない又は一部しか解決できないときは、満足しない当事者は人民裁判所に審理、判決を求めて訴状を提出する権利を有する。

⁶⁵ 「労働管理当局」＝「オンガークムコーンヘンガーン」。直訳は「労働管理組織」。このような名称の組織が存在するかは不明。労働法上は「オンガークムコーンウィヤックガーンヘンガーン」というものは存在するが(2013年労働法3条25号等参照)、「オンガークムコーンヘンガーン」は見当たらない。制度、実務が変更途上であること(行政、使用者、労働者それぞれの代表組織から構成する紛争解決組織を設けようとしている)などから、一般的な意味の「当局」を指すものと理解して訳している。

⁶⁶ 「補償金」＝「グンウットゥヌーン」。「ウットゥヌーン」は、手当、補償金、補助金などを指すことが多い。

⁶⁷ 『グンドゥアン』又は『カーヘンガーン』。起草中の民法典でも両者を並記している。明確な区別があって両者を書いているというよりは、「労働報酬」という趣旨にもっとも近い表現がこれであるに過ぎないようである。

⁶⁸ 「労働法」＝「ゴツマーイワードゥワイヘンガーン」(No. 06/NA, 2006年12月27日。No. 43/NA, 2013年12月24日)

⁶⁹ 「労働組合法」＝「ゴツマーイワードゥワイガマバーンラオ」(No. 12/NA, 2007年12月25日)

⁷⁰ 「各作業場」＝「トゥワヌワイヘンガーン」。直訳すると「労働単位」。会社等、個々の作業場を指す(労働法3条19号)。

⁷¹ 「レベル」＝「カン」。郡<県<地域<国という行政上の階層を指す。例えば裁判では、第一審を「カントン」、控訴審を「カンウトン」、破棄審を「カンロップラーン」というように「カン」で表現する。

第36条（新設） 労働事件の手続

人民裁判所は、労働に関する紛争を、法律の手続に沿って調査、調停及び判決に付する。

第4章

商事部の管轄

第37条（改訂） 訴えの審理に関する商事部の管轄

商事部は以下の事件について審理、判決を行う管轄を有する。

1. パートナシップ契約
2. 営業、商事又は商事文書にかかる契約、例えば債務弁済契約書、為替手形⁷²、小切手など
3. 商事金銭消費貸借契約
4. 企業の破産及び精算
5. 商品の輸出入、保険
6. 著作権、商標、特許などの知的財産の侵害及び知的財産法が定めるその他の不公平な競争をもたらす行為に関する紛争及び訴え⁷³

第38条（新設） 非訟申立の審理に関する商事部の管轄

商事部は以下に関して審理、判決を行う管轄を有する。

1. 経済紛争解決⁷⁴委員会⁷⁵の調停合意及び仲裁判断について承認又は強制を求める非訟申立
2. 外国の裁判所若しくは仲裁人の裁判若しくは仲裁判断又は経済紛争解決法に基づ

⁷²「為替手形」＝「パンタバットレクグン」。企業法にも登場する言葉であるが明確には何を指すかわからない。実務上も為替手形が使われることはないと思われ（少なくとも司法関係者は一様に見たことも聞いたこともないという）、概念の導入が実務や教育に先行している可能性もある。なお、「パンタバット」は起草中の民法典にも登場し、国債の意味で使われる。「レクグン」は両替の意味。

⁷³「訴え」＝「カムホーンフォン」。 「カムホーンフォン」は「訴状」であるが、ここで意味するのは訴えそのもの。脚注11及び12参照。

⁷⁴「経済紛争解決」＝「ガーンゲーカイコーカニェーンターンダーンセタキット」。狭義にはラオスの経済紛争解決法に基づく調停又は仲裁による解決を指し、広義には外国の商事仲裁を含む、商事分野のADRを意味する。両方の意味がある背景としては、ラオスではこの言葉（経済紛争解決）が、制度の導入と同時に、その特定の制度を指す固有名詞として定義された一方で（経済紛争解決法（No. 06/NA, 2010年12月17日）2条2項参照）、ADRの概念が元々ないことから、諸外国のADRをこれに対応するものとして理解したという経緯がある。この「経済紛争解決」は固有名詞。

⁷⁵「委員会」＝「カナガマガーン」。経済紛争解決法ではこの言葉は概ね「カナガマガーンタッシン」として仲裁廷を指す意味で用いられている（一部省略されて「カナガマガーン」となっている）。他方、本法では経済紛争解決組織における2種類の解決方法、すなわち調停と仲裁の両方の主体（調停委員会及び仲裁廷）を包含する意味で用いられている。経済紛争解決法にはこの両者を包含する概念はないところ、本訳では「委員会」を訳語として充てている。この「委員会」は普通名詞。

なお、厳密には調停合意は調停委員会が出すものではないため、「（調停）委員会の調停合意」という言い方はおかしいが、原文に忠実に訳している。ADRについては、一般にラオスではまだ理解が乏しい。

く私的な特別商事仲裁廷⁷⁶の仲裁判断について承認又は強制を求める非訟申立

3. 経済紛争解決法及び知的財産法に定めるところに従い、経済紛争解決センター若しくは事務所⁷⁷の仲裁判断又は私的な若しくは特別の商事仲裁廷からの[一時的]押収、[仮]差押命令の発出又はその他の強制措置を求める非訟申立
4. 解散し又は破産する法人に対して強制措置を執ることを求める非訟申立
5. 知的財産権の保護に関する非訟申立
6. 商事事件に関するその他の非訟申立

知的財産権の保護については特別規則によって定める。

第39条 商事部の訴訟手続

県、首都人民裁判所のみが商事事件を第一審として審理する権限を有する。

商事部は、ビジネスの効率性を保証するため、事件を適正、迅速且つ公正に審理し判決する。

商事事件を審理するにあたっては、手続に参加する個人、組織及び企業の秘密を保護しなければならない。

商事事件の手続は、ビジネス、商業、知的財産に関する法律及びその他の法令に加え、国内及び国外の商事慣習にも基づいて行わなければならない。

これら以外にも、商事部は、民事訴訟手続の一般原則にも従わなければならない。

第40条（改訂） 訴えに先立つ請求

裁判所に対する商事事件の訴えに先立ち、債権者は債務者に対する債務の弁済⁷⁸請求、債務の整理⁷⁹又は調停をしなければならず、合意にいたらない場合、訴えを提起するとともに、裁判所に対して、債務者にその財産に関する書類又は目録を裁判所に明らかにさせること及び債務の弁済を確保するために財産の[一時的]押収、[仮]差押命令を出すことを求める。

第41条（改訂） 商事部における当事者の調停

事件について判決を出す前に、商事部は、調停を行い当事者の相互の合意によって紛争

⁷⁶「私的な特別商事仲裁廷」＝「オンガーンゲーカイコーカッニェンターンダーンセタキットエコソ
ンレサポキット」。直訳は「私的且つ特設の経済紛争解決組織」。「経済紛争解決組織」という部分につ
いては、ラオ語上、ラオスにおける同組織と同じ言葉を使っていて区別が付きにくい。

⁷⁷ 経済紛争解決組織は、司法省の管轄下で全国の主要な都市に設置されているが、規模に応じて「経
済紛争解決センター（スーン）」と「経済紛争解決事務所（ホンガン）」がある。

⁷⁸「債務弁済」＝「サイテンニーシン」。債務の弁済と訳したが、ここで「ニーシン」が指すものは
金銭債権（負債ないし借金）に限られる。

⁷⁹「債務の整理」＝「ライリヤンニーシン」。「ライリヤン」は、例えば①相殺する、②支払った分と未
了の分を計算して残額を明らかにする、③未済分について分割支払いの計画を立てて合意する、とい
った行為を指す。文脈に応じて「精算」「相殺」等異なる訳語を充てている。ここではこういった様々な
意味を包含する広義の用法であると考えられ、「整理」を訳している。

を解決する方法を模索しなければならない。

債務の弁済について債権者と債務者の間で合意に至ったときは、速やかに履行命令を出す。債務の弁済は全額一括で行い、全額を一括で払えない場合は分割払いをさせるが、第一回目の支払いで、最低でも全債務額の三分の一以上を支払わなければならない。但しお互いの合意がある場合はこの限りでない。

第42条（改訂）経済紛争解決委員会⁸⁰による解決の検討

調停調書、仲裁前の当事者間の合意書及び仲裁廷の仲裁判決等の経済紛争解決委員会の解決の結果であって、当事者の履行を得られないものについては、当事者は裁判所に審理を求めて非訟申立をする権利を有する。

当事者からの非訟申立書を受理したときは、人民裁判所は、非訟申立書を受理した日から15日以内に検討のうえ決定を出さなくてはならない。

決定を出すことを検討するにあたって、人民裁判所は、当該経済紛争解決手続が法令及びラオス人民民主共和国の加盟する条約に照らして適切に行われたか、国家の安寧、社会及び環境の平穩に抵触しないかを審査しなければならない。適切であると判断されたときは、人民裁判所は執行のための決定を出さなければならない。人民裁判所の決定は、直ちに履行を強制する効力を有し、控訴することはできない。

以下に例示するような理由で、人民裁判所において経済紛争解決の結果が法令に違反すると判断したときは、人民裁判所は承認の決定を下さない。

1. 当事者のいずれかに行為能力がない
2. 当該紛争解決の結果が、解決のために準拠した法律又はラオス人民民主共和国の法律に抵触する
3. 経済紛争解決法に定めるところに従い、当事者が仲裁廷の仲裁判断に異議を申し立てている
4. 仲裁判断が、当事者への強制力がない若しくは取り下げられた、裁判所によって停止された又は当該仲裁判断⁸¹を行った国の法律に沿っていない
5. ラオス人民民主共和国の法律の下では、経済紛争解決組織において解決することができない紛争である

当事者は、合意して再度経済紛争解決センター又は事務所において解決を図るか又は法律に基づく検討判決を求めて人民裁判所に訴えを提起する権利を有する。

⁸⁰ 脚注75参照。

⁸¹ 「仲裁判断」＝「カムトクロン」。裁判においては「裁判」を意味するが（脚注11参照）、経済紛争解決法では調停合意及び仲裁判断前の当事者間の合意を指す言葉として使われる。同法では仲裁判断（カムタッシン）と調停等の当事者の合意（カムトクロン）を明確に区別するので、その観点からはこの「カムトクロン」は「仲裁判断」ではなく、「調停合意」か「仲裁判断前の当事者間の合意（和解）」を指すようにも思われるが、ラオスの実情を考慮すると厳密に区別せずに使っている可能性があること、「裁判」の意味を仲裁判断にまで広げて考えている可能性もあることなどから、文脈を重視して本訳では「仲裁判断」とした。

第43条 商事事件の判決後

商事事件について裁判所が判決を出したあと、控訴又は[検察による]異議申立がないときは、当該判決は、しかるべき地の判決執行局に送られ、迅速に執行される。

第5章 家事部の管轄

第44条（改訂） 訴えの審理に関する家事部の管轄

家事部は以下の事件について審理、判決を行う管轄を有する。

1. 夫婦関係，例えば離婚，夫婦の婚姻財産，負債の分割など
2. 子の養育費を請求する訴え
3. 夫婦，父母及び成年に達しているが働く能力を持たない又は精神障害者⁸²である子の扶養料を請求する訴え
4. 家族関係，例えば親族であることの確認など
5. 子を監護下に置くことを求める訴え
6. 父，母及び子の権利の剥奪⁸³
7. 養子縁組
8. 自らの子であることの認知又は父であることの認知⁸⁴
9. 子どもの利益[に関する問題]，例えば氏名の使用，子の国籍等
10. 婚約，結婚申込の不履行⁸⁵，婚前交渉その他に基づく損害賠償

第45条（新設） 非訟申立の審理に関する家事部の管轄

家事部は以下に関して審理を行う管轄を有する。

⁸² 「精神障害者」＝「ペンバーシアチット」。広く使用される普通名詞で、「狂った人」といったストレートなニュアンスのようである。民法典草案の起草過程で、この言葉が法律の文言として適切か、日本側から問題提起したことがあったが、ラオス側は問題ないとの認識であった。精神障害の程度及び一時的なものを含むかどうかについて、人によって理解が異なり、言葉の外縁が明確でない。そのため統一的な訳も難しい。概ね「精神障害者」と訳している。

⁸³ ラオスでは包括的に親たる権利を剥奪すること及び子たる権利を剥奪することがある（49条参照）。前者は日本における親権の停止に近く、後者は、中心的な作用としては相続の廃除に近い。

⁸⁴ 「自らの子であることの認知」＝「ガーンハッピーデーデクペンルーク」，「父であることの認知」＝「ハッピーガーンペンポー」。同じ請求と思われる。後者の言い方が家族法（No. 05/NA，2008年7月26日）で使われている表現（同30条）。前者がこれと異なることを指しているのか、同じことを単純に言い換えているだけなのか明確でないが、論理的に同じであること、家族法上後者と異なる認知の形態は存在しないこと（同30条は父親からの請求と父親に対する請求の両方を含む）から、ラオスの法律でよく見られる「言い換え」ではないかと思われる。

⁸⁵ 「婚約」＝「マンマーイ」，「婚姻申込」＝「スーコー」。前者は結婚の約束であって常に行われるものではない。後者は婚姻の比較的直前に行われるもので、両親やそれに替わる者を含めて主に財産の移転について話し合うもの。伝統的にほぼ全ての結婚において行われる（「スーコー」の記録は、婚姻登録申請書類に添付しなければならない）。前者を「許嫁」，後者を「婚約」と訳す方がよいという意見もあるが、いずれの訳でも一定の誤解は避けられないところ、従前の和訳に従う。

1. 無効な婚姻の取り消し⁸⁶又は法律に沿っていない婚姻の解除に関する非訟申立
2. 裁判所に協議離婚を確認してもらう非訟申立
3. 協議離婚後の婚姻財産の分割を確認してもらう非訟申立
4. 離婚後の子の監護権を変更することの審理を求める非訟申立
5. 父又は母の子に対する権利を制限する強制措置を裁判所に求める非訟申立
6. 子の世話養育に関して、離婚後の父又は母に対する強制措置を裁判所に求める非訟申立
7. 家事事件に関するその他の非訟申立

第46条 家事部における当事者の調停

離婚について審理、判決を行うのに先立って、裁判所は、調停を行って、夫婦に仲直りさせるよう努めなければならない。その際、当事者の両親及び親戚を招き、[これらと]相談し、また[その]協力を得ながら当事者を教育し、もって当事者をしてお互いに理解し、和解⁸⁷し、再び夫婦として一緒にやっっていくようにせしめる⁸⁸。

夫婦が仲直りしたときは、裁判所は記録を作成し、離婚の訴えを破棄⁸⁹する。

合意することができないときは、裁判所は、三ヶ月間の熟慮期間を与える。

裁判所が与えた期間に夫婦が仲直りできないときは、裁判所は法律に従って離婚の訴えについて審理、判決を行う。

第47条 婚姻財産の分割及び子の監護

夫婦の婚姻財産の分割は家族法に従って行う。

七歳未満の子がいる離婚の場合、裁判所はその子を母親の下に置く。但し、母親におい

⁸⁶ 「無効な婚姻を取り消す」という表現は日本の感覚では違和感があるが、以下の背景があり誤訳ではない。ラオスの契約法の考え方によると、無効には相対無効（日本の取り消し得べき行為に相当する）と絶対無効（日本の無効に相当する）があり、いずれも裁判所が無効であることを宣言して初めて無効として扱われるという考えがとられてきた。この「宣言」にあたるものが「ロップラーン」であり「取り消し」と訳したものである（民法典起草において、絶対無効については「行為時から効果を生じない」とする考えが採用されつつあるが、相対無効についてはなお「ロップラーン」の後にのみ無効の効果が生じる（遡及しない）という考えがとられている）。すなわち、「ロップラーン」は日本における無効の「確認」とは異なり、無効の効果を生ぜしめる創造的な働きをもち、「取り消し」と訳す以外にない。他方で「無効」と訳した言葉は「モカ」であり、これは諸外国におけるいわゆる「無効」に対応する概念として一般にも定着している。すなわち、上記違和感は言葉の背後にある考え方の齟齬に根付くものであり、訳語によって解消できる問題ではない。

なお、家族法における無効は契約法におけるものと全く同じではないが、無効と取り消しの関係は、これまでのところ、前述の契約法に関する考え方と異なるところはない。（2017年6月現在）

⁸⁷ 「和解」＝「パニーパノーム」。原文は「パニパノーム」となっているが誤記と思われる。この「和解」はいわゆる裁判上の和解等、専門用語ではなく、「仲直り」というような一般的な意味の「和解」。

⁸⁸ 「再び夫婦として一緒にやっっていくようにせしめる」と訳した部分は、直訳すると「今後も共に夫婦のままでいるようにもっていく / 移行させる（ガーオパイトウン）」といったニュアンスになる。

⁸⁹ 「破棄」＝「トーン」。専門用語の「棄却（ニョックルーク）」、「却下（サツミアン）」、破棄審における「破棄（ロップラーン）」などとは異なる。「解消する」といった意味の一般的な言葉であり、なかったことにするというニュアンス。

て受け入れないか又は子を養育していく条件に欠けるときはこの限りでない。七歳以上の子については、まずその子の任意の意思を尋ねる。

父も母も子を受け入れないか又は子の養育に適さないときは、裁判所は子を監護養育者⁹⁰となる第三者の下に置くことを検討する。

第48条（改訂） 養育費の検討

子の養育費を求める訴えがある場合で、当該離婚において婚姻財産があるときは、婚姻財産の三分の一を養育費として取り分ける。婚姻財産が子の養育費として足りないときは、家族法に定めるところに従い、子を養育する義務のある者に対して、各子、各月ごとに、その時期の物価水準に基づいて養育費を支払わせる。

婚姻財産がないときは、裁判所は、養育義務を負う側に、国家公務員の最低月給を計算上の基礎としつつ、各子、各月ごとに、その時期の物価水準に基づいた養育費を支払わせる。婚姻財産が、家族の暮らしていた家であるときは、子を引き取る夫又は妻が、その家を受け取る優先権を持つ。家の価額が、子の養育義務を負う者が受け入れた負担割合より大きい場合は、家を受け取った者から他方へと、その超える価額を払わせる。

夫又は妻の離婚後の子の養育は家族法に定めるところに従う。

第49条（改訂） 父、母及び子の権利の剥奪

子の父母の権利の剥奪は、母、父、近親者又は各人民検察院の長の申立により、子が18歳の成年に達していない場合に、家族法に定める要件に従って行われる。

子の権利の剥奪については、当該子が18歳の成年に達していて且つ不義理である、例えば父母に対して暴力を振るう、脅迫する、裁判所の判決で命じられた父母の扶養の義務を果たさないなどの場合に行われる。

第50条（新設） 家族関係に関する審理

離婚、養子縁組、父であることの認知、父母及び子の扶養養育の義務に関する審理は家族法の定めるところに従い行う。

第6章

少年⁹¹部の管轄

第51条 訴えの審理に関する少年部の管轄

少年部は以下の事件について審理する管轄を有する。

⁹⁰ 「監護養育者」＝「プークムコーンリヤンドゥー」。後見人にあたる概念は存在するが、2008年家族法、民法典草案（2017年6月現在）等ではいずれも「プーボッコーン」という言葉がこれを指す。ここで使われている言葉（プークムコーンリヤンドゥー）は、専門用語ではなく、後見人（及び養親も含むかもしれない）を含む一般的な意味として捉えるべきもの。

⁹¹ 本章で「少年」「子ども」「未成年」と訳している言葉は全てラオ語では同じ言葉（デク）である。

1. 18歳未満の子どもの行為に基づく損害賠償
2. 子どもの労働
3. 子ども同士の行為
4. 子どもの権利侵害

少年事件の手続中に当該子どもが行為能力を取得し又は18歳に達した場合⁹²であっても、当該裁判部は事件が完結するまで審理を続ける。控訴及び破棄申立があった場合は、上級裁判所の少年部が続けて審理を行う管轄を有する。

第52条（新設） 非訟申立の審理に関する少年部の管轄

少年部は以下に関して審理を行う管轄を有する。

1. 未成年後見人選任の審理を求める非訟申立
2. 子どもの監護，教育にかかる強制措置を発することの検討を求める非訟申立
3. 非行⁹³少年に対して強制措置を求める非訟申立
4. 子どもの財産の管理人を選任するよう求める非訟申立
5. 子どもの権利及び利益を保護するための強制措置を求める非訟申立
6. 少年事件に関するその他の非訟申立

第53条（改訂） 少年事件の検討

少年事件であって他人に損害を生じさせたものの審理においては、父母又は後見人を、民事上の賠償金について責任を負う者として参加させる。

その他の少年事件の検討については、一般の規則に従うとともに、実際の情報、証拠に基づいて行う。

⁹² 18歳未満で行為能力を取得するケースは現時点では思いつかない。かつては未成年で婚姻した者が行為能力を取得することがあったが（1990年家族法（No. 07/90/PSA）9条，1990年契約法（No. 02/90/PSA）7条），2008年家族法で未成年婚は禁止された（同9条参照）。これに対応する形で，契約内外債務法（No. 01/NA，2008年12月8日）の行為能力の規定も改正されている（同12条）。

⁹³ 「非行」＝「カタムピット」。広く成年の犯罪等にも使われ，日本語の「非行」にあるような未成年に限ったニュアンスはない。

第IV編
訴訟手続の主体⁹⁴
第1章
訴訟手続に責任を負う者

第54条（新設） 人民裁判所において訴訟手続に責任を負う者

民事訴訟手続に責任を負う者は以下からなる。

1. 裁判所所長及び副所長ら⁹⁵
2. 裁判部の部長及び副部長
3. 裁判官
4. 裁判官補佐⁹⁶
5. 書記官
6. 技官

第55条（新設） 裁判所所長及び副所長らの権限及び責務

訴訟手続において、裁判所所長及び副所長らは、各裁判部において訴訟手続が計画どおり進行するよう監督促進する権限及び責務を有するとともに、人民裁判所法に定めるところに従い、各自の責任の範囲内でその他の権限、責務を果たす。

裁判所の所長及び副所長らは、その審級の人民裁判所のいずれの合議体においても裁判長となれる権限を有する。

第56条（新設） 裁判部の部長及び副部長の権限及び責務

裁判部の部長は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 事件記録を審査し、裁判官に渡して調査させる
2. 訴訟手続が迅速に行われるよう監督、確認及び促進する

裁判部の副部長は、裁判部の長が職責を果たすのを補佐する責務を有し、また、裁判部の長の委任に基づき特定の責務を負うこともある⁹⁷。裁判部の長がいない又は支障がある場合は、委任を受けた裁判部の副部長がその責務を代わって果たす。

このほか、裁判部の長及び副部長は、この改正法57条に定めるところに従い、裁判官

⁹⁴ 「訴訟手続の主体」＝「プーダムヌーンカディー」。直訳は「訴訟手続を行う者」。「主体」を意味するラオ語も別途存在するが（チャオカム）、あまり一般的ではなく法律の起草においても好まれない。民法典草案起草過程でも多くの箇所での他の言葉に置き換えられ、若干残されているに過ぎない（2017年6月現在）。

⁹⁵ 副所長は通常複数いる。ここで「ら」（バンダー）は副所長にかかる。

⁹⁶ 「裁判官補佐」＝「プースワイプーピパークサー」。日本の判事補と異なり裁判官ではない（合議体を構成できない）。

⁹⁷ 助動詞「アーチャ」を使っている。「アーチャ」は婉曲を表し、「～するものである」「～するかもしれない」「～することもある」といった意味で用いられる。ここでは「また」以下について、「場合によってはこういったこともある」というニュアンスを与えているに過ぎず、正確に訳すのは困難。

たる地位に基づく権限及び責務も有する。

第57条（新設） 裁判官の権限及び責務

裁判官は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 担当する事件の調査計画を定める⁹⁸
2. 配点を受けた事件記録を調査する⁹⁹
3. 裁判官補佐に事件記録を渡し、調査させる
4. 訴訟手続に参加する原告、被告及び第三者の証言を取得する
5. 訴訟手続に参加する者の申し出¹⁰⁰を聞き、調査する
6. 事件に関係する情報、証拠の収集、例えば情報収集、現場の検証¹⁰¹などを行う
7. 命令、決定又は強制措置の発出の調査をする
8. 訴訟手続の停止の裁判¹⁰²について調査をする
9. 訴訟において調停又は当事者の対質¹⁰³を行う
10. 事件の合議体を構成する
11. 当事者又はその他の訴訟手続参加者を来させて証言、説明をさせるべく、書記官をして召喚状を発出させる旨の判断¹⁰⁴を行う
12. 担当する事件について第一審判決又は上訴審判決を書く
13. 訴訟手続の業務に関して、育成指導を受け能力を向上させる

⁹⁸ 「事件の調査計画」＝「ペーンガーンコンクワーカディー」。日本であれば「審理計画」というべきところであるが、ラオスの場合は法廷での審理の前に担当裁判官による事件の調査があり、そこでは証拠収集も為され、概ね事実が解明されるに至る（184条～193条参照）。「コンクワーカディー」という言葉は、訴訟の全体ではなく、開廷する前段階のこの調査のことを指す（186条参照）。すなわち日本の「審理計画」とは異なる。

⁹⁹ 字義的には「事件記録」を受け取り、それを精査するといった意味であるが、意味するところは、「事件そのもの」について、配点を受けて調査するという意味である。テクニカルタームとして浸透していることから、原文に正確に訳している。脚注11及び12参照

¹⁰⁰ 「申し出」＝「カムサヌー」。「カムサヌー」は様々な場面で使われる。例えば契約の「申し込み」、検察官から裁判所に対する親権剥奪の「申立」、検察院による再審「申立」、一般的な場面での「提案」など。なお、本法の中で当事者が行う「カムサヌー」として規定されているのは、書証の証明又は認証の申立（112条）のみであることから、ここでいう「カムサヌー」は広く一般的に当事者等が申し立てるものを含む（すなわちテクニカルタームではなく一般的な用語）と考えられる。

¹⁰¹ 「現場の検証」＝「クワッガーバンハーティーカーニェーン」。直訳は「争いとなっている問題の調査」であるが、テクニカルタームであり、現場検証に近いものを指す。110条参照。

¹⁰² 「裁判」＝「ガントクロン」。脚注11参照。186条は訴訟手続の停止を命令によって行うとしている。

¹⁰³ 109条参照。

¹⁰⁴ 「判断」＝「トクロン」。一般には「合意」と訳されることが圧倒的に多い。他方、訴訟関係のテクニカルタームとして、主に「カムトクロン」として「裁判」（名詞）という意味を持つ（脚注11及び102参照）。そこから、「トクロン」自体にも稀に「裁判」（動詞）の意味がある。ところで、ここで問題になっている召喚状の発出は命令（カムサン）、決定（カムシーカート）、判決（カムタッシン及びカムピパークサー）のいずれの形式にもよらないため、「裁判」とはいえない。他方、一人で判断するものであるため、ラオ語では複数人による判断（＝合意）と言葉のうえでは区別しないが、日本語としては「合意」はおかしく、実質面に着目して「判断」等と訳すべきものと思われる。

14. 自身及び家族の生命，健康，尊厳名誉¹⁰⁵及び財産に対する脅威から法に従い保護を受ける
15. 法律に定めるところに従い，その他の権利を行使し責務を果たす

第58条（新設） 裁判官補佐の権限及び責務

裁判官補佐は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 事件記録の調査において裁判官を補佐する
2. 訴訟手続に参加する者から証言を取得するにあたり，裁判官を補佐する
3. 事件に関係する情報，証拠を収集する，例えば情報収集，現場の検証などを行うにあたり裁判官を補佐する
4. 訴訟において行われる調停又は当事者の対質に参加する
5. 裁判官に対して担当する事件を要約して報告する
6. 裁判官が第一審判決及び上訴審判決を書くのを補佐する
7. 訴訟手続の業務及びその他の担当業務に関して，育成指導を受け能力を向上させる
8. 自身及び家族の生命，健康，尊厳名誉及び財産に対する脅威から法に従い保護を受ける
9. 委任されたその他の権限を行使し責務を果たす

第59条（新設） 書記官の権利及び責務

書記官は，訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 訴状，答弁書，反訴状，控訴状，破棄申立書及びその他の事件に関係する書類を受領し審査する
2. 事件記録を作成し，事件を継続させ，事件票¹⁰⁶を作成し，事件記録内の書類を整理する
3. 裁判官の判断に従って召喚状，招聘状を発出する
4. 証言録取，調停及び尋問手続に参加して記録を取る
5. 期日の準備を行い，参加者を確認し，訴訟手続の参加者に対して法廷における規則を読み上げ，遵守させる
6. 第一審判決又は上訴審判決についてその効果を分かるように当事者に説明¹⁰⁷するとともに，控訴又は破棄申立の権利について告知する

¹⁰⁵「尊厳名誉」＝「キヤットスーシヤン」。「キヤット」は尊厳や名誉，「スーシヤン」は評判などを指す。それぞれの語彙に明確な定義，意味の外縁があるとは言いがたいことから，単にわかりやすくするために類語を重ねているに過ぎないと思われる。このように類語を重ねる表現技術はラオスの法律にはよく見られる。

¹⁰⁶脚注64参照。

¹⁰⁷「説明」＝「アティバイシージェーン」。「アティバイ」も「シージェーン」も「説明する」という意味。類語を重ねて意味を明確化している。

7. 第一審判決又は上訴審判決の写し及びその他の書類に、法令の定めるところに従い、証明の署名をする
8. 事件に関わる物を収集して目録を作成し、法令の定めるところに従い裁判費用及び予納金を徴収、管理し、事件の統計をとりまとめ、第一審判決、上訴審判決又はその他の裁判所の書類を関係機関に送付する
9. 法律上の業務及びその他の担当業務に関して、育成指導を受け能力を向上させる
10. 自身及び家族の生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威から法に従い保護を受ける
11. 委任されたその他の権限を行使し責務を果たす

第60条（新設） 技官の権限及び責務

技官の権利及び責務については別途規則によって定める。

第2章

人民検察院において訴訟手続に責任を負う者

第61条（新設） 人民検察院において訴訟手続に責任を負う者

人民検察院において民事訴訟手続に責任を負う者は以下からなる。

1. 各人民検察院の長、副長ら
2. 人民検察官¹⁰⁸
3. 人民検察官補佐

第62条（改訂） 民事訴訟手続における人民検察院の役割

人民検察院は、裁判所における法律の遵守¹⁰⁹を監督¹¹⁰する者としての立場で民事訴訟手続に参加するとともに、法律の定めるところに従い、国、社会又は行為無能力者、例えば精神障害者、18歳の成年に達しない子であって後見人のいない者等の利益を守るために、法律の定めるところに従い民事訴訟の原告となる。

第63条（改訂） 人民検察院による裁判所の法律遵守の監督

人民検察院は、裁判所における法律の遵守を監督し、もって事件の手続が包括的、完全、

¹⁰⁸「検察官」の訳をあてているが、職務権限は日本の検察官と異なり、職務上の独立性も低い。ラオ語の直接の意味は「人民検察院職員」又は「人民検察院公務員」といった言葉である。本訳では便宜的に「人民検察官」の訳を宛てる。

¹⁰⁹「遵守」＝「パティバット」。通常は（判決や法規について）「執行」、（契約について）「履行」等の訳語があてられる。法律に使う場合、法律に適切に従って物事を行う、という意味になる。本条では「遵守」と訳した。

¹¹⁰「監督」＝「ティッタームクワッガー」。「ティッターム」は監督、「クワッガー」はチェックの意味。両方併せて「監督」としている。

客観的、適正且つ公正に行われることを確実にするために民事訴訟手続に参加する権限を有する。

各人民検察院の長は、裁判所で行われる訴訟手続に参加して、人民裁判所に対して意見陳述を行うことができる。

第64条（新設） 裁判所における法律の遵守を監督するにあたっての各人民検察院の長及び副長の権限及び責務

裁判所における法律の遵守を監督するにあたり、各人民検察院の長は以下の権限及び責務を有する。

1. 事件記録に基づき情報証拠を確認する
2. 明確でない問題について、裁判所に更なる調査を求める
3. 必要に応じて、監督及び法廷での意見陳述のために、期日に参加し、参加者に対して質問を行う
4. 法律に違反していると思われる第一審判決または上訴審判決に対して異議を申し立てる
5. 法律に定めるところに従い、その他の権限を行使し責務を果たす

各人民検察院の副長は、各人民検察院の長が職責を果たすのを補佐する責務を有し、また、各人民検察院の長の委任に基づき特定の責務を負うこともある。各人民検察院において長がいなく又は支障がある場合は、委任を受けた副長がその責務を代わって果たす。

第65条（新設） 裁判所における法律の遵守を監督するにあたっての人民検察官の権限及び責務

裁判所における法律の遵守を監督するにあたり、人民検察官は以下の権限及び責務を有する。

1. 事件記録に基づき情報、証拠を確認し、各人民検察院の長の意見書を起案¹¹¹する
2. 委任を受けて、監督及び法廷で意見陳述のために、期日に参加し、参加者に対して質問を行う
3. 裁判部¹¹²の法律違反及び第一審判決または上訴審判決に対して異議を申し立てる
4. 法律に定めるところに従い、その他の権限を行使し責務を果たす

¹¹¹ 「ハーン」。下書き、草案の作成。

¹¹² 「裁判部」＝「カナサーン」。この「カナサーン」は「カナサーンタッシン」の省略形で「合議体」を意味する可能性もあるが、ラオスでは裁判部が一体となって訴訟指揮に責任を負っているように思われる面があり、その理解に基づき、ここでは言語に忠実に「裁判部」としている。

第66条（改訂） 民事訴訟で原告の立場に立つにあたっての各人民検察院の長の権限及び責務

民事事件が国又は社会の利益に関わるにもかかわらず、いかなる組織又は企業も訴えを提起しないときは、各人民検察院の長は、法律に定めるところに従い、民事事件の原告としての立場で裁判所に対して訴状を提出する権限を有する。

原告としての立場で事件に参加する各人民検察院の長は、事件における当事者と同じ権限及び責務を有する。

委任を受けた人民検察官は、事件において当事者と同じ権限及び責務を有する。

第67条（新設） 人民検察官補佐の権限及び責務

人民検察官補佐の権限及び責務は、人民検察院法及びその他の法令に規定する。

第68条（新設） 訴訟手続における人民検察院の義務及び責任

各人民検察院の長は、裁判に参加して法の遵守を監督し、また、民事事件の原告となるにあたり、以下の義務及び責任を有する。

1. 裁判所の招聘に応じて[裁判に]参加する
2. 法律に定めるところに従い、事件記録を裁判所に返却する
3. 訴訟手続に関する情報又は証拠の秘密を守る
4. 事件記録中の証拠物¹¹³及び全書類を維持管理する
5. 事件記録を調査する際の自身の不適切な行為に対して責任を負う

第V編

訴訟手続への参加

第1章

訴訟手続に参加する者

第69条（改訂） 訴訟手続に参加する者

訴訟手続に参加する者は以下である。

1. 当事者
2. 第三者¹¹⁴
3. 証人

¹¹³「証拠物」＝「コーンガーン」。証拠（ラクターン）より狭く、実際に使われた物などを指すようである。

¹¹⁴脚注18参照

4. 鑑定人¹¹⁵
5. 通訳
6. 弁護士又はその他の保護者¹¹⁶

第70条（改訂） 当事者

訴訟の当事者とは、原告と被告のことである。

原告とは、人、組織又は企業であつて、裁判所に対して、自身の権利、利益が他人によって侵害され若しくは争われ¹¹⁷ているとして訴えを提起し又は何らかの問題について裁判所に非訟申立を行う者である。

被告とは、人、組織又は企業であつて、他人の権利を侵害し又は争っているとして訴え提起された者である。

第71条（新設） 当事者の要件

訴訟において当事者となる者は、18歳以上でなくてはならず且つ精神障害者であつてはならない。18歳未満の者又は精神障害者は、父母又は後見人が当事者として訴訟に参

¹¹⁵「鑑定人」＝「プーシャオサーン」。一般的には「専門家」と訳される言葉。本訳では「鑑定人」の訳語をあてている。

¹¹⁶「保護者」＝「プーポッポーン」。類似の言葉に「プーポッコーン」があり、これは選任された成年／未成年後見人の意味として用いられる（民法典草案参照）。これに対して「プーポッポーン」は少なくとも実体法上はテクニカルタームではない。一般的には「保護者」の意味である。本法では、86条2項において「保護者」（プーポッポーン）の一つとして「後見人」（プーポッコーン）を記載し、また209条2項において、「後見人」（プーポッコーン）が、「保護者」（プーポッポーン）の地位で訴訟に参加するとしている。これらからは、「保護者」（プーポッポーン）をテクニカルタームとして使っているのではないと思われる。なお、両親は「後見人」には含まれず（この点は実体法と整合的）、「保護者」（プーポッポーン）には含まれる（86条2項）。

なお「法定代理人」の概念は1990年の法律にすでに登場する。1990年家族法では「プーターンナーヤントウクゴツマーイ」という言葉が使われており（同法33条1項）、直訳すると「法律上正しい代理人」である。民法典草案では、若干ラオ語を変えてテクニカルタームとして「プーターンナータームゴツマーイ」（法律に基づく代理人）という言葉を用いている（2017年6月現在）。しかしながら、この概念が浸透しているとは到底言いがたい。民法典草案の説明会では、司法関係者から「（法定代理人というのは）わかりにくい」「はっきりと『両親及び後見人』と表現すべきである」等の批判が出るほどであった。上記のように説明的なラオ語であることもあってか、一つ概念としては受け取られていないように感じられる。このように「法定代理人」という概念が今後定着するかすら不明の状況である。他方で、委任による代理は全て委任の中で語られてきており、委任と区別した概念としての「（任意）代理」もこれまでなく、民法典起草において初めてまともに議論され、言葉も創設、整理されたといえる。すなわち、ラオスにおいて、法定、任意共に「代理」の概念は基盤が相当に貧弱である。

本法においては、この章で弁護士とその他の保護者に言及し、次章でこれらが（訴訟上の）代理人となる、前者は委任による代理人であり後者は法律による代理人（法定代理）である、とする構造になっている。上記のように代理を巡っては理解も言葉も不十分であることから、実体法上の代理と訴訟上の代理の両者の関係について、言葉も含め苦労して起草している様子がかがえる。

¹¹⁷「争われ」＝「トウク…トーニェーン」。この「トーニェーン」は第3条3号が定義するテクニカルタームとしての「トーニェーン」とは異なり、ここでは一般的な用法として、英語の challenge にあたる意味である。例えば他人の占有物について所有権を主張すること、担保の実行に際して第三者が異議を申し立てることなどを指す。

加する¹¹⁸。

組織¹¹⁹は、ラオス人民民主共和国の法律又は本法361条が適用される場合はその関係国の法律に従って、適正に法人として登記している場合は、訴訟において当事者となることができる。

その他の者は、適法に委任を受けた場合に代理人の立場で当事者として訴訟に参加することができる。

第72条（改訂） 当事者の権利及び義務

当事者は訴訟手続において平等の権利を有する。

当事者は以下の権利を有する。

1. 訴状、答弁書、反訴状及び非訟申立書を提出する
2. 裁判官、人民検察官、書記官、鑑定人及び通訳の忌避を申し立てる
3. 証拠を集め提出し、調停を求め、取り調べにおいて対質に出席する
4. 裁判所に対して、請求¹²⁰を保全するための強制措置又は一時的な強制措置¹²¹を申し立てる

¹¹⁸ 本条の内容は日本では訴訟能力の話であるが、ラオスでは訴訟能力と当事者能力の区別はなく、日本における訴訟能力の内容を「当事者たる能力」として規定している。

ここにはラオスにおける従来の権利主体の考え方が影響している。法律上の文言にかかわらず（1990年家族法などの文言上は親が代理人として行為することが明確である）、多くの実務家が、子どもには権利がなく、親が子のために行う各行為は、子に代わって行うのではなく親自身の権利である、と考えている。民法典の起草過程において、日本側から説明を受けて、同草案では権利能力と行為能力を分けて理解したが、この考え方はラオスの法律実務家に十分浸透していない。草案起草過程の議論や地方での実務家からの意見聴取では「子には何ら権利はない、ここで規定する権利はいずれも親の権利である」といった発言が公然と為される状況である。このように権利能力と行為能力が未分化であるから、訴訟における当事者能力と訴訟能力が区別されないのは当然とも言える。

また別の観点からは、ラオスの訴訟構造の影響も考えられる。すなわち当事者主義的要素がきわめて少ないことから、そもそも訴訟能力を厳密に考える必要性も、判決効が及ぶ範囲を厳密に考える必要性も乏しいと言える。そうであれば当事者たる地位も、窓口に来て訴状を出せる人という程度の意味しかないとも言える。

ラオスの司法関係者が「誰を訴訟の当事者とすべきか」という問題の本質に向き合うためには、訴訟構造がより当事者主義に傾き、誰の訴訟行為が誰に影響すべきか、そしてそれはなぜ正当化されるのかといったことが問題として認識されることが必要であろう。

¹¹⁹ 「組織」＝「ガンジャタン」。本法では組織を、法人を含むものとして捉えている。この点はラオスで明確とは言えず、法令も一貫していない。例えば、民法典草案作成過程でも議論があり、結局同草案では、多くの箇所「法人及び組織」という書き方をしている（2017年6月現在）。そこでは「組織」は国家機関等を想定しており、法人と並列の関係にあると考えている。

¹²⁰ 「請求」＝「ガンホンフオン」。日本の訴訟法でいう「請求」とは異なり、より一般的な意味であり、「訴え」とも訳せる。

¹²¹ 「一時的な強制措置」＝「マータガーンズワカーオ」。意味するところは134条以下の種類の強制措置であり、「マータガーンヒープドゥワンスワカーオ」（「緊急の一時的強制措置」）が正しいと思われる。ここでは省略している。

5. 裁判所に対して、欠席審理、裁判¹²²を申し立てる
 6. 裁判所に対して、当事者が自ら取得して裁判所に提出することができない場合に情報証拠を収集すること、証人に対する尋問を行うこと、鑑定人を選任して鑑定させ、場合によっては再鑑定をさせること、現場の検証を行うこと及びその他を申し立てる¹²³
 7. 訴訟に参加するその他の者に対して質問する
 8. 事件記録内の書類を閲覧し、事件記録から持ち出す必要のある書類を謄写し又は書き写すことを求める。但し、秘密にすべき商業上の秘密又はその他の情報を秘匿しなくてはならない
 9. 弁護士又はその他の保護者を訴訟遂行に関わらせる
 10. 取り調べの機会に又は法廷において、事件について書面で又は口頭で証言を行う
 11. 裁判所に、第三者を訴訟手続に参加させるよう申し立てる
 12. 訴訟手続の停止又は延期を申し立てる
 13. この改正法に定める裁判を除いて¹²⁴、命令、決定、第一審判決又は上訴審判決について、控訴、破棄を申し立てる
 14. 裁判官の行為又は命令であって不適切であると思われるものに対して異議を述べる¹²⁵
 15. 裁判所の判決で確定したものについて執行を求める
 16. 法律の定めるところに従いその他の権利を行使する
- 当事者は以下の義務を負う。

¹²²「欠席審理、裁判」＝「ピチャーラナータッシンラプラン」。「タッシンラプラン」はテクニカルタームであり、被告が不出頭のまま判決を行うことを意味する。217条参照（但し、被告不出頭のまま行う期日や判決言渡全体を指す場合もある）。直訳は「不在判決」「欠席判決」等であるが、本訳では「欠席裁判」の訳語をあてている。なお、欠席の事実のみを持って敗訴させるという意味のいわゆる欠席判決とは異なる。また、送達ができないなど、当初から被告の所在が不明である場合、通常の手続として欠席裁判が行われるわけではなく、要件を満たした時点で非訟申立（350条）に移行するというのが起草者の説明である。

¹²³本号は意識している。原文は主語が一貫していない。この一文の中に①裁判所をして情報、証拠を収集させる、②証人の尋問を申し立てる、③鑑定人を選任して鑑定させる、④再鑑定を申し立てる、⑤現場検証を行う、⑥その他という6つの事項が書かれている（さらに名詞句と動詞句が混在する）。①の主語は当事者であるが、本条の他の号と同じくそれは記載されていない。柱書が主語になっている。③⑤及び⑥の主体は裁判所であるから、①と整合し、①の「裁判所をして…」に続けて読むことが可能である。他方②及び④の主体は明らかに当事者であり、①につなげて読むことが難しい。ラオ語の文法は緩やかで柔軟であるため、書きたいことは訳したとおりで間違いのないと思われるが、原文を忠実に訳すと日本語としては読解困難になるため適宜書き換えた。

¹²⁴「この法律が特に禁止する場合を除き」と言いたい。例えば死亡宣告等の申立を棄却する判決に対しては上訴ができないと考えられている（なお、個人的には一般に非訟申立に関して上訴を許す328条があることから、前記扱いは単なる実務であるように思われるが、起草者は、他の非訟申立については各論で上訴を定めるのに、死亡宣告についてはそのような規定を設けていないことをもって、前記の扱いは法律の定めに基づくと考えている）。

¹²⁵「異議を申し立てる」＝「ホントウツク」。この効果に関する規定は見受けられない。テクニカルタームではなく、一般的な意味で「異議、不平を述べることができる」という意味にとどまると思われる。

1. 裁判所の召喚状に従って自ら出頭し又は代理人を出頭させる
2. 訴え、答弁、反訴又は非訟申立において自らが依拠する出来事を裏付ける証拠を探して持ってくる
3. 事件の尋問手続に参加し、裁判所の命令及び法廷における規則に従って行動する
4. 訴訟手続において自身の権利を善意¹²⁶で行使する
5. 裁判所の計算に従って訴訟手続に関して予納金を納め¹²⁷、裁判費用を支払い且つ裁判所の第一審判決に従って税金（印紙代）を納める
6. 確定した裁判所の裁判を履行する
7. 法律に定めるその他の義務を履行する

第73条（改訂） 原告の権利及び義務

この改正法72条に定める権利及び義務に加えて、原告は、訴状の目的¹²⁸を変更し、訴状記載の訴額を追加若しくは削減し又は訴状を取り下げる¹²⁹権利を有するとともに裁判所の召喚状に従って裁判所に出頭する義務を有する¹³⁰。原告が召喚状を受領したものの、合理的な¹³¹理由を示さず、三回に渡り、召喚状に従った出頭をしない場合は、裁判所は当該事件を審理せず、原告は当該事件について訴えを提起する権利を失う。

裁判所は、その取り下げ及び和解が、法律、社会の平穏及び秩序に反し、国、社会又は他者の権利及び利益を侵害するときは、原告が訴状を取り下げること及び被告と和解する¹³²ことを認めない。

¹²⁶ 「善意」 = 「ポーリスツチャイ」。二つの意味で使われる。一つは「知らない」という意味の「善意」、もう一つは「善良な心で」という意味の「善意」。ここでは後者であるから「誠実に」等でも良いが、ラオ語自体がこの両者の意味を持つことから、敢えて両方の意味に取れる「善意」としている。

¹²⁷ 「予納金を納め」 = 「ナムグンマーワーン」。直訳は「お金を持ってきて預け」。

¹²⁸ 「目的」 = 「パオマーイ」。請求の趣旨にあたるもののことを言いたいと思われるが、ラオスには「請求の趣旨」に相当する厳密な概念はなく、当然テクニカルタームも存在しない（166条2項5号参照。請求の趣旨にあたるものを詳細に考察しないのは訴訟構造を考えると自然である）。実務上、訴状の中で端的に相手に求めることを記載する欄の表題は「ガーンホーンコー」（「請求」/「求めること」等）であり、「パオマーイ」という言葉は使われていない。ここでは文字どおり「目的」という一般的な言葉として「パーオマーイ」が使われているものと思われる。

¹²⁹ 意味としては訴えの取り下げである。脚注11及び12参照

¹³⁰ 前条2項1号と重複する。ラオスの法律では重複は一般的であって、そこに特別の意味（一般規定に対する特別規定の意味を持つとか、反対解釈が妥当する等）はないのが一般的であることからすると、ここも深い意味はなく、単なる重複であろうと思われる。

¹³¹ 「合理的な」 = 「スーアトゥーダイ」。直訳は「信用できる」。

¹³² 「和解」 = 「トクロンガンドーイディー」。本項に出てくる「和解」は、最初のものが「トクロンナン」（「そのトクロン」）、二つ目が「トクロンガンドーイディー」である。ラオ語上は後者が先にくるので、前者は後者を受けた省略形である。「トクロンガン」は「(互いに)合意する」、「ドーイディー」は「friendly」又は「fairly」。直訳からは若干離れるが、文脈上、日本語としては「和解する」が最も適切と思われる。なお「和解」にあたるラオ語としては、裁判上の和解にあたるものとして「ガイキヤ」（裁判外の調停も同じ。区別されない。本訳では「調停」としている）が、「互譲」にあたるものとして「パニーパノーム」がある。

第74条（改訂） 被告の権利及び義務

この改正法72条に定める権利及び義務に加えて、被告は、原告の訴状の全部又は一部を認諾又は否認し、原告が未だ自らに対して負っている何らかの債務があると思うときは反訴を提起する権利を有するとともに裁判所の召喚状に従って裁判所に出頭する義務を有する¹³³。被告が合理的な理由なく¹³⁴三回に渡り召喚状に従った出頭をしないときは、裁判所は連行状を発効するか又は原告の訴えに沿って判決する。

裁判所は、その認諾及び和解が、法律、社会の平穏及び秩序に反し、国、社会又は他者の権利及び利益を侵害するときは、被告が原告の訴状を認諾することを認めず、また原告と和解することを認めない。

第75条（改訂） 第三者

第三者とは、人、組織又は企業であって、現に裁判所で検討されている事件に関わる自らの権利及び利益を守るため、訴訟に参加する者である。

第三者は、訴訟において原告又は被告そのもの¹³⁵ではないが、訴訟手続に原告側又は被告側の立場で参加する。

第76条（改訂） 第三者の権利及び義務

第三者は、自らの訴状を提出する第三者と、自らの訴状を提出しない第三者からなる。

自らの訴状を提出した第三者は、その時点から、裁判所によって判決が出されるまで訴訟に参加することができ、この改正法73条に定めるところに従い、原告と同じ権利を行使し、義務を負う。

自らの訴状を提出していない第三者は以下の権利及び義務を有する。

1. 訴訟に原告側として又は被告側として参加する
2. 当事者若しくは各人民検察院の長の申立により又は裁判所の指示¹³⁶に応じて、出頭して訴訟に参加する
3. 当事者と同じ権利を行使し、義務を負う。但し、訴状の目的を変更する権利、訴状記載の訴額を追加又は削減する権利、訴状を取り下げる権利、訴状を認諾し又は和解する¹³⁷権利及び確定した判決の執行を求める権利についてはこの限りでない

¹³³ 脚注130参照。

¹³⁴ 前条と若干表現が異なる。「召喚状を受領したにもかかわらず」という部分は前条にあって本条にはない。また前条は「理由を示さず」としているが本条は「理由なく」としている。しかしながら脚注130記載のとおり、こういった細かい表現の違いには特段の意味はないことが一般である。

¹³⁵ 「そのもの」＝「ドローゴン」。直訳は「直接」。

¹³⁶ 「指示」＝「カムサヌー」。裁判形式の一つではない。一般的な意味での「指示（書）」「提案（書）」「要請（書）」といった意味と思われる。

¹³⁷ 「和解する」＝「トクロンガンドローディー」。脚注132参照。

第77条 雇用上の地位¹³⁸の回復に関する第三者¹³⁹

不正に解雇され又は異動¹⁴⁰させられた職員、労働者又は被用者¹⁴¹の雇用上の地位の回復に関する申立においては、裁判所は、当該職員、労働者又は被用者の解雇又は異動を命じた者を、第三者として¹⁴²参加させる。当該解雇又は異動が法律に違反すると判断されたときは、裁判所は解雇され又は異動させられた者を元の仕事に戻すとともに、当該命令を出した者から上記の者に対して全損害の賠償をさせる。

第78条（改訂） 訴訟手続における承継¹⁴³

裁判所は以下の場合、当事者の承継を許可する。

1. 当事者が死亡した場合。但し、個人的な権利であって、代わって行うことができないもの、例えば、母及び子の権利の剥奪などに関する訴え又は非訟申立はこの限りでない
2. 当事者である法人が解散又は破産した場合
3. 契約内外債務法の定めるところに従い、原告又は被告が権利又は義務を移転し、他人が代わって履行する場合¹⁴⁴

承継は訴訟手続の全ての審級で行うことができる。

権利、義務及び当該訴訟中に当事者によって為された全ての行為は承継した者に対して効果を有する。

第79条（新設） 訴訟手続における承継の方法

当事者の一方が、死亡し、解散若しくは破産し又は権利を代わって履行させるべく他人

¹³⁸ 「雇用上の地位」＝「ウィヤックガーン」。直訳は「仕事」。意識している。

¹³⁹ 本条の訴えは組織や会社が被告となる（起草者）。事例は多くないという。

¹⁴⁰ 「異動」＝「ニョクニャーイ」。昇進、降格、職種変更、勤務地の変更などを含むようである。

¹⁴¹ 「職員」＝「パナツガーン」、「労働者」＝「ガマゴーン」、「被用者」＝「プーオークヘーンガーン」。それぞれに厳密な使い分けがあるものではなく、むしろそれぞれの語彙の一般的な定義が明確とは言えないこと、社会において、人によって使う言葉が異なることから、漏れのないように類語を重ねているに過ぎない。意味からまとめて「被用者」とのみ訳すことも可能。

¹⁴² 「第三者として」＝「ナイナムブッコンティーサーム」。「ナイナム」は多くの場合 on behalf of であるが、「～の名の下に」という意味もある。ここは後者。82条、90条、249条、277条及び301条中の「ナイナム」も基本的には同様の用法と思われる。

¹⁴³ 「承継」＝「スープトーテントワ」。原文は「スプトー…」となっているが、「スープトー」の誤記と思われる。

¹⁴⁴ 本条は一見すると実体法上の物件移転に伴い訴訟当事者が変更する場面のように思われるが、ラオスの実務上、係争物の物件移転は起きないという。その理由は、係争物は所有権が確定していないため、自分に所有権があるかどうかかわからない物を移転するのは違法であり且つ係争物であることを認識しつつ権利関係に入る者は原則として第三者として訴訟に参加することが想定されていることによる（地域人民裁判所副所長らの発言（2013年10月9日）。契約内外債務法10条3号参照）。本条はむしろ債権譲渡、債務引き受けの場合に限った規定であるというのがラオスの法律関係者の一般的な理解である。この理解は旧法では明確である（2004年民事訴訟法（No. 02/NA, 2004年5月17日）27条1条3号、1990年契約法23条）。

に移転したときは、承継人¹⁴⁵又は権利の移転を受けた者は、当該事態の証明書類を添えて、訴訟手続を行っている人民裁判所に対して検討するよう申立を行わなければならない。

人民裁判所は、命令を発して当事者を変更し、その命令書を書記官に渡して事件係属簿及び事件記録表紙の事件当事者を変更させ且つ当該命令書を事件記録に綴らせなくてはならない。

第80条 証人

証人とは、紛争となり又は事件の背景となっている実際の出来事を知り又は見た者である。

聾者、啞者、精神障害者¹⁴⁶、18歳の成年に達しない子、いずれかの当事者の近親者は、出頭して供述¹⁴⁷し、それは情報として採用されるが、証人とはみなされない。

第81条（改訂） 証人の権利及び義務

証人は以下の権利を有する。

1. 裁判所に対して証言する
2. すでに証言した自身の証言録取記録を閲覧する
3. 自身の証言録取記録の[内容の]訂正若しくは追加又は追加の証言を申し立てる
4. 裁判官の不適切な行為に対して異議を述べる
5. 生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威であって自身の証言に由来するものから法令に従い保護を受ける

証人は以下の義務を負う。

1. 裁判所の召喚状に従い出頭する
2. 実際の出来事に従って正しく証言する
3. 虚偽の証言¹⁴⁸及び証言の拒否に対して法律に従い責任を負い、証人が病気、高齢、足が不自由又はやむを得ず召喚状に従って裁判所に出頭することができない場合には裁判所はその証人の証言をその者のいる場所で録取する¹⁴⁹

証人を裁判所に出頭するよう呼び出すことを申し立てる者は、当該証人の氏名及び住所とともに、当該証人が事件の中の出来事にどのように関係するかについて裁判所に対して明確に示さなければならず、併せて招聘され、訴訟手続に参加する者に対する費用につい

¹⁴⁵「承継人」＝「ブースーブトート」。前条及び本条が規定する訴訟承継人ではなく、一般的な意味として承継する者を指す。具体的には相続人及び法人の精算に責任を負う者を指すと思われる。

¹⁴⁶「精神障害者」＝「コンパンニャーオーン、シアチット」。「コンパンニャーオーン」も「(コン) シアチット」も同じく精神障害者を指す言葉。まとめて訳している。脚注82参照。

¹⁴⁷「証言」＝「ハイガーン」。証人たり得ないものであるから日本語として「証言」はおかしいが、ラオ語はいわゆる「証言」と同じ言葉であるため敢えて「証言」とした。脚注9参照。

¹⁴⁸「虚偽の証言」＝「ハイガーンテット」。2005年刑法(No. 12/NA, 2005年11月9日)164条のタイトル「虚偽の証言」と同じラオ語。

¹⁴⁹本号は一文であるが、意味は冒頭の読点で区切れており、主語も異なることから本来二文とすべきもの。

て、法令に従い責任を負う。

第82条（改訂） 鑑定人

鑑定人とは、特定分野において知識及び経験を有し、関係機関によって認証された者であり、自身の専門分野に関わる問題を明確にすることができる者をいう。

証拠に科学、技術、商業、会計及びその他の疑いがあるとき、鑑定¹⁵⁰が必要と判断したときは、裁判所は、訴訟参加者の申立に基づき又は裁判所独自の判断に基づき、命令を発して鑑定人を選任し、鑑定を行わせる。

鑑定人は、当該命令で定める範囲に従い、証拠の鑑定を行わなければならない。鑑定を行ったのち、鑑定人は、自らの名前で報告書¹⁵¹を作成して意見を述べ、定められた期間内に裁判所に提出しなければならない。その意見に責任を負わなければならない。

鑑定は、複数の鑑定人が行うこと又は複数回行うことができる。

再鑑定は、前回より多い人数の鑑定人にやらせなくてはならない。

鑑定人がいない場合は、専門家を選任して代わりに行わせることができる。

第83条（新設） 鑑定人の権利及び義務

鑑定人は以下の権利を有する。

1. 鑑定を正確且つ明確なものにするために、追加の情報証拠を求める
2. 裁判所の命令に従い、証拠の鑑定に対する報酬及びその要した費用を受け取る
3. 鑑定の結果について裁判所に証言、説明をする
4. 鑑定に関して新たな情報があった場合に、証拠の鑑定結果を追加し、訂正する
5. 生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威であって証拠の鑑定に関係するもの及び証拠の鑑定中に生じるものから、法令に従い保護を受ける

鑑定人は以下の義務を負う。

1. 専門的知見に基づき証拠を鑑定し、正確な意見を裁判所に述べる
2. 裁判所の命令に定められた期限に従って証拠の鑑定結果の報告書を提出する
3. 裁判所の招聘に従って出頭して、裁判所に対して証言、説明をする
4. 自身の鑑定に関して責任を負う
5. 裁判所の命令に従って鑑定結果に関する秘密を保持する

¹⁵⁰「鑑定」＝「ピースト」。ピーストは一般的には「証明」の意味で用いられる言葉。ここでも例えば拇印が誰のものであるか明確にすることをさして「ピースト」＝「証明」という言葉を使っている。「証明」と訳す方が、より原文のニュアンスが正しく伝わる反面、ラオスには訴訟上のテクニカルタームとして証明という概念がなく（すなわちラオスでは訴訟が「証明」によって為されるという認識がない）、そちらがより重要な問題であるところ、ここで「証明」という言葉を使うことは、訴訟上の「証明」にまつわるラオスの問題を考える際に、問題を複雑化させるおそれがある。

¹⁵¹「報告書」＝「ボットサルupp」。直訳は「要約した書面」、**summary**。なお、「報告書」としてはより直接的なラオ語「ボットラーイガーン」も存在する。いずれのラオ語も日本語の「報告書」の範疇と思われる。

第84条 通訳

通訳とは、訴訟手続に参加する者であってラオ語を理解しない者の言語を通訳することについて知識、能力又は経験を有する者をいう。

通訳は、自身の通訳に関して責任を負うとともに、訴訟の秘密を保持する義務を負う。

第85条 通訳の権利及び義務

通訳は以下の権利を有する。

1. 通訳に先立って、事件に関する情報を知り、研究し、調査する
2. 規則に従って通訳の報酬を受け取る
3. 訴訟手続において、生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威であって通訳に
関係するものから、法令に従い保護を受ける

通訳は以下の義務を負う。

1. 発言及び文章の内容に従って正確に通訳する
2. 裁判所の選任に基づいて出頭し通訳する
3. 自身の通訳に責任を負う
4. 裁判所の命令に従い、訴訟の秘密を保持する

第86条 弁護士又はその他の保護者¹⁵²

弁護士又はその他の保護者とは、当事者の正当な権利及び利益を擁護するために訴訟手続に参加する者である。

その他の保護者は、組織、企業の代表者、夫若しくは妻、父母、後見人又は近親者である。

弁護士又はその他の保護者は、訴訟手続のあらゆる審級において、訴訟手続に参加する権利を有する。

第87条（新設） 弁護士又はその他の保護者の権利及び義務

弁護士又はその他の保護者は以下の権利を有する。

1. 当事者と相談する
2. 訴訟において訴状、非訟申立書、答弁書、反訴状を提出する
3. 事件記録内の書類を閲覧し、事件記録から持ち出す必要のある書類を謄写し又は
書き写すことを求める。但し、秘密にすべき商業上の秘密又はその他の情報を秘匿
しなくてはならない
4. 事件に関係する証拠を裁判所に申し出、提出する
5. 尋問手続に出席し、法廷で意見を述べる
6. 裁判官、人民検察官、書記官、鑑定人又は通訳の忌避を申し立てる

¹⁵² 脚注116参照。

7. 裁判官の行為又は命令であって不適切であると思われるものに対して異議を述べる
8. この改正法に定めるところに基づく裁判を除いて¹⁵³、命令、決定、第一審判決又は上訴審判決について、控訴、破棄を申し立てる
9. 生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威であって依頼者のために行う訴訟遂行に由来するものから法令に従い保護を受ける
10. 法令に従いその他の権利を行使する

弁護士又はその他の保護者は以下の義務を負う。

1. 自身が守る当事者の正当な権利及び利益を擁護するため、法律に定められたあらゆる手段をとる
2. 自身が守る当事者に対して法的な補佐を行う
3. 自身の公益規範¹⁵⁴を実践する観点から、訴訟手続が適正且つ公正なものとなるように、証拠の収集において役割を果たす

第2章

訴訟手続における代理人¹⁵⁵

第88条（新設） 訴訟手続における代理人

訴訟手続における代理人とは、訴訟手続において、当事者に代わって権利を行使し義務を履行する者である。

訴訟手続における代理人には、法定代理人及び委任による代理人がある。

第89条（改訂） 法定代理人

法定代理人は、その保護する者からの選任又は委任なくして訴訟遂行の権限を有する者である。

法定代理人は以下の者である。

1. 18歳の成年に達しない子、精神障害者¹⁵⁶、聾者、啞者の権利及び利益を擁護するための代理人であって、これらの父母又は後見人

¹⁵³ 脚注124参照。72条1項13号と若干ラオ語の表現が異なるが、深い意味はないと思われる。

¹⁵⁴ 「公益規範」＝「ジャンニャータム」。訳しにくい言葉であるが、ここでは公益心、公共心、利他的で公正さを求める心といったものを言いたいようである。前後の表現と併せ、本号は「そのような内心の実践として、訴訟を適正、公正なものにすべく、積極的に証拠を探し、もって真実発見に一役買うべし」といったことを言いたいと思われる。日本における弁護士の真実義務に通じるところがあるように感じられる。

¹⁵⁵ 脚注116参照。

¹⁵⁶ 「精神障害者」＝「コンパー、シアチット、コンパンニャーオーン」。いずれも精神障害者を指す言葉。まとめて訳している。このように類語を並列するのは、ラオ語の語彙の意味が万人に明確とは言えず、人や地域によって同じ概念を異なる言葉で表現することから、ある概念を条文で明確に伝えるためには、複数ある表現を並列した方がよいとの考えに基づく。脚注82参照。

2. 失踪者の代理人であって、失踪者の財産を維持管理するべく選任された者
 3. 相続人の代理人であって、死亡し又は判決で死亡宣告を受けた者の相続人¹⁵⁷の相続財産でありながら未だ承継¹⁵⁸する者がいない場合に、これを維持管理するべく選任された保管者¹⁵⁹
 4. 夫又は妻は夫婦の婚姻財産及び負債について互いに代理人となる
- 加えて、適法に他人の財産を占有する者は、法定代理人とする¹⁶⁰。

第90条（新設）法定代理人の権利及び義務

法定代理人は、この改正法72条に定めるところに従い、当事者と同じ権利及び義務を有する。

法定代理人は、訴訟において当事者に代わって且つ当事者の名前で権利を行使し義務を履行し、自身が保護する者の利益のために所有権に伴う権利を処分する権限¹⁶¹を有する。

第91条（改訂）委任による代理人

委任による代理人は、その保護する者又は人民裁判所からの選任又は委任により訴訟を遂行する権限を有する者である。

委任による代理人は以下の者である。

1. 弁護士
2. 組織又は企業の職員又は労働者であって、その組織又は企業が関わる訴訟において委任を受けた者

¹⁵⁷「相続人」＝「プースープトートコーンチャオムーンモラドック」。直訳すると「遺産所有者の相続人」。ここで「遺産所有者」というのは被相続人を意味する。ラオスの家族法で定着している表現。厳密には、死者に所有権はないので被相続人を「遺産所有者」と表現するのはおかしいが、すでに定着しているということで民法典草案でもこの言葉が維持された（2017年6月現在）。

¹⁵⁸「承継」＝「ハップアオ」。ラオスでは被相続人死亡後の遺産所有権の帰趨は不明確である。法律家によって主張する解釈は異なるが、多数の見解は、「死亡によって相続人は何らかの権利を取得するが、「所有権」とは言えず、また様々な制限のある権利であり、承継（ハップ）という手続を経て初めて『所有権』を取得する」とする（その中でも細かい部分について主張は人に拠って異なる）。下線部について「制限付きの所有権である」と主張する者もいるが（ソムサクなど）、議論を聞く限り所有権の範疇に含めるのは少数であると思われる。民法典草案では、担当グループが相続編においてこの点を明確化して、死亡後承継までは「制限付きの共同所有権を有する」とする改正案を起草したが、反対多数で却下された（2017年7月現在）。

¹⁵⁹「保管者」＝「プーポッコーン」。「プーポッコーン」は本来テクニカルタームとして「（成年及び未成年）後見人」の意味で使われる。例えば民法典草案ではこの意味でしか使われない（2017年6月現在）。他方、遺産管理人／相続財産管理人にあたる概念は、「プークムコーン（管理人）」の言葉が使われる（2008年相続法（No. 02/NA, 2008年12月8日）及び民法典草案）。ここでなぜ唐突に「プーポッコーン」が使われているか不明であるが、一般的な言葉として使われていると理解し、制度上の遺産管理人／相続財産管理人と区別する意味で「保管者」と訳した。

¹⁶⁰「…とする」＝「トゥーワー…」。一般的な意味として「みなす」「そうであると考え」。ちなみに、ラオスでは法律上のみなし規定にあたる技術はないため、この言葉を使っても反証を許さないという意味ではない。そのためこの言葉が「みなす」と訳される場合は注意が必要である。

¹⁶¹「所有権に伴う権利を処分する権限」＝「シッシーカート シンナイガマシット」。「シッシーカート」はテクニカルタームで、所有権の一内容としての「処分権」の意味である。他方「シンナイガマシット」は、ここでは「所有権に伴う諸権利」を指すと思われる。

3. 訴訟において同じ側に立つ当事者から委任を受けた者¹⁶²
4. 当該訴訟について裁判所が代理人たるべく選任した第三者¹⁶³
5. 委任を受けた原告、被告又は第三者の親戚¹⁶⁴

第92条（新設） 委任による代理人の権限及び義務

委任による代理人は委任契約の中で定める範囲の権限及び義務を有する。

代理人は、当事者の秘密を守り且つ自身が裁判所で代理人となる委任者¹⁶⁵の正当な権利及び利益を守るために情報、証拠を収集しなければならない。

第93条（改訂） 訴訟手続における代理人の委任

裁判所の訴訟手続に参加する代理人を委任するという事は、当事者が、何人かにその権利及び義務を授与して、自身に代わってこれを行使、履行¹⁶⁶させることである。その委任は、書面でしなくてはならず、委任者が属する組織、例えば組織¹⁶⁷、企業、公証局、村、施設¹⁶⁸、学校、病院、勾留施設¹⁶⁹から認証を得なければならない。

法人によって行われる委任は、その組織又は企業の長によって為されなければならない。

¹⁶² 言葉足らずであるが、「原告（又は被告）が複数いる場合に、原告（又は被告）の一人が他の原告（又は被告）の代理人となること」であると説明される。2004年民訴法と同じ表現であり（同法35条2項3号）、従来の理解に沿って説明される。

¹⁶³ 本号の表現は明確ではないが、実務及び裁判官らによる解説から判断して、裁判所がアド・ホックに選任する場合を指すようである。93条3項参照。

¹⁶⁴ 本号は2004年民訴法及び1990年民訴法の本条に相当する規定（同35条及び同26条）には存在しない。そこで本号によって弁護士代理の原則が後退したと思われることが多いが、実体は逆である。起草者及びその他の裁判官によると、旧法以前の実務において、親戚による代理は（民事訴訟法に何ら根拠がないにもかかわらず）広く行われていたという。さらには、その際親戚であることの証明を求める根拠もなく、結果的に自称親戚の名の下に事件屋（「タネ」と呼ばれる）の関与を許していたという。それに対して裁判所が危機感をもち、本条を新たに設けることで、一定の近親者のみを代理人として認めるといふ、従来より厳格な運用を目指したものである。なお、起草者及び最高裁判所の考えとしては、将来的には弁護士代理の原則をより進めて、本号にあたる代理を認めないようにしていくことが望ましいという方向性を持っている。

¹⁶⁵ ここで「委任者」という言葉を用いているのは、ラオスに代理人に対応する「本人」という言葉がないことによる。「本人」に当たる言葉は民法典草案起草過程で2016年に創設するに至ったが、最終的に受け入れられるかは不明である（2017年6月現在）。

¹⁶⁶ 「行使、履行」＝「パティバット」。「パティバット」は一語で権利の「行使」と義務の「履行」両方を意味することができる。

¹⁶⁷ 「例えば」の中に出てくる「組織」とその直前の「組織」は同じラオ語「オンガンジャットン」である。

¹⁶⁸ 「施設」＝「サターバン」。研究所など。ラオスでは格の高さによって「施設」「センター」といった名称を使い分けており、「施設」の中には省に匹敵するものもある。ちょうどよい日本語がないため施設と訳している。

¹⁶⁹ 「勾留施設」＝「カーイクムカン」。一般的には勾留施設や矯正施設を指す比較的丁寧な言葉のようであるが、2012年刑事訴訟法（No. 17/NA, 2012年11月10日）で矯正施設や勾留施設として使われている言葉（前者として「スーンダッサン」「カーイダッサン」、後者として「サターンティーガッカン」など）とは異なるため、厳密な意味で使われている訳ではないと思われる。なお、本条の「カーイクムカン」は2012年刑事訴訟法では、257条、265条、268条及び269条で「カーイクムカンダッサン」として刑事施設を包括的に言及する言葉の一部として用いられている。

裁判所による代理人の選任¹⁷⁰は、一方当事者が誰にも委任することができない場合、例えば貧しい人、恵まれない人である場合などに為される。

第94条（新設） 訴訟手続において代理人になることが許されない場合

以下の場合、訴訟手続において代理人となることが許されない。

1. 当事者から正当に委任を受けていない者
2. 同じ訴訟においてすでに一方当事者の代理人となっている者
3. 行為無能力者
4. この改正法54条及び61条に定めるところに従い、訴訟手続に責任を負う者

第95条（新設） 訴訟手続における代理の終了¹⁷¹

法定代理は¹⁷²、その管理下にある者が、成熟し若しくは18歳の成年に達するか又は行為無能力者が当初の状態に回復して自ら訴訟手続に参加することができるようになったときは、終了する。

委任による代理¹⁷³は、代理人が委任契約によって定めるところに従い権限及び責務を果たしたとき又は当事者が代理人に対して契約を解除したときは、終了する。

当事者は、裁判所において訴訟を遂行する代理人を解任したときは、裁判所に書面で通知しなければならない。

第VI編

事件における証拠

第96条（改訂） 証拠

民事事件における証拠とは、事件に関係する物、書類など、当事者若しくは第三者が裁判所に持参して提出し又は裁判所が自ら収集する各情報であって、裁判所が訴え、答弁又は反訴をもたらした出来事及びその他の重要な意味を持つ出来事を特定する助けとなり、もって裁判所が事件に適正な判決を下すための基礎となるものである。

第97条（新設） 証拠の源泉¹⁷⁴

証拠は以下の源泉からもたらされる。

1. 書類、物及び音
2. 物等の展示
3. 事件における当事者、第三者、証人の証言

¹⁷⁰ 「選任」＝「テーション」。91条2項4号の「選任」と同じラオ語。

¹⁷¹ 直訳は「代理人であることの終了」。冗長であることから短くしている。

¹⁷² 直訳は「法定代理人は」。タイトル同様、意味から判断して動詞に合わせて「法定代理」としている。

¹⁷³ 直訳は「委任による代理人は」。同上

¹⁷⁴ 「源泉」＝「ティーマー」。「背景」、「源」といった意味。

4. 鑑定人又は関係する公務員の報告書¹⁷⁵及びラオス人民民主共和国が加盟する司法関係の国際的な二国間又は多国間条約の加盟国からもたらされる情報
5. 現場の検証調書
6. 係争物の評価¹⁷⁶の結果
7. その他の適法な源泉

第98条 証拠の種類

民事、商事、家事、少年及び労働事件における証拠は以下からなる¹⁷⁷。

1. 物的証拠
2. 文書の証拠
3. 人的証拠

物的な証拠は、紛争に関係する物、例えば乗り物、フェンス、農作物及びその他の物から得られる¹⁷⁸。

文書の証拠は、紛争に関係する所有権証明証、契約、写真等¹⁷⁹、財産の目録及びその他の書類から得られる。

人的な証拠は、紛争に関係する当事者の証言並びに証人及びその他の訴訟手続参加者の証言及び確認¹⁸⁰から得られる。

第99条（改訂） 物又は文書の証拠

物又は文書の証拠を自ら申し出又は裁判所によるこれらの収集を申し立てる者は、裁判

¹⁷⁵「報告書」＝「ボットサルップルーボットライガーン」。「ボットサルップ」は「要約書」，「ルー」は「又は」，「ボットライガーン」は「報告書」であるが，訴訟の文脈では両者に日本語ほどの厳密な区別はなく，いずれも意味としては日本語の「報告書」の範疇と思われる。

¹⁷⁶「評価」＝「ティーラーカー」。価格の評価に限らず広く使われる。例えば証拠の評価，人物の評価などもこの言葉が使われる。

¹⁷⁷本条各号は「物証」「書証」「人証」と訳す余地もあるが，その場合，以下の点に留意が必要である。

①日本語の「物証」には文書が含まれるが，本条1号は文書を含まない。また日本語の「物証」は証拠方法としての有形物を指すが，本条1項1号は，2項以下の説明からすると，そこから得られる証拠資料であって証拠方法ではない。②日本語の「書証」は証拠調べであるが，本条2号は証拠資料である。③日本語の「人証」は証拠方法としての人を指すが，本条3号は証拠資料である。

以上を踏まえ，本訳では，ラオ語に忠実に上記のように訳している。以上の若干のずれを踏まえたうえで敢えて「物証」「書証」「人証」と訳する余地もある。

¹⁷⁸96条からも明らかなように，ラオスにおいて証拠とは情報の一種と捉えられている。例えば車両そのものが証拠なのではなく，証拠は車両から得られる情報である。このような抽象的観念的な思考はラオスにおいてきわめて稀にしか見られないことから興味深い。他方でこのことは法律家を含め，一般にほとんど顧みられていないように感じられる。すなわち，議論を聞くと，裁判官等法律家は証拠を日本で言う証拠資料ではなく，証拠方法として捉えているように感じられることが多い。この考え方は一般的な「証拠」というラオ語の意味に忠実であり，それ故に根強いと思われる。

¹⁷⁹「写真等」＝「フープパーブ」。写真に加え，手書きの絵が含まれるため，「等」としている。

¹⁸⁰「確認」＝「ガンヤンユーン」。「認証」「有効化」などと訳される。ここでは，例えば土地登記当局が土地権利証を真正なものであるとお墨付きを与えると，関係者が当該書類は確かに自分が書いたものであると認めるといったようなことを指している。類語を重ねて意味を明確化しようとするラオ語表現上の特徴からして，これらが明確に証言から区別されているということではない。

所が事件の審理において参照できるように、その証拠にまつわる出来事又は源泉を説明する義務を負う。

事件に関係する物又は文書の証拠が、訴訟に参加しない人、組織又は企業に由来するときは、当該証拠は返却されるが、裁判所はこれらの写しを作成して事件記録に綴らなくてはならない。

証拠となる物又は書類は、見る¹⁸¹こと、触る¹⁸¹こと、聞くこと又は読むことができるものでなくてはならない。

第100条 人的証拠

当事者又は事件に関係する第三者の証言は、その他の証拠と併せて精査、評価される。

当事者が、自らの訴状、答弁書又は反訴状の根拠として主張する¹⁸²出来事又は情報については、裁判所は、自らの心証¹⁸³に従い、真実に沿ってこれらを検討する。裁判所は、当事者の主張が、事件の実際の出来事に合致すると確信するときは、その出来事又は情報を真実であるとみなす¹⁸⁴。

第101条（改訂） 商事事件における証拠

商事事件における証拠は、証拠の種類一般について規定されるものの他、訴訟手続の中で用いられる商事関係の書類、物又は情報、例えば電子書類、写真等、通話録音、ファックス、インターネット又はその他の科学的手段などがある。

第102条（改訂） 当事者及び第三者の証拠提出義務

各当事者及び第三者は、事件に関する証拠を収集して、人民裁判所に提出する義務を負う。

原告は、自身の訴状の根拠となっている出来事を明らかにするためのあらゆる証拠を提出する義務を負う。

被告は、自身の答弁書又は反訴状の根拠となっている出来事を明らかにするためのあらゆる証拠を提出する義務を負う。

第三者は、自身の権利、利益を守るためのあらゆる証拠を提出する義務を負う。

原告の訴状を検討するに先立って、裁判所は、原告が十分な証拠を持っているか否か確認し、十分でない場合は、原告に証拠を追加で収集、提出するよう指示し、なお証拠に不足がある場合は、裁判所は検討をしない。

原告、被告又は第三者の提出した証拠が十分でないときは、裁判所はそれらの者に、証

¹⁸¹「触る」＝「ジャップバーイ」。「ジャップ」は掴むこと。「バーイ」は撫でるように触れること。

¹⁸²「主張する」＝「アーンクン」。訴訟法上のテクニカルタームとして、弁論主義の要素となる「主張」ではなく、単に「述べる」「訴える」という意味の一般的な言葉。

¹⁸³「心証」＝「ドゥンピニッ」。内心の判断や決定（determination）を指すようであり、「心証」と訳している。

¹⁸⁴「みなす」＝「トゥーワー」。脚注160参照。

拠を収集して補充するよう指示するか又は裁判所が当事者の申し立てにより若しくは自らの判断で証拠収集することができる。

第103条（新設） 裁判所に対する証拠の提出

当事者は、裁判所が訴状又は非訟申立を検討のために受理してから第一審裁判所の法廷での弁論が終結するまでいつでも自身の訴え、答弁、反訴又は非訟申立に関する証拠を裁判所に提出することができる。但し、新たな情報、証拠がある場合はこの限りでない。

裁判所に提出する文書の証拠は原本でなくてはならず、原本がない又は原本を裁判所に提出することが困難であるときは、写し、写真又はその他の手段によるものであって認証のあるものを裁判所に持参して承認を得る。外国語の文書については、ラオ語に翻訳し、公証役人からその翻訳が正しいことの認証を受けなければならない。

第104条（新設） 証拠の提出と受理¹⁸⁵

裁判所に証拠を提出する者は、証拠の要旨、特徴、文書の丁数及びその他を記載した申出書を作成しなければならない。裁判所は、当該申出書に記載された要旨から適切と判断されるときは当該証拠を調べなければならない、また、適切に証拠受領証を作成しなくてはならない。

証拠受領証は、証拠を受領した日時及び場所、提出者及び受領者の名前、証拠の特徴、種類及び数量を記載し、三通作成して提出者及び受領者に確認のため署名をさせ、裁判所の印を押し、証拠提出者に一通を渡し、一通を事件記録に綴り、もう一通を当該第一審裁判所で保管する。

第105条（新設） 証拠に対する反論

相手方当事者の証拠に対して反論する当事者は、裁判所に対して、情報を申し出て提供するか又はその事実を明らかにしなくてはならない。

裁判所は、当事者が申し出た全ての証拠について相手方当事者に了知させ¹⁸⁶て反論の機会を与えなければならない。

第106条（新設） 情報、証拠の収集手段

裁判所の情報証拠の収集手段には以下がある。

¹⁸⁵ 「提出と受理」 = 「モーブハップ」。「モーブ」は渡すこと、「ハップ」は受け取ることである。しかし意味がほとんど変わらないこと及び「提出と受理」等の表現は煩雑であることから、本文中の同じ言葉は適宜「受領」の訳語をあてている。

¹⁸⁶ 「了知させ」 = 「ハイ…ハップサーブ」。「ハイ」は使役動詞、「ハップサーブ」は「受け取る」「受領する」「了知する」といった意味。「ハップサーブ」は法令でよく使われるが、口頭の告知、書面の手交、郵便等による通達など、様々な形態を包含する概念であることから統一的に日本語に訳すのが難しい。場面毎に適当な日本語が異なる。「ハップサーブ」は本条の他、131条、133条などでも使われている。

1. 関係者を呼んで、裁判所に対して証言させる
2. 現場の検証を行う
3. 鑑定人を選任して鑑定を行わせる
4. 関係機関に対し、証拠に関する説明若しくは確認又は証拠の提出を求める
5. 他の裁判所に依頼して情報、証拠の収集及び取り調べを行わせる

第107条（新設） 証言録取

裁判所において、訴訟の当事者が訴状、答弁書、反訴状又は非訟申立書内のいずれかの事項を詳細に説明できておらず、原告、被告、証人又はその他の者を取り調べなければならぬと判断するときは、裁判所は、これらの者を召喚し、裁判所に対して証言をさせる。

訴訟の当事者及び第三者は、追加の訴状、答弁書、反訴状又は非訟申立書を書いて裁判書に提出することにより、追加の証言、説明をすることができる。当事者において、書くことができない又は書きたくないときは、直接裁判所に来て証言をすることもできる。証言を取得するにあたっては、取り調べを担当する裁判官及び書記官又は技官が録取する。

その他の訴訟手続参加者は、書面で証言をし又は直接裁判所に来て証言をすることができる。

未成年又は行為無能力者の証言¹⁸⁷を取得するときは、その者の父母、後見人又は保護者も同席する。

取り調べは人民裁判所のオフィスで行い、必要があるときは、その者がいる場所で¹⁸⁸取り調べ及び証言の録取を行うこともできる。

第108条（改訂） 証言録取記録

証言録取記録には、場所、日にち、時間、裁判官、裁判官補佐及び書記官若しくは技官の氏名、証言者の氏名及び略歴並びに書式で指定されたその他の事項¹⁸⁹を記載しなければならない。

証言の取得が終了したら、裁判官は証言録取記録の内容を証言者に読んで聞かせ又はこ

¹⁸⁷ 「証言」＝「ハイガーン」。これらの者は証人たり得ないので日本語でいう「証言」にはあたらないが、ラオ語が同じ言葉であるため敢えて「証言」としている。脚注9参照。

¹⁸⁸ 「…がいる場所で」＝「ユーボーンユー」。「ボーンユー」は「住所」と訳されることもあるが、ラオスでは「住所」の意味自体が明確とは言えず、「居所」、「住所」、「現にいる場所」といった概念を明確に使い分ける言葉はない。これらの概念自体が明確に分化していないため、ここでいう「ボーンユー」が住所なのか現にいる場所なのかといった議論には意味がない。

なお、一般に「住所」は「ボーンユー」、「ティーユー」、「ティーユーアサイ」などが使われるところ、民法典草案では、住所に関する一連の規定を設け、そこでは議論の末「ボーンユー」というラオ語を使うこととなった（2017年6月現在）。しかしながらラオスにおける法律の位置づけ自体からして、「今後は法律で『ボーンユー』というときは『住所』を意味する」とまでは到底言えず、なおこの語の外縁は不明確なままと捉えるべきである。

¹⁸⁹ ラオスでは現状において法令の体系的な理解が乏しく、それぞれの法令で定めるべき事項について共通理解は乏しい。そのためこのようにほぼ無制限に下位法令（ここでは法令ですらない書式であるが）に委任することが珍しくない。このような場合に、文脈から合理的な委任の範囲があるかのように考えるのは誤ったアプローチであると思われる。

れを渡して自分で読ませなければならない¹⁹⁰。その後、証言録取に参加した全ての者が、各頁に署名及び拇印をしなければならない。18歳の成年に達しない子ども¹⁹¹、聾者、啞者及び精神障害者の供述を録取するときは、その録取書の確認¹⁹²のために、後見人又は保護者に署名及び拇印をさせなければならない。

記録の中身に見え消し、修正又は追加をするときは、裁判官、書記官又は技官及び供述者は、確認のため、その見え消しや追加のある頁の行に署名及び拇印をしなければならない。証言録取書が複数の頁に及ぶときは、参加者の署名及び拇印は各頁にしなければならない¹⁹³。

供述者が上記署名及び拇印を拒否するときは、記録の末尾にその旨を記載しなければならない。

供述録取記録は、二部作成し、一部は事件記録に挿入し、もう一部は供述者に渡す。

必要があるときは、供述録取は録音機で記録して情報にすることができる。

第109条（新設） 対質¹⁹⁴

裁判所は、当事者の提起する争点に疑い又は齟齬¹⁹⁵があると認めるときは¹⁹⁶、いずれかの当事者の申立により又は裁判所の情報、証拠収集として、当事者又は訴訟関係者を召喚

¹⁹⁰ 直訳すると「裁判官は証言録取記録の内容を証言者に読んで聞かせなければならないか又はこれを渡して自分で読ませてもよい」。「又は」の前（mustにあたる「トーン」が使われている）と後（canにあたる「コダイ」が使われている）で異なる助動詞が使われているので訳しにくいですが、本文のような意味と考えられる。ラオ語の緩やかさが現れている。

¹⁹¹ 「子ども」＝「デク」。この言葉自体を「未成年」と訳することも少なくない。また、本条のように「18歳の成年に達しない」という修飾句を付けることがきわめて多い。民法典草案の起草においても、「デク＝18歳の成年に達しない者」という定義規定を設けていながら、なお各条文中で「デク」というときに「18歳の成年に達しない」という修飾句を付けるべきであるという意見が少なくなかった（2017年6月現在）。

このような経緯からは、「デク」に「子ども」と「未成年」の2つの意味があるというよりは、ラオスにおいて「未成年」という概念が「子ども」という概念から十分分離していないだけであろうと思われる。本条では日本語の自然さを考えて「子ども」と訳しているに過ぎない。

¹⁹² 「確認」＝「ヤンユーン」。「証明」「承認」「認証」などと訳される。ここでは書いていることが言ったことに照らして正しいことのお墨付きを与えることを意味する。この種の「ヤンユーン」はラオスの行政において頻繁に用いられる。例えば個人が何らかの申し立てに伴って、個人的な事項（例えば預金額など）を疎明するときでも、所属する組織や会社の「ヤンユーン」をもらってこい、と言われる。またインターネット回線を家に引く場合にも、村長の「ヤンユーン」をもらってこい、と言われる（いずれも訳者自身の経験）。本条の「ヤンユーン」は、日本語にする場合「確認」が最も近いように思われ、そのように訳したが、他の訳し方もあり得る。

¹⁹³ 本項第二文は、項を改めるか前項に記載すべきものと思われる。内容に照らし、第一文の状況（修正等がある場合）に限った話ではないと思われる。

¹⁹⁴ 「対質」＝「ガンソーンナー」。直訳は「向き合う」という意味。内容から「対質」の訳をあてているが、日本の民事訴訟手続における対質と同じではないことに留意されたい。

¹⁹⁵ 「齟齬」＝「ボータンペンエガパーブガン」。「エガパーブ」は「調和」を意味し、直訳は「相互に調和しない」という意味。文脈に応じて「一貫しない」「矛盾する」「不一致」「整合しない」などと訳することができるが、ここではいずれの訳語も本来のニュアンスとは若干ずれてしまうように思われる。すなわち、ここでは、一方当事者の主張において一貫しない部分と、双方の主張が対立する部分の両方を含むように思われる。

¹⁹⁶ 「争点に疑い又は齟齬があると認めるときは」が、「当事者の申し立て」及び「職権証拠収集」の両方にかかるのか、後者のみにかかるのかは文法上明確ではない。両方にかかると考えて訳している。

し、裁判所で対面させて、争点について説明させる。

各回の対質は記録を作成しなくてはならず、参加者各人は、この法律の108条に定める供述録取記録と同様に署名をしなければならない。

第110条（新設） 現場の検証¹⁹⁷

裁判所は、いずれかの当事者の申立により又は裁判所の判断により、現場の検証をすることができるが、両当事者、村当局及び関係機関の面前で行わなければならない。

裁判所は、現場の検証にかかる費用を計算し、申立人又は原告に通知し、その費用を計算どおりに納めさせなければならない。全費用については、文章にまとめ、第一審判決又は上訴審判決において判断¹⁹⁸される。

第111条（新設） 現場の検証の記録

現場の検証の記録は、争いの性質、特徴又は状態、場所について詳細に記録し、参加者各人に署名をさせ、その村の村長に署名及び認証印の押捺をさせなければならない。

現場の検証は、当事者の情報提供、説明及び意見に基づき裁判官が指示を出し、書記官に記録を取らせ又は関係職員に計測、図表の作成、写真撮影、価額の計算若しくは評価などをさせなければならない。

第112条（改訂） 鑑定又は確認のための証拠の送付

訴訟手続の中で、当事者の申立又は裁判所の判断により、例えば文章、署名、印影、財物又は場所などについて、鑑定の必要性があるような不明確な情報、証拠、疑わしい部分、重複、矛盾などがあるときは、裁判所は、関係機関に対し、鑑定又は確認を要する争点又はその目的の詳細及び鑑定又は確認の期限を示し、また、鑑定すべき情報、書類を添付しつつ、鑑定又は確認を依頼し且つ当事者又は関係する第三者に対してはこれを通知しなければならない。

第113条（新設） 鑑定又は確認の結果の報告書

鑑定又は確認の結果の報告書には、専門的知見¹⁹⁹に基づき、鑑定又は確認の対象となる情報証拠の性質、特徴、疑わしい部分を示さなければならない。鑑定が終了したら、報告書を作成し、署名、押印をして、定められた期限までに裁判所に提出しなければならない。

¹⁹⁷ 脚注101参照。

¹⁹⁸ 「判断」＝「ウィニッサイ」。「判断する」「決める」といった意味のフォーマルな言葉。判決の書式では、日本の「判決の理由」にあたる部分に「パークウィニッサイ」（「ウィニッサイの部」というタイトルが付いている。

¹⁹⁹ 「専門的知見」＝「ラックウィサーガーン」。「ウィサーガーン」は一般に「テクノロジー」「expertise」等と訳される。「ラックウィサー」は一般に「理論」や「仮説」などと訳される。ここで使われる「ラックウィサーガーン」は両者をつなげた言葉で、一般にも使われ、例えば産婦人科の医師がもっている知識及び技術をさして「ラックウィサーガーン」というという。ここでは専門性に焦点が当てられているように思われ、上記のように訳している。

第114条（新設） 情報，証拠の提出の申立

情報，証拠の収集において，訴訟に関係する情報，証拠がいずれかの組織の維持管理下にあつて，当事者がこれを裁判所に提出することができないときは，裁判所は，当事者の申立により又は裁判所の判断により，当該組織に対して，関係する情報，証拠を裁判所に提出するよう要請書を作成する。

書類の原本が必要なときは，裁判所は，書面で受領簿を作成しなければならないが，これらの証拠を調べ，使用した後に，裁判所は証拠を当該組織に返還しなければならない。

第115条（改訂） 裁判所による情報，証拠収集の嘱託²⁰⁰

他の県，首都，郡又²⁰¹は特別区²⁰²において情報，証拠の収集をさせる必要があるときは，事件を検討する裁判所は，関係する他の県，首都人民裁判所又は地区人民裁判所に情報，証拠の収集を嘱託して，自身のために情報，証拠の収集を行わせる権限を有する。

上記嘱託においては，訴訟の簡潔な内容及び嘱託を受けた裁判所が収集すべき証拠を明示しなければならない。当該嘱託は嘱託を受けた裁判所に対してのみ²⁰³強制力²⁰⁴を有し，[嘱託を受けた裁判所は]嘱託を受けた日から30日以内に[これを]行わなければならない。

記録及び収集された全ての証拠は，事件を検討する裁判所に直ちに送付しなければならない。

第116条 他の裁判所に証言録取をさせる嘱託

当事者，証人又は訴訟に参加するその他の者が，遠隔地²⁰⁵にいるため又はその他の理由により，裁判所に来て証言をすることができない場合，事件を審理する裁判所は，取り調べるべき事項を送付し，上記の者がいる遠隔地の裁判所をして，自らに代わって，取り調べるべき事項を受け取った後15日以内に，証言を録取させる。取り調べが終了した後，供述録取記録は，直ちに嘱託した裁判所に送付しなければならない。

²⁰⁰「ガーンモーブマーイ」を「嘱託」と訳した。「ガーンモーブマーイ」は「譲渡」「贈与」「引き渡し」などの意味。ここでは直訳すると「情報証拠の収集を引き渡す」という意味になる。

²⁰¹「郡」＝「ムーアン」。脚注44参照。

²⁰²「特別区」＝「テッサバーン」。例えばサワンナケート（の一部か）はテッサバーンであるという。複数の村から構成されるものであり，「ムーアン」（「郡」「district」等と訳される）と同レベルと考えられる（地方行政法（No. 03/NA，2003年10月21日）第32条）。

なお，原文は「県，首都又は郡，特別区」となっている。趣旨としては，ラオスにおいて「県」と「首都又は郡」と「特別区」の3つが並列な訳ではなく，「県」と「首都」が並列，その下にあるものとして「郡」と「特別区」が並列であるから，「県若しくは首都又は郡若しくは特別区」とするのが訳としては正確。しかしながら意味に乏しいため全て並列に直している。

²⁰³「のみ」＝「タオナン」。なぜ「嘱託を受けた裁判所のみ」と強調する必要があるのかはよくわからない。

²⁰⁴「強制力」＝「ポンバンカップパティバット」。直訳は「強制的に執行される効果/効力」。同じ言葉又は「ポンバンカップ」は130条，347条に使われている。なお，「ポンバンカップ」のみで使われることもあり，その場合直訳は「強制的な効果/効力」であるが，同じことを指していると思われる。42条4項4号，132条，140条など。

²⁰⁵「遠隔地」＝「トーンティンターンカン」。直訳すると「別の田舎」。

第117条（新設） 証拠の保全²⁰⁶

情報証拠が現に破壊されている場合、破壊される危険にさらされている場合又は将来収集することが困難となる可能性がある²⁰⁷場合、当事者は裁判所に対して、証拠保全の為の何らかの命令を発することを申し立てることができる。証拠保全は様々な形態で行われる。例えば、謄写、写真撮影、録音、証拠の記録作成²⁰⁸、安全な場所での証拠の保管又は当事者の一方に当該証拠を維持管理させる等。

人的証拠の場合、例えば証人が何らかの形で脅迫、強要又は圧力を受けていて、裁判所に対して事実に基づいて証言を行うことに不都合がある又は不可能であるような場合、法律に従って保護を受ける。

第118条（改訂） 証拠の吟味、評価

裁判所は、訴訟の全趣旨²⁰⁹の検討に基づき、自身の判断によって²¹⁰、包括的、完全且つ客観的に証拠を精査、吟味及び評価しなければならない。

証拠は、裁判所が精査、評価及び認容してはじめて利用できる²¹¹。裁判所は、当事者が一致して認めている証拠を軸に検討しなければならない²¹²。

第119条（新設） 証拠の利用

裁判所において十分な理由があると信じる証拠については、裁判所は、これを審理判決において利用しなければならない。

裁判所において理由がある又は理由がないと判断する当事者の証拠は²¹³、裁判所の判決に記載しなければならない。

²⁰⁶ 「保全」 = 「クムコーン」。一般には「管理」「保管」等と訳される。条文内容から「保全」と訳した。

²⁰⁷ 「可能性がある」 = 「アーツ」。助動詞「アーツ」/「アーチャ」のニュアンスとしては「will be」といった程度であるが、日本語としては、ここでは「可能性がある」と訳す方が原文のニュアンスが伝わると思われる。文末の「…できる」、次の文の「…うる」も同様。なお他の箇所では「アーツ」は「…する」という程度に訳すことが多い。脚注97参照。

²⁰⁸ 「記録」 = 「バントウック」。原文は「バクトウック…」となっているが、意味をなさないため、「バントウック」の誤記であると思われる。

²⁰⁹ 「訴訟の全趣旨」 = 「ヘッガーンコーンカディタンモット」。直訳は「訴訟における全ての出来事」。

²¹⁰ 「自身の判断によって」 = 「ドークワームマンチャイコーントン」。「ドーク」は「…によって」、「コーントン」は「自身の」であるが、「クワームマンチャイ」は直訳は「自信」。従ってこれらを直訳すると、「自ら自信をもって」という意味になる。自由心証主義に近いものを規定しようとしていると思われる。

²¹¹ 「利用できる」 = 「ミークンカーサイダイ」。直訳は「利用できるだけの価値を持つ」。簡潔に訳している。

²¹² 直訳はおそらく以下のようにと思われる。「裁判所は、当事者の一致した証拠の認諾を、検討において、主要なものとして捉えなければならない」。

²¹³ 趣旨としては「当事者の証拠は、理由があると判断するか否かにかかわらず判決に記載する」というものと思われる。

第120条（新設） 情報、証拠の検討に関する規則

第一審における訴訟手続中、事件記録の受領時²¹⁴から法廷における弁論の終結までの間に、裁判部²¹⁵は、当事者に、提出した情報証拠が全てであるか否か尋ねなければならず、全てでないときは、その者に、裁判所が適当と判断する期間を定めて追加で申し立てさせる。[提出した情報証拠が]全てであり十分であるとするときは、裁判所は事件を審理、判決に付する。

第七編

裁判所の強制措置²¹⁶

第1章

請求を保全²¹⁷するための強制措置

第121条（改訂） 請求を保全するための強制措置の種類

請求を保全するための強制措置は以下の種類に分類される。

1. 当事者の財物であって当事者又は他人の下にあるものの[一時的]押収又は[仮]差押え
2. 当事者に対し、事件に関係する何らかの行為²¹⁸を禁止すること
3. 当事者に対し、事件に関係する何らかの事項について、他人との間で関係を持つこと²¹⁹を禁止すること
4. その他の請求を保全する強制措置を発すること

反訴があるときも、同様にこれらの強制措置を取ることができる。

²¹⁴ 誰が受領するのか明示されていないが、本文の主語から考えて、186条記載の担当裁判官が受領したときという趣旨と思われる。

²¹⁵ 「裁判部」＝「カナサーン」。「カナサーン」に「合議体」と「裁判部」の意味があることは脚注49参照。本条は、末尾が「審理判決に付する」とあるところ、この表現は通常「期日（パスマサーン）を行う」という意味で使われる表現であり、本条は概ね期日の前の段階、すなわち合議体が構成される前の段階が問題となっていると考えるのが自然である。本条は、その主体が合議体であることもあるが、合議体を包含した裁判部の義務を規定していると考えられるべきであるように思われる。

²¹⁶ 「強制措置」＝「マータガン」。直訳は「措置」「手段」等であるが、ここではテクニカルタームであり、日本の民事保全に類するものを指す。但し訴え提起前には申し立てられないこと、移動の禁止や連行などが含まれることなど、違いも多い。

「措置」と訳す余地もあるが、法律や議論において「マータガン」とのみ言及されることが圧倒的に多く、その場合「措置」と訳すとテクニカルタームであることがわかりづらいため、「強制措置」と訳している。

²¹⁷ 「保全」＝「ハッパガン」。「保障」「確実にする」といった意味。

²¹⁸ 「行為」＝「クーアンワイルーガタム」。「クーアンワイ」も「ガタム」も行為。直訳すると「行為又は行為」になるため「行為」とのみ訳している。

²¹⁹ 「他人との間で関係を持つこと」＝「パティバットコープークパンダイヌン…カッププーウーン」。直訳は「他人との間で拘束/束縛を行うこと」といった意味。要するに係争物を処分すること等を禁止するものと思われる。「拘束/束縛」にあたる「コープークパン」は、契約内外債務法の法律名において「債務」と訳している言葉であり、一般的にはあまり使われず、法律上も同法他で若干見られる程度の専門用語。ラオスではいわゆる「債務」にあたる明確な概念はなく、これに近いものとしては、通常「義務」（パンタ）又は金銭に限った場合の「負債」（ニー）という言葉が使われる。

上記強制措置に対する違反は、法令に従って責任を負う。

第122条（改訂） 財物の[一時的]押収²²⁰

事件に関係する物，製品又はその他の何らかの動産であってその種類，数量，目録又は保管されている所在が明らかであるものについて，訴訟手続に有益である又は請求若しくは反訴を保全する為に有益であるときは，当事者のいずれかの申立により又は国家若しくは社会に有益であるときは裁判所の判断により，裁判所は当該財物を[一時的に]押収して適当な場所で保管する命令を発する。

第123条（改訂） 財物の[仮]差押え²²¹

事件に関係する動産又は不動産の種類，数量，目録が明らかであって，訴訟手続に有益である又は請求若しくは反訴を保全する為に有益であるときは，当事者のいずれかの申立により又は国家若しくは社会に有益であるときは裁判所の判断により，裁判所は当該財物を[仮に]差し押さえる命令を発する。

第124条（新設） 当事者の一定の行為の禁止²²²

訴訟の当事者の一方が，事件に関係する何らかの不適切な²²³行為，例えば当事者若しくは証人の脅迫，証拠の破壊などを行うときは，裁判所は，他方当事者の申立により又は裁判所の判断により，その当事者の当該行為をやめさせる命令を発する。

第125条（新設） 当事者が一定の関係を結ぶことの禁止

訴訟の当事者の一方が，訴訟に関係する事項について，何らかの不適切な関係を他人と結ぶ場合，例えば二重に契約を締結しようとする場合，裁判所は，他方当事者の申立により又は裁判所の判断により，その当事者が当該関係を結ぶことをやめさせる命令を発する。

第126条（新設） 当事者に対する移動の制限²²⁴

訴訟手続を確保するため，例えば裁判所に出頭しての証言や情報，証拠の説明などを確

²²⁰ 「[一時的]押収」＝「ガーンニュッ」。3条18号及び脚注22参照。

²²¹ 「[仮]差押え」＝「ガーンアーニャッ」。3条19号及び脚注22参照。

²²² 「一定の行為」＝「クーアンワイルーガタムシンダイヌン」。「クーアンワイ」も「ガタム」も「行為」を意味する。

²²³ 「ポートウクトーン」。なお「ポー」は否定を表し、「トゥークトーン」は「適切」「適正」といった意味である。「不適切」と訳したが、「違法」と訳すこともある。民法典草案では，それ以前の法律で，例えば違法占有等の「違法」にあたる言葉として「ピゴットマイ」（直訳は「法律に違（たが）う」）を使っていたところ，表現がきつすぎるという理由で，これを本文と同じ「ポートウクトーン」という言葉に直した。この場面では「ポートウクトーン」が「違法」という意味で使われていることになる。本条の場面では，「違法」よりは広いのではないかと考え，字義に忠実に，「不適切」と訳したが，現実にはラオスにおいて違法と不適切の区別はほとんどないとも言え，その意味では不毛な議論である。

²²⁴ 3条20号及び脚注26参照。

保するため、裁判所は、他方当事者の申立により又は裁判所の判断により、当事者が一定の地域又は国内から出ることを禁止する強制措置を発する²²⁵。但し、必要性があり、当該当事者が書面で理由を説明し且つ裁判所が定める保証金を担保として裁判所に預ける場合はこの限りでない。

第127条（改訂） 連行状²²⁶

連行状とは、警察官をして、被告[又は]証人の身柄を、連行状記載の日時及び場所に連れて来て裁判官の面前に出頭させる²²⁷裁判所の命令である。

被告、被告側第三者又は証人が召喚状を三回受け取りながら、十分な理由なく召喚状に従って裁判所に出頭しないときは、裁判所はその者を裁判所に連行する²²⁸命令を発する²²⁹。連行においては村当局と協力しなければならず、これ以外にも、その者は刑法に規定されるところに従って処罰の対象となる²³⁰。

第128条（新設） 強制措置を求める申立書の記載事項

請求を保全する為の強制措置を求める申立書には、主な内容として以下を含まなければならない。

1. 申立書を提出する裁判所の名称
2. 申立書を提出する者の氏名、住所及び訴訟との関係
3. 財物の詳細な情報、強制措置発出に関係する者²³¹の氏名、住所及び訴訟との関係
4. 訴訟にかかる出来事の簡潔な要約及び申立の理由
5. 申立に関係する書類
6. 申立書を提出する年月日
7. 申立人の署名及び関係する村当局による認証

²²⁵ 前条までのように「命令で」にあたる言葉はない。ラオスの法令の書き方一般を考えると、「命令以外の形式でも発せられうる」という意味ではなく、単なる省略であると思われる。

また、助動詞「アーチャ」を使っており、「常に発するわけではなく、発しないこともある」というニュアンスが含まれる。

²²⁶ 「連行状」＝「マイパートワ」。一語で「連行（令）状」という意味のテクニカルタームである。なお、「マイ」は召喚状（マイヒヤック）、招聘状（マイスーン）等の「状」にあたるものを意味し、「パーイ」は人を一定の場所に連れて行くことを意味し、「トワ」は身柄を意味する。

²²⁷ 「連れてきて裁判官の面前に出頭させる」と訳したが、直訳は「連れてきて裁判官の前に現れさせる／裁判官と会わせる」といったニュアンス。

²²⁸ 「連行する」＝「ハイパートワ」。正確には「連行させる」。日本語にしたときに冗長になることから本文のように訳している。

²²⁹ 助動詞「チャ」を使っていることから、「常に必ず発する訳ではなく、発しないこともある」というニュアンスが含まれている。

²³⁰ 「処罰の対象となる」＝「トゥークダムヌーンカディ」。直訳すると「訴訟手続きを受ける」。刑事訴訟手続きの対象となるということが言いたい。

²³¹ 「強制措置発出に関係する者」＝「ブッコンティーキョコンカップガーンオークマータガーン」。主として強制措置を受ける者を指すと思われるが、表現自体からは、それにとどまらず利害関係者を広く含むように読むことも可能である。

第129条（新設） 請求を保全するための強制措置発出の検討

請求を保全するための強制措置発出の申立書を受領したときは、裁判所は、これを、事件を担当する裁判官に渡し、関係する情報、証拠と併せて申立書を調査、検討させる。

この法律の122条及び123条に定める財物の[一時的]押収又は[仮]差押えについては、関係する情報、証拠の検討に加えて、必要があれば、場所又は[一時的]押収若しくは[仮]差押えをすべき財物について検証²³²をしなければならない。[一時的]押収又は[仮]差押えをすべき財物は、請求額に照らして適切なものでなくてはならない。

裁判所による請求を保全するための強制措置の発出は、裁判部²³³の命令として発する。

第130条（改訂） 請求を保全するための強制措置の変更及び取り消し

請求を保全するためのいずれの種類強制措置も、その変更又は取り消しは法廷で、その訴訟関係者を参加させて行わなければならないが、当該訴訟関係者の欠席は、その検討の妨げとならない²³⁴。

裁判所は、当事者の申立により又は国家若しくは社会に有益であるときは裁判所の判断により、請求を保全するための強制措置を変更し又は取り消す。

裁判所が申立に基づき変更又は取り消しを検討しないときは、裁判所が発出した強制措置は事件終結命令²³⁵まで強制執行力²³⁶を有する。

第131条（新設） 請求を保全するための強制措置に対する控訴申立²³⁷、破棄申立²³⁸又は異議申立

請求を保全するための強制措置の命令に対しては、裁判所の当該強制措置適用命令を受け取った²³⁹日から七日以内に、当事者は控訴、破棄申立を、また検察院の長は異議申立をする権利を有する。

請求を保全するための強制措置を変更し又は取り消す命令に対する控訴、破棄申立又は

²³² 「検証をし」＝「ロンクワッガー」。直訳は「調査」「確認」等。

²³³ 「裁判部」＝「カナサーン」。この言葉の多義性については脚注49参照。本条では、この段階（強制措置発出段階）では合議体は構成されていない場合がほとんどであると考えられるため、字義どおり「裁判部」を指すものと思われる。

²³⁴ 直訳すると、「当該関係者が参加しないことは、その検討に対する障害となる結果をもたらさない」。この原文自体からは「呼んだけど来なかった」というニュアンスまでは読み取れず、結果的に本文前半との間で矛盾するような表現になっている。趣旨としては「呼んでも来ない場合」を念頭に置いていると思われ、「欠席」と訳している。

²³⁵ 「事件終結命令」＝「カムサンピットサムヌワンカディ」。直訳すると「事件記録を閉じる命令」。312条に若干詳細が述べられている。意味としては「訴訟の終了を宣言する命令」といったもの。

²³⁶ 「強制力」＝「ポンバンカップパティバット」。脚注204参照。

²³⁷ 「控訴申立」＝「コーウトン」。日本の「抗告」にあたると思われる。ラオスではいわゆる「控訴」と同じ言葉を使うことから、敢えてこの訳をあてている。

²³⁸ 「破棄申立」＝「ユーロップラーン」。日本の「再抗告」にあたると思われる。ラオスでは日本の上告にあたる「破棄申立」と同じ言葉を使うことから敢えてこの訳をあてている。

²³⁹ 「受け取った」＝「ダイハップサープ」。脚注186参照。

異議申立は、当該審級の裁判部²⁴⁰に提出させ、そこで検討させる。

第132条（新設） 強制措置適用命令の強制力²⁴¹

請求を保全するための強制措置に関する裁判部の命令は、裁判所の他の裁判と同様の強制執行力を持つ。当該命令の内容に一部でも違反する個人、組織又は企業は、法律上の責任及び生じた全損害に対する責任を負う。

第133条（新設） 請求を保全する強制措置の執行²⁴²

裁判所による財物の[一時的]押収又は[仮]差押え命令で確定したものについては、裁判所は当事者を召還して通告し且つ財物の所在地、村当局、人民裁判所及び関係機関に裁判所の命令を掲示しなければならない。

この法律の124条、125条及び126条に定めるところの裁判所によるその他の強制措置の執行については、裁判所は、当事者を召還して当該命令を告知²⁴³し且つ地方当局又は関係機関に通告しなければならない。126条に関しては、当該当局への通告に加えて、管理監督のために、担当²⁴⁴警察官へも通告しなければならない。

連行状の執行については、この法律の127条に定める手続に従って執行する。

請求を保全するための強制措置を申し立てた者は、当該強制措置を執行するための費用その他に責任を負う。

第2章

緊急の一時的強制措置²⁴⁵

第134条（改訂） 裁判所による緊急の一時的強制措置の適用

裁判所は、争いとなっている財物が、判決を待たずその形状に変更を来たし又は質の低下、棄損を来たす為に、当該財物を管理し又処分する緊急の必要性があるときは、何らかの強制措置を適用する。

裁判所は、当該財物を管理し又は処分する権限を、当事者の一方又は[それ以外の]何人かに委譲することができる。

²⁴⁰「当該審級の裁判部」＝「カナサーンカンティーキョコーン」。直訳は「関係する審級の裁判部」。文言上、「強制措置を発した審級の裁判部」を指すと考える余地もあるが、ラオ語からして、（控訴は控訴審、破棄申立は破棄審というように）「それぞれの審級」と読むのが自然なようである。

²⁴¹「強制力」＝「ボンバンカップ」。脚注204参照。

²⁴²「執行」＝「ガンジャットンパティバット」。「ジャットン」はorganize, 統治, 構造, 組織等と訳される。「パティバット」はenforce, perform, apply, 執行, 履行, 実施等と訳される。「ガンジャットンパティバット」で「執行機関」という意味に捉えることもできるが、本文の内容から判断して、ここはいずれも「執行」の意味で、類語を重ねただけであろうと思われる。

²⁴³「告知」＝「ハップサーブ」。脚注186参照。

²⁴⁴「担当」＝「ティーキョコーン」。直訳は「関係する」。この表現は「担当の」という意味を含む。

²⁴⁵「緊急の一時的強制措置」＝「マータガンヒーブドゥアンスアカーオ」。「ヒーブドゥアン」は「緊急」, 「スアカーオ」は「一時的」を意味する。

第135条 精神障害者に対する裁判所の強制措置

損害を引き起こした者、民事責任を負う者又は損害を賠償すべき者が、裁判所の第一審又は上訴審判決の前後に精神に障害を来したときは、裁判所は治療の強制措置を適用し、精神病院又は特別養護施設において治療させる命令を出す²⁴⁶。

治療が無事終了したときは、当該損害を引き起こした者、民事責任を負う者又は損害を賠償すべき者に訴訟手続を継続させ又は裁判所の第一審判決若しくは上訴審判決の執行を再開しなければならない。

第136条 解散する²⁴⁷法人に対する裁判所の強制措置の適用

裁判所は、民事責任を負い又は損害を賠償すべき法人が、第一審判決又は上訴審判決の前後に解散しようとするときは、財物の[一時的]押収又は[仮]差押命令を発して、その財物を[一時的に]押収し又は[仮に]差し押さえる。

[一時的]押収又は[仮]差押命令を発したときは、当該問題を、解散する法人の責任者又は財産管理人とともに、判決後30日以内に完全に解決しなければならない。

企業が破産する場合の負債の清算については、企業破産法に定めるところに従う。

第137条 夫婦に対する裁判所の強制措置の適用

裁判所は、離婚に伴う²⁴⁸裁判所の判決に基づき、夫婦の一方²⁴⁹及び18歳の成年に達し

²⁴⁶ 原文の主節の構文は「裁判所は、精神病院又は特別養護施設において治療させる命令を出すという方法によって、治療の強制措置を取る」

²⁴⁷ 「解散する」＝「トゥークニユップルーク」。「解散する」としているが、原文は受動態であり、直訳すると「解散を受ける」「解散させられる」といった言葉になっている。しかしながらこれは第三者によって解散させられるという意味ではなく、法人が自らの判断で解散する場合もこのように受動態を使うのが通常のものである（民法典草案（2017年6月現在）第102条柱書参照）。思うに民法典草案の議論を見る限り、ラオスでは法人の主体が何であるか明確に意識されているとはいいがたい（例えば株式会社であれば株主であるがそれが明確に意識されていないように見受けられることが多々ある。財団などについてはなお誤解が大きい）。そのため、法人の解散を決定する主体が法人その者（＝株主総会等）であっても、なおそれと切り離されたところに法人を観念し、それが解散させられるような意識が背景にあるのではないかと推測される。

²⁴⁸ 「伴う」＝「パーイラン」。直訳は「(離婚)後の」。養育費の支払いを巡る争いは、離婚時に顕在化していなければ、協議離婚の後に別途訴訟として提起され判断されることもあるが、離婚時に生じていれば離婚訴訟と同時に判断される（この場合、協議離婚を許さない事由となる）。ここで「後」という言葉を使っているのは論理的な前後関係程度の意味しかなく、時間的な前後を意味するわけではないと思われる。

²⁴⁹ 「夫婦の一方」「夫婦の他方」と訳している部分については原文に誤記が含まれると思われる。その前提として、原文の構文は英語同様「夫婦の他方 (*1)の月給天引き等を行う」→「夫婦の一方 (*2)及び夫婦の一方 (*3)とともに暮らす子どもの養育等のため」という語順になる。また、「夫婦の一方」「夫婦の他方」と訳している言葉は、原文では「夫又は妻」「妻又は夫」というラオ語である。上記下線部*1で「夫又は妻」とする場合に、その後、夫婦の同じ側を指すときは「夫又は妻」とし、夫婦の逆側を指すときは「妻又は夫」とするのがラオスの表現方法である。これを日本語に訳すときは、前者を「夫婦の一方」、後者を「夫婦の他方」と訳したりする（直訳して「夫又は妻」「妻又は夫」と訳す場合もあるが、上記ラオス特有のルールがわかりづらく日本語としても読みにくくなる）。以上に前提に、本文では、本来下線部*1が「夫又は妻」である以上、意味から判断して、*2及び*3は「妻又は夫」でなくてはならない筈であるが、実際は*2が「夫又は妻」、*3が「妻又は夫」となっている。上記下線部*1及び*3は正しいが、*2は原文の単純な誤記であろうと思われる。訳では、補正している。

ない子どもであって夫婦の一方と暮らす者の扶養養育費用支払義務のために、夫婦の他方の月給若しくは収入から天引きし又はその財物を[一時的に]押収し若しくは[仮に]差し押さえる命令を発する強制措置を適用する。

第138条 子どもに対する裁判所の強制措置の適用

裁判所は、18歳に達しない子どもであって、訴訟が行われる²⁵⁰者の後見人²⁵¹に対して、以下の命令を発する強制措置を適用する。

1. 子どもの行為を監視すること
2. 訴訟が行われる間²⁵²、子どもを監督、保護すること
3. 子どもに診察、治療を受けさせること
4. 訴訟が行われる間²⁵³、子どもを指導教育し、世話をすること
5. 子どもの訴訟において、裁判所に事実を報告し、意見を述べること
6. 労働法の定めるところに従い、過酷な労働又はその他子どもの健康に危険のある労働をさせないこと

第139条（新設） 裁判所のその他の一時的強制措置

この法律の134条から138条に定める一時的強制措置の他、係争物を管理し又は使用する必要があると判断される場合は、裁判所は、一方当事者に当該財物を、訴訟手続が終了するまで一時的に管理し又は使用させる命令を出すことができる。

第140条 裁判所による強制措置の強制力

一時的な緊急の強制措置にかかる裁判所の命令は、直ちに執行される。但し、夫婦の一方に対する裁判所の強制措置命令であって控訴²⁵⁴する権利があるものはこの限りでない。

当該命令は、裁判所の第一審判決または上訴審判決が確定したときは効力を失う²⁵⁵。命令により管理され、処分され、[一時的に]押収され又は[仮に]差し押さえられた財物は、裁判所の第一審判決または上訴審判決によってその損害を賠償される。

²⁵⁰「訴訟が行われる」＝「ミーカディ」。直訳すると「訴訟を抱える」

²⁵¹「後見人」＝「プーポッコーン」。民法典草案では「後見人」にあたるテクニカルタームとして使われる（2017年6月現在）。2008年家族法等でも同様。しかしここでは後見人というよりは法定代理人程度の広い意味で使っていると思われる。脚注159参照。

²⁵²「訴訟が行われる間」＝「ラウーンガンピチャーラナーカディ」。「ピチャーラナー（審理 / 検討）の間」という意味であるが、この「ピチャーラナー」は広義の「検討」であり、訴訟手続全体を指す。

²⁵³「訴訟が行われる間」＝「ナイウェラーピチャーラナーカディ」。脚注252と若干表現は異なるが同じ意味。

²⁵⁴「控訴」＝「コーウトン」。日本における「抗告」にあたる。脚注237参照。

²⁵⁵「効力を失う」＝「シンストロン」。直訳は「終了する」。ラオスの法律で多用される。多くの場合「終了」と訳すが、ここでは意識している。

第141条（新設） 緊急の一時的強制措置の申立

当事者は、裁判所の訴訟手続において、損害を伴わずに証拠を保全し、係争物を管理、使用又は処分するために、審級を問わずまた一つであるか複数であるかを問わず、緊急の一時的強制措置を発することを裁判所に申し立てる権利を有する。

第VIII編

召喚状及びその他の裁判書類²⁵⁶の発行、送付²⁵⁷及び告知

第142条 召喚状の記載事項

召喚状は以下の内容を含まなければならない。

1. 人民裁判所の名称
2. 被召喚者の氏名
3. 被召喚者がいかなる事件²⁵⁸の関係で、いかなる立場で且ついかなる目的で裁判所に呼ばれているのか
4. 出頭すべき裁判所の場所及び日時
5. 被召喚者がすべきことに関する指示、例えば裁判所に証拠を持って来るなど
6. 裁判所に出頭しない場合に、被召喚者に生じる効果を知らせる警告

招聘状についても、召喚状と同様とする。

第143条（新設） 召喚状発行の判断

訴訟を担当する裁判官が、当事者の申し出に基づく証人等、裁判所に出頭して供述すべき対象者について判断し、併せて日時の決定及び取り調べるべき事項の準備を行い、その後、書記官に対して、裁判所へ出頭させるべく召喚状の発行を指示する。

第144条（新設） 召喚状の発行

召喚状の発行は、当該人民裁判所の書記官が裁判官の指示に従ってこれを行う。

召喚状は三通作成し、一通はその者に渡し、一通は事件記録に綴り且つもう一通は控え²⁵⁹として保管する。

第145条 召喚状の送付

被召喚者に送付される召喚状は、その者をして、書類送付記録簿に署名又は拇印をさせ

²⁵⁶「召喚状及びその他の裁判書類」＝「マイヒヤックレエガサーンウンコーンサーン」。「裁判所の」という部分が、「召喚状及びその他の書類」全体にかかるのか、「その他の書類」のみにかかるのか、ラオ語そのものからは不明確。訳は後者によっている。

²⁵⁷「送付」＝「ソン」。日本では「送達」であるが、そこまでの細かいルールが確立しているものではないため、この訳語を避けた。

²⁵⁸「いかなる事件」＝「カディールーアンダイ」。「ルーアン」は事件 / 訴訟に対応する助数詞。

²⁵⁹「控え」＝「サムナオ」。

なければならない。その者が署名又は拇印を拒否するときは、送付者にその旨を書き留めさせる。

召喚状は、裁判所への出頭を指示する日の最低三日前までに、被召喚者に送付しなければならない。

裁判所のその他の書類の送付も、召喚状の送付と同様とする。

第146条（新設） 召喚状の送付及び告知の方法

召喚状の送付及び告知は以下の方法により行うことができる。

1. 該当者に対する直接の送付
2. 郵便又は電信²⁶⁰による送付
3. 掲示²⁶¹による送付及び告知
4. マスメディアによる送付及び告知

第147条（新設） 該当者に対する直接の送付

召喚状は、該当者自身に直接又は事件記録に記載されているその者の所属する村の村長に²⁶²送付しなければならない。被召喚者が職員である場合は、その者が所属する組織に送付しても良い。

直接の送付は、裁判所の職員によってこれを行わなければならない。

第148条（新設） 郵便又は電信による送付

訴訟手続に参加する者が遠隔地にいる場合、裁判所は書類を郵便又は電信によって送付することができる。

郵便又は電信が当該書類を送った日から²⁶³、上記の者が受け取ったものとみなす。

第149条（新設） 掲示による送付及び告知

裁判所の掲示による召喚状の送付及び告知は、被召喚者が住所を度々移転して、裁判所の召喚状を送付することが困難である場合又は直接の送付及び郵便若しくは電信による送付を行うことができない場合に行われる。

掲示は、召喚状の原本を当該人民裁判所、村役場及びその者の最後の居所に貼って行う。

²⁶⁰「電信」＝「トラコンマナーコム」。一般に電話とFAXを含む概念であるらしい。

²⁶¹「掲示」＝「ティップカート」。直訳は「通知掲載」とでもいうようなニュアンス。日本における公示送達に相当するが、効果等違いが大きいことに留意が必要。本号は、日本などのように「送達を擬制する」ことに割り切れておらず、真に伝わることを期待している。150条1項参照。

²⁶²「村長に」と訳しているが、直訳は「村長を経由して」。

²⁶³「…日から」＝「ナップテーワン…」。起算日を規定する場合に使われる言葉。例えば「受け取った日から〇〇日以内に…」というときの「日から」はこの言葉を使う。本条では厳密には「みなす」対象は「受け取り」であるから、日本語では「～から」というのはおかしいが、原文のニュアンスを残すために敢えてこのように訳している。ラオ語の上では、「その日以降は受け取っていることとする」というニュアンスで本文のように表現するのはおかしくないと思われる。

掲示は、その者の最後の住所の村当局と協力して行い、掲示記録を作成して日時及び掲示に参加した者を明記し、確認の署名をさせなくてはならない。

掲示は、掲示開始日から30日間行う。

第150条（新設） マスメディアによる送付及び告知

当事者、例えば被告が訴訟手続から逃亡し又は住所が知れず掲示によっては当事者が召喚状のことを了知するかわからない²⁶⁴場合、裁判所はマスメディアを使って告知することができる。

マスメディアを使った告知は、ラジオ、テレビ又は新聞のいずれかに出した日から三日間これを行う。

第151条（新設） 召喚状の送付及び告知にかかる費用

掲示又はマスメディアによる裁判所の召喚状の送付及び告知にかかる費用は、申立人の負担とする。

第152条（新設） 掲示又はマスメディアによる送付及び通知の効果

掲示又はマスメディアの所定期間満了後、裁判所は当該事件を、情報、証拠及び法令に基づく審理、判決に付する。裁判所が判決した後、当該判決を、その人民裁判所、村役場及びその当事者の最後の住所に、30日間掲示しなければならず²⁶⁵、当該期間が経過した後は、その判決は確定するものとする。但し、当事者において、当該掲示期間内に判決を告知され又はこれを知り、裁判所に出頭した日から20日以内に上訴又は異議申立²⁶⁶をする場合はこの限りでない。

第153条（改訂） 召喚状に従って裁判所に出頭する義務

召喚状を受領した者は、召喚状に記載された日時、場所に従って裁判所に出頭しなければならない。

原告若しくは[その]代理人又は原告側の第三者において、召喚状を受け取っていないながら三回に渡り召喚状に従って出頭せず且つ合理的な²⁶⁷理由を示さないときは、裁判所は事件

²⁶⁴ 「…かわからない」 = 「ボーハッパガン」。直訳すると「…する保障はない」。

²⁶⁵ 直訳すると、「掲示した日から30日間掲示しなければならず」。冗長であることから「掲示した日から」を省略している。

²⁶⁶ 「異議申立」 = 「コーカッカーン」。検察による上訴請求にあたる「異議申立」とは異なる。検察による異議申立も「異議」については同じラオ語「カッカーン」を用いるが、「申立」部分を「サヌー」（「指示」、「提案」等とも訳す。「コー」が下からの哀願的ニュアンスを持つのに対し、「サヌー」は同等以上の立場からの提案のニュアンスを持つ）として使い分けている。当事者による「異議申立」（コーカッカーン）は欠席裁判の場合に、後に法廷での審理判決をやり直すよう求める申立。255条、256条参照。

²⁶⁷ 「合理的な理由」 = 「ヘッポンティースーアトゥーダイ」。「ヘッポン」は「理由」、「スーアトゥーダイ」は「信用できる」。脚注131参照。

を却下²⁶⁸する命令を發し、原告は当該事件について訴えを提起する権利を失う。

被告若しくは[その]代理人又は被告側の第三者において、十分な理由²⁶⁹なく三回に渡り召喚状に従って裁判所に出頭しないとき又は新しい住所を村当局に知らせることなく従前の住所から逃亡したために出頭しないときは、裁判所は連行状を發行し又は被告欠席のまま判決することができる。

第154条（改訂） 当事者が召喚状に従って出頭した場合の手続

当事者又は当事者の代理人が召喚状に従って裁判所に出頭した場合、裁判所はその当事者の事件に関して、確認を行い²⁷⁰、供述を録取し、説明を聞き、指示を出し又は証拠などを見る。必要があれば、この法律の109条に定めるところに従い対質も行う。

第IX編

預入金²⁷¹及び裁判費用

第155条（新設） 預入金及び裁判費用

預入金とは、当事者又は第三者が、訴状又は控訴申立書を提出する際に、裁判所に預け入れるものであって、訴訟手続の便宜のために使われる。

²⁶⁸「事件を却下」＝「サツミヤンカディー」。法廷での審理に至らず訴えを退けるもの。193条3号参照。

²⁶⁹「十分な理由」＝「ヘッポンピヤンポー」。2項と異なる表現を使っているのは修辞上の配慮であって、異なることに意味はないと思われる。なお、ラオスにおいて「十分な理由」と「合理的な理由」に程度の差があると考えられているとか、使い分けているといったことはない。

²⁷⁰「確認」＝「クワッガー」。「審査」「チェック」などの意味。ここではこの後に「供述録取」や「説明の聞き取り」が並記されていることから、そこまでに至らないような確認や書面等のチェックなどを広く指すように思われる。

²⁷¹「預入金」＝「グンワーンサーン」。この語の意味は若干変遷があるように思われる。裁判費用法（No. 07/NA, 2006年12月27日）においては、明確とは言えないが、裁判費用の一部を事前に納める趣旨でこの「グンワーンサーン」を設けたのではないかと思われる部分がある。すなわち、同法22条以下で、民事裁判において「グンワーンサーン」の支払いを予定しているにもかかわらず、同法1章総則において裁判費用にしか言及がないことや、同法17条において裁判費用の中身として「グンワーンサーン」を挙げていないこと、同法17条及び22条からは両者の用途の多くが重複することなどは、「グンワーンサーン」が裁判費用として列挙されている用途とは別の用途に使われるものではなく、裁判費用そのものに充てる趣旨であったことをうかがわせる（他方で、厳密には両者の用途で重複しないものも存在し、それが後の実務の考え方の根拠となっている）。その観点からは「予納金」と訳すべきものであったと言える。しかしながら、実務は両者を全くの別物と扱っていたようであり、2013年にJICAプロジェクトで集中的にこの点を議論した際の結論としては、ラオス側は両者を異なる制度であると結論づけた。すなわち、当事者は、裁判費用は裁判費用として支払う必要があるのに加え、訴訟の初期段階において「グンワーンサーン」も別途支払わなければならないということである。起草者の説明によると、本改正民訴法はこの理解に基づき起草されている。この結論を前提とすると、「予納金」と訳すのは適切ではなく、本訳では「預入金」と訳した。なお、現実には裁判費用の用途と「グンワーンサーン」の用途は多くが重なるため、「グンワーンサーン」から支払ったときは、その分、裁判費用が安くなる関係にあることが多く、また両者の最終的な負担者も同じであることから、実際には予納金として理解できる部分が大半ではあるが、実務家の理解として、裁判費用と「グンワーンサーン」が異なる制度であるということは留意が必要と思われる。

裁判費用とは、当事者又は第三者が、訴訟手続において支払わなければならない費用であり、国に対する税金²⁷²、訴訟手続に関わる費用、訴訟手続に招聘される²⁷³者に対する費用及び書類又はその写し等の為の費用からなる。

第156条（新設） 預入金の徴収

裁判所は、民事訴訟の原告に対して、一度に200,000キープを超えない額を裁判所に預け入れることを指示する²⁷⁴。

預入金は以下に使われる。

1. 召喚状の送付
2. 書類の送付及び事件記録ファイル²⁷⁵
3. その他、民事訴訟手続において必要と判断されるものの支払い

預入金の使用は、管理帳簿を作成して事件を法廷における尋問手続に付する前に集約しなければならないが、預入金に支出後の残金があるときは返金しなければならない。

預入金の徴収、管理及び支出については、別途定める。

第157条（新設） 裁判費用の徴収

敗訴者が負担する国に対する税金のほか、訴訟手続に関わる費用、訴訟手続に招聘される者に対する費用及び書類又はその写し等の為の費用は、裁判所に証拠収集²⁷⁶を申し出る者が仮に支払う²⁷⁷。裁判所において、情報収集、証拠の鑑定又は証人その他の関係者を召喚して出頭、供述させることが必要であると判断するときは、原告に仮に支払わせる。

控訴申立又は破棄申立をする当事者は、控訴申立費用又は破棄申立費用を負担しなければ

²⁷² 「国に対する税金」 = 「アーゴーンコーンラット」。「アーゴーン」は「税金」。日本の「印紙代」に当たる。

²⁷³ 「招聘」 = 「スーンカオフワム」。直訳は「参加するよう招待される」。日本語の「招聘」はすでに「参加する」の意味を含むため「招聘」とのみ訳している。

²⁷⁴ 「指示する」 = 「ガムノット」。「ガムノット」は直接的には「規定する」という訳語が最も近い。個々の事項を法律で定める場合に「ガムノット」という他、法定の期間のことも「ガムノットウエラー」（「ウエラー」は期間）という。さらに、当局など、権限を持つ者がその権限に基づき何かを決定する場合も、（固い言い方として）「ガムノット」を使う場合がある。本条は最後の用例に近いのではないかと思われ、「指示する」の訳語を充てたが、実際のニュアンスは以上のように「規定する」といった固いニュアンスを伴う。

²⁷⁵ ラオ語上は、「書類及び事件記録の送付」とも訳せるが、現実には事件記録を送付することは稀であること及び実務上事件記録のためのファイルそのものをこの費用から購入していること（最も主要な用途とすら言える）から、おそらくは「書類の送付のための費用」と「事件記録ファイルの費用」が並列であろうと思われる。

²⁷⁶ 「証拠収集」 = 「パゴープラクターン」。証拠収集は通常「ゲップカム（コームーン）ラクターン」と「ゲップカム」を使うのが一般的。「パゴープ」は第一義的には「構成する」という意味であるが、そこから（あるものの構成要素とすべく）「集める」、「提出する」、「役割を果たす」といった意味でも使われる。ここでも「証拠収集」を意味すると捉えるのが素直であろうと思われる。

²⁷⁷ 「仮に支払わせる」 = 「ジャーイゴーン」。直訳は「先に支払わせる」。最終的には敗訴者が負担する（160条4項）という意味での「先に」であることから「仮に」と訳した。

ばならない²⁷⁸。控訴審又は破棄審の訴訟手続にかかる費用は、申し立てる者²⁷⁹が仮に支払う。裁判所が必要であると判断するときは、控訴又は破棄を申し立てる者が仮に支払う。

第158条（新設） 各審級における預入金及び裁判費用の徴収

第一審裁判所は、第一審裁判所における訴訟手続に関する預入金及び裁判費用並びに控訴申立費用を徴収する。

控訴審裁判所は、控訴審裁判所における訴訟手続に関する預入金及び裁判費用並びに破棄申立費用を徴収する。

破棄審裁判所は、必要な場合に、破棄審裁判所における訴訟手続に関する裁判費用を徴収する。

裁判費用を徴収する際は、金額及び用途を明記し、支払者と受領者の確認の署名の入った領収証を作成しなければならない。

第159条（新設） 人民裁判所における裁判費用の管理

人民裁判所における裁判費用の管理は各審級の書記官がこれを行う²⁸⁰。

控訴申立費用、破棄申立費用を徴収したときは、納付・領収証²⁸¹を作成して事件記録に綴り、当該金員を国家予算として納付しなければならない。

第160条（新設） 裁判費用の支出

訴訟手続内における裁判費用の支出は、規則に基づき且つ当該裁判部の承認を得てしなければならない。

裁判費用の支出は、計画的、合目的的に行い、適正な納付—領収証を作成し且つ事件を法廷における尋問手続に付する前に書面による集約を完了しなければならない。

合議体²⁸²は、裁判費用の支出について、第一審判決又は上訴審判決の中で詳細に判断しなければならない。

敗訴者は、第一審判決又は上訴審判決に従い、預入金及び裁判費用について責任を負う。

²⁷⁸ 「控訴申立費用」及び「破棄申立費用」はいずれも印紙代（第一審の「国に対する税金」）に当たると思われる。159条2項参照。

²⁷⁹ 「申し立てる者」＝「プーホーンコー」。直訳している。第三文からわかるように、「控訴審 / 破棄審を申し立てる者」ではなく、前項同様、「各手続を申し立てる者」という趣旨と思われる。このように直前の文章と同じ内容になるときに、理解可能であるとして大幅に言葉を省略することはラオスの法律では珍しくない。

²⁸⁰ 直訳すると「書記官が、その審級の人民裁判所における裁判費用の管理をする者である」。

²⁸¹ 「納付・領収証」＝「バイモーブーハップ」。「バイモーブ」は「納付証」、「バイハップ」は「領収証」にあたる。二通を指しているのではなく、「領収証」をくどく（正確に）述べているに過ぎないと思われる。

²⁸² 「カナサーン」。この言葉の多義性については脚注49参照。ここでは文脈上判決の主体を指すので「合議体」であると思われる。

中国立法法の改正について（3）

JICA長期派遣専門家
弁護士 白出博之

第2章 新立法法の主な内容

第6 『第2章 法律 第5節 その他の規定』②

※決定二十一 第52条を第58条とし、第2項を次のように改める。

【法律の公布・主席令の内容と法律の掲載】

第58条 署名の上で法律を公布する主席令には、当該法律の制定機関、可決及び施行日を明記しなければならない。

2 法律は署名の上で公布した後、遅滞なく全国人民代表大会常務委員会公報と中国人大ネット及び全国の範囲内で発行される新聞に掲載しなければならない。

3 常務委員会公報に記載された法律文書を標準文書とする。

本条は法律の公布に関する規定である（一部改正）。

1 法律の公布権限は国家主席に属する

法律の公布は、法律が発効するための重要な手順である。法案が立法機関による審議、表決を経て可決されても、法定の手続及び形式に基づいて公布されない場合、当該法律は法的効力を生じない。中国において法律の公布を示すものは国家主席令への署名である。中国憲法の関連規定から見ると、国家主席の署名による法律公布は、国家主席の義務であり、法律で規定されている職責を履行することであって、その目的は当該法律が法に基づき制定されたことを証明し、かつ当該法律文書が立法機関により可決された内容と完全に一致することを証明することである。

2 主席令の内容

憲法第80条には国家主席が法律を公布する旨を定めるが、方式までは定めていない。実務では国家主席が主席令に署名する形式により公布しているが、主席令に含める内容について、本条は実際の方法及び法律公布に関する要求に基づき、制定機関、可決日、施行日の3つを主席令の内容として定める。制定機関とは、どの期の代表大会、どの期の常務委員会であるか、可決日は、代表大会又は常務委員会が表決により可決した日、施行日は、法律が発効する日である。

3 法律の掲載

1) 主席令への署名後に、それを社会全体に公開し大衆に知らせなければならない。指定刊行物に法律を掲載・公布することは、法律を公布する最も望ましい方法であると広く認識されている。現在、中国では法律を掲載・公布するためのルートとして、①「全国人大常務委員会公報」、②「人民日報」「法制日報」等の全国紙がある。この2つのルートは、それぞれ優位性があり、公報は権威性があるが、出版周期が

長く、発行速度が遅く、公開発行部数も少なく、範囲が狭い。新聞は範囲が広く、伝達速度も速いが、掲載に対する意欲が低い場合もある。よって、法律を掲載するための媒体をさらに拡大する必要がある。インターネットの発展に伴い、インターネットを通じて外部情報を取得する層が次第に増加し、インターネットは既に人々にとって不可欠の媒体となっている。そこで、本改正では、法律を掲載するための媒体について時代にマッチした内容を追加しており、ウェブサイト掲載媒体とすることを明確にするとともに、インターネット上の情報源が比較的多様であることを踏まえ、人々が取得する法律条文の真実性、権威性を保障するために、全国人大常務委員会が運営する中国人民代表大会（以下、「人大」という。）の公式サイト「中国人大網」を、法律掲載の公式サイトとすることが明記されている。

2) 本条2項は法律掲載についてさらに踏み込んだ要求を規定する。第1に速やかであること。一般には、可決された内容を翌日に掲載することが速やかであることを意味し、できる限りこの基準に基づき法律を掲載しなければならない。第2に全国範囲で発行される新聞に掲載すること。現在、全国範囲で発行される新聞は非常に少なく、また全国範囲で発行されている全ての新聞に掲載することは不可能であり、その必要もないため、いくつかの主要な全国紙を選択し、その掲載義務を明確にすることによって法律の速やかな掲載を確保すべきである。

4 法律の標準文書

現在、中国には各種形式による法律「全集」「全書」「大全」が多数存在するが、誤りも多くて厳格な法執行を困難にさせており、標準となる法律文書が必要である。そこで本条3項は、全国人大常務委員会公報に掲載される法律文書を標準文書にする旨を規定している。ここに標準文書とは、各種の法律文書間で内容が一致しない状況が発生した場合、常務委員会公報に掲載されている法律文書を基準とすることである。常務委員会公報は全国人大常務委員会が常務委員会の文書を掲載する法定刊行物であり、これに掲載された文書はいずれも厳格な校閲・審査が行われていることから、標準文書にすることが可能である。この規定は、法制度の統一を維持し、法律の徹底した実施を保証することに重要な意義を有する。

【参考文献】¹ 前掲①180～182頁、②213～215頁、③159～161頁、④206～208頁参照。

※決定二十二 第53条を第59条とし、第2項を二つの項に改め、第2項、第3項とする。

¹ 引用の参考文献は、①全国人大法工委国家法室編著『立法法積義』（法律出版社・2015）、②全国人大法工委国家法室主任武增主編『立法法解説』（中国法制出版社・2015）、③鄭淑娜主編、郭林茂副主編『立法法積義』（中国民主法制出版社・2015）、④喬曉陽主編『立法法の読み方と積義』（中国民主法制出版社・2015）である。

【法律の改正と廃止】

第59条 法律の改正と廃止の手続については、本章の関連規定を適用する。

2 法律が改正された場合、新たな法律文書を公布しなければならない。

3 法律が廃止された場合、その他の法律が当該法律を廃止すると規定する場合を除き、国家主席が署名した主席令により公布しなければならない。

本条は法律の改正と廃止に関する規定である（一部改正）。

立法行為には法律の制定、法律の改正及び法律の廃止の3種類が含まれる。党の4中全会決定では、「立法体制・メカニズムを整備し、制定、改正、廃止、解釈を並行して行うことを堅持し、法令の適時性、系統性、的確性、有効性を強化する」「改革の要求に適応していない法律は、遅滞なく改正及び廃止を行わなければならない」ことが提起され、法律の改正・廃止を適切に行うことについて明確な要求が提起されている。法律の改正・廃止を高度に重視することは法律の制定にとって非常に重要であり、法律の改正・廃止は立法の質の向上にとって重要な意義がある。

1 法律改正

1) 法律改正は、既に公布・施行された法律の一部内容に対する変更である。法律の公布・施行後に、各方面の状況に変化が生じたことにより、法律が調整する社会関係が変化した状況に適応できなくなった場合、法律改正によって新しい状況に適応させる必要がある。2011年3月、中国の特色のある社会主義法律体系の形成が宣言され、既に基本的法律はおおむね制定されているが、さらに現在では経済・社会の発展及び改革の必要性に適応すべく速やかに法律を改正することがより重要である。

2) 法律改正は一種の立法行為に属するため、法律改正は憲法の規定及び法定手続に基づいて行わなければならない。中国憲法第62条、第67条では法律改正の範囲が規定されており、全国人大は刑事、民事、国家機構及びその他内容に関する基本的法律の制定及び改正を行い、全国人大常務委員会は全国人大が制定しなければならない法律以外のその他法律の制定及び改正を行い、全国人大閉会期間に、全国人大が制定した法律に対する部分的な追加修正を行うが、当該法律の基本原則に抵触してはならない。

法律改正手続には第2章の第2節、第3節、第5節の関連規定が適用され、その主な内容は、①法律改正に関する議案の提出、②法律改正に関する議案の審議、③法律改正に関する議案の表決、④表決により可決された法律文書の公布である。

3) 法律が改正された場合、新しい法律文書を改めて公布しなければならない。法律は一部条文の修正、全面的改正のいずれの場合も、新しい法律文書を改めて公布し、法律の厳粛性を体現しなければならない。現在、中国の立法関連実務における法律改正の形式は、主に次の3種類に分けられる。第1に、修訂（法律に対する全面的改正）方式により法律の条文に対して全面的な改正を行い、原法律文書の代わりに

改めて法律文書を公布する形式である。第2に、修正方式により法律の一部条文に対して修正を行い、改正に関する決定を公布する形式である。改正に関する決定では修正された条文のみが規定されることから、修正されていない条文も、社会の公衆に理解させるために公布する必要がある、具体的には改正決定の後ろに付属文書として改正後の全文を添付し、原法律をこの決定に基づいて改正し改めて公布する形式である。これは中国における法律の改正に関する最も基本的で、最も重要な形式である。第3に修正案方式による改正であり、現在は憲法改正以外では主に刑法改正で採用されている。

2 法律の廃止

1) 法律の廃止は、既に公布・施行された法律の効力を停止することであり、立法活動に属する。中国における法律の廃止には4種類の状況がある。すなわち、

- ①新しい法律の中で古い法律の廃止が明確に規定されている状況²
- ②整理を行い、複数の法律の廃止が同時に宣言された状況³
- ③新しい法律が公布・施行され、古い法律が自動的に失効する状況
- ④法律の対象が消失し、法律がこれ以上適用されない状況である。

本条では法律の廃止に関する問題について専門的に規定しており、法律全体の廃止、法律の一部条文の廃止のいずれの場合も、本章で規定されている関連手続に基づいて進めなければならない。

2) 立法技術をさらに規範化するため、本改正では法律が廃止される場合、その他法律で当該法律の廃止について規定されている場合を除き、国家主席が主席令に署名し公布する旨を追加している（本条3項）。

【参考文献】前掲①182～185頁、②215～218頁、③161～163頁、④208～210頁参照。

※決定二十三 一条を追加し、第60条とする。

【法律草案とその他の法律との連携処理】

第60条 法律草案がその他の法律の関連規定と一致しない場合、提案者は説明して処理意見を提出しなければならない。必要な場合には、他の法律の関連規定の改正又は廃止の議案を同時に提出しなければならない。

² 例えば婚姻法第51条では、「本法は1981年1月1日から施行する。1950年5月1日公布・施行の『中華人民共和国婚姻法』は、本法の施行日から廃止する」と規定する（文献①184頁参照）。

³ 例えば、1987年11月、第6期全国人大常務委員会第23回会議で承認された法制工作委員会「1978年末以前に公布された法律に対する整理状況及び意見に関する報告」では、1949年9月から1978年末までの間に制定又は承認された法律134本のうち111本が失効したことが明確に宣言されている（文献①184頁参照）。

2 法律委員会と関係専門委員会は法律案を審議する際、他の法律関連規定を改正又は廃止する必要があると判断する場合、処理意見を提出しなければならない。

本条は法律草案とその他の法律との連携処理に関する規定である（新設規定）。

1 法案とその他法律の関連規定が一致しない場合の処理（本条1項）

中国では法律と法律が一致せず、法律と法律が「対立する」客観的状況が存在しており、これにより法執行が困難となり、法制度の統一に悪影響を及ぼしている。かかる現象の発生原因は非常に多いが、主な原因としては1つの法律が制定・改正された場合に、その他の法律と関連規定が連動して改正されないことがある⁴。

この点、党の第18期4中全会決定では「立法体制・メカニズムを整備し、制定、改正、廃止、解釈を並行して行うことを堅持し、法令の適時性、系統性、的確性、有効性を強化する」ことが提起された。この趣旨を徹底して実施し、法制度の統一を確保するために、本改正では、法案とその他法律の関連規定が一致しない場合の処理に関する本条1項を追加している。これまでの法律の整理は、段階的に行われており、一定期間内において関連の法律が改正されず、その他法律の関連規定と一致しない状況が発生することは避けがたい。そこで本条は、新法を制定又は法律を改正する場合、その他法律の関連規定についても統一的に考慮し、連動して改正することを要求しており、かつ提案者には法制度の統一を維持する責任が付与されている。すなわち、①提出する法案規定が、その他法律の関連規定と一致しない場合、提案者は法案提出時に同時に説明を行い、かつ処理意見書を提出しなければならない。②必要がある場合、提案者はその他法律の関連規定の改正・廃止に関する議案を同時に提出しなければならない。この規定により、提案者が法案提出時に関連法律規定についても統一的に手配して、各方面に配慮するように促すことができ、また部門が自らの利益を考慮して起草することに対して一定程度抑制することもできる。これにより関連の法律を同時に改正することができる。このような連動式の包括的改正を行うことは、法律の適時性、系統性を強化し、法制度の統一を維持するのに有用である。

2 法律委員会及び関係専門委員会は処理意見書を提出可能（本条2項）

法律を整理し、法制度の統一を維持する責任は、提案者だけでなく、法律委員会及び関係専門委員会に対しても付与すべきである。その職責面から見れば、法律委員会及び関係専門委員会による法案審議では、関連の法律規定と一致しない状況の存否を考慮すべきこと、また専門性の面から見れば、法律委員会及び関係専門委員会は一般人よりも、関連の法律規定同士が一致していないことを容易に発見できるからである。

⁴ 例えば2012年改正前の刑事訴訟法は、弁護士の接見権、調査・証拠収集権等に関する内容について弁護士法と一致していなかった。すなわち、刑事訴訟法規定によれば、弁護士は犯罪の被疑者及び被告と接見する場合、司法機関の許可が必要とされた。しかし2007年弁護士法規定によれば許可は不要であり、弁護士就業証書、弁護士事務所に関する証明、当事者の委任状又は法律扶助に関する公文書の「3つの証明」だけでよいとされていた（文献①185～186頁参照）。

法律委員会がその他法律の関連規定の改正・廃止が必要であると判断する場合、処理意見書を提出しなければならず、さらに権限を有する機関が法定手続に基づいて全国人大常務委員会に提出し決定を提議しなければならない。

【参考文献】前掲①185～187頁，②218～220頁，③163～164頁，④210～212頁参照。

※決定二十四 第54条を第61条とし，第3項を次のように改める。

【法律文書の区分表記方式】

第61条 法律は内容の必要に応じて，編，章，条，項，号，目に分けることができる。

2 編，章，節，条の番号は漢数字を用いて順番に記述し，項については番号を振らず，号の番号は括弧を加えた漢数字を用いて順番に記述し，目の番号はアラビア数字を用いて順番に記述する。

3 法律の標題の注記には，制定機関及び可決日を記載しなければならない。改正された法律は，改正機関及び改正日を順番に記載しなければならない。

本条は法律文書の区分表記形式に関する規定である（一部改正）。

1 法律文書の区分表記形式（本条1，2項）

法律文書の区分表記形式の目的は，法律の内容の構成と内部の関係につき，階層を明確に分け，有機的に表現し，法律が一目で理解できるようにして，それにより法律の制定・使用を便利にする点にある。法律の内容につき，編，章，節，条，項，号，目に分けるか否か，どのように分けるかは，法律内容の複雑さにより決定される。1つの法律は，編，章，節に分けることができ，さらに条，項，目に分けることもできるが，これはまさに法律の内容を明確に表現し，より多くの論理性を持たせるためである。一般に編，章，節には名称があり，条，項，目は編，章，節の内容を表現する独立した意味を持つ単位である。

1) 編：編は一般に，重要で文章量が多い法律文書の中で使用し，編の名称の下にいくつかの章を置くことができ，編の通し番号は漢数字を使用する。

2) 章：文章量及び内容が中レベルの法律は，一般的に章単位で配列され，構成される。章の上に編を置くことができ，また編を置かなくてもよく，章の下にはいくつかの節を置くことができ，内容が少ない章は節を置かなくてもよい。章を置くことにより，法律の全体構造と主な内容が理解できる。章の通し番号は，漢数字を使用し自然数の順に配列する。章毎に名称があり，独立した法律の内容を表現する。現在，中国の法律では章単位の構造が大量に使用されている。

3) 節：節は章の下に置き，節毎に名称がある。どれだけの節を置くかは章の内容及び長さによって決まり，節の通し番号は漢数字で表示する。節は多くても少なくてもよく，置かなくてもよい。しかし節を置く場合は，少なくとも2つ以上でなければ

ばならない。節を置く目的は、法律の使用時に法律全体の枠組みと構造を明確かつ迅速に理解できるようにするためである。現在、中国には1つの章の内容が比較的多いにも拘わらず、節を置いていない法律もあるが（例えば地方各級の人大及び地方の各級の人民政府組織法）、これは主に法律文書全体の統一、調和を考慮したものである。

- 4) 条と項 [款]：条は、章又は節の下に置き、法律の内容を示す最も基本的な単位である。1つの条では同じ内容を規定し、同一の内容は同一の条文中で規定する。条は漢数字を使用し、自然数の順に表示する。1つの法律の条文は最後まで一貫して統一的順序で配列し、内容は論理的に一般的内容から具体的内容の順で配列しなければならない。条を置く目的は、法律の最も基本的な趣旨及び内容を正しく、迅速に、効果的に理解できるようにするためである。

次に項 [款] は、条の下に置き、条の内容を異なる階層に分けて表示する。1つの項で1つの階層の内容を表示し、同一の内容は1つの項の中でしか規定できない。項には通し番号がなく、条に付随する形式で存在し、1つの条で多くの項を置くことができる。

- 5) 号 [項] と目：まず号 [項] は、項 [款] の下に置き、項の内容を異なる階層の意味に分けて表示する。号を置く場合、項の性質及び階層に注意しなければならない、同一の性質・階層について号を使用して表示し、複数の号を使用して項の中の複数の階層の意味を表示することもできる。号の通し番号では括弧付きの漢数字を使用して表記する。

次に目は、号の下に置き、号の内容を異なる階層の意味に分けて表示する。複数の目を使用して号の中の複数の階層の意味を表示することができるが、目は法律で使用されることが比較的少なく、通し番号は一般にアラビア数字を使用し順次に表記する。

2 法律の標題（本条3項）

- 1) 法律の標題とは、法律文書の名称である。一般に法律文書の名称は3つの要件から構成される。すなわち、①法律の適用範囲、②調整対象、③効力等級である（例えば「中華人民共和國商標法」でいえば、「中華人民共和國」が適用範囲、「商標」が調整対象、「法」が効力等級を示す）。
- 2) 標題の注記とは、法律の標題の後の括弧の中の内容である。標題の注記の内容には、法律制定機関及び可決日が含まれるところ、法律制定機関を明確にすることにより法律の等級を直接示し、また可決日を明確にすることにより法律が立法機関による審議手続を経ていることを直接証明する。この目的は法律の尊厳をさらに体現し、法律の改正又は廃止及び法執行活動を便利にする点にある。

長期にわたり、法律の標題下の標題の注記については統一的規範がなく、実務上でも過去に何度も改正された法律題名の注記形式が統一されていないという問題が存在していた。この問題について、本改正では、改正された法律には、改正機関、

改正日を順次に明記しなければならず、その改正が修正方式、修訂方式のいずれの場合にも時系列で明記し、かつ何回目の修正又は修訂であるかを明記することを求めている。

【参考文献】前掲①187～190頁，②220～223頁，③164～167頁，④212～214頁参照。

※決定二十五 一条を追加し、第62条とする。

【専門事項の付属規定】

第62条 法律規定において関係国家機関に専門事項に関する具体的付属規定の作成を明確に要求する場合、関係国家機関は法律施行の日から1年以内に規定を制定しなければならず、法律が具体的付属規定の制定期限を別に定める場合はその規定に従う。関係国家機関が期限内に具体的付属規定を制定できない場合には、全国人民代表大会常務委員会に対して状況を説明しなければならない。

本条は専門事項の付属規定に関する条文である（新設規定）。

1 具体的な付属規定を制定する主体

1) 本条の「関係国家機関に専門事項に関する具体的付属規定の作成」とは主に、法律が確実に実施されるようにするため、国务院、中央軍事委員会等の関係機関が行政法規、規章及びその他規範性文書等を制定（改正、廃止を含む）する必要があると法律の条文で明確に規定されていることである。その中には、特定条文を実施するための具体的弁法又は専門の授權について制定することが必要であると法律に明記されている場合や、法律条文では基本的原則又は基本的制度しか規定されていないことから、これを実施しやすくするためにさらに詳細化することが必要と要求されている場合を含む。

なお注意を要するのは、関係機関に対して一般的実施に関する付属規定の制定を要求すること⁵は、本条の「関連国家機関に専門事項に関する具体的付属規定の作成」の範囲には属さないことである。

2) 具体的付属規定の制定主体は、非常に範囲が広く主に以下のとおりである。

①国务院（国务院は最高国家権力機関の執行機関であり、最高国家行政機関であることから、法律を執行する主な主体であるとともに、行政法規の制定権を有しており、国务院が付属規定を制定する場合、行政法規、命令の制定、又は国务院文書、国务院弁公庁文書の通達のいずれの場合も、比較的高い等級及び比較的高い執行力を有しており、法律の円滑な実施を保障する上で有用である）。②国务院及び中央軍事委員会（国防体制構築に関する法律の付属規定は、しばしば国务院と中央軍事委員会が共同で制定する）、③国务院所属の関係部門、④地方立法権を有する地方

⁵ 例えば代表法第51条では、省、自治区、直轄市の人大及びその常務委員会は本法及び当行政区域の実情に基づいて、実施弁法を制定すると規定している（文献②224頁参照）。

の人大常務委員会（法律で規定する一部の事項は、全国各地で状況が異なり、格差が比較的大きく、中央レベルの国家機関が規定するには適さず、当地の実際の状況に基づいて規定する必要がある）、⑤地方規章の制定権を有する地方人民政府、である。

2 具体的付属規定の同時制定

法律の執行力を強化するため、『法律の付属法規の制定に関する業務手続』においては法律の付属規定は、できる限り法律と同時に起草し、同時に公布し、同時に実施することを要求している。

- 1) 立法規画、年度立法計画の制定段階で、関係機関は立法項目を提出する場合、同時に当該項目に関する法律の付属規定を制定する必要があるか否かについて検討し、かつ初歩的意見を提起する。
- 2) 法案の起草過程で、検討・論証を経て、法律の付属規定を制定する必要がある場合、起草組織は同時に関連法律の付属規定の検討及び起草業務を行う。当該部門とその他部門が共同で法律の付属規定を制定する必要がある場合、起草組織は関係部門と共同で関連付属規定の起草業務を行う。その他部門が付属規定を制定する必要がある場合、起草組織は関係部門と適切に意思疎通を行い、協調し、遅滞なく速やかに法律の付属規定の起草業務を行う。
- 3) 全国人大及びその常務委員会に上程予定の法案につき、提出機関は草案の説明中で制定する必要がある法律の付属規定に関する状況を紹介することができ、また法律の付属規定の草案及び現行規定を参考資料として、法案と共に全国人大常務委員会に提出することもできる。全国人大の関係専門委員会は法案審議時に、制定する必要がある法律の付属規定に関する状況について意見書を提出しなければならない。
- 4) 法律が可決された後、全国人大常務委員会法制工作委員会は制定する必要がある法律を列挙したリストを作成し、書面方式を通じて付属規定の制定・改正を関係機関に促さなければならない。

3 具体的付属規定の制定期間

- 1) 本条前段は、関係国家機関が専門事項について具体的付属規定を制定すると法律規定で明確に要求されている場合の期間に関する要求を定めており、具体的には関係国家機関は法律施行日から1年以内に規定を制定しなければならないとする。

法律で規定されている付属規定の制定に関する状況は比較的複雑であり、本条中段はさらに特殊な状況の場合、つまり具体的付属規定の制定期間について法律で別途規定がある場合、その規定に従うと定める。これは、特定の状況下で、改革発展のための余地を残し、執行過程で段階的に完成させる必要がある、又は時機を選んで公布、緊急で公布する必要がある法律の付属規定を制定することを、法律が関係機関に要求する可能性のあることが主に考慮されている。

- 2) 本条後段では、期間内に付属規定の制定業務を完了できない場合の報告制度について定める。期間内に完了できない場合としては一般に2つの状況がある。まず①

関連国家機関が付属規定を制定しなければならないにも拘わらず、期間内に完了できない状況、また②付属規定の制定過程中に重大な情勢変化が発生し、又は実践の中で引き続き経験を蓄積して総括することが確かに必要である等の特殊な客観的状況により、関係機関が期間内に制定できない事態が発生した状況である。

【参考文献】前掲①190～193頁，②223～227頁，③167～170頁，④214～217頁参照。

※決定二十六 一条を追加し、第63条とする。

【立法後評価】

第63条 全国人民代表大会の関係専門委員会、常務委員会工作機構は、法律の実施状況に基づき、関連法律に関する立法後の評価を組織することができる。評価の状況は、常務委員会に対する報告を提出しなければならない。

本条は立法後評価に関する規定である（新設規定）。

1 立法後評価の意義

立法後評価とは、一般に法令の公布・施行から一定期間が経過した後に、実施による成果、存在する問題を含む法令の実施状況を踏まえて、特定法令に対する評価を行うことである。法律に対する立法後評価の目的は、その主な制度内容の科学性、合理性及び運用性に対する評価を通じて、改正・整備の必要があるか否かを判断する根拠とするためである。同時に、その実施状況に対する定量的、定性的分析を通じて、法律実施中に存在する問題を発見し、法律実施の改善に関する的確な提言を提起するためである。

立法後評価制度は、その客観性、公正性及び科学性から現在重視されてきており、数年来、全国人大、国務院、各地方の人大及び政府は、既に立法後評価に関する試行業務の実施を開始して立法後評価業務に関するメカニズム構築を模索している。

2 立法後評価の主体

法律に対する立法後評価を行う主体は、全国人大の関係専門委員会及び常務委員会工作機構であり、立法後評価の実施部門として主導的役割を發揮する。もっとも、立法後評価は関連の業務量が多く、段階が多く、要求が高く、立法機関のみに依存して評価に関する効果を上げることは困難なため、立法機関の主導的役割を發揮させる基礎の上に、法律実施に関する主管機関の支持及び協力を得なければならず、必要な場合にはさらに地方の人大、関連専門機構、高等教育機関、科学研究機関及び専門家の役割も發揮させ、相互に協調することによって、初めて評価業務の円滑な実施を保障し、実際の効果を上げることができる。

3 評価の対象

本条によれば、立法後評価は関連法律に対する評価、法律中の関連規定に対する評価のいずれも行うことができる。まず①関連法律に対する評価、これは法律全体に対

する評価を指し、1つの法律に対する評価、特定制度に関わる複数の法律に対する評価をも含む。また②法律中の関連規定に対する評価、これは1つの法律の中の特定制度に関わる一部条文に対する評価を指す。

4 評価方法及び過程

立法後評価では、通常、定性と定量を結合した方法が採用され、その中には文献研究、アンケート調査、実地での調査研究及び統計分析等を含む。文献研究では、主に現行の法律、行政法規、規章、立法に関する保存資料、各級人大の関連法執行に対する検査報告書、専門の調査研究報告書、各級の関連政府部門から提供された統計データ業務報告書及び研究報告書について内容の確認・分析を行う。アンケート調査では、一般に多段階、階層別のサンプリング調査方式が採用される。実地での調査研究は、主に代表的地域を選んで行われ、調査研究では座談会の開催、実地視察、無作為による取材等の方式を通じて、基層大衆の中に入り込み、法制度及び実施状況に対する社会各界の評価、意見及び提言を理解する。統計分析では、主に収集した各種情報に基づき、評価対象の主な内容について異なる角度から比較検討を行い、法制度及び実施状況に対する客観的評価を行う。

5 評価報告書

中国的特色のある社会主義法律体系が形成された後に、法律の改正・整備及び付属的法規の制定が立法業務の中でさらに重要な位置に置かれている。試行に関する経験を総括した上で、立法後評価業務を積極的に進め、各種形式を通じて、法制度の科学性、法律規定の操作可能性、法執行の有効性等について客観的評価を行い、法律の改正・整備、立法業務の改善のための重要な根拠としなければならないが、これは主に評価報告書の形式で体现される。評価報告書は立法後評価業務の成果を表現するための形式であり、立法後評価業務全体に対する要約及び総括であり、法律に対する評価に関する結論である。本条後段は「評価の状況は、常務委員会に対する報告を提出しなければならない」と定めるが、立法後評価報告書は、通常、常務委員会による書面審議に提出される。

【参考文献】前掲①193～196頁、②227～230頁、③170～173頁、④217～219頁参照。

【法律上の質問と回答】

第64条 全国人民代表大会常務委員会工作機構は、具体的問題に関する法律上の質問に対して検討のうえ回答することができ、かつ常務委員会に報告する。

本条は全国人大常務委員会工作機構に対する法律上の質問と回答に関する規定である。

第7 『第3章 行政法規』

【行政法規制定の権限】

第65条 国務院は、憲法及び法律に基づいて行政法規を制定する。

2 行政法規は以下の事項について規定することができる。

(一) 法律の規定を執行するために行政法規の制定が必要となる事項

(二) 憲法第89条が規定する国務院行政管理職権事項

3 全国人民代表大会及びその常務委員会が法律を制定すべき事項について、国務院が全国人民代表大会及びその常務委員会による授権決定に基づき先に制定した行政法規は、実務による検証を経て法律を制定する条件が整った場合、国務院は遅滞なく全国人民代表大会及びその常務委員会に提出して法律を制定するよう請求しなければならない。

本条は行政法規制定の権限に関する規定である。

行政法規は、中国の最高行政機関、すなわち中央人民政府たる国務院（憲法85条）が、憲法及び法律又は全国人大とその常務委員会による授権決定に基づき、法定の権限と手続に依拠して制定される行政管理に関する規範性文書である。行政法規は、中国の立法体制において重要な地位を有しており、法律に次ぐ重要な立法レベルに置かれている。立法法は、憲法に依拠して、行政法規制定の経験を総括し、行政法規制定の根拠、権限範囲及び手続について具体的規定を定めており、行政法規の中国立法体制における地位と作用をより良く体现している。

2015年当時、中国の有効な行政法規は730強あり、その内容は広汎で、国防、外交、公安、司法、民政、財政、税務、金融、保険、監査、労働、人事、監察、教育、科学、文化、衛生、体育、交通、郵便電信、都市建設、環境保護、農業、林業、工商行政管理等の行政管理の各領域を含んでいる。実践からも明らかなように、大量の行政法規の制定とその施行は、憲法及び法律の実施と法に基づく行政を促進し、国家の改革開放と経済建設を推進し、社会の安定を維持するうえで重要な作用を営んでいる⁶。

※決定二十七 第57条を第66条とし、次のように改める。

【国務院年度立法計画と行政法規の立案】

第66条 国務院法制機構は、国家の総体的業務配置に基づいて国務院年度立法計画を作成し、国務院に審査許可を求めなければならない。国務院年度立法計画中の法律項目は、全国人民代表大会常務委員会の立法規画及び年度立法計画と整合していなければならない。国務院法制機構は、遅滞なく国務院各部門の立法計画の実施状況を追跡して理解し、組織調整と督促及び指導を強化しなければならない。

⁶ 文献①199頁参照。

2 国務院関連部門が行政法規を制定する必要があると認める場合、国務院に対して報告し立案を請求しなければならない。

本条は行政法規に関連する国務院年度立法計画と行政法規の立案に関する規定である（1項新設）。

1 本条の趣旨

この点、『行政法規制定手続条例』では、国務院は毎年年初に当年度の立法業務計画を制定する旨を定めているが、長期にわたって国務院は年度立法業務計画しか制定せず、5年間の立法規画を制定したことがなかった。国務院の立法業務計画は、行政立法業務に対する指導において重要な意義があり、立法業務の重点、難点、目標及び任務を明確にし、行政立法業務に対する国務院の指導を強化する上で有用であり、国務院関連部門の立法に関する職責を明確にし、関連立法業務を整然と秩序正しく進めるのに役立ち、立法及び改革に関する意思決定を結合し、立法と社会関係をバランスよく発展させ、所期の社会的効果を上げる上でも、また立法業務の協調・統一を保持し、重複的立法及び分散的立法を防止して立法コストを削減し、立法の質を向上させる上でも有利なものである。

2 国務院による年度立法計画の制定

本条は、国務院法制機構による立法計画制定について3つの面から原則的要求を提起している。

1) まず、国務院法制機構が立法計画を制定する根拠は、国家の総体的業務配置である。憲法及び本法の関連規定によれば、国務院は全国人大及びその常務委員会に対して法案を提出する権限を有する主体であるとともに、行政法規制定の主体でもあり、国務院が提出する法案の起草業務だけでなく、行政法規制定の任務も担当する。よって、国務院の立法業務計画は国家の総体的業務配置に密接に寄り添って立法業務計画を制定し、法律に関する項目及び行政法規に関する項目について統一的な計画及び手配を行わなければならない。

2) 国務院年度立法計画中の法律に関する項目は、全国人大常務委員会の立法規画とリンクしていることが必要である。全国人大常務委員会の5年立法規画の項目は、その中の多くは国務院関連部門が起草を担当し、国務院が法に基づき提出するものである。国務院はその立法計画を通じて全国人大常務委員会立法規画で確定された立法項目が任期内に上程されることを保証する必要がある、このようにして全国人大常務委員会立法規画で確定された立法項目に関する任務を1年毎に分けて実施する。

3) 国務院制定の立法計画は、全国人大常務委員会の当年度立法計画と連続性が必要である。全国人大常務委員会の年度立法計画には、初回審議項目について時間に関する明確な要求があり、国務院立法計画では立法項目をそれに合わせて適切に手配し、国務院が速やかに全国人大常務委員会会議に法案を提出できるようにする必要

がある。技術面から見ると、国務院立法計画で列挙される法律項目の数は一般的に全国人大常務委員会年度立法計画よりも若干多いが、これは主に当年度以降の立法業務と連続性を持たせるためである。

3 国務院の年度立法計画の内容

国務院の年度立法計画は、国務院法制機構、つまり国務院法制弁公室⁷が担当し、国務院に報告し、審査を受け、承認を得た後で公布し執行する。形式面から見ると、国務院立法業務計画は2つの部分から構成される。第1部分は、国務院立法業務計画の公布に関する通知である。主に指針と立法の重点が明確にされ、かつ立法業務計画の実施に関する意見、例えば法律及び行政法規の送審稿の質に関する要求等が含まれる。第2部分は、立法項目で、法律の制定・改正に関する項目及び行政法規に関する項目の2種類を含み、一般に3項目に分かれる。第1項目は、できる限り年内に完了する項目、第2項目は早急に業務を進め、適切な時期に提出が必要な項目、第3項目は積極的に検討・論証を行うことが必要な項目である。一般には第1項目をできる限り完了させ、第2項目を早急に進める前提の下で、同時に第3項目について配慮することが要求されている。

4 国務院の立法計画実施の督促

国務院法制弁公室は、国務院の事務機構として総理に協力して法制業務に関する事項の処理を行い、国務院立法計画の実施を促している。国務院法制弁公室の「三定方案」(職責、内設機構及び人員編成の3つの内容に関する規定)によれば、その主要職責の1つが国務院立法業務に関する規画を統一的に制定する責任を負い、国務院年度立法計画を制定し、国務院に報告し承認を得た後に実施し、督促・指導を行うことである。国務院立法業務計画中で確定された業務分担によれば、行政管理に関する法律、行政法規草案の起草業務のほとんどは国務院法制機構以外の国務院のその他部門が担当している。国務院立法業務計画を確実に実施するため、本条1項では国務院法制機構による実施督促に関する職責を明確に規定しており、国務院法制機構は国務院各部門による立法業務計画の実施状況を遅滞なく追跡、把握し、組織・調整と督促・指導を強化するよう要求する。

5 行政法規の立案

立案とは、行政法規を制定する項目を国務院立法計画に加える、又は特定事項に関する行政法規の制定業務を開始することを国務院が承認・決定することである。通常の場合、行政法規制定における立案の報告・申請と国務院立法計画の制定は相互に関係する。この点、『行政法規制定手続条例』では、国務院関連部門は行政法規の制定が必要と判断する場合、毎年年初に国務院の年度立法業務計画を制定する前に、国務

⁷ 2018年3月13日、第13期全国人民代表大会第1回会議での「国務院機構改革法案に関する説明」によれば、法に基づく国家統治の全面的実施のために、司法部と国務院法制弁公室の職責を統合し、新たな司法部を組織して国務院の一部門とし、関連法律及び行政法規の起草、立法の調整及び備案審査、解釈、行政法執行の総合調整等を担当する方針が示されている(2018年3月14日付人民日報)。http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2018-03/14/nw.D110000renmrb_20180314_2-05.htm

院に立案を申請しなければならないと定める。国務院関連部門が提出する行政法規立案申請書では、立法項目により解決すべき主な問題、根拠となる方針・政策及び制定予定の主な制度につき説明しなければならない。

国務院年度立法業務計画に加えらるる行政法規に関する項目は、次の要件に合致する必要がある。①改革、発展、安定の必要に適応していること、②関連改革に関する実践経験が基本的に十分蓄積されていること、③解決すべき問題が国務院の職権の範囲内に属し、かつ国務院が行政法規を制定する必要がある事項であること、である。そして『行政法規制定手続条例』では、国務院法制機構は国務院年度立法業務計画を制定する場合は、部門から提出された行政法規立案申請書について総括・検討し、国務院に提出し、審査を受け承認を得る旨を定める。

【参考文献】前掲①206～209頁、②240～243頁、③180～182頁、④226～229頁参照。

※決定二十八 第58条を第67条とし、次のように改める。

【行政法規の起草と意見聴取】

第67条 行政法規は、国務院関連部門又は国務院法制機構が具体的起草について責任を負い、重要な行政管理の法律、行政法規の草案は国務院法制機構が起草する。行政法規の起草過程においては、関係機関、組織、人民代表大会代表及び社会公衆の意見を広汎に聴取しなければならない。意見聴取は座談会、論証会、聴取会等、多種の形式を採用することができる。

2 行政法規の草案は、社会に向けて公表し、意見徴求を行う。但し、国務院が不公表を決定した場合を除く。

本条は行政法規の起草と意見聴取手続に関する規定である（一部改正、2項新設）。

1 本条の趣旨

行政管理に関する法律草案、行政法規草案の起草業務の多くは、国務院関連部門が具体的に担当している。主管部門は起草に関する優位性がある、つまり関連分野の実情及び問題を比較的理解しており、起草した草案は比較的高い的確性を有する。しかし、部門利益による影響を避けることは難しく、権力争いや責任転嫁が発生する弊害もある。党の第18期4中全会決定では、重要な行政管理に関する法律・行政法規は政府法制機構が起草を手配することが提起されており、本条はこの関連精神に基づき規定されたものである。

2 行政法規の起草の手配

1) 行政法規の起草は、一般的な行政機関文書の起草とは異なり、行政法規制定権を行使し、行政管理目標を実現するための重要な手順であり、行政法規公布の進捗、立法の質等にも関係する。国務院は行政法規の起草の手配に関する業務を高度に重視しており、通常の場合、国務院文書形式で具体的起草部門を確定し、起草グルー

プの設置を促し、起草の指針及び原則を確定する。また『行政法規制定手続条例』では、行政法規は国務院が起草を手配する旨を定める。国務院年度立法業務計画で確定された行政法規は、国務院の1つの部門又は複数の部門が具体的に起草業務を担当し、また国務院法制機構による起草又は起草の手配を確定することもできる。通常、行政法規は国務院関連部門又は国務院法制機構が具体的に起草を担当する。部門の行政法規は、業務主管部門が起草任務を担当し、複数部門に関連する事項は、主な行政主管部門が先頭に立ち、その他関連部門が参加し、共同で起草任務を担当する。

2) 本条1項は、重要な行政管理に関する法律、行政法規の草案は国務院法制機構が起草を手配する旨を定める。国務院法制弁公室「三定方案」によれば、その主な職責の1つが関連の重要法案、行政法規の草案の起草又は起草の手配を担当することである。本条では国務院法制機構の起草に関する職能を強調しており、これにより重要法案、行政法規の草案に関する国務院の統一的な計画・手配を強化し、国務院関連部門間での相互の妨害、継続的な対立や部門利益による影響を回避し、重要な立法項目の進捗を効果的に推進し、国務院による立法の効率・質を向上させることができる⁸。

3 行政法規の草案に関する意見募集手続

1) 憲法第86条は、国務院は総理責任制を実施する旨を規定しており、総理は国務院業務に対する全面的責任を負い、その中には国務院の行政立法業務に対し全面的責任を負うことも含まれる。これは中国の行政管理における政府業務責任制に適合するものである。もっとも行政法規制定行為には二面性があり、それは国務院の抽象的行政行為であるとともに、立法行為である。さらに行政法規は中国の法体系中での地位が比較的高く、憲法及び法律に次ぐものであり、公民、法人、その他組織の権利・義務に対する影響が非常に大きいことから、行政立法の民主性が重視される必要がある。かかる民主性につき、国務院内部の業務手続中に民主集中制に関する要求がある。国務院組織法では、国務院の業務中の重要問題は、国務院常務会議又は国務院全体会議で討論した上で決定する必要があると定める。実務において、行政法規草案は一般に国務院常務会議が審議を行う。しかし行政法規の民主性は、その起草過程での外部手続においてさらに体现されなければならない。

2) 本条1項では、行政法規の起草過程で広く意見を募集しなければならない旨を明記しており、主に3つの内容を含む。

①関係機関、組織及び社会公衆の意見を聴取すること。国家機関、企業・事業単位、科学研究機構、社会組織等を含む関係機関、組織の意見だけでなく、社会公衆の意見も聴取する。また法執行部門の意見だけでなく、行政管理を受ける相手方の意見

⁸ 立法実務を見ると、突発的事件対応法、食品安全法、独占禁止法、行政許可法、一連の行政審査承認項目の取消及び下級への権限委譲に関する国務院決定により改正された法律等の重要法案は、いずれも国務院法制弁公室が起草又は起草の手配を行っている（文献①211頁参照）。

も聴取する。さらに国務院関連部門の意見だけでなく、地方、特に基層行政機関の意見も聴取する等である。『行政法規制定手続条例』も、行政法規を起草する場合は、調査研究を十分に行い、実践経験を総括し、関係機関、組織及び公民の意見を広く聴取しなければならず、意見聴取には、座談会、論証会、公聴会の開催等の方式を採用できると規定する。

②人大代表の意見を聴取すること。人大制度は中国の根本的政治制度であり、「人民が国の主人公となること」を実現する形式である。よって、行政法規の起草過程で、人大代表の意見を広く聴取することは必然的要求である。党の第18期4中全会決定では、法律・行政法規・規章の起草において人大代表の意見を募集する制度を整備することが提起されており、本改正によりこれが体现されている。本条は人大代表の意見を聴取する場合の人大代表の等級について明記していないが、全国人大代表、省、市、県又は郷・鎮の人大代表のいずれも可能であり、実務では起草組織が具体的状況に基づき確定できる。行政法規に関する意見聴取の方式は、本法の法律に関する規定と一致しており、座談会、論証会、公聴会等を採用できる（本法36条の解説参照）。

③社会に公表して意見を募集すること。国務院法制弁公室制定の『法律・行政法規草案公開意見募集暫定弁法』によれば、「行政法規を社会に公表して意見を募集すること」とは、行政法規の草案全文又は一部内容を中央の主な媒体、国務院法制機構の公式サイトたる「中国政府法制信息网」に公表し、社会から意見・提言を募集することである。募集期間は、緊急事態等の特殊状況の場合を除き、一般に30日以上である。意見募集する場合、草案又はその主要内容を公表するとともに、意見募集に関する説明も公表し、意見募集に関する重点を公衆に紹介し、かつ公衆が意見・提言を提出する方式、募集期間と意見・提言を受け入れる組織、その住所、メールアドレス等の情報を明示する。

2) 2003年から2007年の間に、国務院は30以上の法案、行政法規の草案を公表して社会から意見を募集し、2008年以降、国家秘密、国家の安全に関わる内容以外の全ての行政法規草案は、いずれも「中国政府法制信息网」を通じて社会に公表し意見募集を実施している。本改正ではこれらの実践経験を総括して、行政法規を社会に公表して意見を募集する方法を法律形式によって定めている（本条2項）。

もつとも、公表による意見募集は一定の相対性も有し、一部の特殊な行政法規の草案、一般には国家秘密、国家の安全、為替レート及び金融政策の確定等に関わる行政法規の草案は、社会に公表して意見を募集することに適さないため、国務院の決定を経て、公表しないことができる（本条2項但書）。

【参考文献】前掲①209～213頁、②243～246頁、③183～185頁、④229～231頁参照。

【行政法規草案の審査】

第68条 行政法規の起草業務が完成した後、起草単位は草案、その説明、草案の主要問題に対する各界の異なる意見及びその他の関連資料を国務院法制機構に送付して審査に付さなければならない。

2 国務院法制機構は、国務院に対して審査報告及び草案の修正稿を提出しなければならない。審査報告には草案の主要問題に対して説明しなければならない。

【行政法規の決定手続】

第69条 行政法規の決定手続は、中華人民共和国国務院組織法の関連規定に基づいて処理する。

第68条は行政法規草案の審査に関する規定、第69条は行政法規の決定手続に関する規定である。

※決定二十九 第61条を第70条とし、一項を追加して第2項とする。

【行政法規の公布主体】

第70条 行政法規は、総理が署名した国務院令により公布する。

2 国防体制の構築に関する行政法規は、国務院総理、中央軍事委員会主席が共同で国務院、中央軍事委員会令に署名し公布することができる。

本条は行政法規の公布主体に関する規定である（2項新設）。

1) 立法に関する理論では、法律は公布しなければならない。未公布の法律には、法的効力がなく、公衆に対する拘束力がないとされている。行政法規も法律の制定と同様であり、行政法規もその可決後に、遅滞なく速やかに公布しなければならない。

行政法規の公布権限は総理に属している。総理は国家最高行政機関の首長であり、国家行政機関の業務を指導し主宰する。国務院組織法では、国務院が公布する決定、命令及び行政法規、全国人大又は全国人大常務委員会に提出する議案、人員の任免は、総理が署名する旨規定している。

行政法規の草案は、国務院常務会議の審議又は国務院による審査を受け承認を得た後に、国務院法制機構が行政法規草案に関する国務院審議意見書に基づいて、行政法規の草案に対する修正を行い、草案改正稿を作成し、総理が国務院令に署名し公布・施行を行わなければならない。総理が署名し行政法規を公布することは、該行政法規が既に立法手続を完了し、法的効力が生じたことを示している。行政法規の公布には、総理が国務院令に署名する形式が採用され、通常の場合、国務院令の内容には当該行政法規の制定機関、可決日、施行時期が含まれる。

2) この点、国防法では、国務院は国防体制の構築事業に対する指導及び管理を行い、国防体制の構築に関する行政法規を制定すると規定する。しかし実務では国防体制構築に関する一部行政法規はいずれも国務院、中央軍事委員会が共同で公布してい

る。本改正過程では、一部の常務委員会委員等から、国務院、中央軍事委員会が共同で行政法規を公布することは、法による国家統治、法による軍の統治にとって重要な意義があることにより、本法中でこれを明確にすべしとの意見が提出され、この意見が採用されている（本条2項）。

【参考文献】前掲①217～218頁，②251～252頁，③188～189頁，④234～235頁参照。

※決定三十 第62条を第71条とし、第1項を次のように改める。

【行政法規の公布媒体】

第71条 行政法規は署名の上で公布した後、遅滞なく国務院公報と中国政府法制情報ネット及び全国の範囲内で発行される新聞に掲載しなければならない。

2 国務院公報に掲載された行政法規文書を標準文書とする。

本条は行政法規の公布媒体に関する規定である（一部改正）。

- 1) 行政法規の公布は遅滞なく速やかに、公布する内容は正しく、かつ公衆が取得するのに便利でなければならず、行政法規の掲載方法の改善に注力すべきである。また情報技術の発展に伴い、インターネット上で公布する方式を採用することが可能となり、その取得と内容確認が簡便化している。そこで本条では、国務院法制機構の公式サイトたる「中国政府法制信息网」が行政法規を公布する媒体であることを明確にし、かつ科学立法、民主立法に関する要求が体现されている。
- 2) 本条の要点は次の通り。第1に、行政法規の掲載は遅滞なく速やかになされること。一般には、署名された行政法規は、直ちに又は翌日に新聞及びその他の媒体に掲載し、関係機関が実施準備を行うことを可能にし、また公民、法人、その他組織がその事実を知り、自身の行為について調整を図れるようにする必要がある。一部の行政法規は公布日から施行されるが、かかる場合は、速やかな公布がさらに重要であり、そうでなければその作用を発揮させることも困難となる。

第2に、行政法規の掲載がその取得に便利であること。行政法規の公布媒体には次の3種類がある。①国務院公報。これは国務院が公布した行政法規、各種の決定、命令、行政措置、提出した議案、締結した条約と協定、人事の任命及びその他国務院の文書を正式に掲載する法定刊行物であり、権威性を有する。その短所は出版周期が比較的長く、速やかに取得するのに不便な点である。

②中国政府法制信息网。情報技術の発展に伴い、インターネット上で公布する方式を採用することが可能になり、取得と内容確認は便利になったが、これは科学立法、民主立法の推進要求に合致する。2008年5月施行『政府情報公開条例』でも、行政法規、規則及び規範性文書は情報公開の範囲に属し、行政機関は政府公報、政府のウェブサイト、記者会見及び刊行物、ラジオ、テレビ等、公衆が容易に知ることができる方式を通じて公開することを定める。本条が国務院法制機構の公式サイ

トたる「中国政府法制信息网」を行政法規の公布媒体とした所以である。

③全国範囲で発行されている新聞であり、現在では主に「人民日報」「法制日報」等である（その長所、短所につき本法58条の解説参照）。

第3に、行政法規の掲載が正確であること。中国には各種形式による法律「全集」等が多数存在するが、内容の誤りも少なくないため、本条2項は、国務院公報に掲載される行政法規文書を標準文書とする旨を定める（本法58条3項の解説参照）。

【参考文献】前掲①218～219頁，②253～254頁，③189～190頁，④235～236頁参照。

第4章 地方性法規，自治条例と単行条例，規章

第1節 地方性法規

※決定三十一 第63条を第72条とし，第2項，第3項を次のように改め，第4項を削除する。三項を追加し，第4項，第5項，第6項とする。

【地方性法規の制定主体，制定原則，制定範囲】

第72条 省，自治区，直轄市の人民代表大会及びその常務委員会は，当該行政区域の具体的状況及び実際の必要に応じて，憲法，法律，行政法規に抵触しないという前提の下で，地方性法規を制定することができる。

2 区を設置した市の人民代表大会及びその常務委員会は，当該市の具体的状況及び実際の必要に応じて，憲法，法律，行政法規及び当該省，自治区の地方性法規に抵触しない前提の下で，都市・農村建設・管理，環境保護，歴史文化保護等に関する事項について地方性法規を制定することができ，法律が区を設置した市の制定する地方性法規事項について別段の定めがある場合，その規定に従う。区を設置した市の地方性法規は必ず省，自治区の人民代表大会常務委員会に報告してその承認を得た後に施行しなければならない。省，自治区の人民代表大会常務委員会は，承認申請のあった地方性法規についてその合法性に対する審査を行わなければならない。憲法，法律，行政法規，当該省及び自治区の地方性法規に抵触しない場合には4か月以内にこれを承認しなければならない。

3 省，自治区の人民代表大会常務委員会は，承認申請のあった区を設置した市の地方性法規に対して審査を行うとき，当該地方性法規が当該省，自治区の人民政府の規章に抵触することが判明した場合，処理決定を行わなければならない。

4 省，自治区の人民政府の所在地である市，経済特別区の所在地である市，国務院がすでに承認した比較的大きい市以外のその他の区を設置した市が，地方性法規の制定を開始する具体的な手順及び時間は，省，自治区の人民代表大会常務委員会が当該省，自治区が管轄する区を設置した市の人口数，地域面積，経済社会发展状況及び立法の必要性，立法能力等の要素に基づいて確定し，かつ全国人民代表大会常務委員会及び国務院に備案（報告・登録）する。

- 5 自治州の人民代表大会及びその常務委員会は、本条第2項の規定により、区を設置した市が地方性法規を制定する職権を行使することができる。自治州が地方性法規の制定を開始する具体的な手順及び時間は、前項の規定により確定する。
- 6 省、自治区の人民政府の所在地である市、経済特区の所在地である市及び国务院が承認した比較的大きな市が既に制定した地方性法規が、本条第2項に規定する事項の範囲外に関わる場合は、引き続き有効である。

本条は地方性法規の制定主体、制定原則、制定範囲等に関する規定である（一部改正）。

1 本条の趣旨

地方性法規は、法に定められた地方の国家権力機関が、法に定められた権限に基づき、憲法、法律、行政法規に抵触しないという条件の下で、管轄行政区域内で制定・公布する規範性文書である。2011年3月に中国的特色のある社会主義法律体系形成が宣言されるまでに、地方の人大及びその常務委員会は計8,600件以上の地方性法規を制定しており、その内容は、地方の政治・経済・教育・科学・文化・衛生・民政・資源・環境保護等、社会生活の各方面に及んでいる。地方性法規は中国的特色のある社会主義法律体系の重要な構成部分であり、各地方での憲法及び法律の確実な実施、及び国の立法を補完するとともに各地の事情に応じて自主的に管轄地域の問題を解決するために、重要な役割を果たしている。

さらに、党の第18期4中全会決定により、地方の立法権限及び範囲を明確にして「法により設区市（市轄区が設置された地級市）に地方立法権を付与すること」が提起された。本条は、この趣旨を実施するため、設区市に地方立法権を付与するとともに、地方立法権の範囲、地方立法権行使を開始する時期と手順について明確に規定したものである。

2 地方性法規の沿革

新中国の成立以降、中国の地方立法は3つの段階を経てきた。

- 1) 第1段階は、1949年の新中国成立から1954年の憲法公布までである。1949年12月中央人民政府政務院制定の「大行政区人民政府委員会組織通則」、1950年1月中央人民政府政務院公布の「省、市、県人民政府組織通則」による、地方における臨時法令・条例や単行法の制定の動きには、地方立法の萌芽が認められる。
- 2) 第2段階は、1954年憲法公布から1979年地方組織法の公布までである。1954年憲法により、中央が一元的に国家立法権を行使する制度が確立され、地方が有していた法令・条例の立案権は廃止され、少数民族自治区に自治条例・単行条例を制定する権限のみが定められ、全国人大が国家の立法権を行使する唯一の機関となり、全国人大常務委員会が法律解釈と法令制定に責任を負うとされ、1975年憲法と1978年憲法も立法権に関しては同様であった。
- 3) 第3段階は、1979年地方組織法の施行後である。同法は、省級の人大（及びその常務委員会）が地方性法規制定権を行使することを規定し、初めて法律により地

方立法権が与えられた。1982年の第5期全国人大第5回会議で可決された憲法では、1979年地方組織法が規定した地方立法制度を確認しており、憲法100条は省及び直轄市の人大及びその常務委員会は、憲法、法律、行政法規に抵触しないことを前提として地方性法規を制定することができ、これを全国人大常務委員会に備案すると定めた。同会議では地方組織法についても改正を行い、省都及び国務院が承認した「比較的大きな市」の人大常務委員会が、地方性法規の草案を立案し、省級人大常務委員会に審議・制定を提議する権限を有することを定めた。1986年、再び地方組織法が改正され、省都及び比較的大きな市の人大とその常務委員会が、地方性法規を制定し、省級人大常務委員会に報告し承認を得てそれを施行する権限を有することを定めた。

- 4) 2000年の立法法制定時には、経済特区の所在地である市が「比較的大きな市」の範囲に組み入れられて地方立法権が認められるとともに、承認手続が一層簡素化され、省、自治区の人大常務委員会は比較的大きな市の地方性法規の適法性に対する審査を行い、上位法に抵触しない場合、4か月以内に承認することが規定された(旧法63条)。

3 地方性法規の制定主体

本条によれば、地方性法規の制定主体は2種類に大別される。第1は、省・自治区・直轄市の人大とその常務委員会であり、現在、中国には台湾を除き22の省、5つの自治区、及び4つの直轄市がある。第2は、設区市及び自治州の人大とその常務委員会である(このほかに全国人大の立法法改正に関する決定では、地級市ではあるが、未だ区を設置していない広東省東莞市及び中山市、甘粛省嘉峪関市、海南省三沙市に対しても、設区市に地方立法権を与える趣旨に則り、地方立法権付与規定の適用が認められている)。

(1) 設区市について

- 1) この点、旧立法法63条は、省・自治区・直轄市以外は、「比較的大きな市」が地方立法権を有するだけであり、この「比較的大きな市」は、省都、経済特区の所在地の市、及び国務院の承認を受けた比較的大きな市の3種類であった(旧法は、地方立法権を有する上述数種類の都市を統一して「比較的大きな市」と称したが、これは主に他の章・節、特に第5章「適用と備案」において上述の主体に関わる場合の説明の便宜が考慮されたものである)。つまり2015年法改正以前において、中国では計49の比較的大きな市が地方立法権を有していた(内訳は省都が27、国務院で承認されて地方立法権を有する比較的大きな市が18⁹、及び経済特区所在地の市が4である)。他方、地方立法権を持たないその他の設区市は235であった。

⁹ 国務院に承認された地方立法権を有する比較的大きな市は、1984年承認の唐山市、大同市、包頭市、大連市、鞍山市、撫順市、吉林市、チチハル市、無錫市、淮南市、青島市、洛陽市(同時承認された重慶市は1997年に直轄市に昇格)、1988年承認の寧波市、1992年承認の淄博市・邯鄲市、本溪市、1993年承認の徐州市・蘇州市である。経済特区所在地の4つの市は、深セン市、アモイ市、珠海市、汕頭市である(文献①224頁参照)。

2) 改革開放以来、地方の経済・社会は大きく変化し、多くの設区市の規模が非常に大きくなっている¹⁰。特に都市化の進展に伴い、それに関連した土地、人口、環境、都市・農村建設と管理、ソーシャルガバナンス等の問題は日増しに複雑化しているが、これらは当然「法治」によって管理する必要がある。国の法律・行政法規及び省レベルの法規のほか、管轄行政区域に特有な事項及び特別な必要性のある事項については、国及び省レベルでは特定の立法が不可能であるため、その要求があれば、法に基づく国家統治の要求に依拠して当該地域に地方立法権を付与しなければならない。数年来、一部の全国人大代表から、地方立法権を有する比較的大きな市の数を増やすよう求める議案・提言が多数提出されている。一部の設区市は國務院に申請を行い、比較的大きな市として承認され地方立法権の享受を要求している。党の第18期3中全会では、地方立法権を持つ比較的大きな市の数を段階的に増やすことが提起され、4中全会では法による設区市への地方立法権の付与が明確に提起されている。これらは、中央政府の統一的指導の下で地方政府が自主性・積極性を十分に発揮するという原則に従い、立法法改正を通じて設区市に地方立法権を与えることを要求するものであった。

3) 本改正過程では、設区市の名称に関して各種の意見があった。この点、本法において地方立法権を有する「比較的大きな市」は、既に広く受け入れられた概念であり、この「比較的大きな市」概念を維持し、改正前の本条4項の「本法でいう比較的大きな市とは、省、自治区の人民政府の所在地の市、経済特区の所在地の市、及び國務院の承認を受けた比較的大きな市」の後に「その他の設区市」を追加する提案もあり、これにより本法の「比較的大きな市」概念に全ての設区市が含まれるとの指摘もあった。

これに対し全国人大での審議過程では、一部代表から本法における「比較的大きな市」には特定の意味があり、憲法及び選挙法等の法律でも「設区市」概念が使われているため、全ての設区市に地方立法権を付与した後に、直接「設区市」概念を用いて説明する方がより明確で理解しやすいとの指摘があった。検討を経て、法律委員会は改正案中の「比較的大きな市」に関連する記述を「設区市」に修正する提案をしたものである。

(2) 自治州について

本改正では、全ての設区市に地方立法権を付与しているが、更に民族区域自治法4条2項により「自治州の自治機関は、区・県を設置した市の地方国家機関の職権を行使するとともに、自治権を行使する」。よって、自治州の人大とその常務委員会は、設区市に相応する地方性法規制定の職権が認められる。

¹⁰ 2014年11月に國務院が発表した都市の規模に関する新基準によれば、特大都市（常住人口が500万～1000万人）にあたる設区市は87あって30%を占める。また大型都市（300万～500万人）にあたる設区市は82で29%を占め、大型都市と特大都市を合わせると全体の60%近くを占めている（文献①225頁参照）。

4 地方性法規制定において遵守すべき原則

憲法第100条は、「省、直轄市の人民代表大会とその常務委員会は、この憲法、法律、行政法規に抵触しないことを前提として、地方性法規を制定することができ、これを全国人民代表大会常務委員会に届け出る」と定め、更に地方組織法は憲法の規定を補足して「省、自治区、直轄市並びに省、自治区の人民政府の所在地の市及び国务院の承認を受けた比較的大きな市の人民代表大会とその常務委員会は、管轄行政区域の具体的な状況及び実際の必要性に基づき、憲法、法律、行政法規に抵触しないことを前提として、地方性法規を制定し、公布することができる」と定める（同法7条2項）。そして本条1項及び2項は、地方性法規の制定において遵守すべき原則について、上記の憲法及び地方組織法による地方性法規制定の原則について重ねて言明している。

(1) 管轄行政区域の具体的な状況と実際の必要性に基づく原則

- 1) 地方性法規の特性の一つは、地域性がある点である。すなわち、①地方性法規の制定主体は地方の国家権力機関のみである。②地方性法規の内容は地方の実際状況に適応しなければならない。③地方性法規の効力は管轄行政区域に限られ、管轄行政区域外では拘束力がない。
- 2) 地方性法規制定の過程では、それが執行性のある（すなわち中央の法律を執行する性質の）地方性法規の制定、又は中央で未だ立法されていないものを先行して立法する場合、そのいずれの場合も管轄地域の具体的な状況と実際の需要に基づく、特定の立法であることに注意が必要である。逆に、地方立法でなるべく多くを取り込もうとする方向に傾いてはならない。また、地方性法規が定める事項は、管轄行政区域のみに限定されるものであり、その範囲を超えることはできない。

(2) 憲法、法律、行政法規に抵触しない原則

- 1) 地方性法規の制定は、憲法、法律、行政法規と抵触してはならず、抵触があれば無効である。地方性法規に対する憲法・法律の権限については長年にわたって具体的定義がなかったため、何をもって「抵触しない」とするかにつき理論・実践では理解が分かれていた。この点、憲法・法律は地方性法規について、抵触しない原則と備案制度のみを規定しており、地方の立法権限に関する明確な制限規定がない以上、地方性法規は憲法・法律に抵触しない原則さえ守れば、地方で実際に必要とされているものは全て制定可能であり、たとえ中央の一元的管理事項に関する事項でも地方性法規で規定できないものではないとの見解がある。他方、地方立法は中央立法に従属するもので、憲法・法律・行政法規の規定と一致すべきだけでなく、中央で未だ立法化されていない事項について、地方性法規が先行して立法化することは許されないとの見解もある。しかし、理論・実践のいずれの面においても、以上のような「上位法に抵触しない」原則に対する理解は、一方に偏りすぎており、広きに（又は狭きに）失っている。
- 2) 中国憲法は、中央と地方の国家機関の職権区分は、中央による統一的指導の下で地方の自主性・積極性を十分に発揮させる原則に基づくと規定する（憲法3条3項）。

憲法・法律・行政法規に抵触しない原則とは、まさに地方性法規と中央立法との関係において、上述の中央と地方との関係の総括的原則を表している。この「上位法に抵触しない」原則に基づき、第1に地方性法規の制定は国の法制度の統一に寄与するものでなければならず、法律によってのみ規定される事項について、地方性法規が関わることはできない。また法律・行政法規が既に規定している事項について、地方性法規はそれに違反することはできない。第2に地方性法規の制定に当たっては、地方立法の自主性と積極性を十分に発揮しなければならない。地方性法規の制定により、管轄地域の具体的状況と実際の必要性を結び付け、地方の実情に合わせ、憲法・法律・行政法規の施行を保障するとともに、特定の地域的問題を解決するものでなければならない。なお、専属的立法権以外の事項については、国が改革時期にあることを考慮し、中央立法で一足飛びに完全なものにできない場合、地方で先行して立法化することができ、実践経験を総括してから中央立法への格上げを行うべきである¹¹。

5 設区市及び自治州が制定する地方性法規事項の範囲

1) 設区市の地方立法権は、本改正過程において注目された問題の1つであり、全国人大常務委員会及び代表大会に上程された本法改正草案は、2度の修正が行われた¹²。この問題につき改正過程ではいくつかの異なる見解も存在した¹³。

第1の見解は、従前の経緯を見れば、49の比較的大きな市が制定した地方法規は地方組織法及び立法法に定められた『上位法に抵触しない』原則を遵守しており、総体的に好ましい状況にある。更に、現在の省級人大常務委員会の承認の仕組みにおいて、地方立法の主体の範囲が拡大しても、法制度の統一を保障することは可能であり、地方立法が混乱することもない以上、その立法権限を制限すべきでない」とする。

第2の見解は、設区市の立法権限を「都市建設、都市管理、環境保護、歴史文化保護等に関する事項」に制限するのは範囲が狭すぎるとし、設区市の実際の必要性に応じて立法権限の範囲を公共サービス、社会管理、人民の生活保障、教育、衛生、社会保障等に拡大すべきであり、更に設区市の行政区域範囲は、都市だけでなく広

¹¹ 例えば行政強制法11条は強制的行政措置の対象、条件、種類について法律規定がある場合、地方性法規はそれを拡大する規定を設けてはならないと定め、同10条では、法律、行政法規が制定されておらず、かつ地域的問題に属する場合、地方性法規は差押えの場所、施設又は財産、財産差押の強制的行政措置を定めることができると規定している（文献②263頁参照）。

¹² 2014年8月の立法法改正一審稿は「比較的大きな市が制定する地方性法規は、都市建設、景観・衛生、環境保護等の都市管理面の事項に限られる」とした。2014年12月の二審稿は、比較的大きな市は「都市建設、都市管理、環境保護等に関する事項について地方性法規を制定することができる。但し、比較的大きな市が地方性法規を制定する事項について法律に別段の定めがある場合を除く」とした。2015年3月に全国人民代表大会提出の立法法修正案草案では、比較的大きな市は「都市建設と管理、環境保護、歴史文化保護等に関する事項について、地方法規を制定する。但し、比較的大きな市が地方性法規を制定する事項について法律に別段の定めがある場合を除く」とした（文献①229頁参照）。

¹³ 文献②263～264頁参照。

大な農村部も含まれることから、立法権限もそれに見合ったものにすべきと主張する。

第3の見解は、法による国家統治の全面的推進、法制の統一の維持は極めて重要であるところ、設区市の立法権限を制限することは非常に重要であり、地方立法権の範囲を限りなく拡大してはならず、「立法の大躍進」を防止すべしという。

第4の見解は、既に地方立法権を有する49の比較的大きな市の立法権限は制限せず、「従来の都市は従来の方法で、新たに対象となった都市は新しい方法により」実施すべしとの主張であった。

- 2) 全ての設区市に地方立法権を付与するに当たり、地域の実際の需要に適応する必要があることはもとより、その地方立法の権限・範囲を相応に明確にし、立法の重複を避け、法制度の統一も維持しなければならないことを考慮して、本改正では、法により全ての設区市に地方立法権を付与するとともに、設区市は「都市建設・管理、環境保護、歴史文化保護等に関する事項」について地方性法規を制定することができ、設区市が地方性法規を制定する事項について別途規定がある場合にはその規定に従うことを明確にしている（本条2項前段）。

そして、本条の「都市建設・管理、環境保護、歴史文化保護等に関する事項」の範囲は比較的広範であり（例えば都市建設・管理では、都市計画、インフラ建設、市政管理等を含む。環境保護については環境保護法に基づき、その範囲には大気、水、海洋、土地、鉱物、森林、草原、湿地、野生生物、自然遺産、人文遺産等を含む。）、現在の49の比較的大きな市において既に制定されている地方性法規が関係する分野では、本条が規定する範囲により、基本的に全てをカバーすることができ、全体的にみて本条規定は地域の実際の要求に対して適応可能なものである¹⁴。

- 3) なお、従来の49の比較的大きな市の状況に鑑み、既に制定されている地方性法規のうち、ごくわずかな部分が上述の範囲を超えている可能性がある場合には、法の不遡及原則に基づき次のように定める。既存の49の比較的大きな市で「既に制定されている地方性法規が上述の事項の範囲外に及ぶ場合、引き続き有効とする」（本条6項）。

6 設区市が制定する地方性法規に対する省、自治区の人大常務委員会の審査承認手続

- 1) この点、本改正過程では、省、自治区が比較的大きな市の地方性法規を承認する手続を備案手続に改める提案もなされた。しかし、全ての設区市に地方立法権を付与すれば地方立法の主体が大幅に増加することを考慮し、更に法制度の統一を保障するためには、やはり設区市の地方性法規について省級人大常務委員会が承認する必要がある。
- 2) 本条は、省、自治区の人大常務委員会が設区市の地方性法規を承認するに当たっての要件を次のように示す。

¹⁴ 2015年3月12日「第12期全国人大法律委員会の『中華人民共和國立法法修正案（草案）』の審議結果に関する報告」第七項参照。

第1に、省、自治区の人大常務委員会は、承認を求められた地方性法規に対し、その合法性の審査を行うこと。審査の結果、憲法・法律・行政法規及び管轄省・自治区の地方性法規に抵触しないと判断した場合には、4か月以内に承認する（本条2項後段）。

第2に、省、自治区の人大常務委員会は、承認を求められた設区市の地方性法規を審査する際に、管轄省・自治区の人民政府の規章に抵触することが判明した場合は、処理決定を行うべきこと（本条3項）¹⁵。処理決定には次の3つの状況がある。

①省・自治区の規章が不適切な場合は、設区市の地方性法規を承認することができる。立法法の規定に基づき、省・自治区の人大常務委員会は、省・自治区の人民政府が制定した不適切な規章を廃止する権限を有する。よって当然、省・自治区の規章と一致しない設区市の地方性法規を承認する権限を有する。設区市の地方性法規が承認されれば、その効力は省・自治区の政府規章よりも高位となり、設区市においては地方性法規を適用しなければならない。省・自治区の人大常務委員会が、省・自治区の規章が適切でなく、その他の地域に適用すべきでないと判断した場合、設区市の地方性法規を承認するとともに、省・自治区の規章を廃止、又は省・自治区政府に修正を命じることができる。

②設区市の地方性法規が不適切であると判断した場合、設区市の人大常務委員会に対し、承認を求めた地方性法規について修正を命じることができる。設区市が修正に同意しない場合は、不承認とすることができる。

③設区市の地方性法規と、省・自治区の規章の規定のいずれも不適切であると判断した場合、それぞれに対して上記2つの方法により処理することができる。

7 設区市が地方性法規制定を開始する具体的手順と時期についての審査・承認手続

本改正により、全ての設区市に地方立法権が付与された。もともとその適用対象（設区市、自治州、前記の区を設置していない4の地級市）となる数は多く、地域格差が大きく、立法レベルも一様でないことを考慮すると、この業務は積極的かつ着実という精神をもって推進する必要がある。そこで本法では省、自治区の人大常務委員会は当該省、自治区が管轄する設区市、自治州の人口、地域面積、経済社会の発展状況及び立法の必要性、立法能力等の要素を総合的に考慮して、その他の設区市、自治州が地方性法規の制定を開始する具体的な手順及び時間を決定し、全国人大常務委員会及び国务院に対して備案（届出と登録）する旨を規定している（本条4項）。

【参考文献】前掲①220～236頁、②255～268頁、③191～202頁、④

¹⁵ この点、設区市が制定した地方性法規は省・自治区の人民政府が制定した規章に抵触してはならないとの見解があった。しかし、設区市が制定する地方性法規は省・自治区の人大常務委員会の承認を得たものであることを考慮すると、その法的効力は省・自治区の地方性法規と同等でなければならない。従って、設区市の地方性法規が省・自治区の規章に抵触してはならないとするのは適切ではない。同時に、法制度の統一を保障するため、本条3項では、省・自治区の人大常務委員会が承認過程において、承認を求められた地方性法規が省・自治区の規章に抵触すると認識した場合、状況に応じて処理を行うことができる旨を定める（文献①223頁参照）。

※決定三十二 第64条を第73条とし、第2項を次のように改める。二項を追加して、第3項、第4項とする。

【地方性法規の権限】

第73条 地方性法規は下記事項について規定することができる。

(一) 法律及び行政法規の規定を執行するために、当該行政区域の実際の状況に基づいて具体的規定を制定する必要がある事項

(二) 地方性事務に属し、地方性法規を制定する必要がある事項

2 本法第8条で規定する事項を除くその他の事項について国家が法律又は行政法規を制定していない場合、省、自治区、直轄市及び区を設置した市、自治州は、当該地方の具体的状況及び実際の必要に応じて先に地方性法規を制定することができる。国家が制定した法律又は行政法規の効力が生じた後、地方性法規の法律又は行政法規に抵触する規定は無効となり、制定機関は遅滞なく改正又は廃止を行わなければならない。

3 区を設置した市、自治州は本条第1項、第2項に基づいて地方性法規を制定する場合、本法第72条第2項の規定する事項に限定される。

4 地方性法規の制定に際して、上位法に既に明確な規定内容がある場合、通常は重複的な規定をしない。

本条は地方性法規の立法権限に関する規定である（一部改正）。

1 本条の趣旨

本改正では、中央と地方の立法権限をいかに適切に区分し、地方立法権限の範囲を明確にするかについて、中央と地方の権限範囲を列記するかどうかを検討された。検討の結果、そのような方式は中国の体制に合致せず、実行不可能であることが判明した。中国は単一国家であり、地方の権限は中央が付与するもので、地方のみが立法可能で中央が立法できないという状況は存在しないこと、また実際に中央と地方の立法権限を全て列記することは困難だからである。こうして、立法機関は、本条の地方性法規の権限に関する規定を維持し、全国人大及びその常務委員会の専属的立法権を規定した上で、地方性法規の権限範囲について原則的規定を設けたものである。

2 地方性法規の権限範囲

本条によれば、地方性法規で規定できる事項には以下の3種類を含む。

1) 法律・行政法規の規定を執行するため、管轄行政区域の実際状況に応じた具体的規定を必要とする事項

この規定は、上位法がある場合に、法律・行政法規の実施を確実に行うため、地方性法規で執行に関する規定を定めることができることを示す。法律・行政法規は全国での施行が必要であるが、全国各地の実際状況を考慮すると、一部は比較的概

括的及び原則的にしか規定できない。具体的規定については、地方性法規によって管轄行政区の実際状況に基づき定める必要があり、そうしてこそ実際状況により則した法律及び行政法規の執行に寄与できるのであり、一部の法律・行政法規も、これについて明確に規定している¹⁶。上述の規定に対し、地方人大とその常務委員会は地方性法規を制定しなければならないが、それは地方人大とその常務委員会の職責である。注意すべきは、地方性法規は法律、行政法規の規定を根拠として具体的又は補足的な規定を設けなければならないが、法律・行政法規に抵触してはならない点である。

2) 地域的業務において地方性法規を制定すべき事項

地域的業務とは地域的特色を持つ業務をいい、一般的には、全国的な法律・行政法規で統一して規定する必要のない、又は予見可能な期間においてその必要のないものである。例えば、管轄行政区域内の景勝地や、ある種の地域的特色のある無形文化遺産の保護は、正に地域的業務であり、一般的には国が規定する必要はない。また、花火・爆竹の禁止は、一部都市では必要性があると認められるため、それを地方性法規で定めるが、一方で花火・爆竹は制限すべきでないとする都市もあるが、かかる事項は明らかに国による統一立法は必要でない。

3) 全国人大及び常務委員会の専属的立法権以外で中央が未だ立法していない事項

国家権力最高機関の専属的立法権は、地方性法規の「立入禁止区域」であり、国が法律を制定しているか否かに関わらず、地方で規定することはできない。これを侵した地方性法規は越権となり、無効である。他方、国家権力最高機関の専属的立法権以外で、国が未だ法律又は行政法規を定めていない事項については、地方性法規が先行して規定することが認められる。立法実務では、たとえ地方の先行的規定が許されていたとしても、中央の一元管理に関わる事項について地方が規定するのは不適當である。国の立法案が発表される以前に、地方が先に地方性法規を制定して地方の実際問題を解決することは可能だが、しかし、一旦中央が法律を定めれば、法律と行政法規の階層は地方性法規よりも上位にある以上、地方性法規が法律・行政法規に抵触していれば無効であり、地方の法制機関は速やかに改正・廃止しなければならない。

注意すべきは、設区市が法律、行政法規の規定を執行するために管轄行政区の実際状況に則して具体的規定をおく場合、又は地域的業務、全国人大とその常務委員会の専属的立法権以外で中央が未だ法を定めていない事項について立法を行う場合、いずれも本法72条2項による「都市建設・管理、環境保護、歴史文化保護等に関する事項」に限られる点である（本条3項）。

¹⁶ 例えば選挙法第57条「省、自治区、直轄市の人大及びその常務委員会は、本法に基づき選挙実施細則を定め、全国人大常務委員会に届け出ることができる」。村民委員会組織法第40条「省、自治区、直轄市の人大常務委員会は、本法に基づき、管轄行政区の実際の状況を踏まえ、実施弁法を定める」等である（文献②270頁参照）。

3 地方性法規は上位法と重複的な規定をしない（本条4項）

本法72条は、地方性法規は「管轄行政区域の具体的状況及び実際の必要に応じ」制定しなければならない原則を定める。地方性法規の地域性を十分に反映させるため、地方性法規の内容は地方の実情に合わせて、管轄行政区域の実際の問題を解決し、焦点を絞った立法を行わなければならない。規定の必要なところに必要な規定を作るものであり、体系を構築する必要はなく、法律、行政法規の規定と不必要に重複してはならない。2000年立法法が可決されてから十数年、地方立法には重複立法の状況が少なからず出現している。特に上位法の執行のために制定された具体的な実施可能性を有する地方性法規において、一方的に全てを盛り込もうとする傾向があり、上位法と体裁を一致させるために、上位法規定が丸写しにされていることもある。

本改正過程では、設区市及び自治州に立法権を付与すれば、重複立法の状況がさらに激しくなり立法資源の浪費になるとする指摘が多方面からなされた。そこで本改正では本条に第4項を追加し、地方性法規の制定について、上位法に対する規定の内容を明確にし、通常は重複する規定を設けないことを更に強調している。

【参考文献】前掲①236～239頁，②269～272頁，③202～204頁，④248～251頁参照。

【経済特区の法規】

第74条 経済特区の所在地である省、市の人民代表大会及びその常務委員会は、全国人民代表大会による授權決定に基づき、法規を制定して経済特区の範囲内で実施する。

【自治条例と単行条例】

第75条 民族自治地方の人民代表大会は、当該地方の民族の政治、経済及び文化の特色に従って自治条例及び単行条例を制定する権限を有する。自治区の自治条例及び単行条例は、全国人民代表大会常務委員会に報告して承認を得た後、効力を生じる。自治州及び自治県の自治条例及び単行条例は、省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会に報告して承認を得た後に効力を生じる。

2 自治条例及び単行条例は、当該地方の民族の特色に従って法律及び行政法規の規定に対する変通規定を制定することができる。但し、法律及び行政法規の基本原則に違反してはならず、憲法及び民族区域自治法の規定、その他の関連する法律及び行政法規の民族自治地方のために制定された規定に対して変通規定を制定することはできない。

【人民代表大会での可決】

第76条 当該行政区域における特別に重大な事項について地方性法規を制定する場合、人民代表大会において可決されなければならない。

【地方性法規の制定手続】

第77条 地方性法規の案, 自治条例と単行条例の案の提出, 審議及び表決手続は, 中華人民共和国地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府組織法に基づき, 本法第2章第2節, 第3節及び第5節の規定を参照して, 当該級人民代表大会が規定する。

2 地方性法規の草案は, 統一審議を担当する機構が審議結果報告及び草案修正稿を提出する。

第74条は経済特区の法規に関する規定, 第75条は自治条例と単行条例に関する規定, 第76条は人大での可決に関する規定, 第77条は地方性法規の制定手続に関する規定であり, 旧法規定と同内容である。

※決定三十三 第69条を第78条とし, 第3項を次のように改める。

【地方性法規の公布手続】

第78条 省, 自治区, 直轄市の人民代表大会が制定した地方性法規は, 大会主席団が公告を發表して公布する。

2 省, 自治区, 直轄市の人民代表大会常務委員会が制定した地方性法規は, 常務委員会が公告を發表して公布する。

3 区を設置した市, 自治州の人民代表大会及びその常務委員会が制定した地方性法規は, 報告して承認を得た後, 区を設置した市, 自治州の人民代表大会常務委員会が公告を發表して公布する。

4 自治条例と単行条例は報告して承認を得た後, 自治区, 自治州, 自治県の人民代表大会常務委員会がそれぞれ公告を發表して公布する。

本条は地方性法規の公布手続に関する規定である (一部改正)。

1 本条の趣旨

地方性法規の公布は, 法に定められた主体が, 地方性法規制定機関の可決した法規を公に發表することである。地方性法規は一つの地域内で実施する規範であり, その内容の多くは法律及び行政法規の具体化, 及び管轄地の業務に関わる規定であり, 管轄地域の民衆・組織の利益と密接に関係する。そのため, 地方性法規がその役割を果たすには, 地方性法規の公布作業を適切に行う必要があり, そうしなければ可決された地方性法規自体が完全なものであっても実際の執行過程では依然混乱が生じる可能性があり, 法制度の強化にとって大きなデメリットとなる。

上述の新法72条を受けて修正された本条3項により, 設区市・自治州の人大及びその常務委員会が制定した地方性法規が報告承認されれば, 設区市及び自治州の人大常務委員会が公告を發表して公布する。

2 地方性法規の公布主体

本条に基づき、省、自治区、直轄市の人大が制定した地方性法規は、大会の議長団が公告を発表して公布する。大会の議長団が公布をするのは、①地方には行政機関・裁判機関・検察機関を超越する国家主席のような職位がないこと、②議長団は人大会議の主宰機関として、人大会議が公衆に公布する必要のある事項は全て議長団が公布するため、地方性法規も議長団が公布するのが必然だからである。

省、自治区、直轄市の人大常務委員会が制定した地方性法規は、常務委員会が公告を発表して公布する。

設区市・自治州の人大及びその常務委員会が制定した地方性法規が報告承認されれば、設区市及び自治州の人大常務委員会が公告を発表して公布する。設区市及び自治州の人大が制定した地方性法規は、省、自治区の人大常務委員会の承認が必要であるため、承認を得れば、市（州）人大の制定か市（州）人大常務委員会の制定かを問わず、その地方性法規は、全て設区市及び自治州の人大常務委員会によって公布される。

3 自治条例及び単行条例の公布主体

本法公布以前は、自治条例及び単行条例の公布について法律には明確な規定がなく、そのため実務においてはその方法が統一されていなかった。本法では自治条例及び単行条例の公布について明確に規定し、自治条例及び単行条例が報告され承認されれば、それぞれの条例の制定機関たる人大常務委員会により公告を発表して公布するものとし、承認機関による公布は行わないとしている。これは、設区市が制定した地方性法規が、報告承認された後、設区市の人大常務委員会が公布する規定と整合するものである。

【参考文献】前掲①255～257頁、②288～289頁、③217～218頁、④263～264頁参照。

※決定三十四 第70条を第79条とし、第1項を次のように改める。

【地方性法規の公布媒体】

第79条 地方性法規、自治区の自治条例と単行条例は、その公布後、遅滞なく当該級人民代表大会常務委員会公報と中国人大ネット、当該地方人民代表大会のウェブサイト及び当該行政区域の範囲内で発行される新聞に掲載しなければならない。

2 常務委員会公報に掲載された地方性法規、自治条例、単行条例の文書を標準文書とする。

本条は地方性法規の公布媒体に関する規定である（一部改正）。

1 本条の趣旨

この点、2000年立法法制定前の中国では、地方性法規の公布後、印刷物に掲載することについて相応する法律規定がなく、実践において、一般的には常務委員会の

公報（会刊、会報と呼ぶ地方もある。）に掲載するとともに、管轄地の新聞紙上にも掲載していた。しかし、一部地方では、人大常務委員会の公報は内部刊行物であり、公布の目的を達することができないこと、また新聞紙上への掲載は、経済的理由により新聞社が掲載を渋ったり、速やかに掲載できないことがあり、2000年立法法では地方性法規の掲載を規範化するため、旧70条に関連規定が置かれていた。

更に本改正では、一部全国人大代表から、立法の公開性・透明性を更に高めるため、法律法規及び部門規章、地方政府規章は掲載を統一し、社会各方面から照会・検索を容易にすべきとして、現在のインターネットの発展普及状況に基づき、ネット上で法律法規を統一公布する規定を追加する提案がなされ、これが採用されている。

2 地方性法規の公布媒体

本条では、地方性法規は公布後、遅滞なく当該級の人大常務委員会の公報に掲載し、かつ公報に掲載した文書が標準文書であることを明確に定める。これは地方性法規の厳正性・権威性を守り、地方性法規の正しい執行を保障するのに資する。

次に地方性法規は全国人大常務委員会公式サイト「中国人大網」及び管轄地人大の公式サイトに掲載しなければならない。公式サイトは新たな情報媒体として伝達速度が速く、範囲が広く、照会が容易という特徴を有し、特に「中国人大網」で各地の地方性法規を一元的に公布することは、公衆が各地方の立法状況を検索する上で有用である。

最後に、地方性法規は管轄行政区域内で発行される新聞紙上にも遅滞なく掲載しなければならない。新聞は従来型情報伝達メディアであり、安価で入手しやすく、また繰り返し読み、保管することができる特長があり、管轄地域の民衆・組織が法規内容を理解する上でも有益である。

3 自治条例及び単行条例の公布媒体

本条に基づき、自治区の自治条例及び単行条例は公布後、遅滞なく当該級の人大常務委員会の公報に掲載し、当該行政区域内で発行される新聞紙上に掲載しなければならない。本法では自治区の自治条例と単行条例の掲載についてのみ規定し、自治州及び自治県の自治条例と単行条例の掲載については規定がない。その理由は主に、自治州・自治県の人大常務委員会には必ずしも公報と現地紙があるとは限らず、自治州・自治県の自治条例と単行条例の掲載について統一規定を設けることの困難性が考慮されたものである。

【参考文献】前掲①257～259頁，②289～291頁，③218～219頁，④265～266頁参照。

（つづく）

活動報告

【会 合】

法整備支援へのいざない

国際協力部教官

前 田 澄 子

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」といいます。）は、2018年6月30日（土）、大学生、法科大学院生及び若手法曹等を主な対象として、公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」（以下「本シンポジウム」といいます。）を開催しましたので、その概要をご紹介します。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、本職の私見です。

第2 本シンポジウム開催の趣旨・背景

本シンポジウムは、公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法制国際教育協力研究センター（CALE）との共催で開催している連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野2018」の第1弾です。

本連携企画は、学生を中心とする若い世代の方々に、法整備支援やアジア法研究について知ってもらい、この分野における次世代の人材を育成していくことを目的として毎年開催しています。この企画は、2009年に法務省法務総合研究所等が主催したシンポジウムをきっかけとして始まったもので、2012年からは、年間を通じて、①初夏に法整備支援を知るための「入門編」となるセミナー、②夏休みの時期に法整備支援等に関する知識を深めることを主眼とした「サマースクール」（名古屋大学主催。本年は8月27日、28日開催。）、③秋頃に学生の発表を主体とする「法整備支援シンポジウム」（慶應義塾大学主催。今年度は、12月8日に開催予定。）の3企画をそれぞれ開催するという構成で、本年まで続いてまいりました。一昨年からは、当部が①の「入門編」となるシンポジウムを主催し、企画・運営を行っています。

当部は、昨年10月に東京都昭島市にある国際法務総合センターに移転しましたが、今年度は、昨年まで会場としていた大阪中之島合同庁舎2階の国際会議室を大阪会場、国際法務総合センターの国際会議場を東京会場として、両会場をテレビ会議システムで結んで開催しました。

連携企画の「入門編」と位置づけられる本シンポジウムは、若い世代の方々に、法整備支援活動の内容をご紹介しますとともに、法整備支援に携わるためのキャリアパスを共に考えることを目的として開催しました。そのため、できるだけ多くの学生・若手法曹の方々に本シンポジウムの開催を知っていただきたく、昨年度に引き続き、関西一円や東京周辺

の各大学・法科大学院，弁護士会等にご協力いただき，広報活動を行いました。多くの大学，弁護士会の皆様等にご協力いただきましたおかげで，本シンポジウム当日は，大阪会場は61名，東京会場は93名，合計154名もの方々にご参加いただくことができました。このことは，我々にとって大きな励みとなるとともに，法整備支援や法分野の国際協力についての若い方々の関心の強さを実感する機会となりました。

第3 本シンポジウムの内容

1 冒頭挨拶

本シンポジウムは，当部部长・森永太郎からの冒頭挨拶から始まりました。森永部長には，今回のシンポジウムのテーマでもある，法整備支援に携わるためのキャリアパスについて，「型にはまらない，横に非常に幅の広いものである。」とお話いただき，本シンポジウムの方向性を示して頂きました。

2 導入講義「法整備支援って何だろう？」

第1部は，当部教官による導入講義「法整備支援って何だろう？」です。導入講義では，参加者の皆様に，法整備支援とは何なのか，どういった人々関わっているのかという点について，概要をつかんでいただくことを目的としました。この講義を担当したのは，本年4月より当部に配属となった小谷ゆかり教官と小島麻友子教官です。小谷教官は浴衣を，小島教官はラオスの民族衣装のスカート「シン」をそれぞれ身にまとい，法整備支援の概要について，非常にわかりやすく噛み砕いて，語っていただきました。

導入講義の前半では，法整備支援の概要や，法整備支援を行う目的，そして，どういった立場の方が法整備支援に携わっているのか等について説明がなされました。いずれも，この分野に興味をお持ちの方々にとっては，関心の深いお話だったのではないのでしょうか。



【第1部 導入講義の様子】

導入講義の後半では、支援対象国各国の印象的な写真とともに、各国で行っている法整備支援活動の概要について、国ごとに説明がなされました。支援対象国は、どの国もそれぞれ法整備支援を必要とする課題や理由を抱えており、各国のニーズや要請に応えるという形で支援が実施されますので、各国で実施している支援活動の内容は、その国の事情によって様々です。導入講義の中では、国ごとの紹介は、ごく簡単なものにとどまりましたが、各国が抱える課題とともに活動状況が紹介されたことにより、具体的な支援内容、活動内容に興味を持っていただくきっかけとなったのではないのでしょうか。

この導入講義を通じて、法整備支援の概要についてご理解いただくとともに、興味を深めていただけましたら幸いです。

3 基調講演「法整備支援に携わる一中国的特色のある法制度整備支援の現場から」

第2部では、JICA長期専門家として中華人民共和国・北京に派遣され、まさに今現在、法整備支援の現場でご活躍中の白出博之弁護士より、「法整備支援に携わる一中国的特色のある法制度整備支援の現場から」と題して、基調講演をいただきました。

白出専門家からは、まず、ご自身のご経歴やJICA長期専門家として北京に派遣されることになった経緯などについて、お話がありました。白出専門家は、1995年に弁護士登録後、一般の民商事事件を中心に扱う法律事務所で弁護士として勤務されるとともに、大学で特別教授を務めておられたところ、中国からの留学生をきちんと指導したいとの思いから中国語の勉強を始められたそうです。その後、JICAの中国に対する法整備支援案件について、長期専門家の公募情報を見つけ、公募手続を経て、2011年1月から2年10か月間北京に赴任され、その後も2014年6月に開始された現行プロジェクトの長期専門家として、再び北京に赴任され、現在に至るまで北京でご活躍されています。



【第2部 基調講演の様子】

続いて、中国の法整備支援の概況について、ご自身のエピソードを交えながら、ご紹介

介いただきました。赴任当初、カウンターパート機関の内部で常駐し活動をしようとしたものの、先方の意向で叶わなかったこと、反日デモが続いた際には、非常に心を痛めるとともに自分の身を守ることも意識したこと等、白出専門家のお話からは、中国ならではのご苦勞もうかがい知ることができました。その一方で、「迷ったらやってみる」「頼まれたことはやる」という信念のもと、当初担当されていた国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」に加えて、「行政訴訟法及び行政関連法」についても担当することとし、扱う分野を大きく広げられたというお話には、敬服いたしますし、現在実施しているプロジェクトでは、日本側から積極的に優先順位を提示して支援対象法令を決めているといったお話からは、白出専門家が中国側の信頼を得て、非常にダイナミックで、やりがいのある魅力的な仕事に携わっておられることが伝わってきたのではないかと思います。

日中の架け橋としてご活躍されている白出専門家の熱い思いが、皆様に伝わるとともに、将来、法整備支援に携わろうと考えている方々にとっては、学べる点多かったのではないのでしょうか。素晴らしいご講演をいただきましたこと、この場を借りて感謝申し上げます。

4 プレゼンテーション「長期専門家の業務と生活」

- (1) JICAが行っている法整備支援プロジェクトでは、現地にプロジェクト事務所が置かれ、裁判官、検事、弁護士が「JICA長期専門家」という立場で派遣され、働いています。第3部では、長期派遣専門家の仕事や生活に焦点を当て、長期専門家経験者お二人に、プレゼンテーションをしていただきました。

ご登壇いただいたのは、2018年3月までラオス・ビエンチャンに派遣されていた須田大検事、そしてまさに今、インドネシア・ジャカルタに派遣されてご活躍中の石神有吾専門家（裁判官）です。

- (2) まずは、須田検事より、ラオスに派遣されていた当時の仕事内容や生活ぶりについて、ご紹介いただきました。



【第3部 須田検事のプレゼンテーションの様子】

須田検事からは、まず、ラオスでご担当されていたプロジェクトの概要等についてご紹介をいただいた後、実際に須田検事が勤務されていたプロジェクトオフィスの様子や職場環境、一緒に仕事をしていた同僚の方々、そしてラオス国内での活動の様子（プロジェクトオフィスでの協議の様子や合宿形式での集中協議など）等について、写真を交えてご紹介いただきました。

海外に赴任するとなると、プライベート面も気になるところですが、須田検事からは、アフターファイブにサッカーや食事を楽しんだり、ご家族と学校行事に参加された様子などをご紹介いただきました。

須田検事のプレゼンテーションでは、同僚やカウンターパート機関の方々との笑顔にあふれた多彩な写真が、大変印象的でした。須田検事の「プロジェクトはチームプレーである。」との言葉どおり、同僚の方々や関係機関の皆様との人間関係、信頼関係を何よりも重視されていたということが、強く伝わって参りました。

(3) 次に、石神専門家より、ジャカルタでの業務内容や、生活の様子などをご紹介いただきました。



【第3部 石神専門家のプレゼンテーションの様子】

石神専門家は、裁判官出身で、現在、JICA長期専門家としてインドネシアに派遣され、裁判官の研修や、知的財産についての研修カリキュラムを作る等の業務に携わっておられます。

石神専門家からは、まずプロジェクトの概要や職場環境についてご紹介いただいた後、1週間の日常業務を例として、具体的な業務内容やスケジュール、業務をすすめる中で感じたインドネシアの法曹の印象や課題などについてお話しいただきました。

続いて、石神専門家が住んでいるマンションや、ジャカルタ市内の様子などについて、写真を交えてご紹介いただくとともに、現地に住んでいる石神専門家ならではの実情や悩みをお話しいただきました。また、インドネシアに来てみて良かった点、ご苦労された点をそれぞれご紹介いただきました。ご苦労はありながらも、イ

インドネシアでの生活を楽しんでおられる様子が伝わってまいりました。

5 パネルディスカッション「法整備支援への携わり方とキャリアパス」

第4部では、「法整備支援への携わり方とキャリアパス」と題して、パネルディスカッションを実施しました。パネリストは、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の松嶋希会弁護士，C A L Eのセンター長を務める國分典子先生，J I C A国際協力専門員の小松健太弁護士，東京地方検察庁立川支部の中村憲一検事，法務省大臣官房国際課の渡部吉俊法務専門官の5名で，モデレーターは，森永太郎国際協力部長が務めました。松嶋弁護士，國分先生，中村検事のお三方は東京会場から，小松専門員，渡部法務専門官，そしてモデレーターの森永部長は大阪会場からご参加いただきました。

第4部のパネリストの方々は，実に多様なバックグラウンドをお持ちです。まずは，各パネリストの皆様より，自己紹介を兼ねて，どういった形で法整備支援に携わるようになったのか等についてお話しいただきました。

國分先生からは，名古屋大学が行っている法整備支援事業及びC A L Eについてご紹介いただきました。C A L Eは，海外に研究教育拠点を設け，日本語や日本法の講師を派遣するなどして，日本法の教育支援を実施しています。各国に派遣する講師については，時々募集も行っているそうですので，ご関心をお持ちの方は手を上げてみてはいかがでしょうか。

松嶋弁護士は，J I C Aの「ウズベキスタン倒産法注釈書プロジェクト」の長期専門家として，ウズベキスタンに派遣されたご経験をお持ちです。弁護士になる前から，ロシアや中央アジア，シルクロードに興味を有していたところ，弁護士として扱っていた倒産法の分野で，ウズベキスタンでJ I C Aプロジェクトがあるということで，興味を持たれたそうです。

小松弁護士は，J I C Aの「ミャンマー法整備支援プロジェクト」の長期専門家として，ミャンマーで3年半にわたって勤務されたご経験をお持ちです。現在は，J I C Aで国際協力専門員という立場で勤務されています。国際協力専門員については，J I C Aのインハウスアドバイザーであり，職員の方に対してアドバイスなどを行っているご紹介いただきました。

中村検事は，当部教官として数年勤務された後，J I C A長期専門家として，ラオスに約2年間赴任されました。また，当部が検察庁や法務省職員を対象として実施している「国際協力人材育成研修」の第1回目の研修員でもあります。

渡部法務専門官は，法務省入省後，様々な部署で行政官として勤務された後，3年間当部教官として法整備支援に携わり，現在は，本年4月に新設された法務省大臣官房国際課でお仕事をされています。

続いて，パネリストの皆様から，法整備支援に携わるに当たって身につけておくべきことについて，それぞれお話しいただきました。この点は，本シンポジウムに参加された若い世代の方々にとって，大変関心のある点だったのではないのでしょうか。小松弁護

士からは、基礎的な民法や刑法の考え方といった基本をおろそかにせずきちんと勉強しておくことが重要であるとの指摘がなされました。先方の質問や疑問点について、おおよその見当をつける、その勘所をつかむためにも、基本についての勉強は大事であるとのことです。また、中村検事と渡部法務専門官は、ご自身の検事や行政官としてのご経験が、松嶋弁護士は、ウズベキスタン倒産法のプロジェクトに携わるに当たってロシア語が理解できたことが、それぞれ強みになったとお話しされていました。法整備支援のニーズの中で、自身の強みとなる実務経験や知識を持つことが、相手国に貢献する上で重要であるということが、感じられるお話しだったのでないでしょうか。

更に、パネリストの皆様からは、本シンポジウムに参加された方々に向けて、示唆に富むアドバイスを多くいただきました。

國分先生からは、「法整備支援に関わることは、日本法を見つめ直す機会である、従来の法学が対象としてきた欧米以外のことに関心を持ち、自分を見つめ直す機会にしていきたい。」とお話しをいただきました。

中村検事からは、法整備支援に携わるに当たって「忍耐」が必要となる場面がある一方、その中で小さな変化に気付いて喜びを見いだすことができると、法整備支援の魅力をお話しいただきました。

小松弁護士からは、法整備支援への携わり方について、「開発」という観点から幅広く見ると、法整備支援をより面白く捉えられるとして、開発のプロであるJICA職員というキャリアについてもご紹介いただきました。

松嶋弁護士からは、「法整備支援にどういう形で関わりたいかによって、必要な能力も変わってくる。まずは、その点を考えていただくといいのではないかと」と、先に話題となった法整備支援に携わるに当たって身につけておくべきことにも関わる、重要なご指摘をいただきました。

そして、渡部法務専門官からは、「法・司法の国際分野での関わり方には様々なものがあるため、常にアンテナを張って関心を持ち、その中で自分の興味・関心を元に、自身の強みを見つけつつチャンスを狙うということが続けていきたい。」と、次世代の皆様に向けた力強い、激励のメッセージを頂きました。

パネルディスカッションの最後には、質疑応答の時間が設けられ、大阪会場、東京会場それぞれから、多くの質問が寄せられました。JICA長期専門家として派遣されるために必要な実務経験、法整備支援に携わった経験がその後の仕事にどのように生きているか、更には各パネリストのキャリアについての具体的な質問等がなされ、パネリストの皆様には、各質問に丁寧にお答えいただきました。参加者の方々の関心の高さを感じるとともに、大変充実したやり取りとなりました。



【パネルディスカッションの様子（左：東京会場，右：大阪会場）】

6 連携企画の告知

パネルディスカッションに続き、今後開催が予定されている連携企画の告知が行われました。

連携企画の第2弾は、2018年8月27日、28日に、名古屋大学大学院法学研究科等が主催で開催する「サマースクール」です。CALEの牧野絵美特任講師より、「法整備支援を考えるための基礎理論を学ぶ」というテーマで、社会主義体制から市場経済への体制移行を中心に講義等が実施される旨ご紹介いただきました。

第3弾は、同年12月8日に慶應義塾大学法務研究科主催で開催される「法整備支援シンポジウム」です。慶應義塾大学の松尾弘教授より、連携企画の総まとめとしてのイベントで、テーマは「社会包摂活動（social inclusion）と法整備支援」であるにご紹介いただきました。

法整備支援について、より理解を深めていただければと思いますので、ぜひ、これらの企画にも足を運んでいただければと思います。

7 閉会挨拶

本シンポジウムは、共催いただいたICCLCの大野恒太郎理事長の閉会挨拶で幕を閉じました。大野理事長からは、「法整備支援という仕事に取り組むことは、国際的に活躍する法律家・実務家としてのキャリアを築いていく上で非常に有力な足がかりになる。」として、ぜひ法整備支援やアジア法に積極的にチャレンジし、持てる力を存分に発揮してもらいたいと、会場の皆様にエールを送っていただきました。

第4 おわりに

おかげさまで、本シンポジウムは、154名の方にご参加いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

本シンポジウムでは、法整備支援のキャリアパスという点に焦点を当てましたが、森永部長の冒頭挨拶にあったとおり、そのキャリアパスが「型にはまらない、横に幅広いもの」であることを実感できるものだったのではないのでしょうか。今回ご登壇いただいた方々に

は、1人として同じキャリアを歩んだ方はいらっしゃいませんでした。まさに、各々の興味・関心にしたがってご自身の強みとなるものを身につけ、チャンスをつかんで来られたのではないのでしょうか。パネルディスカッションの中でのお話にもありましたが、関心のあるところに常にアンテナを張っておくこと、そして自身の売り、強みを身につけることが、キャリアを切り開いていくことにつながるのだと感じます。

今回ご登壇いただいた方々の他にも、様々な形で法整備支援に携わっている方がいらっしゃいます。連携企画の告知をしてくださった慶應義塾大学の松尾弘教授を始め、支援対象国で法律の起草支援等に携わる学者、研究者の方々も多くいらっしゃいますし、パネルディスカッションの中で森永部長からも照会がありましたが、国連開発計画（UNDP）や国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等の国連機関、各国の政府が共同で設立している国際機関において法整備支援に携わる道もあります。

今回のシンポジウムが、ご参加いただいた皆様にとって、この分野への興味関心を強めていただくきっかけとなり、またご自身のキャリア形成を考える際の一助となれば、担当者としては望外の喜びです。

最後になりましたが、お忙しい中、ご登壇をご快諾いただきました登壇者の皆様、法整備支援の意義や本シンポジウムの趣旨をご理解いただき、共催、後援をいただきました皆様、そして、広報活動にご協力いただきました各大学、法科大学院、弁護士会等の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

ありがとうございました。

【海外出張】

ネパール仮釈放・保護観察・量刑ワークショップ

国際協力部教官

梅本友美

第1 ワークショップ開催の背景

ネパールでは、10年に及ぶ内戦を経て、2008年5月王政廃止とともに連邦共和制への移行が宣言され、以降、近代民主国家への転換を図るべく、1853年に制定されたムルキアイン法典（民事実体法、民事手続法、刑事実体法、刑事手続法を包摂する基本法典）の解体・改正作業が進められてきた。独立行政法人国際協力機構（JICA）は、ネパール政府からの要請を受け、2009年に民法起草支援を開始し、現在まで長期専門家を現地に派遣するなどして立法作業に協力しているほか、2013年9月から2018年3月まで、裁判所の能力強化プロジェクトを実施した。国際協力部では、本邦研修を実施し、JICAの上記活動に協力するとともに、2009年以降、現地セミナーや国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）との共催による招へい検察官に対する共同研究を通じて、刑事司法の分野でも、独自の支援を行ってきた¹。そして、遂に、2017年10月ネパールにおいて民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、量刑法の新五法が成立した。

こうした支援の過程において、ネパール最高裁判所マヘンドラ・ナート・ウパッデヤ事務局長から、国際協力部森永太郎部長に対し、新法により新たに導入される各種制度、特に、刑事司法分野の仮釈放、保護観察、量刑判断について、ネパール側に知識・経験の蓄積がなく、法の執行・運用に際し実務上大きな困難に直面している窮状が明かされ、日本の知見の提供を求められた。そこで、新五法の施行が2018年8月17日に迫る中、まずは、裁判官をはじめとする関係職種を対象に上記制度に関する日本における実務を紹介し、同制度の意義や機能を理解してもらうことを目的とし、関係職種間で問題意識の共有化を図り、今後の具体的運用に向けた協議の契機となることを期待して、現地ワークショップを開催することとした。

第2 ワークショップの概要

- 1 日程 2018年5月29日（火）～同月31日（木）
- 2 会場 ネパール国家司法学院（マナマイジュ別館）会議室
- 3 主催 ネパール最高裁判所，同国家司法学院，法務総合研究所国際協力部
- 4 挨拶 ネパール最高裁判所アナンダ・モハン・バッタライ判事，同ウパッデヤ事務局長，国家司法学院ケサリ・ラジ・パンディット事務局長，国際協

¹ ネパールに対する法制度整備支援の詳細については、既刊のICD NEWS及び当部ウェブサイトの国別活動内容・ネパールを参照されたい。

[URL：http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00058.html]

力部森永部長

5 参加者 ネパール地方裁判所判事9名ほか、最高裁判所、検事総長府、司法省、内務省、矯正局の各関係職員、警察幹部等（合計26名）

6 プログラム

第1日目（午前8時40分～午後3時45分）

・バッタライ最高裁判事による基調講演

「ネパールの新刑事法により司法に提起された課題－仮釈放、保護観察、適正な量刑実務」

・国際協力部森永部長の発表

「仮釈放と保護観察－刑事司法における社会内処遇の重要性と持続可能性」

第2日目（午前9時～午後3時45分）

・国際協力部森永部長の発表

①「社会内処遇－意義、歴史、類型、優位性」

②「日本の社会内処遇1－関係機関、観察処分の種類、開始手続」

③「日本の社会内処遇2－社会内処遇実務、善行に対する報奨と悪行に対する制裁、省庁間連携と民間セクターによる支援」

第3日目（午前9時～午後2時）

・筆者の発表

①「日本の量刑実務－裁判官は何を考慮しているか－一次的要素と二次的要素」

②「仮釈放、保護観察に対する裁判官の認識－裁判官は、被告人の更生と再犯防止のために何ができるか－実刑の代替案」

・フロアディスカッション



【森永部長の発表の様子】

第3 所感

1 ワークショップでは、前記のとおり、第1日目午前中にバットライ最高裁判事から、刑事関連法の主要な改正点について総論的な説明をしていただいた後、第2日目以降、国際協力部森永部長、筆者において、日本の制度、実務の説明を行ったが、参加者から活発に質問の手が挙がり、説明の合間にも適宜質疑応答を行った。こうした質疑応答を通じて、ネパールの裁判官らが、新制度の意義は理解するに至ったものの、これを具体化する下位規範や運用指針が存在せず、実施機関等インフラも整っていない状況下で、その運用に当たって大きな戸惑いと不安を抱いていることが分かった²。他方で、参加者らからは、法を適切に執行するという自らの責務を果たすべく、日本の制度や実務から参考となる知見を獲得しようという強い意欲が感じられ、非常に充実したワークショップとなった。また、今回のワークショップは全て英語で実施したが、参加者らの語学能力は概ね高く、円滑かつ直接にコミュニケーションを図ることができ、効率的であった。

ワークショップ終了後、ウパッデヤヤ事務局長から、今回のワークショップが有意義であったことから、令状や公判前協議等、他の刑事司法の新制度についても日本の知見を提供して欲しいとの要望が示された。

2 ネパール新法の施行を間近に控え、特に刑事司法の分野では、その適正な運用は喫緊の課題であるが、インフラ整備のほか下位規範の制定、運用人材の育成等課題が山積しており、法整備支援のニーズは切実である。

そこで、国際協力部は、今後も、ネパール最高裁判所を主たる対象機関として現地セミナーや調査を実施して、JICAに情報共有するとともに、検事総長府に対する刑事司法分野の支援を実施しているUNAFEIとも連携しながら、継続的に情報収集及び問題分析を行っていきたいと考えている。また、上記のとおり、ネパール側の支援の要請が広範囲にわたり、他方で、国連開発計画（UNDP）が、司法省に対し、新法に関する包括的支援を提案しているという情報もあることから、支援対象や手法については、なお慎重な検討を要すると思われる。

² 参加者の多くが、新制度の安定的な運用の実現には3年ないし5年程度の期間を要するだろうと述べていた。

【国際研修・共同研究】

第60回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

鈴木 一子

第1 研修の目的等について

1 研修日程等

法務総合研究所国際協力部は、2018年6月18日（月）から同月30日（土）まで（移動日を含む。）、グエン・トゥイ・ヒエン（Nguyen Thuy Hien）最高人民裁判所副長官を団長とする研修員10名¹を対象に、第60回ベトナム法整備支援研修を実施した。

本研修は、2015年4月開始の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」の一環として、カウンターパートの一つである最高人民裁判所を対象として実施されたものである。

2 研修の背景及び目的

- (1) 最高人民裁判所は、2017年10月3日、「人民裁判所の和解²の強化」に関する指令を発出した上、2018年1月22日、「ハイフォンにおける民事行政紛争解決の調停³、協議改革、強化のためのパイロット」に関する計画を発出した。

当該計画に基づき、同年3月から、ハイフォン市人民裁判所並びに同市内にある9つの区及び郡の裁判所（以下、これらを「パイロット庁」という。）に「和解・対話センター」が設置され、パイロット庁における調停（以下「パイロット調停」という。）が試験的に開始された。パイロット調停の導入の目的は裁判所（裁判官）の負担軽減という面が大きいようである。

パイロット調停は同年9月まで行われる予定である。最高人民裁判所は、同月、6か月にわたるパイロット調停の結果を総括及び評価した上、調停制度に関する提案書を作成し、共産党中央司法改革指導委員会に提出する予定である。

- (2) パイロット調停の概略⁴

和解・対話センターはパイロット庁内に設置されているものの、パイロット調停自体は、日本における調停や裁判上の和解と異なって、事件を担当する裁判官が調停を進行するわけではない（したがって、日本でいえば裁判外の和解という位置付けになると思われる。ただし、調停を進行する者（日本でいえば調停委員。以下「調停人」という。）の選任を裁判所が行うなど、裁判所の間接的関与が認められる。）。

¹ 研修員は、別紙1（名簿）のとおり。

² 原語は「hòa giải」であり、2015年民事訴訟法における「和解」の原語と同一である。ここでは「和解」という訳語を用いる。

³ 注2と同様、原語は「hòa giải」であり、ベトナムでは日本でいう和解と調停が同じ単語で表現されているようであるが、その内容からここでは「調停」という訳語を用いる。

⁴ 最高人民裁判所発出の2018年3月9日付け No.48/TANDTC-PC（公文書48号）参照。

パイロット調停の対象は、民事事件、営業事件、商事事件、婚姻及び家族事件並びに行政事件である。これらの紛争について訴えが提起された場合、パイロット庁においては原則として事件を訴訟として受理せずに和解・対話センターに移送し、同センターにおいて調停を実施する（裁判所が職権で調停に付すのではなく、強制的に調停に付される。また、訴訟ではなく調停を直接申し立てることはできない。）。

調停を実施するのは原則として20日間（最長で2か月間）であり、この期間内に調停が成立しなかった場合、事件を再び裁判所に移送し、訴訟として進行する。調停が成立した場合、日本と異なって、調停条項を調書に記載しただけでは執行力は付与されない。当事者が債務名義を得たい場合、調停成立後、裁判所に裁判所外の和解結果承認決定を求める申立てをする必要がある。

調停人は、元裁判官、元検察官、元捜査官や弁護士等から任命される。日本と異なって、複数人で調停委員会を構成するのではなく、1つの事件を担当する調停人は1人である。調停人には月額300万ドンのほか、調停が成立した場合に1件につき50万ドンが支給される。

- (3) 本研修は、ベトナム最高人民裁判所が調停制度を導入するに当たり、制度設計や人材育成の参考になるように、日本の和解及び調停制度に関する知見を提供するため実施された。

第2 研修内容⁵について

1 講義

(1) 裁判と和解・調停

村上敬一氏（元東京高裁部総括判事，元同志社大学法科大学院教授）及び草野芳郎弁護士（元広島高裁部総括判事，元学習院大学法学部・法科大学院教授）から、日本とベトナムの制度を比較しながら、日本における和解、調停及び判決等について講義を受けた。研修員は当初、用語を含め日本の制度の全体像を掴むのに苦労しているようであったが、熱心に受講していた。今後の研修の道標になる講義であった。

(2) 裁判上の和解の理論と実務

草野芳郎弁護士から、実践的な和解の方法（和解技術論）等について講義を受けた。草野先生が編み出した当事者双方の希望する和解金額に差がある場合に和解が成立しやすい金額を算出する数式の説明は非常に興味深かった（研修員の一部は $\sqrt{\quad}$ を使った数式の理解に苦労していた。）。

(3) 調停制度とその運用

稲田龍樹弁護士（元東京高裁部総括判事，元学習院大学法科大学院教授）から、調停制度は江戸時代に沿革があるといった歴史を始め、民事調停及び家事調停全般

⁵ 研修日程は、別紙2（日程表）のとおり。

について講義を受けた。研修員は徐々に前日に講義を受けた和解との比較ができるようになっていた。



【講義中の村上講師と草野講師】



【稲田講師の講義風景】

(4) 調停の沿革及び調停の国際比較

川嶋四郎同志社大学法学部・大学院法学研究科教授から、裁判外 ADR や調停（労働審判含む。）等について講義を受けた。研修員は和解及び調停の他に様々な紛争解決手段があることや調停の利点や欠点等について学んだ。合意型紛争解決を通じて社会を動かした事例（森永ヒ素ミルク訴訟）に感心した研修員が多かったようである。

(5) アジアの調停及び調停の実際

稲葉一人中京大学法科大学院教授から、メディエーション・トレーニング（調停人の養成プログラム）の方法を、研修員が実際に一部を体験しながら教えを受けた。研修員は調停人の養成に強い関心を持っており、実践的な内容を楽しみながら学んでいた。



【川嶋講師とメモをとる研修員】



【ロールプレイ中の稲葉講師と鎌田専門家】

3 訪問

(1) 法務大臣表敬

上川陽子法務大臣を表敬した。

(2) 東京簡易裁判所（墨田庁舎）

民事調停事件を扱っている東京簡裁墨田庁舎を訪問した。概要説明を受けたほか、民事調停の進行を再現した簡裁判事の研さん用 DVD を視聴した上、調停室や受付

等の施設を見学した。研修員はこれまでの講義及び当該訪問によって調停に対する理解を深めており、「調停に代わる決定」（民事調停法17条）という単語も習得していて驚いた。

(3) 東京家庭裁判所

具体的な事件の例を挙げながら家事調停について説明を受けたほか、調停室等を見学した。研修員は家庭裁判所調査官に強い関心を持っていた。また、研修員は、親と子どもの面会交流の様子をモニターで観察できる児童室があることや調停室の数の多さに驚いていた。

(4) 最高裁判所

戸倉三郎最高裁判事を表敬した上、民事局及び家庭局から調停委員の採用等について説明を受けた。

(5) JICA理事表敬

前田秀理事を表敬した。

4 意見交換

研修員からパイロット調停の現状等について報告がされ、遠藤賢治弁護士（早稲田大学名誉教授、元京都家裁所長）と研修員との間で意見交換が行われた。

研修員の報告によると、2018年5月18日までにパイロット庁に1077通の訴状が提出された（内訳：民事紛争121通、家事紛争802通、経営や商事関係の紛争90通、労働紛争7通、行政訴訟57通）。このうち、調停を実施したのは893件であり、調停が成立したのは600件であった（調停成立率67.2パーセント⁶）。

研修員からは、ベトナムにおいては裁判官の定員削減が命じられているが事件数は増加していることから裁判所の負担軽減のために調停制度の導入が重要であること、今後、パイロット調停の成果が順調であれば調停を行う庁を増加させることや、調停法の制定を目指すこと（現在は調停の根拠法はない。）、裁判所学院⁷の教育課程において和解や調停のカリキュラムを入れることを検討していることなどが説明された。

意見交換を通じて、パイロット調停には特に次のような問題があることが浮かび上がった。

- ・ 調停が成立しても裁判所から承認決定を得なければ執行力が生じないため、当事者が承認決定を申し立てずに調停条項で定められた義務が不履行になった場合、再び訴えを提起する必要がある、迂遠である。
- ・ 調停をしたい者もまず訴えを提起しなければならない（直接、調停を申し立てることはできない。）上、パイロット庁に提起された訴えは、調停に付す申し立てがなくとも和解・対話センターに移送される。そのため、パイロット庁においては、当事者

⁶ 例えば、東京簡裁の平成29年度の民事調停事件の成立率は33.7パーセント。例えば、日本全国の平成28年度の婚姻関係事件（夫婦関係調整、婚姻費用分担、財産分与、年金分割等）の成立率は54.3パーセント。パイロット調停の成立率は、日本と比較してかなり高いといえる。

⁷ 裁判所の研修施設。裁判官を養成するコースのほか、大学の法学部課程もあり、当該法学部を卒業した者の多くが裁判所職員になるようである。

に調停をする気がない場合でも、当事者が2回程度、調停期日を欠席してはじめて事件を再び裁判所に移送し訴訟として進行するという運用がされており、迂遠である。

- ・ 予算の確保（日本と異なり調停人は常勤とされ月給が支給されるから人件費も相応に高くなる。）
- ・ 調停人の確保と育成の方法（意見交換の日現在、調停人に任命されているのは58人のみである。）



【遠藤講師】

第3 所感と御礼

本研修は、パイロット調停の試行期間に行われたものであって、研修員はいずれの講義や訪問先においても活発に質問するなど熱心な姿が印象的であった。

本研修の最終日に、団長であるグエン・トゥイ・ヒエン最高人民裁判所副長官から、今後、調停及び和解に関する支援を優先的に行ってほしい旨の提案があったことから、本研修が研修員にとって有意義なものであったことがうかがわれる。

今後、調停を本格的に導入していくための制度づくりの重要性はもちろんだが、パイロット庁の調停成立率の高さの要因や実際の調停の進行方法、調停条項の分析（当事者の利益に適ったものになっているか。）等の個別の事件に対する分析も進めていくべきであろう。それが調停の質の向上につながる。また、具体的事例の集積をした上で判決や訴訟上の和解との制度的な相違点についての学問的分析も期待したい（高レベルの期待か。）。

個人的には、当部に異動して来て初めて担当した本邦研修であったが、研修の内容を吸収して具体的にベトナムの制度を作っていこうとする研修員の意欲を実感でき、研修の醍醐味を味わえた（研修員は調停に代わる決定を大変気に入っていたので、このような制度は実際にベトナムに導入されると予想する。）。

このような素晴らしい機会を頂いたことに感謝します。また、充実した研修ができたことは本研修に関わった全ての方のお陰です。心から御礼申し上げます。

第60回ベトナム法整備支援研修

1	グエン・トウイ・ヒエン
	Ms. Nguyen Thuy Hien
	最高人民裁判所副長官
2	グエン・タイン・マン
	Mr. Nguyen Thanh Man
	裁判所学院副校長
3	グエン・バン・ヴ
	Mr. Nguyen Van Vu
	最高人民裁判所監督検査Ⅲ局(労働、家庭・未成年者監督検査局)副局長
4	グエン・ティエン・マイン
	Mr. Nguyen Tien Manh
	最高人民裁判所監督検査Ⅱ局(民事、経営、商業)副局長
5	ホアン・ティ・トウイ・ビン
	Ms. Hoang Thi Thuy Vinh
	最高人民裁判所法制及び科学管理局副局長
6	チャン・ティ・トウ・ハン
	Ms. Tran Thi Thu Hang
	中央司法改革指導委員会事務所、委員会Ⅰ副長
7	ウン・ティ・スアン・フオン
	Ms. Ung Thi Xuan Huong
	ホーチミン市人民裁判所長官
8	グエン・ティ・マイ
	Ms. Nguyen Thi Mai
	ハイフォン市人民裁判所長官
9	ホアン・ディン・トアン
	Mr. Hoang Dinh Toan
	バックカン省人民裁判所長官
10	ファム・トウ・ハン
	Ms. Pham Thu Hang
	最高人民裁判所国際協力局専門員

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 梅本 友美(UMEMOTO Yumi), Professor 鈴木 一子(SUZUKI Ichiko)

国際協力専門官 / Administrative Officer 遠藤 裕貴(ENDO Yuki), Administrative Officer 執行 優里(SHIGYO Yuri)

第60回ベトナム法整備支援研修日程表

【担当教官 梅本友美, 鈴木一子 担当専門官 遠藤裕貴, 執行優里】

月日	10:00	12:30	14:00	17:00	備考
6/18	入国				
6/19	JICAブリーフィング	TIC	14:00 ICDオリエンテーション 14:45-15:00 【講義】 裁判と和解・調停 村上敬一(元東京高裁部総括判事) 草野芳郎(矢吹法律事務所弁護士)	TIC	
6/20	【講義】 裁判上の和解の理論と実務 草野芳郎(矢吹法律事務所弁護士)	TIC	14:00 【講義】 裁判上の和解の理論と実務 草野芳郎(矢吹法律事務所弁護士)	17:00-17:45 大臣表敬	18:15 法務省
6/21	【講義】 調停制度とその運用 稲田龍樹(虎ノ門法律経済事務所弁護士)	TIC	【講義】 調停制度とその運用 稲田龍樹(虎ノ門法律経済事務所弁護士)		TIC
6/22	10:45 【訪問】 東京簡易裁判所(墨田庁舎)	12:00	14:00 【訪問】 東京簡易裁判所(墨田庁舎)	16:45	
6/23					
6/24					
6/25	10:00 【訪問】 東京家庭裁判所	12:30 所長主催意見交換会 写真撮影	移動	15:30 JICAオリエンテーション	16:30 IJC
6/26	【講義】 調停の沿革 川崎四郎(同志社大学法学部・大学院法学研究科教授)	IJC	【講義】 調停の国際比較 川崎四郎(同志社大学法学部・大学院法学研究科教授)	IJC	
6/27	【研修員発表・意見交換】 パイロット調停の進捗状況 遠藤賢治(早稲田リーガルcommons法律事務所弁護士, 早稲田大学名誉教授)	TIC	14:30 【訪問】 最高裁判所	17:00 JICA表敬	17:45 JICA本部
6/28	【講義】 アジアの調停 稲葉一人(中京大学法科大学院教授)	IJC	【講義・演習】 調停の実際 稲葉一人(中京大学法科大学院教授)	IJC	
6/29	総括質疑・意見交換 遠藤賢治(早稲田リーガルcommons法律事務所弁護士, 早稲田大学名誉教授) 国際協力部教官	IJC	14:00 評価会・修了式 JICA担当者	14:45 移動	IJC
6/30	出国				

ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト第13回本邦研修 (効率的な紛争解決—新しい契約類型と裁判外紛争解決手続)

国際協力部教官

岩井 具之

第1 研修の日程やテーマ等

1 日程及び研修員

平成30年(2018年)7月1日から同月14日まで(移動日を含む。)の日程で、ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト(フェーズⅡ)の活動の一環として第13回本邦研修(以下「本研修」という。)を実施した(日程の詳細は、別添日程表参照。)

本研修は、プロジェクトのカウンターパート機関である連邦最高裁判所から7名、連邦法務長官府から7名に加え、連邦議会から上院、下院の議員それぞれ1名が参加し、合計16名で実施した(研修員の氏名や所属は、別添研修員名簿参照)。

2 本研修の背景及び目的

(1) 我が国は、ミャンマー連邦共和国に対して、平成25年(2013年)11月からJICA法制度整備支援プロジェクトを開始し、これまで、同国における法の支配及び民主主義の確立や、持続的な経済成長に資する投資環境整備を目的として、経済関連分野を中心とした法制度整備支援、既存の法制度の実務・運用改善支援、制度の担い手である法・司法セクターの人材育成支援等を行ってきており、法務省もこの活動に全面的に協力している。

平成29年(2017年)9月、両国間で同プロジェクトのフェーズⅡ移行合意がなされ、平成30年(2018年)6月から「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト(フェーズⅡ)」(英名: The Project for Capacity Development of Legal, Judicial and Relevant Sectors in Myanmar (Phase2))として始動した。

フェーズⅡの内容については、ミャンマー派遣中の野瀬憲範専門家による本号の別記事に委ね、本稿では、本研修にクローズアップして紹介する。

(2) ミャンマー本邦研修の準備段階でテーマを検討する場面では、これまでも現地プロジェクトの長期派遣専門家が中心となり、カウンターパート機関の長期的計画等に基づく現地のニーズを捉え、プロジェクト活動との関係や見込まれる効果を考えながら、当部のミャンマー担当教官や研修主体であるJICA等と協議して決定し、当部が中心となって準備を行っており、これまで、知的財産、民事調停、会社法制、倒産法制、証拠法、公的契約、法律家人材育成など非常に幅広い分野で実施してきた。

本研修でも、ミャンマー連邦最高裁及び連邦法務長官府のストラテジックプラン¹などの現地のニーズを踏まえつつ、法制度整備支援プロジェクトにおいてフェーズⅡでも継続される活動の中から、公的契約審査部門の能力向上活動や民事調停制度導入に向けた活動に関連づけ、「効率的な紛争解決」(Efficient Dispute Resolutions)というテーマで実施することとなった。

このテーマは、「新しい契約類型の活用による紛争の未然防止」と「裁判外紛争解決手続(ADR)の活用による紛争解決の効率化」という2つの小テーマを包含する概念として設定したものである。

- (3) ここに言う小テーマのうちの「新しい契約類型」とは、ミャンマーの法律家にとって、まだあまり馴染みがない契約類型を意味し、リース契約や所有権留保などの担保的機能を有する非典型契約や、ジョイントベンチャー、M&A等の企業組織に関するもの、さらに、国際仲裁や国際管轄合意をはじめとする国際的な契約の基本的な事項からプロジェクトファイナンスといった大型の資金調達に関するものまで幅広いテーマを扱った。

これらのテーマを扱った直接的な背景には、法・司法制度プロジェクトのカウンターパート機関である連邦法務長官府には、公的契約を審査する部門があり、その部門の実務能力向上をJICAプロジェクトの活動の1つとしているためである。本研修において、その部門を現に担当している職員はもちろん、将来的に担当することになる者、そのような人材を教育する立場の職員らにとって、新しい契約類型を幅広く集中的に学ぶことが組織全体の能力向上を生み出し、業務の効率性を上げるという効果を期待したものである。

それに加え、連邦最高裁判所にとっても、主に民事訴訟を担当する裁判官や裁判官の研修・指導に携わる裁判官の能力向上につながるものといえ、裁判所組織全体にとって大きな効果が期待できる。

さらに、連邦議会議員にとっても、プロジェクトファイナンスなどの資金調達手段や、国際的な契約についての知識は、今後の政策形成や実行場面で意味をもつものとなりえることから、立法府にも政策形成面での法律感覚や国際感覚という効果が期待できるといえる。

- (4) また、本研修の小テーマの2つめは、裁判外紛争解決手続(Alternative Dispute Resolutions)の活用による紛争解決の効率化であるが、これは、現在、ミャンマーにおいて、JICAプロジェクトが支援している連邦最高裁判所の民事調停法制に関連して設定したテーマである。

具体的には、日本における民事・家事調停の実務、民間ADRの現状などの裁判外紛争解決手続を概観する講義のほか、ADRを積極的に利用することとなった司法制度改革にも焦点を当てた講義、見学、討議を行い、紛争解決の様々な形につい

¹ “Judicial Strategic Plan (2018-2022)” ミャンマー連邦最高裁判所ウェブサイト <http://www.unionsupremecourt.gov.mm/> にもPDF版が掲載されている。

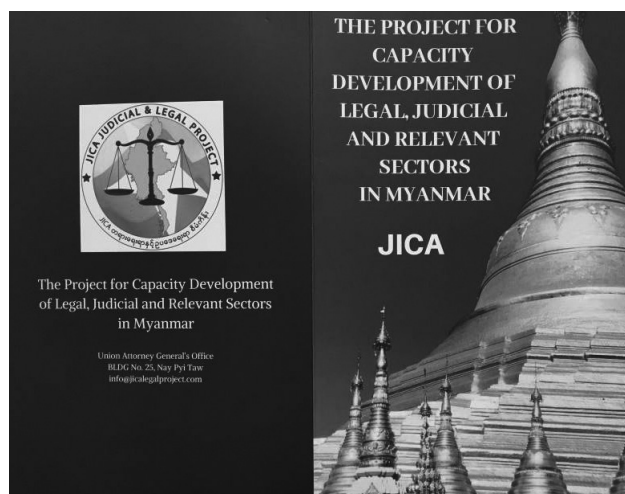
て日本の知見を提供することとした。

これらの研修は、民事調停に関連する法令や裁判所規則の起草を担当する連邦最高裁職員を直接的なターゲットとするものであり、プロジェクト活動に直接的な関係がある。

しかし、研修員には、連邦法務長官府職員や連邦議会議員など、当該業務に直接的には関わらない者もいることから、裁判所主導型の民事調停制度のみならず、話し合いによる紛争解決手段を裁判所の関与の有無を問わず幅広く概観するほか、日本が司法制度改革を経て、ADRを重視してきた歴史的背景を知ってもらうこととした。

このように民事調停制度といった狭い分野に限ることなく、ADRやその背後の司法制度改革にまで広げて研修を行うことで、連邦法務長官府職員や連邦議会議員にも調停制度の意義に対する理解が得られるほか、日本に対する理解も得られるという効果も期待したものである。

- (5) 以上のことから、今回は、「効率的な紛争解決」をメインテーマとし、小テーマに「新しい契約類型の活用による紛争の未然防止」と「裁判外紛争解決手続（ADR）の活用による紛争解決の効率化」という2つのテーマを設定して2週間の日程で実施した。



【JICA法・司法制度整備支援プロジェクトのパンフレット】

第2 研修の概要

本研修で行った講義、見学、討議について概要を紹介する。なお、日程の詳細については別添の日程表を参照されたい。

1 日本の司法制度及び法曹資格に関する講義

本邦研修では、ほぼ毎回、研修序盤に、当部教官が日本の司法制度に関するレクチャーや意見交換を実施している。

これは、もちろん日本側と相手国側で相互に法制度を理解するためであるが、特に

ミャンマーの研修員に対しては、司法試験や司法修習制度に関することも含めた内容を説明するようにしている。

なぜなら、ミャンマーでは、日本のような統一的な司法試験制度はなく、弁護士資格を得る要件が、検察官（法務官ともいう）とも裁判官（司法官ともいう）と全く異なっている上、弁護士になるための資格試験がなく、大学の法学部を卒業して法学士の学位を取得した後、一定の弁護士の下でのインターンシップを受けることによって、一定回数の法廷での立会経験を経れば、無試験で弁護士資格が得られる制度になっているためである。

なお、ミャンマーの法曹三者の組織や資格に関する詳細は、ICD NEWS 52号（2012年9月号）6頁掲載の「ミャンマー現地調査報告～ミャンマー法曹界の実情～」國井弘樹国際協力部教官（当時。現・在ミャンマー日本国大使館一等書記官）をご参照いただきたい。

ミャンマーでは、このように弁護士資格が無試験で得られるため、日本の司法制度に疎い研修員たちは、日本の弁護士に対しても、ミャンマーと同様の資格制度だと思い込んでいることが多い。

その誤解を解いておくため、日本の弁護士、裁判官、検察官は、法曹三者として、いずれも同一の国家試験（司法試験）を通過し、同一プログラムの司法修習を経て、同一の司法修習生考試にも合格しなければならないことを説明しておく必要があるのである。

その他にも、ミャンマーの本邦研修においては、裁判所が最高裁判所を頂点とする一元的な系列の組織であり、この系列から外れる特別裁判所の設置は認められないこと、法務省が最高裁判所とは全く別の組織であること、弁護士が加入を強制される弁護士会はどの国家機関からも監督や処分されない独立性を有しており、弁護士の自治権が保障されていることなどは、あえて説明する必要があるように思われる。

また、刑事手続に関しても、日本の検察官が捜査権限を有していることは、ミャンマーの法務官が訴追権限しか有していないことと異なる上、令状なしに逮捕できる場面や犯罪類型が異なるなど、大きな違いを有するため時間をかけて説明する必要の大きい分野といえる。

このように、本邦研修では短時間で相互の法制度の違いを理解する必要があるのだが、そこにばかりに時間をかけていられないのが悩ましいところでもある。

2 新しい契約類型に関する講義（訪問講義を含む）

(1) テーマ設定の背景

本研修において、新しい契約類型をテーマとした理由は前述のとおりであるが、日本の法曹と同様に、裁判官や検察官を含むミャンマーの法曹にとっても、税制や会計制度の知識を前提とするようなファイナンス関連の契約や、国際商事分野で用いられるような契約については、単に法曹資格を得ただけで身に付けられる知識ではない。

特に、近年になって海外からの投資が増加してきたミャンマーにとっては、担保的機能を持つ非典型契約や種々の契約を組み合わせた複合的契約のように新しいジャンルの契約について他人に教えられる人材に乏しい反面、これらに対する知識のニーズが高い状況にある。

そこで、本研修では、ミャンマーにおいて特にニーズの高い分野を選択し、国際法務の第一線でご活躍中の弁護士の方々にご協力をいただき、新しい契約タイプの仕組み、意義、法的分析、特徴などを説明していただく講義を実施した。

今回の研修で取り上げた契約類型は、リース契約、ジョイントベンチャー、プロジェクトファイナンス、国際準拠法及び仲裁合意、国際的な売買契約・代理店契約・ローン契約、M&Aである。

また、後半のテーマであるADRとも関連するが、グローバル化を目指すミャンマーにとって重要な国際仲裁や国際裁判外紛争解決についても講義を実施した。

(2) リース、ジョイントベンチャー、プロジェクトファイナンスに関する講義

リース契約、ジョイントベンチャー契約については、白石和泰弁護士（TMI 総合法律事務所）に、プロジェクトファイナンスについては菊池きよみ弁護士（同事務所）にご講義いただいた。

白石弁護士の講義では、リース契約が単純な賃貸借契約と比較してどのように異なり、どのような担保的効果があるかという視点で講義をいただき、ジョイントベンチャーについては、男女の結婚にたとえながらご説明いただくなど、ミャンマー人研修員にとっても理解しやすい工夫をしていただいたため、研修員からは、活発に詳細な質問がなされていた。

また、菊池弁護士の講義でも、プロジェクトファイナンスという、なかなか難解な内容を、ミャンマーでの発電所建設事例などを挙げながらわかりやすくご説明いただいたおかげで、研修員はその意義や法律関係を理解することができ、ここでも活発な質問がなされていた。



【TMI 総合法律事務所での講義の様子】

(3) 国際準拠法・仲裁合意、国際契約の基礎、M&Aに関する講義

国際準拠法・仲裁合意については、湯川雄介弁護士（西村あさひ法律事務所）に、

国際契約の基礎（売買契約・代理店契約・ローン契約）については鈴木健文弁護士（同事務所）に、M&Aについては今泉勇弁護士（同事務所）にご講義いただいた。

国際準拠法や仲裁合意については、どの国の法律を適用するかという実体法の適用以前の問題で、仲裁合意については、裁判所での訴訟係属を認めるか否かという問題でもあり、当事者間の仲裁合意を無視して一方当事者によって提起された訴えの取扱いについては、特に裁判官にとって極めて重要な事項といえる。

また、ミャンマーにおいては、海外資本による投資が活発になりつつあることから、所在国を異にする当事者間において、長時間かけて船舶で商品を輸送するような売買契約や、ミャンマー国内での販売権を与える代理店契約、通貨単位を異にするローン契約なども増加することが見込まれ、このような事例に関する基本的な国際ルールは、ミャンマーのグローバル化にとって重要な事項といえる。

さらに、M&Aについても、ミャンマー新会社法や下位法令の施行を受けて、外国人資本に対する規制緩和によって増大しうることから、極めてニーズの高い分野である。

湯川弁護士、鈴木弁護士、今泉弁護士は、ミャンマーでの経験も豊富である上、同法律事務所ヤンゴン事務所のチー・チャン・ニェイン弁護士のご協力もあって、研修員には非常にわかりやすく、今後の業務にすぐに活かせる内容であったと好評であった。



【西村あさひ法律事務所での講義の様子】

(4) 国際仲裁・国際裁判外紛争解決に関する講義

国際仲裁については、早川吉尚立教大学法学部教授兼弁護士（瓜生・糸賀法律事務所）にご講義をいただき、国際裁判外紛争解決については、法務省訟務局国際裁判支援対策室の高良美紀子局付にご担当いただいた。

早川教授は、国際私法の専門家であると同時に国際仲裁の実務でも非常に豊富なお経験をお持ちであり、国際仲裁の基本的な事項やメリットについて、訴訟の場合と比較しながら、また、わかりやすい事例やユーモアを交えながらご講義をいただいた。

また、高良局付にも、国際仲裁を含む国際裁判外紛争解決について、全般的にご

講義をいただき、研修員からは、ミャンマーにおける国際仲裁のあり方について考えるきっかけとなったなどの感想が述べられた。

日本は、現在、国際仲裁を活性化させ、日本での活用を拡大させる取組を行っており²、本研修において、副次的にその取組を紹介することもできた。



【国際仲裁に関する講義の様子】

3 ADRに関する講義・討議等

(1) 全体の構成

前述のとおり、ミャンマーにおいては、現在、連邦最高裁判所を中心に、民事調停制度の導入に向けた取組がなされており、JICAプロジェクトはその取組を支援している。

そこで、本研修では、日本の民事・家事調停制度の状況について知見を提供するとともに、裁判所の関与しないADR手続についても広く紹介し、調停制度を運用していく上での参考にしてもらうこととした。

(2) 司法制度改革に関する講義

日本において裁判外紛争解決手続（ADR）の拡充・活性化が国家の方針として明確にされたのは、平成13年（2001年）6月12日付の司法制度改革審議会による意見書であった。

同意見書では、21世紀の我が国の社会において司法に期待される役割や、司法制度の姿を描く中で、国民の期待に応える司法制度を構築するための1つの方策として、ADRの拡充・活性化を挙げている。

また、家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実のための調停委員や司法委員、参与員への多様な人材の確保の必要性等も提言している。

ここでは、日本において、裁判機能が紛争解決の中核であることは揺るがないものの、多様なADR制度が整備され、それらが国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選

² https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/index.html 内閣官房ウェブサイト参照

択肢となるよう、その拡充、活性化を図るべきとされている。

そこで、我が国がADR拡充・活性化に向けて動き始めた背景について、司法制度改革審議会の問題意識や提言の趣旨を慶應義塾大学大学院法務研究科特別招へい教授で元最高裁判事の大谷剛彦氏にご講義いただいた。

日本の民事紛争解決は裁判所における訴訟や調停に一極集中し、裁判所外のADRとしては公害関係紛争の行政型ADR、交通事故紛争の民間型ADRが存在するものの、十分に活用されてこなかったこと、これまで民事訴訟の迅速化や法曹人口拡大などの紛争の増大に対応する改革が進められてきたが、さらなる紛争の増加に備えて、全体の解決スピードを上げるためには、ADRを拡充する必要があること、また、日本の文化的背景から、対立的な訴訟よりも話し合いによる解決が好んで用いられることなどは、研修員からミャンマーにおいても大いに参考になるとの意見が出された。

我が国の現状において、予想に反して法的紛争が爆発的に増加しているわけではなく、ADRの利用実績も伸び悩んでいるものの、今後も医療紛争や知財紛争、国際商事紛争などの専門的知識を必要とする分野はADRと裁判所が連携するのが効果的であるという一種の役割分担もミャンマーにおいて大いに参考になるものといえるであろう。



【日本の司法制度改革に関する講義で研修員が質問している様子】

(3) 日本における調停・ADRに関する講義

日本における民事調停の実施状況につき、元裁判官で弁護士でもある、大阪大学大学院高等司法研究科吉野孝義教授にご講義をいただいた。

講義では、訴訟手続と比較して、調停手続では、証拠の制限が緩いなど手続が訴訟ほど厳格でないため迅速な紛争解決が期待でき、費用も低廉で、解決方法も柔軟で多様な選択肢を採用できることから、当事者の満足度が高いこと、そのため当事者に感情のしこりを残さない真の紛争解決が期待できることなど調停のメリットがある一方で、調停人（調停委員）によっては当事者間の合意に至らず、紛争解決に

は至らないことなど、調停制度の基本的な事項の説明が序盤でなされた。

その後、評価型調停や対話促進型調停など、調停のあり方にも複数の選択肢があり得ることや、調停における当事者からの聴取方法にも様々な技法があること、調停手続を進める際の留意点など、まさに調停制度を運用する裁判官にとって、非常に実践的な内容の講義であった。

研修員からは、後に記載する模擬調停演習の効果と相まって、ミャンマーにおける調停制度の運用での方針や注意点など示唆に富む内容が多かったとの感想が複数寄せられた。

また、主に裁判所外のADRの実施状況について、大阪大学大学院法学研究科仁木恒夫教授からご講義をいただいた。

仁木教授からは、日本の司法型・行政型・民間型ADRの分類に従ってそれぞれの特徴や発展状況、実情を事例や統計資料を基にご説明いただいた。

特に、各分類のADR具体例は、ミャンマーでも起きうるような建築請負代金の未払紛争や、建築物の瑕疵修補請求などの身近な事件であったため、研修員からは、母国で同じような紛争が起きた場合、どのような解決方法が考えられるかを検討するよい機会となったという感想があった。

さらに、民間ADRの具体例として、元裁判官であり公益財団法人交通事故紛争処理センターの顧問を務めておられる松山恒昭弁護士（第一法律事務所）から、同センターの事業内容や運営するADR手続についてご講義をいただいた。

交通事故紛争処理センターは、保険会社等からの出資によって設立された公益財団法人であり、自動車事故に関する法律相談や和解あっせん・審査を行っている。

同センターは、交通事故紛争に関するADR機関として老舗であり、ミャンマーでも頻発している交通人身事故を専門に扱っているため、研修員にとっても興味深い内容であったようで、今後ミャンマーにおいても保険制度の拡充が必要になるとともに、交通事故紛争を集中的に扱う機関が必要になることは間違いないという意見があった。

また、和解と当事者の心理について、早稲田大学大学院法務研究科菅原郁夫教授からご講義をいただいた。

この講義は、訴訟や調停などの話し合いの場面において、当事者はどのような心理を有しており、裁判官や調停人はどのような態度・技法で臨むべきかなどを内容としたものであり、裁判官や法務官、国会議員である研修員たちは、調停の経験はなくても、他人同士の紛争を仲裁したことのある人生経験が豊富であるためか、紛争に置かれた人がどのような心理を抱き、どのように接すべきか体系的に学問として捉えることに大きな関心を抱いていた。

(4) 家庭裁判所での訪問・見学

研修員一行は、本研修中、大阪家庭裁判所を訪問した。

大阪家裁では、家事調停の現状や家事調停の進め方、裁判官、調停委員、裁判所

書記官、家庭裁判所調査官等の各役割や執務状況などについて丁寧に説明いただいたほか、受付窓口から執務室、調停室などの設備を見学させていただいた。

その後、研修員たちは、裁判所内の構造そのものが、対立当事者同士がなるべく顔を合わせにくい形になっていることや、調停室のテーブルがラウンド型であったり、絵画や観葉植物など雰囲気や和らげる調度品が置かれていたりなど、細かい配慮がなされていることに高い関心を示しており、研修員からは日本人らしい細やかな気配りを感じたという意見があった。

(5) ミャンマーにおける民事調停のあり方に関する討議・模擬調停演習

研修の終盤において、吉野孝義教授と、吉野教授とモンゴルにおいて長年法整備支援に携わり調停制度の導入に貢献された岡英男弁護士（大正法律事務所）のモデレートの下で、模擬調停演習と研修の総括を兼ねた討議を実施した。

模擬調停演習では、夫婦間の離婚調停、知人間の損害賠償紛争調停の2つの事例を題材に、各事例につき、調停人役1名、両当事者役2名をそれぞれ研修員から選出して行った。

いずれの事案についても、調停人役は研修で学んだことを活かし、両当事者から平等に話をよく聞くこと、当事者同士の紛争解決を手助けすることなどを実践し、ミャンマーにおいて調停制度の導入が成功する予感を感じさせるものであった。

それでも、討議においては、調停制度の運用について、信頼ある調停人にどのような人物を選定し、どのような立場とするかなど、制度設計において検討すべき点が数多く残されており、新たな法制度の導入にはまだまだ多くの課題があることも明らかになった。

それでも、課題の解決を考えながら、とりあえず実行してみようという意見が大半であり、連邦最高裁判所としても、今年か来年あたりには民事調停のパイロット的運用を行う方向とのことである。



【模擬離婚調停を教室の中央で行っている様子】

第3 終わりに

本研修を通じて、ミャンマーにおいては、今後の経済発展や海外投資の増加による国

際法務事案の増加・訴訟案件の増加を予見し、それに対応する効果的な方策を広く検討していること、また、訴訟とは異なる様々な紛争解決制度を検討していることがよくわかった。

本研修は、そのようなミャンマーが法的紛争を効率的に解決しようとしていることに対し、21世紀初頭に日本が経験した司法制度改革や、国際化の知見を提供することができ、充実した内容の研修を円滑に進めることができたが、これも関係者の皆様の御協力及び御尽力のおかげであることは言うまでもない。

改めて、本研修において講義を担当して下さった各講師の皆様、訪問を受け入れていただいた大阪家庭裁判所の皆様に心より御礼申し上げたい。

今後も、JICAプロジェクトとともに、ミャンマーの法・司法制度の充実に協力していく所存である。



【修了式後の記念撮影】

ミャンマー法整備支援プロジェクト第13回本邦研修 研修員

1	ラル ミン タン
	Mr. Lal Min Thang Member of the Bill Committee, Amyotha Hluttaw 連邦議会ミャンマー民族代表院（上院）議員（法案委員会委員）
2	エー チュー
	Dr. Aye Kyu Member of Judicial and Legal Affairs Committee, Pyithu Hluttaw 連邦議会ミャンマー人民代表院（下院）議員（司法・法律問題委員会委員）
3	ソー ケツ ケツ
	Ms. Soe Khet Khet Head of Yangon Region Judicial Office, High Court of Yangon Region, Supreme Court of the Union ヤンゴン高等裁判所 事務局長
4	ニン ティダー
	Ms. Hnin Thidar Director, Civil Justice Department, Office of the Union Judiciary Supervision, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 裁判監督局 民事部 部長
5	ズイン ズイン マー
	Ms. Zin Zin Mar Deputy Director, Lawyer Affairs and Inspection Department, Office of the Union Judiciary Supervision, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 裁判監督局 弁護士・監査部 副部長
6	サンダー
	Ms. Sandar Deputy Director, Budget and Logistic Department, Office of the Union Supreme Court, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 事務局 業務予算部 副部長
7	ピョー テツ ゴー
	Mr. Phyo Thet Zaw Assistant Director, Information Technology and Public Relations Department, Office of the Union Supreme Court, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 事務局 情報技術・広報部 部長補佐
8	オン イー ミン
	Ms. Ohn Yee Myint Assistant Director, International Relation and Research Department, Office of the Union Supreme Court, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 事務局 国際関係・研究部 部長補佐
9	イン ティダ サン
	Ms. Yin Thida Sann Assistant Director, Law and Procedure Department, Office of the Union Judiciary Supervision, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 裁判監督局 法案起草部 部長補佐
10	テー テー ルイン
	Ms. Htay Htay Lwin Director, Pretrial Legal Advice Division, Prosecution Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 検察局 公判前司法助言部 部長
11	キン メイ ウィン
	Ms. Khin May Win Director, Rules, Regulations, Orders, and Directives Vetting and Advising Division, Legislative Vetting and Advising Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査局 規則・命令・手続審査部 部長
12	アウン チョー ウー
	Mr. Aung Kyaw Oo Deputy Director, Head of Office, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 事務局本部 副部長
13	ケー ティー エー
	Ms. Kay Thi Aye Deputy Director, Commercial Contract Division, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法の助言局 商業契約部 副部長
14	レイ ワター
	Ms. Ray Wathar Deputy Director, Commercial Contract Division, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法の助言局 商業契約部 副部長
15	ウィン トウツ
	Mr. Win Htut Assistant Director, General Legal Advice Division, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法の助言局 法的助言部 部長補佐
16	ハン ティ ティン ウー
	Ms. Han Thi Thein Oo Staff Officer, International Law and ASEAN Affairs division, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法の助言局 国際法・ASEAN法務部 部付

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 岩井 具之 (IWAI, Tomoyuki)

国際協力専門官 / Staff Officer 村里 しおり (MURASATO Shiori)

第13回ミャンマー本邦研修日程表

[担当教官: 岩井具之 事務担当: 村里しおり]

平成30年7月1日(日)～7月14日(土)

月日	曜	午前	昼休み	午後	備考
7/1	日	入国 TIC			
7/2	月	10:00 12:00 JICAオリエンテーション TIC	14:00 15:00 15:30 17:00 昼食・移動 ICDオリエンテーション 赤れんが共用会議室	15:30 17:00 講義・意見交換 日本の司法制度とADRの役割 岩井教官 赤れんが共用会議室	
7/3	火	10:00 12:00 訪問・講義 リース契約 TMI総合法律事務所 白石和泰弁護士 TMI総合法律事務所会議室	13:00 15:10 15:30 17:20 昼食 訪問・講義 ジョイントベンチャー TMI総合法律事務所 白石和泰弁護士	15:30 17:20 訪問・講義 プロジェクトファイナンス TMI総合法律事務所 菊池きよみ弁護士	
7/4	水	9:55 12:10 講義 日本の司法制度改革とADR促進 慶應義塾大学大学院法務研究科 特別招聘教授 大谷剛彦氏(元最高裁判所判事) 赤れんが共用会議室	12:15～13:40 意見交換会 写真撮影 法曹会館	14:00 17:15 講義 国際仲裁 瓜生・糸賀法律事務所 早川吉尚弁護士 赤れんが共用会議室	
7/5	木	9:55 12:10 講義 ODA概要とJICAによる対ミャンマー支援 石毛杏奈氏(JICA東南アジア大洋州部職員) 赤れんが第3教室	14:00 17:20 15:30 17:00 昼食・移動 訪問・講義 国際準拠法、仲裁合意 西村あさひ法律事務所 湯川雄介弁護士 西村あさひ法律事務所		
7/6	金	10:00 12:30 訪問・講義 国際契約の基礎(売買契約、代理店契約、ローン契約) 西村あさひ法律事務所 鈴木健文弁護士 西村あさひ法律事務所	14:00 17:00 15:30 17:00 昼食 訪問・講義 M&Aトランザクションの基礎 西村あさひ法律事務所 今泉勇弁護士 西村あさひ法律事務所		
7/7	土				
7/8	日				
7/9	月	10:00 12:00 講義 和解と当事者の心理 早稲田大学法科大学院 菅原都夫教授 赤れんが共用会議室	13:30 16:00 15:30 17:00 昼食 講義 国際裁判外紛争解決について 法務省訟務局国際裁判支援対策室 高良美紀子局付 赤れんが共用会議室	16:00 移動 (東京⇒大阪)	
7/10	火	10:00 12:30 講義 日本における民事調停の実施状況 大阪大学大学院高等司法研究科 吉野孝義弁護士(元裁判官) 中之島国際会議室	14:00 17:20 15:30 17:00 昼食 講義 日本におけるADRの状況 大阪大学大学院法学研究科 仁木恒夫教授 中之島国際会議室		
7/11	水	10:00 12:30 講義 交通事故紛争処理センターについて 第一法律事務所 松山恒昭弁護士(交通事故紛争処理センター顧問、元裁判官) 中之島国際会議室	14:30 17:00 15:30 17:00 17:00 昼食・移動 訪問 大阪家庭裁判所(家事調停について) 大阪家裁		
7/12	木	9:30 12:00 討議 ミャンマーにおける民事調停のあり方について メイン: 岡英男弁護士(大正法律事務所 弁護士) サブ: 吉野孝義(大阪大学大学院高等司法研究科 弁護士)	13:30 17:00 15:30 17:00 17:00 昼食 討議 ミャンマーにおける民事調停のあり方について メイン: 吉野孝義(大阪大学大学院高等司法研究科 弁護士) サブ: 岡英男弁護士(大正法律事務所 弁護士)		
7/13	金	9:30 総括討議・意見交換・評価会 中之島国際会議室	13:30 17:00 15:30 17:00 17:00 昼食 評価会・研修員帰国準備		
7/14	土	帰国			

【講義・講演】

2018年5月から同年7月までの間、法務総合研究所国際協力部の教官等が行った講義・講演は下記のとおりです。

記

- 1 東京大学法科大学院における講義
日 時 2018年6月14日（木）
場 所 東京大学
対 象 東京大学法科大学院生
テーマ 法整備支援の魅力
担 当 国際協力部副部長 伊藤浩之

- 2 一橋大学における講義
日 時 2018年6月27日（水）
場 所 一橋大学
対 象 一橋大学法学部生
テーマ 法整備支援
担 当 国際協力部教官 福岡文恵

- 3 東京大学における講義
日 時 2018年7月10日（火）
場 所 東京大学
対 象 東京大学法学部生
テーマ 法整備支援（国際私法）
担 当 国際協力部教官 福岡文恵

【研修等実施履歴】

2018年5月から同年7月までの間に、当部等が実施した研修等は下記のとおりです。研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部までご連絡ください。

記

1 研修

(1) 第60回ベトナム本邦研修

日 時 2018年6月18日（月）から同月30日（土）まで

場 所 国際法務総合センター（IJC）ほか

テーマ 和解の強化及び調停制度導入のための法制度整備

担 当 国際協力部教官 梅本友美，鈴木一子

国際協力専門官 遠藤裕貴，執行優里

(2) 第13回ミャンマー本邦研修

日 時 2018年7月1日（日）から同月14日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟，大阪中之島合同庁舎ほか

テーマ 効率的な紛争解決—新しい契約類型と裁判外紛争解決手続（ADR）

担 当 国際協力部教官 岩井具之，国際協力専門官 村里しおり

2 共同研究

(1) 日韓パートナーシップ共同研究

日 時 2018年6月18日（月）から同月28日（木）まで

場 所 法務省赤れんが棟，国際法務総合センター（IJC）ほか

テーマ 不動産登記，商業法人登記，戸籍（家族関係登録），民事執行の制度上及び実務上の諸問題について

担 当 国際協力部教官 大西宏道，国際協力専門官 松波宏幸，近藤友宏

3 シンポジウム

(1) 法整備支援へのいざない

日 時 2018年6月30日（土）

場 所 東京会場：国際法務総合センター「国際会議場A」

大阪会場：大阪中之島合同庁舎2階「国際会議室」

（各会場をTV会議システムで接続）

担 当 国際協力部教官 前田澄子，岩井具之

国際協力専門官 赤井隆志，吉田有里

(2) 国際民商事法金沢セミナー

日 時 2018年7月7日(土)

場 所 北國新聞交流ホール

(石川県金沢市南町2番1号 北國新聞赤羽ホール1階)

テーマ 知っていますか? 法制のあれこれ～東南アジアの現状から～

担 当 国際協力部教官 大西宏道, 前田澄子, 国際協力専門官 松波宏幸

【活動予定】

2018年10月から同年12月までの間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。

聴講等を御希望される方は、事前に当部まで御連絡ください。なお、研修内容や研修場のスペースの関係で御希望に添えない場合がございますのであらかじめ御了承ください。

記

1 研修

(1) 第8回インドネシア本邦研修

日 時 2018年10月8日（月）から同月20日（土）まで
場 所 JICA東京（TIC），国際法務総合センター（IJC）ほか
テーマ 法制執務ガイドラインの作成，法令間の整合性確保に向けた取組
担 当 国際協力部教官 福岡文恵，国際協力専門官 村里しおり

(2) 第61回ベトナム本邦研修

日 時 2018年10月22日（月）から11月3日（土）まで
場 所 JICA東京（TIC）ほか
テーマ 法令の整合性及び実効性を確保するための取組
担 当 国際協力部教官 小谷ゆかり，大西宏道 国際協力専門官 松波宏幸

(3) 平成30年度国際協力人材育成研修

日 時 2018年11月4日（日）から同月15日（木）まで
場 所 国際法務総合センター（IJC）ほか
テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成
担 当 国際協力部教官 福岡文恵，国際協力専門官 執行優里

(4) 第2回バングラデシュ本邦研修

日 時 2018年11月11日（日）から同月24日（土）まで
場 所 JICA東京（TIC），国際法務総合センター（IJC）
テーマ 調停人育成研修の構築，争点整理手続
担 当 国際協力部教官 高梨未央，梅本友美，国際協力専門官 遠藤裕貴

(5) ラオス法の支配発展促進プロジェクト第1回本邦研修

日 時 2018年12月上旬
場 所 JICA横浜ほか（予定）

テーマ 事実認定教育

担当 国際協力部教官 前田澄子, 鈴木一子 国際協力専門官 松波宏幸

(6) 第14回ミャンマー本邦研修

日時 2018年12月中旬(14日間程度)

場所 東京(予定)

テーマ 法曹の人材育成及び研修制度構築

担当 国際協力部教官 岩井具之, 国際協力専門官 村里しおり

2 共同研究

東ティモール共同研究

日時 2018年12月10日(月)から同月19日(水)まで

場所 国際法務総合センター(IJC)ほか

テーマ 不動産登記制度, 矯正プログラム

担当 国際協力部教官 大西宏道, 国際連合研修協力部教官 山本麻奈
国際協力専門官 近藤友宏

3 シンポジウム

国際知財司法シンポジウム2018

日時 2018年11月28日(水)から同月30日(金)まで

場所 東京

テーマ 日中韓及びASEAN諸国における知的財産紛争解決の現状と取組み

担当 国際協力部教官 小谷ゆかり, 鈴木一子, 高梨未央
国際協力専門官 遠藤裕貴

法整備支援の「木も見て森も見る」¹

国際協力部教官

鈴木 一子

1 寄稿しようと思ったきっかけ²

本稿は、主に法整備支援を取り巻く状況について記載したものです。

私は今年4月に法務総合研究所国際協力部（ICD）に異動（出向）して来ましたが、それまで裁判官をしていました（今は転官して検事です）。

もともと法整備支援に興味があったため、2014年から2015年にかけてワシントン大学ロースクール³に客員研究員として留学し、（おそらく）日本の裁判官としては初めて留学の研究テーマとして「法と開発」⁴と呼ばれる分野を選択しました。

2018年7月現在、ICD教官として約4か月過ごした実務経験を踏まえて、今まで断片的に得た知識を整理し、法整備支援について改めて考えたいと思い、本稿を執筆するに至りました。

2 法を整備するとは、どういうことか

(1) 法整備支援とは何か？と聞かれたとき、法整備支援についてご存知の方なら、「新興国⁵において、法律の制定のほか、法律の執行や法律家の人材育成等について支援をすること」といった回答をするでしょう（多少の差異はあっても、だいたいこんな感じになる）。

しかし、「法の整備を支援する」といっても、「法」という概念は多義的です。まず、「法」とは何かについて一定の整理を試みます。法を分類する視点は色々ありますが、以下は、いわば社会学的な分類だといえるでしょう。

(2) 「法」の分類⁶

Alvaro Santos によれば、「法」は、① institutional（制度化された法）、② substantive

¹ 本稿には「法曹」785号に掲載された拙稿から抜粋した上、加筆、修整した部分がある。

² お読みなれば分かるが、本稿は完全な私見であり、法務省ほか私と関係のある団体の公式見解ではない。本稿に記載されたことについて異見等ある方は私個人まで。

³ ワシントン大学ロースクールには Sustainable International Development LLM というコースがあり、このコースには私の留学当時、タイ、ベトナム、インド、中国、アフガニスタン、ケニア、ウガンダなどの多くの新興国から留学生が集まっていた。

⁴ Law and Development といわれる学問分野。厳密な定義は無いようであるが、私の理解では、開発経済学と呼ばれる分野（これも厳密な定義はない）に法的視点を大きく加味した分野である。要するに「貧困をなくすために法は何ができるか？」ということを考える学問である。

⁵ 先進国と比較して経済発展が遅れている国について、発展途上国、開発途上国、新興国、第三世界等の様々な呼称があるが、厳密な定義はされておらず、どの用語を使うかの基準は話者によってまちまちの状態である。本稿では全て「新興国」という。

⁶ Alvaro Santos, The World Bank's uses of the "Rule of Law" promise in economic development, in the New Law and Economic Development (2006) pp258-266 この論文は rule of law というときの "law" として分類しているが、「法」の分類と捉えて差支えないと思う。

(実質的な法), ③ instrumental (手段としての法), ④ intrinsic (本質的な法) の4つの観点から分類できます。

①制度化された法と②実質的な法との違いは、道徳や政策といった概念との差異の程度を検討することによって区別されます(基準1)。

①制度化された法という概念は、法形式に着目したもので、正式に制度化された法をいいます。この場合、良い法か悪い法か、法の中身を問いません。②実質的な法という概念は、それが特定の価値を持つ法という意味です。

③手段としての法と④本質的な法との違いは、国家の緊急事態や実質的正義の実現といった他の考慮要素と比較した場合の相対的価値の程度を検討することによって区別されます(基準2)。

③手段としての法は、特定の目標達成に役立つべき内容のものです。この概念は、法を目標達成の一手段と捉えるので、法は、国家の緊急事態や実質的正義の実現のような別の選択肢に劣後する場合があります。④本質的な法という概念は、正義、民主主義、自由といった最重要とされる価値を制度化したものを意味します。

上記の分類と主な論者について一覧表にすると、次のとおりです(いずれの論者も rule of law について語る文脈で law について説明しています。)

		<基準1> 別の概念(道徳や政策)との差異の程度	
		① Institutional (制度化された)	② Substantive (実質的な)
<基準2> 他の要素と比較した場合の相対的価値の程度	③ Instrumental (手段としての)	Max Weber	Friedrich Hayek
	④ Intrinsic (本質的な)	A.V. Dicey	Amartya Sen

①制度化された法としての法は、政府や個人の行動指針になるとされます。ドイツの経済学者であるマックス・ウェーバーをはじめとする古典的な論者は、①制度化された法の中で特に③手段としての法を重視しました。ウェーバーは、西欧諸国が産業化できたのは一般的・普遍的な法制度があったからだと分析しており、法制度を近代的な国家になる手段と捉えています。

イギリスの憲法学者であるアルバート・ヴェン・ダイシーは①制度化された・④本質的な法の概念について説きました。ダイシーは、イギリスの優れた特徴としてイギリスには独裁政権がなく「規律、支配権、法の優位」が確立していることを挙げ、イギリス憲法は、法の支配の表れ、すなわち適正手続や権威が法に服従すること、権利の回復策といった特定の内容を持った優れたものだとしました。また、ダイシーは法とは地位に関わらず全ての人に適用されるべきものだと主張しました。

②実質的・③手段としての法を主張したのは、オーストリアの経済学者、フリード

リヒ・ハイエクです。ハイエクは、法とは市民に対して政府の方針について予測可能性を与えるもので、法によって人々の経済活動を方向付けることができ、法の支配は自由市場経済を加速させるための手段だとしました。

インドの経済学者アマルティア・セン⁷は、②実質的・④本質的な法について主張しました。センは、法の発展は単なる経済的発展の手段ではなく、法制度、経済、政治、社会のそれぞれが国家発展の構成要素であり、法制度そのものも国家の発展の一要素として整備されるべきであると唱えました。センによれば、法の支配とは、制定法や司法制度が形式的に表現しているものではなく、人々の権利行使を可能にする実質的なものを意味します。

- (3) 以上の分類は1つの試みに過ぎませんが、この分類から分かる通り、「法」という言葉も様々な意味があります。

例えば the World Bank（世界銀行）の法の支配に関するプロジェクトにおいても、プロジェクト毎に異なる意味を持った「法」という言葉が使われているので、注意が必要です。

- (4) 結局、法整備支援とは何を意味するのか

法整備支援においては、新興国の政策や慣習づくりを手伝うわけではなく、法律の起草を支援しているので、②実質的な法ではなく①制度化された法を扱っている、という整理になると考えられます。その内容については様々なので、③手段としての法を扱っている場合もあるし、④本質的な法を扱っている場合もあるでしょう。

ちなみに、「法整備支援」という言葉を使い、「法律整備支援」と言わないのは、支援の内容は法律の制定にとどまらず、法の適正な執行や人材育成等も含まれるので広い概念だ、という考えに基づくようです（そのような意味で、「法整備支援」の他に、「法制度整備支援」や「国際司法支援」という複数の呼び名がありますが、中身をみると実質的には同じことを指しているのであって、呼称の差異はあまり気にしなくてよいと思います。）。

要するに、「法」自体は、空っぽのただの箱です。法整備支援をするということは、ある国家が、何を実現しようとして法律や制度を整備したいのか、その大きな方向性を支援する、という意味を持つのだと思います。

そうすると、法整備支援は支援国と被支援国の政策と深く関わっていることが分かります。

国家の政策と深く関わることから、法は、その内容や執行の方法によって一定の者の利益だけを実現できる諸刃の剣となる点に注意が必要です。

例えば、カンボジア与党は、2017年2月に政党法を改正し、党の代表者が有罪となった場合、その党は解党しなければならないという条項を追加しました。カンボジア最高裁は、その改正法に基づいて、2017年11月、最大野党であるCNRP

⁷ センは、1998年にアジア人として初めてノーベル経済学賞を受賞した。

の党首が国家転覆を企てたと認定してCNR Pに解散を命じる判決を下しました⁸。

また、エジプト議会は、今年7月、5000人以上のフォロワーがいるツイッターやフェイスブックなどのSNSについて、新聞やテレビと同様に規制当局の監督対象とする法律を可決しました。これによって、政権が不適切と判断するサイトを閉鎖し、罰金を科すことも可能になりました⁹。

3 開発と結びついた法律の世界

(1) なぜ、法整備支援をするのか

この問いに対して、今日、「新興国の発展（開発）を助けるため」という回答が、定説となっています¹⁰。法の整備は国家の発展にとって決定的に重要であるという命題が所与のものとしてされているのです。

(2) 法整備支援ワールドから開発ワールドへ

ア 日本の法整備支援は、ODA（政府開発援助）の枠組みで実施されることが多く、日本国として行う法整備支援も、世界の潮流と同じく、新興国への開発援助の1つに位置づけられています。

日本の法整備支援の方向性が記載されている「開発協力大綱」¹¹や「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」¹²においても、法の整備は被支援国の発展に資するという命題が前提とされています。

イ ここで注意したいのは、「法整備支援」という世界と「開発」という世界は、もともとは違うものだ、ということです。

繰り返しますが、法整備支援は、ある国が実現しようとしていることを法制度の整備という方法で手伝えることを意味するのであって、「開発」という一定の価値判断を持つものと次元が異なります。

つまり、法整備支援は、必ずしも「開発」を実現するためのものではないのです。

ウ ただし、ある新興国が「開発・発展」を目指している場合、そのために法制度は決定的に役立つ、という意味では、この2つの世界は重なってきます。

そして、今日、「法」と「開発」を同じ世界にドッキングさせ、「法整備支援という手法を開発援助のために使おう」という考え方が世界的に流行している状況にあるのです。

例えば、新興国で経済活動が活発にならない原因の1つとして、銀行等の金融機

⁸ 2017年11月16日付け日本経済新聞

⁹ 2018年7月23日付け日本経済新聞

¹⁰ 一段、下げた回答として「法の支配」「グッドガバナンス」「投資環境整備」の実現のため、などの回答を、聞いたことがある人もいるだろう。これらは、痒いところに手が届く回答になっていないと個人的に思う。グッドガバナンスや法の支配については、それ自体が一読して理解できない概念である上、これらを実現すること自体が果たして最終目的なんだろうか、と誤ってしまう。

¹¹ 2015年2月に閣議決定された。

¹² 外務省、法務省等の関係省庁が協議した上、2013年5月に策定された。

関があまり融資をしないから、という点があり得ます。

そして、金融機関が融資を渋る理由は、相手のローン返済が滞ったとき、その国において債権を回収する手段が整備されていないからかもしれません。

例えば、1988年のインドでは、不動産競売事件のうち4割が8年以上かかっていたそうです¹³。また、現在でも鉄鋼大手エッサール・スチールの競売事件について、当初は今年4月末までに売却できる予定だったのに進まず、今年の末までかかると見通す者もいるような状況で、インドは何事も時間がかかる国との評価があるようです¹⁴。

金融機関がローンを渋る結果、新興国の貧困層は、高金利のインフォーマルな貸金業者から借金をしていることが多いです（インドのウダイプールでは、1日99セント以下で暮らす人々は、平均で57%の金利を払っているそうです¹⁵）。

つまり、貸し手からみれば、債権回収できないリスクが増えるほど、貸せる金額は減り、担保をとる代わりに金利を上げるということです。そして貧困層は高金利に苦しみ、借金返済の悪循環に陥るのです。

このような問題を解決するには、担保法制、裁判制度、金利の上限規制等の法整備をするのが有効だといえ、開発の世界で法整備支援が役立つ典型例だといえるでしょう。

エ もっとも、ある国が法整備支援によって実現したい価値は、「開発」ではなく、「人権保障」、「平等」、「民主主義」といった概念かもしれません。

人権、平等、民主主義や共産主義といったイデオロギーもまた、開発とは異なる切り口であり、異なる世界です（ただし、後記のとおり、開発の概念が広がっている今日、開発と他のイデオロギーとの境界は曖昧になってきています。なお、先進国は民主化を推進しているので、民主主義以外の政治政策は開発概念に含まれていないようです）。

4 開発の世界の起源¹⁶

(1) Development という概念

開発協力大綱の英訳は Cabinet decision on the Development Cooperation Charter とされており、新興国の「発展」や「開発」という概念が Development という単語で表現されています（Development を「発展」と訳すか「開発」と訳すかについて決まったルールはないようで、本稿では、文脈と語感によって適宜、訳しています）。

実は、国家の成長を意味する概念として Development を使うようになったのは、割と最近のことです。

¹³ Abhijit V Banerjee and Esther Duflo, Poor Economics: A radical thinking of the way to fight global poverty / 和訳「貧乏人の経済学 もう一度貧困問題を根っこから考える」219頁

¹⁴ 2018年7月13日付け日本経済新聞

¹⁵ バナジー&デュフロ212-213頁

¹⁶ James M. Cypher, The Process of Economic Development (Fourth Edition 2014) pp35-69, pp110-112

1949年、アメリカのトルーマン大統領の就任演説において、アメリカは今後、Underdeveloped countries（発展の途上にある国）における貧困や悲惨な状況を改善していくという方針が示されました¹⁷。この演説以前における先進国の関心は、二度の世界大戦により混乱した先進国の経済復興にあったのですが、この演説をきっかけに新興国の発展が世界の重要課題に上がることになった上、Development という概念が定着しました。

(2) 発展の度合いを図る指針

ア では、トルーマンが表現した Development とは具体的に何を意味するのでしょうか。言い換えれば、どのような方法で国の発展の度合いを測るのでしょうか？

イ 発展とは、経済的成長、つまり金銭的な規模を意味するというのが定説です。経済的成長を測る方法として一般的に用いられているのは、GNI（gross national income）、GDP（gross domestic product）及びPPP（purchasing power parity）の規模や成長率です。

ウ 1960年代に、国の発展の概念には経済的要素だけでなく他の要素も取り入れるべきだとして、International Labour Organization（ILO、国際労働機関）がGNI、GDP及びPPPに代わる指標として Basic needs approach や Physical Quality of Life Index（PQLI）等を提案しましたが、世界的に利用されずに終わりました。

エ もっとも、発展の定義に経済的要素以外を取り入れようとする試みは現在まで続いており、国連は人間の要素に着目した指標として1991年から Human Development Indicator（HDI）を導入しています。

HDIは、国家の財産は人間であるという認識に基づいており、要約すると①平均寿命、②平均通学期間等の教育に関するもの、③経済の規模の3種類を基準として発展の度合いを評価するものです。

HDIが高い国家は、健康的で長生きでき、適切な生活水準が確保され、政治的自由をはじめとする人権が保障されている状態といえます。United Nations Development Programme（UNDP、国連開発計画）は、毎年、Human Development Report を発行して国のランク付けを行っており¹⁸、これは各国政府に市民の選択の幅を広げるための投資を促す狙いがあります。

オ また、UNDPは、2010年、HDIを更に信頼できるものにするために、ジェンダーの要素を取り入れた Gender Inequality Index（GII）を導入しました。これは、要約すると、①妊産婦の死亡率、②女性が子供を産む人数、③国会における女性の議席数、④高等教育における男女の比率、⑤男女の労働参加率を基準とするものです。

さらに、HDIは数値を平均化しているため、収入、教育及び健康といった要素

¹⁷ 就任演説の中で対外政策として4点目に指摘された政策なので Point Four Aid と呼ばれる。

¹⁸ 2016年、日本の Human Development は188か国のうち17位となっている。

<http://hdr.undp.org/en/countries/profiles/JPN>

が国民に平等に行き渡っているかが評価されていないとの批判を受け、平等の要素を取り入れた Inequality-Adjusted Human Development Index (I-HDI) も提案されています。

(3) Sustainability (持続可能性)

ア 持続可能な発展

近年、国家の発展について語る時、単なる Development ではなく、Sustainability (持続可能性) という言葉を伴って Sustainable Development (持続可能な発展) と表現されることが多くなっています。

イ MDGs から SDGs へ

国連においては、2015年に Sustainable Development Goals (SDGs, 持続可能な開発目標) が採択されました。SDGs は、2000年に作成された Millennium Development Goals (MDGs, ミレニアム開発目標) を補完するものであると共に、MDGs の達成期限である2015年後の世界の在り方を検討するものです。

MDGs と SDGs の大きな違いは、MDGs は極度の貧困¹⁹撲滅といった新興国に焦点を当てた問題のみを扱っていたのに対し、SDGs は環境問題といった先進国の問題も幅広く扱っている点です²⁰。その結果、MDGs のゴールは8つのみ(21のターゲットに分けられる)であったのに対し、SDGs においては17ものゴール(169のターゲットに分けられる)が定められたのです(目標が幅広すぎると批判する人もいます)。

ウ 持続可能性とは何か

では、具体的に持続可能性とは何を意味するのでしょうか？

まず、「持続可能である」というとき、共通して考えられている要素は、物理的に、経済的に持続できる状態、という点です。これに環境的な視点を加えて論じられることが多いですが、環境的な要因をどこまで重視するかは論者によって大幅に異なります。また、世界銀行のように人口のコントロールを持続可能性に含める場合もあります。

SDGs の17のゴールを眺めると、世界中で流行している持続可能性の意味のヒントが得られます。ポイントは、幅広い概念だ、ということです。これに、SDGs の標語、“Leave no one behind” (誰も取り残さない) も併せてみると、例えば国家のGDP成長率が伸びて経済的発展を遂げたとしても、格差が生じて貧困状態の人がいれば、それは持続可能な発展とはいえない、と捉えていることが分かります。

¹⁹ MDGs 策定当時は、極度の貧困とは、1日1ドル以下で生活することと定義されていた(「貧困ライン」という)。世界銀行は、その後、物価の変動を考慮して貧困ラインを1.25ドルに変更し、さらに現在は1.9ドルとされている。<http://www.worldbank.org/en/topic/poverty/brief/global-poverty-line-faq>

²⁰ UNDPによれば、MDGsに取り組んだことによって、極度の貧困状態にあった人口は1990年に19億人だったが、2015年に8億3600万人まで減ったなどの成果があった。<http://www.undp.org/content/undp/en/home/librarypage/mdg/the-millennium-development-goals-report-2015.html>

す。

開発協力大綱にも「狭義の開発」「広義の開発」という概念が出てきます。日本政府も、開発（発展）とは経済的なものだけでなく、基本的人権が保障され、透明性のある統治機構が保たれている状態等も含むと捉えているようです。

エ 「持続可能な発展とは何か？」という問いは、実は、私達がどのような社会にしたいのか、どのような生活を選択するのか、という問いといえます。

持続可能性は、世界全体におけるレベル（どのような世界を目指すのか？）から、各国のレベル（どのような政策を採るのか？）、自分が住むコミュニティのレベル（どのような街にしたいのか？）まで、様々な段階で検討することができます。個人レベルで考えると「どのような生き方を選択するのか？」という問いにまで分割できるでしょう。

エネルギーの選択を例にとると、経済性や効率性を重視すれば原子力発電を選択することは持続可能な発展に資すると評価されるでしょうし、環境重視や災害対策という選択をすれば太陽光や風力発電が持続可能な発展のためのエネルギーということになるといえます。

5 開発ワールドが注目を浴びるようになった理由

(1) なぜ、今日、新興国の Development に注目が集まっているのでしょうか。なぜ、トゥルーマンは新興国の発展について言及せざるを得なかったのでしょうか。

これらの問いは、先進国と新興国に世界が二分された歴史と関係があります。

(2) 先進国と新興国の格差²¹

実は、国家間における経済格差（国民1人当たりのGDPの差）が広がったのは、約200年前に過ぎません。それ以前は、アメリカ・ヨーロッパとアジア・アフリカ各国の経済規模はほぼ同じで、世界中が極度の貧困状態にありました。ところが、約200年前、人類の6分の1だけが、高所得者になったのです。

経済格差が生まれた理由については様々な研究がなされていますが、ヨーロッパ諸国による植民地化政策及び産業革命が決定的な要因といわれています。

(3) 植民地化政策

先進国による植民地化政策は、1492年にコロンブスがアメリカ大陸を「発見」したところから始まり、1930年代まで続きました。

イギリス、オランダ、フランス、ベルギー、ドイツ、スペイン、ポルトガル及びイタリアは、まだ発展していない国々を教育して民主化し、キリスト教国化するという「使命」の下に、アジア、アフリカ及びラテンアメリカ諸国を支配していきました。その結果、アフリカ諸国の人々は奴隷として売買され、例えば1650年から1850年の間に、アフリカ諸国の世界に占める人口比率は18パーセントから8パーセン

²¹ Jeffery D. Sachs, *The End of Poverty: Economic Possibilities for Our Time* (2005) / 和訳「貧困の終焉 2025年までに世界を変える」79-115頁

トまで落ち込みました²²。

イギリスはインドで綿を栽培させ、関税なしでイギリスに輸入して綿製品を製造し、完成品をインドに輸出する一方、インドで製造された綿製品（完成品）には、イギリスに輸入する際、70パーセントから80パーセントの関税をかけ、インドの経済発展を阻止しました。

(4) 産業革命

世界に経済格差を生じさせたもう一つの要因は、1750年代にイギリスから始まった産業革命だとされています。なぜ、産業革命は他の国、他の時期ではなく、1750年代のイギリスから始まったのでしょうか？

その答えとして、ジェフリー・サックス（彼については後述。）は次の6つの要因を挙げています²³。

①イギリス社会は当時、インドのカースト制度等の他の国と比較すれば、格差は少なく自由な社会状態であり、個人が主導権を握っていた。

②イギリスでは政治的自由が認められていた上、安定した政治の状態であった。政治的自由に含まれる言論の自由は新しいアイデアを生み出すのに大きな貢献をした。

③これが最も重要であるが、イギリスは科学的思考の発達の中心であった。ヨーロッパは長くアジアから科学的思考を輸入していたが、ルネッサンス期にヨーロッパの科学は進歩した。物理学が発展したことに加え、イギリスの政治的自由が科学的思考の普及に貢献した。そして、科学の発展に大きく影響したのが1687年に出版されたニュートンによる万有引力の発見である。ニュートンは物理的な現象を法則として描くことに成功し、産業革命へと続く基礎を作った。

④地理的な優位性も重要である。イギリスは島国であるが他のヨーロッパと近く、貿易コストが抑えられていた。その上、川を使った貿易も発達し、肥沃な土と適度な降雨という気候によって農業が発展した。さらに北アメリカと近接していたため綿等の原料の輸入が容易だった。

⑤島国であるイギリスは他国より敵の侵入が少なかった。

⑥動力は人力、動物及び木材の燃焼による熱に頼る期間が長かったが、イギリスは石炭が豊富であり、蒸気機関の発明が加わることによって、生産力は人類史上で最も大きくなった。また、風力も海運の発達に貢献した。

(5) どうして、先進国が新興国を支援する必要があるのか？

ア このようにヨーロッパ諸国は植民地を「利用」して経済成長を遂げましたが、二度にわたる世界大戦による経済的混乱のため、先進国は新興国を支配利用する立場ではいられなくなりました。

さらに、新興国の多くは産油国であったため、1973年の石油価格高騰をきっかけに、新興国の発言力が増すようになりました。例えば、1974年、新興国で

²² Cypher p87

²³ サックス 89-92頁

あるアルゼンチン、イラン、メキシコ、ベネズエラの主導によって、新興国が発展できるような New International Economic Order (N I E O, 新しい経済秩序) を確立すべきとの宣言がされました。

このように、先進国は経済的な要因で新興国を無視できなくなったのです。だから、開発の世界に光が当たるようになったのです。

イ なぜ、先進国がわざわざ他国である新興国を支援するのか？

なぜ日本が？なぜアメリカが？

この問いに対して、新興国からの視点としては、新興国が新興国である理由は先進国によって作られたものだから（前記の歴史的背景参照）、という道徳的意見が考えられます。

また、富める者が貧しい者のために行動するのは当然だ、というのも道徳的な回答だといえます。この回答は宗教的信念に基づく場合もあるでしょう。

しかし、現状、多くの先進国にとっての答えは、先進国の経済状況が新興国を無視してはられない状態にあるから、というものです。つまり、国家戦略として、先進国が更なる経済発展を遂げるために新興国支援をするという立場の国が多いと思われま

す。日本の内閣も、2015年、開発協力大綱において、新興国に対する開発協力を通じて日本の国益を確保するという方針を明確化しました。すなわち、開発協力大綱は、新興国の開発援助を「未来への投資」と位置づけ、日本の利益を凶ることを明記しているのです。

また、新興国の発言力が増す中、国際関係を良好に保つために新興国を支援するという点も支援の理由として考えられます。よくみられるのは、過去に植民地化政策を採っていた先進国が、かつての植民地との良好な関係を維持するために援助するという例です。

他の考慮要素としては、ある国家が、特定の地域における影響力を強めたい場合に援助政策を始める場合もあります。

さらに、新興国への経済的支援が先進国の安全保障と関わっているから、という考え方もあります²⁴。

これらも先進国の利益に光を当てた考え方といえるでしょう。

6 新興国支援の世界的潮流²⁵

- (1) さて、世界は支援する国と支援される国に二分され、開発援助が活発に行われるようになりましたが、新興国支援における世界全体の流れには紆余曲折があります。法整備支援は開発の世界と結びついているので、法整備支援を取り巻く状況として新興国支援の大きな枠組みをみてみます。

²⁴ 貧困がテロの要因になっているという考え方が通説のようである。

²⁵ Cypher pp645-684

(2) 新興国支援の中心的役割を果たしている機関に、the International Monetary Fund (IMF, 国際通貨基金) と世界銀行があります。

IMFは、財政難に陥った国家に対し、短期間の貸付けを行って問題解決までの橋渡しをする役割、世界銀行は長期の戦略を立てて新興国支援をする役割を果たしています。

(3) 世界銀行の政策

ア 現在まで世界銀行の総裁は、全てアメリカ人であり、世界銀行の政策にはアメリカの政策が強く影響していると言ってよいでしょう²⁶。そして、世界銀行の政策は、現在まで大きく変化してきました。

イ Basic human needs approach (基本的な人間の欲求アプローチ)

1968年から1981年の間、Robert McNamara 総裁の下、世界銀行は組織を拡張し、有力な経済学者を採用し、大きく変わりました。

McNamara は、1960年代にILOによって提案された Basic human needs approach を採用しました。これは、基本的な人間の欲求が満たされる状態になるように支援をする、というものです。しかし、何が基本的な人間の欲求かは各国家や時代によって異なるもので曖昧だとの批判もあり、このアプローチは世界的には広がらなかったようです。

ウ Structural adjustment (構造調整)

1979年、世界銀行は Structural adjustment を採用し、Structural adjustment lending (構造調整を条件とした貸付け) は2007年まで続きました。

これは、世界銀行が新興国に対して経済援助をする際に、様々な条件を課すというものです。これらの条件は Conditionality と呼ばれ、次のようなものがあります。

①財政の規律、②高い経済的利益が見込まれ、かつ、医療、教育、インフラ整備といった所得の再分配に役立つような支出への方向転換、③税制改革、④利息の自由化、⑤競争力のある為替レートの設定、⑥貿易の自由化、⑦外国による投資の自由化、⑧民営化、⑨規制緩和、⑩安定した所有権の整備。

1980年頃から、先進国は、経済発展のために不可欠なものは、自由貿易及び「小さな政府」だと考えていました。

当時の国連や世界銀行は、「賢い」先進国が「発展途上の」新興国に対して、山のような「すべきことリスト」を渡し、新興国の政策を根本的に変えさせることが正しいと信じていたのです。しかし、このような先進国による新興国の政策への口出しによってラテンアメリカ諸国の状況は向上するどころか経済状況は悪化し、先進国から押しつけられた多額の債務に苦しむようになりました。例えば、ブラジルやメキシコは世界銀行による政策の結果、現在も先進国にはなれずに貧困に苦しんでいます。

²⁶ 2012年～現在の総裁は、アジア系アメリカ人として初となる韓国系アメリカ人の Jim Yong Kim である。

今日、ワシントンDCに拠点を持った金融機関や組織（つまり国連や世界銀行）が新興国を苦しめているとして、Structural adjustment は強く批判されている上、世界銀行もその失敗を認めています。このような政策の失敗は Washington Consensus（ワシントン・コンセンサス）と呼ばれています²⁷。

なお、Neo liberalism（ネオ・リベラリズム）や Globalization（グローバリゼーション）という言葉がワシントン・コンセンサスと同義に使うこともあるようです。

エ Sustainable Development（持続可能な発展）と Comprehensive Development（包括的な発展）

Structural adjustment（構造調整）は機能していないとのデータが山積し、内外から批判が噴出したことから、1991年、Lewis Preston 総裁は、世界銀行の貸付について評価するレポートを作成させました。その結果、世界銀行が行った貸付のうち返済状況が「問題あり」のものは、1980年代初頭は11%だったところ、1991年には37.5%に増加しており、世界銀行の政策の行き詰まりが数値的に明らかになりました。

そこで、Preston 総裁は、Structural adjustment loan の貸付条件に Sustainability（持続可能性）に関するものを足すという政策を始めました。

この場合の持続可能性は、環境の要素だけでなく人口のコントロールという要素も含むものです。また、1999年、社会的、構造的、人間的、統制的、環境的、経済的、財政的という包括的な発展を目指す Comprehensive development の方針が採用され、このアプローチは現在まで採用されています（SDGsの目指すところと相当重なる概念に見えます。）。

オ Poverty Reduction Strategy（貧困削減戦略）

Structural adjustment に対する批判を受け、2000年、各新興国が自ら関与しながら、各国に応じた貧困削減のための戦略を作成し、それに対して貸付けをするという、政策に重点をおいた Poverty Reduction Strategy が採用されました（もっとも、この戦略の中でワシントン・コンセンサスとして批判された民営化などの構造調整が条件として含まれています。）。

このアプローチは、貿易及び投資が国家発展の動力となるもので、経済的発展が最重要のものだという考えに基づいています。この手法は現在、世界銀行やIMFだけでなく多くのNGOにも広がり、世界的な流行となっています。

(4) Corruption（汚職）と Development（発展）

ア 最近、脚光を浴びているのが、汚職（不正腐敗）防止の観点です。

汚職問題は、開発の分野において長い間注目されていみせませんが、現在は、汚職を新興国の成長を妨げる要因の1つだと考えるのが主流です。

2005年から2007年の間、世界銀行総裁を務めた Paul Wolfowitz は、汚職

²⁷ 1990年に John Williamson が作った言葉である。

との戦いを世界銀行の使命だと位置づけました。

汚職の問題性は、一部の権力者だけが富を手にし、物やサービスが一般市民や弱者に行き届かなくなってしまう点にあります。汚職は政治の問題というだけでなく、経済の問題といえます²⁸。

イ 汚職は多くの新興国において深刻な問題となっています。

例えば、インドネシアのスハルト大統領が在任中の1966年から1998年の間に不正に取得した財産は、1961年の同国の国家収入の5.2倍の額だったといわれています²⁹。

また、ブラジルでは国営石油会社ペトロbrasを巡り大規模な汚職事件が発生し、ルラ元大統領は今年1月24日、マネーロンダリングの罪等と併せて禁錮12年1月の有罪判決を受けました³⁰。

天然資源が豊かな国であるメキシコやアルゼンチンが貧困から抜け出せないのは、伝統的に汚職が蔓延しているからだといわれています。

ウ もっとも、イタリア及び日本(!)は汚職が蔓延しているにもかかわらず繁栄している国であるという分析もあり³¹、汚職防止は、発展の前提条件と考えられているようです。

7 法整備支援と開発が結びついた結果、何がおきたのか

(1) 経済学の視点

ア 以上、法整備支援を取り巻く状況として、開発の世界を見てきました。

法整備支援が開発の世界と結びつくことによって、先進国の利益を強調する風潮が強くなったといえるため、この点について批判もあるでしょう。

もっとも、法律の世界と開発の世界が一体化したことには、利点もあると思います。一番の利点は、経済学の視点が法律の世界に入ってきたことです。私の理解では、経済学は物事を理解するための物差しの1つですが、この物差しを得ることによって、誤った分析を回避できる場合があります。

イ ここから、法の話から経済学の話へと飛びます。正しい物差しを使って世界を分析すべき分かりやすい例として、次のようなものがあります³²。

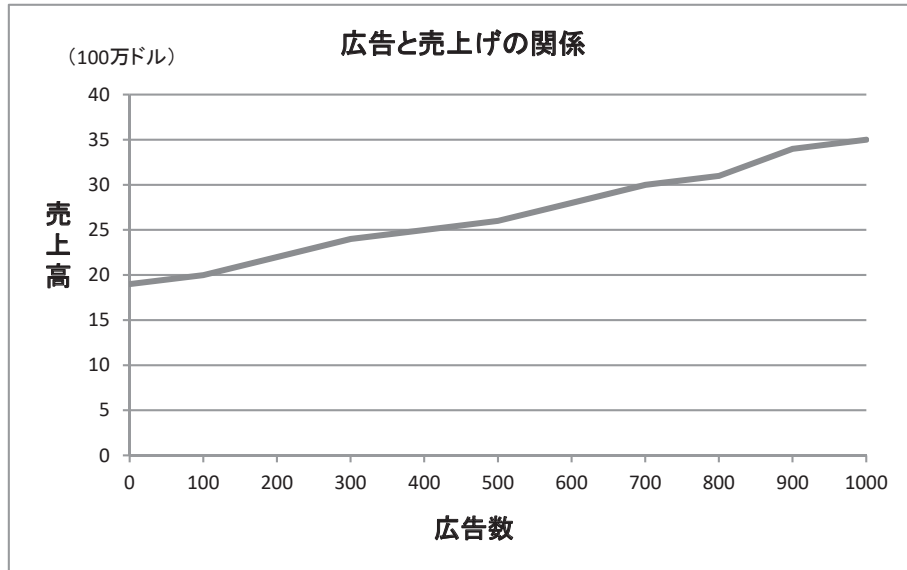
²⁸ Joseph E. Stiglitz, *The World Development Report: Development Theory and Policy* (2008)

²⁹ Cypher P247

³⁰ 2018年1月25日付け日本経済新聞等

³¹ Cypher P246

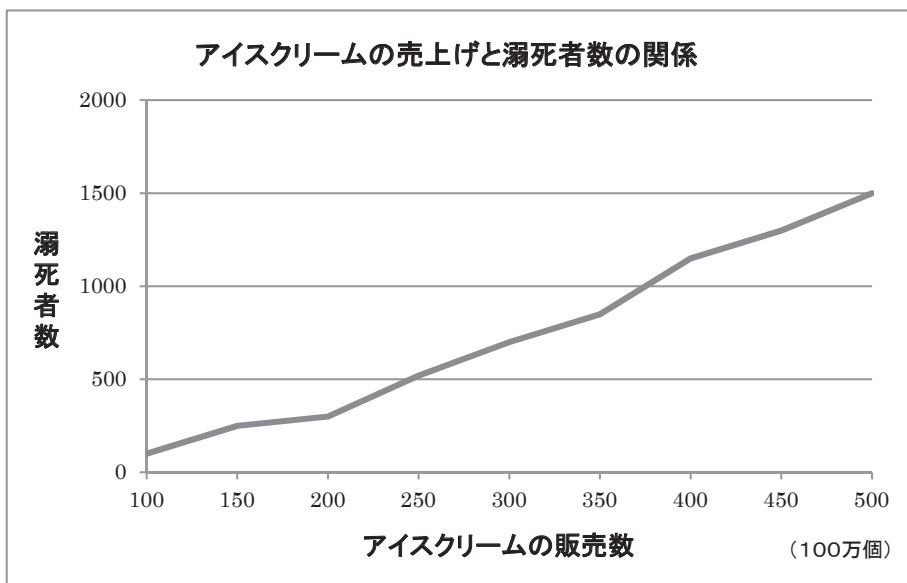
³² Uri Gneezy and John A List, *The Why Axis: hidden motives and the undiscovered economics of everyday life* / 和訳「その問題、経済学で解決できます。」8-13頁



あるアメリカの小売業者（A社）のマーケティング担当者は、上記のようなグラフを示しました。マーケティング担当者は「これを見ると、広告数を増やせば売上高も上がることが分かります。我が社は広告をもっと増やすべきです。」と言って、A社の広告が売上げ増加に効果を発揮していると自慢しました。

ウ しかし、次のグラフを見て下さい。

このグラフは、1999年から2005年に起きた溺死事故の数と、アメリカ最大手のアイスクリーム・メーカーが同じ時期に売ったアイスクリームの数という2つの異なる現象を表したものです。



このグラフによれば、アイスが沢山売れることと溺死することに因果関係があるように見えます。これを見て、子どもが外で遊んでいる時はアイスを食べさせない

ようにする親が増えるかもしれません。

しかし、もちろんアイスの販売数と溺死者数の間に因果関係は無く、これらを正しく分析するには、第3の要素の考慮が必要です。

つまり、夏になるとアイスを食べる人が増え、同時に泳ぐ人が増えます。泳ぐ人が増えれば溺れる人も増えます。夏になるとアイス消費する人が増えるけれど、アイスを食べるから人が溺れるわけではありません。泳ぐから溺れるのです。

エ さて、前記A社の広告数と売上高のグラフについて、考慮すべきだった第3の要素はなんでしょう？

実は、A社は、感謝祭やクリスマスといった休日が連続するシーズンに多くの広告を出していました。当然、この買い物シーズンにA社の売上げは大幅に増えます。つまり、製品の売上げが多くなるのは季節のおかげであって、広告のおかげではなかったのです。広告数と売上高の間にあったのは単なる相関関係であって、因果関係ではなかったのです。

オ 法整備支援に話を戻すと、現在、法整備支援の世界で研究に値するテーマの1つは「法整備支援における効果の計り方」だといえます。

例えばある法律を制定したことが、その社会にとってどのような良い効果を生み出したのか、その効果をどのように計るかは、難しい問題です。

経済学の視点がないと、上手くいった事例を集積して、たとえば「A法があるからBという効果があった」と単純に因果関係を肯定してしまいそうです。

しかし、前記のグラフの例のように、一見、因果関係がありそうであっても、実は単なる相関関係にとどまるのであって、因果関係があるわけではない、ということは、よくある現象です。事実Aと事実Bとの間の因果の流れを正確に掴むには、考慮されるべき事項を把握した上でそれを考慮に入れなければ、正しく分析できないのです。

開発の世界は、本来、数字が大好きな経済学者の世界です。法律の世界に開発の世界が入って来ることによって、経済学という物差しを使って、法律家の視点だけでは見落としてしまいそうなことも検証することが可能になります。これが法律と開発の世界が一体化した利点であると考えられます。

カ このような正しく因果関係を把握するための視点のほか、主に行動経済学で流行している Randomized Controlled Trial (RCT, ランダム化対照実験) も、法整備支援の効果を計る手法のヒントになりそうです。

RCTとは、もともと、医薬品の分野で新薬の効果を計るのに使われていた手法で、「社会実験」と表現すると分かりやすいかもしれません。これは、似たような条件下にある複数のコミュニティをランダムに選定し、そこで異なる政策を導入する、というものです。例えばランダムに農家を2つのグループに分けて、片方のグループだけに化学肥料を配布し、その生産性や所得への影響を計測する、というようなものです。

ただし、RCTには、①ある特定の場所で特定の時期に行われたRCTの結果は、違う場所の違う時期にも妥当するのか、②RCTは自然科学の実験に似ているが、本当にそんな厳密な比較を行っているのか、③RCTでは、どのようにして重要なトピックを選んでいるのか、④RCTの適用外で大切な開発政策を見逃すことはないのか、といった疑問が呈されており、RCTは万能薬ではなく、1つの有用な研究手法にとどまると考えるべきであるとの意見もあります³³。

(2) 「ODA増やそう」派 VS 「ODAは無駄だ」派

ア 開発の世界で、両極端な2説として知られているのが、ジェフリー・サックス³⁴とウィリアム・イースタリー³⁵です。彼らは開発の世界の2大巨頭なので、知っておくに値するでしょう（分かり易くこの2人の構図を説明するとすれば、有力なA説を主張する学者と、これまた有力なB説を主張する学者の争い、といったところでしょうか。私はこの2人の対立を見ると、なぜか刑法の行為無価値論者と結果無価値論者の対立を思い出します。）。

イ サックスの説は、ビッグプッシュ論と呼ばれ、「新興国は貧困の罠に陥っていて、自力では発展の梯子の1段目に手をかけられない。まず大きな援助（Big Push）をして、発展の梯子に手を届かせてあげさえすれば、あとは新興国が自ら発展を加速していく」と考えます。

現状、世界から貧困がなくなっていないのは、支援の金額が足りないからだ、とサックスは考えます。サックスは、先進国がGNI（国民総所得）の0.7パーセントの額のODAを拠出すれば貧困は撲滅できる、と説きます。

2017年におけるODAのGNI比は、Development Assistance Committee（DAC、OECD開発援助委員会）加盟国の平均で0.32パーセント、日本は0.2パーセントです³⁶。

サックスに言わせれば、先進国はたった0.7パーセントの支出をすれば足りるのですが、現状、世界のODAは遥かに足りません。

ウ ジェフリー・サックスを名指しで徹底的に批判しているのが、ウィリアム・イースタリー³⁵です（イースタリーは、サックスを応援しているU2のボノも批判しています。）。

イースタリーは、先進国による援助は、先進国の政治家や官僚が考えた非現実的なユートピア論であって、「先進国の白人である我々は、選ばれし人間であって、南の貧民を助ける責務がある」という西欧諸国の人々の自己満足に過ぎないものだ、と説きます。

³³ 大塚啓二郎「なぜ貧しい国はならないのか 正しい開発戦略を考える」109-112頁

³⁴ コロンビア大学教授。タイム誌の「最も影響力ある100人の指導者」に2回、選ばれた。国連においてMDGsとSDGsに関するアドバイザーを務めるなどした。

³⁵ ニューヨーク大学教授。世界銀行に2001年までいたが、世銀にいた間に世銀を批判したことで有名。

³⁶ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release>

イースタリーによれば、先進国は、過去50年間に2.3兆ドル（約250兆円）もの援助をしてきたにもかかわらず、マラリアの感染リスクを減らすのに役立つ、たった4ドルの蚊帳がアフリカの家庭に届いていないし、子ども1人の命を救う母親1人当たり3ドルのお金も届いていません。つまり、ODAのような現状の援助の仕組みでは、腐敗した政府に金が入るだけで、本当に必要な人に援助が届かない、というのです（実際、チャドの政府が農村の診療所に対して予算をつけたとき、その予算のうち実際に農村の診療所に届いた額を調べると、1パーセントにも満たなかったという調査結果もあるようです³⁷）。

イースタリーは、新興国は、自助努力で市場の力によって開発が進むだろうと主張します（ただ、援助が不要だと言っているわけではないようです。今の仕組みを変えるべし、ということです）。

エ サックスとイースタリーについて、Poor Economics を翻訳した山形浩生氏が、同書の訳者解説で興味深い例を示しています（むしろサックスとイースタリーの著作を読むより分かりやすいのではないか？）³⁸。

山形氏は開発援助コンサルタントだそうですが、要約すると次のような例を紹介しています。

- ・ A国で公営企業の組織能力改善プロジェクトをしていた。日本の開発コンサルの提言は、「組織としての目標をきちんと決め、毎週、目標と実績を表にして配布し、組織としての目的意識を共有し、改善策を話し合いましょう」という単純なものだった。

- ・ A国職員も納得し、ワークショップでは改善案も積極的に出していた。

- ・ 開発コンサルは、これなら大丈夫だと思ってA国を離れ、半年後に戻って来ると・・・週ごとの成果確認も話し合いも、何も継続できていなかった。

- ・ こちらが怒ると、A国職員は申し訳なさそうな顔をしつつ、「いや、でも配るためのコピー用紙を買う予算がないんだよ」と言った。

「さて、こう言われて、あなたは思うだろうか？」

- ・ 1つの考え方は、コピー用紙を調達するくらいのハードルすら克服できないってどういうこと？援助なんてしても無駄だ、A国の人自分からやる気を出して、少なくともこの程度の問題は自力で解決できないと意味ないのだ、という立場→ウィリアム・イースタリーの考え方。

- ・ もう1つの考え方は、一応やる気があるのに見捨てるなんて勿体無いという立場。コピー用紙というのは、紙そのものというより、むしろ多数の細かい障害の代表例でしかない。紙があってもコピー機がしょっちゅう壊れたりする。それをいちいち解決するのは組織として手間なのも分かる。もっと援助として方策実施に必要な機

³⁷ William Easterly, The White Man's Burden: why the west's efforts to aid the rest have done so much ill and so little good / 和訳「傲慢な援助」448頁

³⁸ 同書359-361頁

材くらいドーンと一式あげて、まずは仕組みをスムーズに機能させてあげるべきだ。コピー機や紙くらい、この機関がきちんと機能する利益に比べたら、はした金だ、それくらいケチってどうする。そこまで面倒みるべきだ。→ジェフリー・サックスの考え方。

オ 開発の世界では、上記開発コンサルの例のように、サックス的考え方とイースタリー的考え方が常に付きまといまいます。ただし、サックスもイースタリーもある意味、極端な論であって、彼らの考え方に二分できるものでもないと思います。

例えば、法整備支援は、まずは支援国の資金（ODAが多い）を使って被支援国の法制度を整えるので、サックスの考え方に近いと思います。

しかし、日本の法整備支援は、日本が全てお膳立てしてあげるのではなく、被支援国のニーズに合わせて被支援国の力で法律を起草、執行できるように手伝う、というスタイルを伝統的にとってきました。これは、単なるビッグプッシュだけではなく、新興国の必要なところに支援が行くように仕組みを作る、イースタリー的な側面であるといえます。

8 まとめ

法整備支援の現場で実際に行うことは、例えば新興国の法律家に対して、日本の法律の説明をして新興国の法律の問題点に気付いてもらうとか、日本の司法制度を紹介して新興国の制度づくりの参考にってもらうとか、法律家としての働きです（同時に、このような勉強会を企画し調整するといった行政的な働きも必要です。）。

メールし、調べ物をし、文書を作成する・・・といった目の前の業務に没頭することは、もちろん、大事です（木を見るところのこと）。

しかし、今までみてきたとおり、法整備支援を取り巻く状況は、法の世界にとどまらず、政治的、経済的、歴史的といった、とても学際的なことになっています。

最後にまとめるとすれば、日頃の業務を俯瞰して見て、法整備支援とは深い森であると感じすることも大事であり、法にとどまらず、色々と知っておくべきことがあるんだな、ということです（知っておいた方が、より良い支援ができるに違いない³⁹）。

9 参考文献

James M. Cypher, *The Process of Economic Development* (Fourth Edition 2014)

Alvaro Santos, *The World Bank's uses of the "Rule of Law" promise in economic development*, in *The New Law and Economic Development* (2006) pp253-300

Jeffery D. Sachs, *The End of Poverty: Economic Possibilities for Our Time* / 和訳「貧困の終焉 2025年までに世界を変える」(2014) 早川書房

William Easterly, *The White Man's Burden: why the west's efforts to aid the rest have done so*

³⁹ 裁判所にいるときも、三権分立があり、司法の独立があり、裁判官の独立がある、ということを意識していた。だから、私個人ではなく裁判官として判断できた。

much ill and so little good / 和訳「傲慢な援助」(2009) 東洋経済新報社

ジェトロ・アジア経済研究所 / 黒岩郁雄, 高橋和志, 山形辰史編「テキストブック開発
経済学(第3版)」(2015) 有斐閣ブックス

Uri Gneezy and John A List, *The Why Axis: hidden motives and the undiscovered economics of
everyday life* / 和訳「その問題, 経済学で解決できます。」(2014) 東洋経済新報社

Abhijit V Banerjee and Esther Duflo, *Poor Economics: A radical thinking of the way to fight
global poverty* / 和訳「貧乏人の経済学 もう一度貧困問題を根っこから考える」(2012)
みすず書房

大塚啓二郎「なぜ貧しい国はなくなるのか 正しい開発戦略を考える」(2014)
日本経済新聞出版社

主任国際協力専門官

松波宏幸

1 はじめに

私は平成15年4月に東京法務局に採用され、登記（商業・法人、不動産）、国籍（帰化、国籍取得）及び人権擁護（調査・救済事務）などの業務に携わっておりました。

個人的な話をさせていただきますと、私は生まれも育ちも大阪であり、東京に憧れて上京したわけでもありません。しかし、東京での一人暮らしはとても自由があり、新たな土地で一から始める生活も人見知りで無口であった私（諸説あり）を少しばかり積極的にしてくれたと思います。

法務局で14年もの年月を重ねたため、おそらく50歳ぐらいまでは東京都内の法務局で働くものだろうと考えていたところ、予想だにしない人事異動があり、平成29年4月から国際協力部（以下、「当部」という。）に配属される次第になりました。

ICD NEWSのバックナンバーを見ていただくとお分かりだと思いますが、当部に配属された方は事前に当部の業務内容を知り、自身で異動を希望して当部の門を叩かれる方が多いようです。私は異動を提案された時に聞かされたことは、大阪にある法務総合研究所の1部署という情報のみしか聞かされず、日本語以外の言葉（英語等）が重宝されることも引継ぎの日を迎えるまでは知りませんでした。

長々と自身の話をさせていただきましたが、私がここで記載させていただくことは、法務局人生で培った経験を駆使して、今まで戦ってきた記録ではなく、苦労はあったものの担当したからこそ得られた経験について述べさせていただきたいと思います。なお、私見を多用しておりますので、皆様には是非良き解釈をしていただければ幸いです。

2 担当業務について

私が当部で1年目に主に担当した業務は、「企画事務」と言われるものでした。この業務は、当部が行っている「法制度整備支援」に関連する多種多様な照会への回答を行う業務です。法務省内はもちろんのこと、他省庁からも照会を受けることがあり、当初は使われる言葉の意味すら分からず、照会文書とにらみ合うことが多くありました。なお、照会への回答を行うと記載してはおりますが、私自身が回答を一から作成することは数えるぐらいしかなく、照会を初めに受け止める者として、どのような回答が求められているかを最終的な判断を行う決裁権者に対し、いかに速やかに伝達するのが一番大切な役目でした。ただし、私は当初照会の回答期限に追われるばかりで、前段で述べた自身の役目である決裁権者への速やかな伝達を行うことができておりませんでした。照会業務だけは、数をこなし、経験することが一番重要であると実感しております。照会で求められる回答の作成には、必ず必要となる資料がどこかにあり、それを見つけることが早ければ早いほど

回答作成への近道を築くことができるからです。私としては、期限内に対応が困難であった照会、自身のみでは最後まで対応できなかった照会があったことは悔しいの一言であり、今後同様の照会業務に携わる機会があるとすれば、満足のいく対応ができるようになりたいと強く思っております。

そして、2年目を迎えた今年度は、「研修事務」担当として当部の業務に携わっております。この業務は、文字どおり当部が行う研修・シンポジウム・セミナー等の全般の事務を行うものとなります。1年目で担当した「企画事務」では短時間での対応を求められていましたが、「研修事務」は研修開始時期から逆算し、どの時期までに、どの程度まで、何をしておく必要があるか等の計画を立てる必要があります、急な予定変更があった場合にも対応できる柔軟性も必要とされております。

私が実際研修を担当したのは1年目に「第18回日韓パートナーシップ共同研究」、「第58回ベトナム本邦研修」及び「第12回ミャンマー本邦研修」であり、本年度は「平成30年度モンゴル国共同研究」です。なお、補助的な役目として、本年度に実施した「第19回日韓パートナーシップ共同研究」(日本セッション)及び「第13回ミャンマー本邦研修」にも少し加わることはありました。

研修の内容等につきましては、ICD NEWSのバックナンバー等で紹介しておりますのでそちらで確認いただきたいのですが、国により性格は異なるものの、研修に参加される方の意欲はどの国も素晴らしいものがあり、研修で得たものを自国に持ち帰らんとする姿勢にはいつも感服しております。

3 海外出張の経験について

やはり、当部で仕事をする上で欠かせないのが海外出張です。当部では、支援国ごとに担当者が決められており、基本的には、その担当者がその国に行くことがあります。私はこの1年半弱で3か国に出張する機会がありました。簡単ではありますが、その出張内容を紹介させていただきます。

1. 大韓民国

私が当部で初めて海外出張に行くこととなったのは、配属されてから3か月目の昨年6月に開催された「第18回日韓パートナーシップ共同研究」(韓国セッション)でした。この共同研究は、平成11年から実施されているものであり、大変歴史の長いものです。私は当初行う予定であった研究員の事務補佐ではなく、代理研究員として経験も知識もない供託という研究課題に取り組むこととなりました。当然付け焼刃の知識では、パートナーとなる韓国側研究員に対しても不十分な存在であったと思いますが、研修担当という立場より研究員であったことで、他の研究員と親密になることができ、貴重な経験を行うことができました。

2. ネパール

当部での2度目の海外出張は、当部の部長と行くネパールへの海外出張でした。この出張は、現地最高裁判所がカウンターパートとなっている当部が関与するJICAプロ

ジェクト（裁判所能力強化支援）の集大成となるラップアップセミナーへの参加を目的としたものでした。なお、前記セミナーに参加するだけでなく、関係機関を訪問することにより、ネパールという国が支援プロジェクトの終了により抱える不安や今後も継続してほしい支援内容を生で聞くことができました。私にとって、この出張で初めて当部の業務である法制度整備支援というものを垣間見ることができたと思います。

3. モンゴル

直近の話になりますが、3度目の海外出張はモンゴルでした。

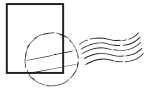
この出張は、モンゴル法務・内務省から、「商取引に関する規定を導入することを検討しているが、そのために民法改正又は商法新設のどちらを行う必要があります、そのどちらを選択するのが望ましいか」という相談があり、これに関して現地の関係機関から直接聞き取りを行うことを目的としたものでありました。また、8月末に行われたモンゴル国共同研究の研究テーマにも直結する内容が少なからずあったため、とても重要な出張であったと自負しております。

4 おわりに

当部の業務は、日本への来日経験が少ない外国人研修生と関わる機会が多くあります。その外国人研修生との交流は、日本人だけの付き合いでは得ることが難しい経験ができ、我々が固定観念として持っている「常識」という固い殻を破るような衝撃を与えてくれたりもします。そういう意味では、今行っている業務に刺激がなく、何か新しいことに挑戦したいという考えを持たれている方には当部の門を叩いてみるというのは面白い選択かもしれません（私は自分自身のことではなければ、積極的な意見を言える人間のようなものです。）。

さて、最後に大事なお知らせがあります。

今号に掲載されている【活動予定】をご確認いただくと分かりますが、当部が行う研修は年末にかけて盛り沢山となっております。もちろん、すでに研修計画は動き出しているものばかりではございますが、本書をお手に取られている方にもご協力いただく機会があるものと思料いたします。その際は、可能な限り快いご回答をいただければ幸いです。



各国プロジェクトオフィスから

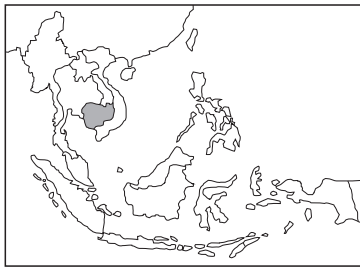


4月30日をもって4年1か月と1週間の任期を終え、日本に帰国いたしました。前専門家（弁護士出身）の塚原正典でございます。

任期中は、2015年民法典立法作業への関与、新企業法、新投資法等の日本側関係者に与える影響の大きい法律の下位法規範の起草への関与、ベトナム弁護士連合会による、弁護士マニュアル発行など会員弁護士への能力強化活動、（現在は中断していますが）当番弁護士制度導入の試み等への協力、今後のベトナムにおける法の解釈・運用の透明化に大きく貢献することが期待される判例制度の導入についてのセミナー等への参加、また、私は弁護士出身ですが最高検察院、ハイフォン市検察院の活動への数多くの参加などをすることができました。振り返れば、誠に幸運な時期に専門家をやらせていただいたと思っております。それにもかかわらず、私がどれほど貢献できたかについては疑問なしとしますが、仮に少しでも寄与することができたのであれば、それはひとえに関係者の皆さま一人ひとりのご支援の賜物でございます。ここに改めて感謝の意を表したいと存じます。

今後は、7月から約1年間、シンガポール国立大学大学院のL.L.M.コースで国際仲裁を勉強する予定です。卒業後はまだ未定ですが、皆さまと再びお目にかかる機会もあろうか、と思います。これからもこれまでと変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

（元ベトナム長期派遣専門家（弁護士） 塚原正典）



5月22日、プロジェクト・スタッフのうちの1人の卒業式（大学）がありました。

この卒業式は、結婚式や会議などを行う大きな会場で行われ、王立法律経済大学の各学部の卒業生約3000人が出席しました。

会場は、日本で言えば、東京の「お台場」のような地域にあります（あくまでも「あえて例えたら」という留保付きですが…）。

この地域は、プノンペン市内を流れる川の一部を埋め立てた「ダイヤモンド島」（コ・ピッ）と呼ばれるところで、川を眺められる場所にたくさんのレストランが軒を連ね、駐車場を兼ねた広場ではライブ

なども開催されます。

卒業式の開催場所や規模にも驚きましたが、最も驚いたのは、卒業式の時期です。

桜が舞い散る3月ではなく、新緑が薫る5月だから？

いえいえ。

このスタッフが大学を卒業したのは、「2016年8月」…つまり、約2年前です！

すでにこのスタッフは、卒業後、法律事務所やプロジェクトオフィスで働いていますので、私の感覚では、「今更、卒業式？」という感じですが、カンボジアでは普通のようなようです。

カンボジアでは、10月に大学へ入学し、8月に卒業試験等を経て卒業するというのが一般的とのことです。

しかし、卒業式がいつ開催されるかは未定です。卒業した年や大学によって、区々とのことですが。

その理由をスタッフたちに聞くと、一様に、「首相が出席するからだと思う。」という答えが返ってきます。

カンボジアの大学の卒業式には、必ず首相が出席するそうです。そのため、首相の日程に配慮して卒業式を開催するということのように、卒業式は、卒業と同時にはいりません。卒業式では、首相が成績優秀者に卒業証書を直接手渡します。また、卒業証書の名義は、大学の学長ではなく、教育大臣です。

日本の卒業式とはずいぶん異なります。

最初は違和感を感じましたが、見方を変えれば、意外とよい効果があるようにも思います。卒業して約2年、つまり、社会に出て、それなりに仕事を覚えて、自分の能力を過信しがちな時期です。その時期に、あえて卒業式をすることによって、初心を思い出すことができるかもしれません。

…カンボジア鼎頂に考えすぎですかね？

私は、カンボジア赴任2年目に入りました。初心を忘れずに、カンボジアを「卒業」するまで精進しようと思います。

(カンボジア長期派遣専門家 内山 淳)



皆様

お世話になっております。

この度、ラオスの専門家として着任致しました弁護士の佐竹亮と申します。

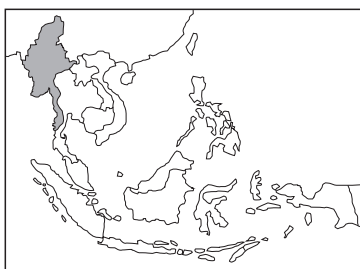
これまで、日弁連の国際交流委員会において、ラオス弁護士会への支援等に携わってまいりました。活動に参加する中で、ラオスへの法整備支援の意義を学び、私自身楽しさややりがいを感じる事があったところ、この度、専門家としてラオスへ赴任する機会をいただきました。

着任して、生活やプロジェクトのことでわからないことばかりでしたが、プロジェクトスタッフの皆様優しく迎え入れていただきました。また、ラオスのワーキンググループメンバーやその他の関係者の皆様にも温かく接していただき、プロジェクトがこれまで築いてきた関係各所からの信頼を窺い知ることができ、身が引き締まる思いであります。

これまでの信頼関係を維持し、プロジェクトの目的が達成できるよう、誠実に業務に取り組んでまいりたいと思います。至らなさでご迷惑をおかけすることもあろうかと思いますが、引き続き皆様からのご指導をいただければ幸いです。

何卒宜しくお願い申し上げます。

(ラオス長期派遣専門家 佐竹 亮)



昨年に続き、今年も、日本の夏休み期間を利用して家族が当地にくることになりました（これを記載している現在、滞在しています。）。ミャンマー入国には査証が必要ですが、観光査証は最大28日間です。査証取得前にフライトを予約して、E-チケットを添付して査証申請をする必要があります。在京ミャンマー大に、E-チケットを添付の上申請したところ、ミャンマー滞在期間が28日と50分になるということで突き返されました。どの時点で出国かという点はさておいても、帰国時のイミグレを1時間早めに通過すればいいのではないかと、などと言ってみたのですがその主張は通らず、結局、入国のフライト

を一日遅らせることになりました。その結果、約200ドルが余分に発生しました（もともとミャンマー入国前にバンコックで数日過ごす予定だったので、バンコックーネピドー便の変更が必要になったのです。）。

余分な？お金の発生という意味でいいますと、やや、牽強付会ですが、私は、7月28日に、ホールインワンを達成しました。ミャンマーでは、日系保険会社が進出しているものの、まだ、ホールインワン保険は提供されておらず、その結果（そもそもあったとして加入しているかという問題もありますが）、記念品だとか食事会だとかで経費が発生しました。が、みなさんにお祝いしてもらえて楽しい会だったので大変いい思い出となりました。

なお、上記査証に関して言うと、本年10月1日から試験的に査免が実施されるとのことです（オフィシャル旅券には適用されません。）。どうぞプライベートでも、是非、ミャンマーにお越し下さい。

(ミャンマー長期派遣専門家 野瀬憲範)



インドネシアでは、6月27日（水）に、統一地方選挙があり、この日は休日となりました。

この日に統一地方選挙があることは、前々からわかっており、前回の統一地方選挙の際は休日となったので、6月27日も休日になるのではないかとわれていましたが、政府からの正式な発表はなかなかなく、ようやく6月25日になって、まだ決裁は下りていないが、6月27日は休日になる、という情報が流れてくるという状況でした。

一方で、日本では、東京五輪に向けて、2020年の休日を動かす法案が成立したとのことです。

2日前と2年前ということで、お国柄の違いを強く感じました。

今後も、日程変更等で、皆様にご迷惑をおかけすることがあろうかと存じますが、インドネシアらしいとご海容いただければ幸いです。

引き続きご指導のほど、よろしくお願いいたします。

（インドネシア長期派遣専門家 石神有吾）

－ 編 集 後 記 －

当部が東京都昭島市に越してきてから初めての夏、平成最後の夏はうだるような暑さが続きました。4階専門官室の窓からは、目の前の空き地（草原）と昭和記念公園の緑、夏の高い空…という地平線が広がっていました。ようやく秋の気配がそこはかとなく近づいてきた白露に編集作業を行っていますが、完成品は雁の渡りとともに皆様のお手元に届くのでしょうか。

さて、本号の「巻頭言」は、和歌山弁護士会波床昌則弁護士から、「私と法制度整備支援」と題して、台湾やラオス等東南アジア諸国の法制度整備支援に御尽力いただいた際の御経験を紹介していただきました。市井でのことを拝読しますと、どこか遠くに感じていた東南アジア諸国の景色が目に浮かんでくるようです。

次に、「特集」では、ミャンマーの野瀬長期派遣専門家から「ミャンマー法整備支援プロジェクト～フェーズ1の回顧とフェーズ2の課題～」と題して、ラオスの伊藤長期派遣専門家から「ラオス『法の支配発展促進プロジェクト』が開始！ ～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」と題して、それぞれの国で開始した新プロジェクトについて御紹介いただきました。各国での法整備支援の始まりから俯瞰することによって、現地の状況のみならず国内での活動も位置づけることができます。

カンボジアの内山長期派遣専門家からは、72号から続いている連載記事「プノンペン
の平日（4）～カンボジア法整備支援の日常～」を寄稿いただきました。今回はプノンペンを離れて、長期派遣専門家としての仕事を軸に、他州への旅路を御紹介いただきました。

「外国法制・実務」では、各国専門家等から執筆いただいた、「ベトナム弁護士及びベトナム弁護士連合会の概要」、「カンボジアの司法～ Contribution of Law ～」、「ラオス民事訴訟法（改正）」及び「中国立法法の改正について（3）」を掲載しました。各国における法改正等の最新情報を知ることができますので、ぜひ御覧ください。また、ラオスの元長期派遣専門家である石岡弁護士から御指摘いただいた翻訳に係る問題提起は、常に心に留めておきたい事項です。

「活動報告」の「会合」では、「法整備支援へのいざない」を掲載しました。イベント当日だけでなく準備段階から、多方面にわたって多くの方にお世話になりました。この場でも御礼申し上げます。

また、「海外出張」及び「国際研修・共同研究」では、今年度5月から7月までに行った当部の活動の一部について掲載しております。

「論考」では、「法整備支援の『木も見て森も見る』」と題して、当部の鈴木教官から、法や法整備支援の概念整理を切り口に、経済や歴史の面から見ても興味深い内容のものを御提示いただきました。2019年2月1日に開催する「第20回法整備支援連絡会」のテーマとも密接に関わるものとなっておりますので、御参加予定の方にはぜひお目を通していただければと思います。また、本稿をきっかけに興味を持たれた方は、「法整備支援連絡会」に参加申込みください。お待ちしております。

「専門官の眼」では、松波主任国際専門官から、御自身が携わってこられた専門官室の業務について書いていただきました。検察庁を主流に、矯正局及び法務局からの異動者で構成されている当部の専門官室ですが、いずれの組織でも経験できない業務を担っている当部ですので、各人が目の当たりにするカルチャーショックを御想像いただければと思います。

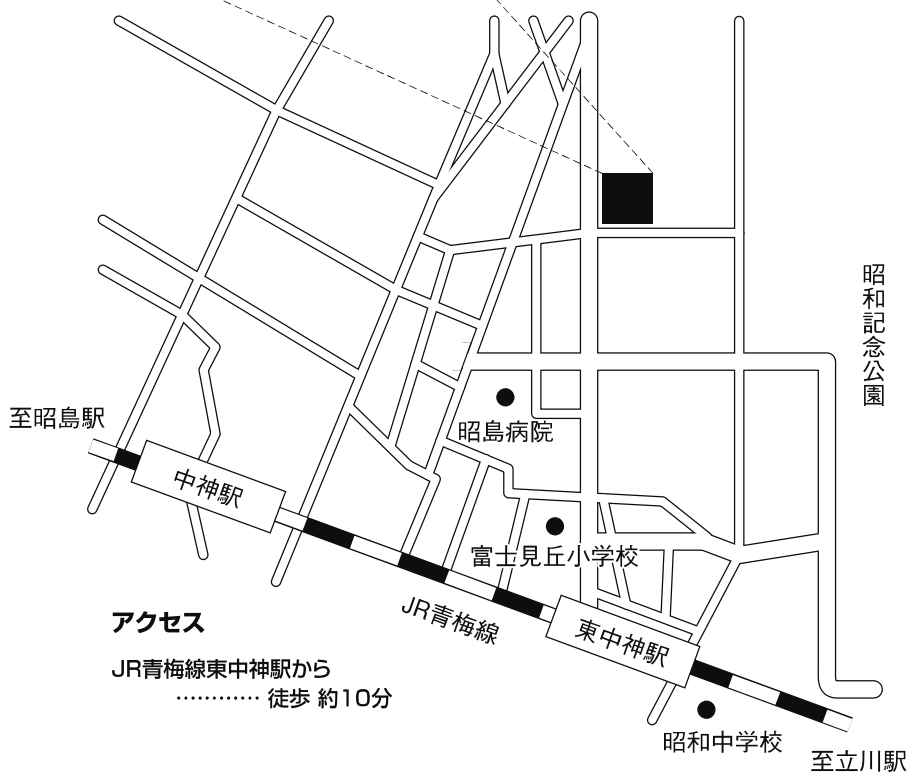
最後になりましたが、御多忙の中、快く御寄稿くださいました皆様に厚く御礼申し上げます。また、関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

次号でまたお目にかかれますよう祈念して。

国際協力専門官 阿部 愛子



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042) 500-5195

ウェブサイト : http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp (2016年9月 メールアドレス変更)

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2018年9月



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。